

令和7年度松戸市防災会議

日時 令和7年5月21日(水)
14時00分～15時30分

次 第

1 開 会

2 会長挨拶(本郷谷市長)

3 議 事

(1) 議案第1号

松戸市地域防災計画の修正について(資料1)

令和7年松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表(資料1-2)

松戸市地域防災計画 修正後本文(抜粋)(資料1-3)

(2) 議案第2号

令和7年度松戸市総合防災訓練について(資料2)

(3) 議案第3号

松戸市災害時保健医療救護活動マニュアル(資料3)

松戸市災害時医療救護活動マニュアル(改訂案)新旧対照表(資料3-2)

4 報告事項

(1) 令和6年度災害対応について(資料4)

(2) 災害時応援協定の新規締結について(資料5)

(3) 特殊災害対応訓練について(資料6)

議案第 1 号

松戸市地域防災計画の修正について

【概要】

松戸市の組織改編、各種通知、「千葉県地域防災計画」等の改定、京成グループの事業再編や要配慮者利用施設及び新規締結協定の追加等、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱の施行やその他追記や文言の修正等軽微な修正を行います。

1 松戸市の組織改編によるもの

松戸市行政組織条例の一部を改正する条例が施行され、課の新設や課名の変更等が生じたため修正するもの。

2 通知等によるもの

各通知等により、該当箇所を修正するもの。

3 「千葉県災害救助法施行細則」の一部改正によるもの

「千葉県災害救助法施行細則」の一部改正による「災害救助法」が適用された際の救助費用の限度額等に変更が生じ、松戸市としても修正を行ったもの。

4 京成グループの事業再編によるもの

京成グループの鉄道事業再編に伴う商号変更並びにバス事業再編に伴う商号変更が生じたことによる修正。

5 要配慮者利用施設の追記

新規で開業した要配慮者利用施設の追記を行いました。

6 新規締結協定の追記

新規で締結した災害時応援協定について、追記しております。

7 松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱の追加

令和 7 年 4 月 1 日に施行された、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱を追加しました。

8 その他

その他、内水ハザードマップの更新や医療救護活動の運用など各担当課から追記・修正してほしいと要望があったものや、避難所の運用など現状に合わせての修正や軽微な文言修正・文言統一をしております。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

＜ 震 災 編 ＞			
旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－ 3	1 松戸市 セ 被災者の生活再建支援に関すること	1 松戸市 セ 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること	千葉県地域防災計画を参考に追記。
震－ 6	(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台） ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層による地震動に限る）、水象の予報・警報等の発表、伝達及び解説に関すること ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること <u>＜ 追 記 ＞</u> <u>＜ 追 記 ＞</u> (12) 関東総合通信局 イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること	(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台） ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること (12) 関東総合通信局 イ 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること	「千葉県地域防災計画」と記載内容を統一させるため。
震－ 8	(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社	(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、一般社団法人A Z－COM丸和・支援ネットワーク (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社	千葉県地域防災計画を参考に追記。 京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。
震－ 1 4	(3) 気候 松戸市の気候は、概ね温暖である。平成 22 年～令和元年の年平均気温は 15.8℃～17.0℃、年間降水量は 1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速は 3.3m～3.7mである。	(3) 気候 松戸市の気候は、概ね温暖である。平成 22 年～令和元年の年平均気温は 15.8℃～17.0℃、年間降水量は 1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速は 3.3m/s～3.7m/sである。	「平均風速」は、秒速であるため、「m/s」に修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－２６	４ 防災訓練の充実 <u>地震発生時における防災活動を円滑に実施する</u>ため、防災関係機関<u>及び住民</u>との協力体制を確立<u>し</u>、防災に関する適切な知識、技能の習得を図る<u>必要がある。</u><u>そこで、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施する。</u> （１）総合防災訓練 防災関係機関、<u>県</u>等と連携して、住民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。実施の時期については、毎年 11 月の第 2 週の土曜日を<u>基準</u>とし<u>た</u>適切な時期に実施し、定着化を図る。 ＜総合防災訓練の訓練項目例＞ ①南海トラフ地震関連情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ②<u>危険箇所の巡視、避難指示、避難誘導</u> ③消火、救助、傷病者の応急手当及び搬送 ④<u>食料、飲料水</u>、救護所、その他の救援活動 ⑤<u>交通対策、道路障害物除去、緊急輸送道路の確保</u> ⑥避難者の受け入れ、<u>避難所運営</u> ⑦<u>応急復旧</u> ⑧<u>災害支援</u> 等	４ 防災訓練の充実 <u>災害発生時における市全体の災害対応能力を向上させる</u>ため、防災関係機関及び住民<u>等</u>との<u>連携・協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の向上</u>、防災に関する適切な知識、技能の習得を図る。 （１）総合防災訓練 防災関係機関等と連携して、住民、<u>協定締結機関</u>、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。実施の時期については、毎年 11 月の第 2 週の土曜日を<u>目安</u>とし、<u>訓練効果を考慮した</u>適切な時期に実施し、定着化を図る。 ＜総合防災訓練の訓練項目例＞ ①南海トラフ地震関連情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ②<u>災害対策本部等の本部運営</u> ③消火、救助、傷病者の応急手当及び搬送 ④<u>救助部隊による救出、救助</u> ⑤<u>食料・飲料水などの緊急物資の輸送</u> ⑥<u>救護所、その他の救援活動</u> ⑦交通対策、道路障害物除去、緊急輸送道路の確保 ⑧<u>住民主体による一般避難所の開設・運営</u>、避難者の受け入れ ⑨<u>防災意識の啓発（防災フェア）</u> 等	総合防災訓練の実情に合わせて修正。
震－３１	【計画の体系と担当】 ７ 建築物等の耐震化 街づくり 1・2 部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県企業局、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、<u>新京成電鉄(株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	【計画の体系と担当】 ７ 建築物等の耐震化 街づくり 1・2 部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県企業局、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。
震－３４	５ 防災空間の整備・拡大 （３）幹線道路の整備 道路は、<u>災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有している。そのため、幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性和効果の高い路線から整備を進めるものとする。</u>	５ 防災空間の整備・拡大 （３）幹線道路の整備 道路は、<u>人や物を輸送する交通機能のみならず、震災時には火災の延焼防止機能も有しているため、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性和効果の高い幹線道路から整備を進めるものとする。</u>	千葉県地域防災計画を参考に修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－３７	１ 防災施設等の整備 （１）市庁舎の整備 災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を<u>検討</u>する。 （２）防災倉庫等の整備 ア 防災倉庫の整備 避難所となる全市立小・中学校<u>へ</u>の分散備蓄倉庫の整備が令和３年度に完了した（一部余裕教室活用）。<u>今後については、引き続き分散備蓄倉庫の管理に努める。</u>鍵の保管について、災害発生時に<u>各主体</u>の判断で使えるよう、危機管理課での管理に加え、自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営<u>組織</u>が設立された<u>ところへ</u>倉庫<u>の</u>鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。	１ 防災施設等の整備 （１）市庁舎の整備 災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を<u>予め設定</u>する。 （２）防災倉庫等の整備 ア 防災倉庫の整備 避難所となる全市立小・中学校の分散備蓄倉庫（一部余裕教室活用）<u>の維持管理を継続する。また、</u>鍵の保管について、災害発生時に<u>各避難所</u>の判断で使えるよう、危機管理課での管理に加え、<u>避難所運営委員会や</u>自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営<u>委員会</u>が設立された倉庫<u>へ</u>鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。	震災編－６１にて、すでに災害対策本部の代替施設を第１順位 消防局、第２順位 議会棟、第３順位 中央保健福祉センターと設定しているため。 現状の運営方法に合わせて修正。
震－３８	２ 食料・飲料水等の備蓄 （２）食料、物資等の確保体制の整備 ア 備蓄情報の共有 <u>千葉県防災情報システムの中の</u>「物資調達輸送調整等支援システム」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県の備蓄等の活用を図る。	２ 食料・飲料水等の備蓄 （２）食料、物資等の確保体制の整備 ア 備蓄情報の共有 「物資調達輸送調整等支援システム」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県の備蓄等の活用を図る。	「物資調達輸送調整等支援システム」は、千葉県防災情報システムとは別の独立したシステムであると千葉県からご指摘があったため。
震－３９	４ 緊急輸送体制の整備 （３）輸送手段の確保 イ 航空輸送 災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を<u>把握</u>する。	４ 緊急輸送体制の整備 （３）輸送手段の確保 イ 航空輸送 災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を<u>確保</u>する。	千葉県地域防災計画を参考に修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－４２	第５節 避難体制整備計画 【計画の指針】 被害想定では、約 49 件の炎上出火が予想されるほか、同地震による<u>収容</u>避難者数は最大で 1.4 万人と予測される。	第５節 避難体制整備計画 【計画の指針】 被害想定では、約 49 件の炎上出火が予想されるほか、同地震による<u>避難所の</u>避難者数は最大で 1.4 万人と予測される。	表現方法を分かりやすく修正。
震－４２	１ 避難場所等の指定・整備 （１）避難場所等の指定 災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び<u>収容</u>を必要とする避難者のための避難所を指定する。 市指定の避難場所等は、次の３種類とする。 なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。 ア 避難場所 災害の危険が切迫した緊急時において、<u>安全が確保される</u>場所である。 イ 避難所 住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は<u>居住</u>が困難な被災者<u>のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための</u>屋内施設である。	１ 避難場所等の指定・整備 （１）避難場所等の指定 災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び<u>避難生活</u>を必要とする避難者のための避難所を指定する。 市指定の避難場所等は、次の３種類とする。 なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。 ア <u>指定緊急</u>避難場所 災害の危険が切迫した緊急時において、<u>一時的に避難する</u>場所である。 イ <u>指定</u>避難所 住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は<u>生活</u>が困難な被災者<u>が一定期間生活するための</u>屋内施設である。	表現方法を分かりやすく修正するとともに、避難所名を全国的に使用されている名称へ修正。
震－４３	エ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明、見回り等）、男性・女性・性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮、<u>ペット</u>対策等について対応するための設備の整備に努める。	エ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明、見回り等）、男性・女性・性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮、<u>家庭動物</u>対策等について対応するための設備の整備に努める。	国・千葉県と記載方法を合わせる。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧		新		修 正 理 由																												
震－５７	〈市職員の配備基準〉		〈市職員の配備基準〉		内閣府が公表している「南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村一覧」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村一覧」に松戸市が記載されていないこともあり、本市への影響を鑑み配備体制について、震源域などを考慮し、柔軟に決定できるように追記。																												
	<table><tr><th colspan="2">配備体制</th><th>配備基準</th></tr><tr><td colspan="2">情報体制等強化</td><td>①市域で震度４が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td>警戒本部</td><td>警戒配備</td><td>①市域で震度５弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td rowspan="3">災害対策本部</td><td>第１配備</td><td>①市域で震度５強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</td></tr><tr><td>第２配備</td><td>①市域で震度６弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td>第３配備</td><td>①市域で震度６強以上が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき</td></tr></table>	配備体制		配備基準		情報体制等強化		①市域で震度４が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき	警戒本部	警戒配備	①市域で震度５弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	災害対策本部	第１配備	①市域で震度５強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	第２配備	①市域で震度６弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき	第３配備	①市域で震度６強以上が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき	<table><tr><th colspan="2">配備体制</th><th>配備基準</th></tr><tr><td colspan="2">情報体制等強化</td><td>①市域で震度４が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td>警戒本部</td><td>警戒配備</td><td>①市域で震度５弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ③その他、市長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td rowspan="3">災害対策本部</td><td>第１配備</td><td>①市域で震度５強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</td></tr><tr><td>第２配備</td><td>①市域で震度６弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき</td></tr><tr><td>第３配備</td><td>①市域で震度６強以上が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき</td></tr></table>	配備体制		配備基準	情報体制等強化		①市域で震度４が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき	警戒本部	警戒配備	①市域で震度５弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ③その他、市長が必要と認めたとき	災害対策本部	第１配備	①市域で震度５強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	第２配備	①市域で震度６弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき
配備体制		配備基準																															
情報体制等強化		①市域で震度４が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																															
警戒本部	警戒配備	①市域で震度５弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき																															
災害対策本部	第１配備	①市域で震度５強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき																															
	第２配備	①市域で震度６弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																															
	第３配備	①市域で震度６強以上が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																															
配備体制		配備基準																															
情報体制等強化		①市域で震度４が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																															
警戒本部	警戒配備	①市域で震度５弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ③その他、市長が必要と認めたとき																															
災害対策本部	第１配備	①市域で震度５強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき																															
	第２配備	①市域で震度６弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																															
	第３配備	①市域で震度６強以上が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき																															
震－６１	(2) 警戒本部 ア 設置基準 (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき		(2) 警戒本部 ア 設置基準 (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u>		上記と同様の理由。																												
震－６１	(3) 災害対策本部 イ 設置基準及び時間 (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき		(3) 災害対策本部 イ 設置基準及び時間 (イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u>		上記と同様の理由。																												

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																						
震－６４	総務部 情報運用支援班 <u>情報政策課</u> 環境部 <u>環境業務課</u> <u>日暮クリーンセンター</u> 街づくり１部 <u>＜新規追加＞</u> <u>建築審査課</u>	総務部 情報運用支援班 <u>デジタル戦略課</u> 環境部 <u>＜ 削 除 ＞</u> <u>＜ 削 除 ＞</u> 街づくり１部 <u>常盤平駅周辺まちづくり推進課</u> <u>＜ 削 除 ＞</u>	松戸市の組織見直しにより、課の名称変更、統廃合等による追記と削除。																																						
震－６５	総務部 情報運用支援班 <u>情報政策課</u>	総務部 情報運用支援班 <u>デジタル戦略課</u>	松戸市の組織見直しによる。																																						
震－６６	＜部名＞ ＜所掌業務＞ 経済振興部 <u>＜新規＞</u>	＜部名＞ ＜所掌業務＞ 経済振興部 <u>○救援物資支援に関する統括に関すること</u>	救援物資支援に関して役割を明確化するため。																																						
震－６６	環境部 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・ <u>環境業務課</u> 環境部長 ・東部クリーンセンター・ <u>日暮クリーンセンター</u> ・和名ケ 環境政策課 谷クリーンセンター	環境部 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・ <u>＜ 削 除 ＞</u> 環境部長 ・東部クリーンセンター・ <u>＜ 削 除 ＞</u> ・和名ケ谷クリー 環境政策課 ンセンター	松戸市の組織見直しによる。																																						
震－６７	街づくり１部 街づくり課・ <u>＜新規＞</u> ・区画整理課・交通政策課・みどり 街づくり部長 と花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・ <u>建築審</u> 都市計画課 <u>査課</u> ・建築保全課	街づくり１部 街づくり課・ <u>常盤平駅周辺まちづくり推進課</u> ・区画整理課 街づくり部長 ・交通政策課・みどりと花の課・公園緑地課・住宅政策課 都市計画課 ・建築指導課・ <u>＜ 削 除 ＞</u> ・建築保全課	松戸市の組織見直しによる。																																						
震－６９	３ 災害対応拠点設置予定場所 <table><tr><th></th><th>種 類</th><th>施設名</th></tr><tr><td rowspan="2">避難</td><td>避難場所</td><td>………</td></tr><tr><td>避難所</td><td>………</td></tr><tr><td>医療</td><td>病院前救護所</td><td>市指定<u>１０</u>病院</td></tr><tr><td rowspan="2">生活・ライフ ライン</td><td><u>＜ 追 加 ＞</u></td><td><u>＜ 追 加 ＞</u></td></tr><tr><td><u>ペット</u>の収容所</td><td>避難所周辺敷地内</td></tr><tr><td>遺体</td><td><u>遺体安置所</u></td><td>北山会館（市斎場）</td></tr></table>		種 類	施設名	避難	避難場所	………	避難所	………	医療	病院前救護所	市指定 <u>１０</u> 病院	生活・ライフ ライン	<u>＜ 追 加 ＞</u>	<u>＜ 追 加 ＞</u>	<u>ペット</u> の収容所	避難所周辺敷地内	遺体	<u>遺体安置所</u>	北山会館（市斎場）	３ 災害対応拠点設置予定場所 <table><tr><th></th><th>種 類</th><th>施設名</th></tr><tr><td rowspan="2">避難</td><td><u>指定緊急</u>避難場所</td><td>………</td></tr><tr><td><u>指定</u>避難所</td><td>………</td></tr><tr><td>医療</td><td>病院前救護所</td><td>市指定<u>９</u>病院</td></tr><tr><td rowspan="2">生活・ライフ ライン</td><td><u>上水道災害対策班</u></td><td><u>水道部小金庁舎</u></td></tr><tr><td><u>家庭動物</u>の収容所</td><td>避難所周辺敷地内</td></tr><tr><td>遺体</td><td><u>遺体収容所</u></td><td>北山会館（市斎場）</td></tr></table>		種 類	施設名	避難	<u>指定緊急</u> 避難場所	………	<u>指定</u> 避難所	………	医療	病院前救護所	市指定 <u>９</u> 病院	生活・ライフ ライン	<u>上水道災害対策班</u>	<u>水道部小金庁舎</u>	<u>家庭動物</u> の収容所	避難所周辺敷地内	遺体	<u>遺体収容所</u>	北山会館（市斎場）	表現方法を分かりやすく。 東松戸病院閉院のため。 記載漏れのため追記。 国・千葉県と合わせる。 「遺体安置所」「遺体検案所」等を含めて「遺体収容所」のため名称を修正。
	種 類	施設名																																							
避難	避難場所	………																																							
	避難所	………																																							
医療	病院前救護所	市指定 <u>１０</u> 病院																																							
生活・ライフ ライン	<u>＜ 追 加 ＞</u>	<u>＜ 追 加 ＞</u>																																							
	<u>ペット</u> の収容所	避難所周辺敷地内																																							
遺体	<u>遺体安置所</u>	北山会館（市斎場）																																							
	種 類	施設名																																							
避難	<u>指定緊急</u> 避難場所	………																																							
	<u>指定</u> 避難所	………																																							
医療	病院前救護所	市指定 <u>９</u> 病院																																							
生活・ライフ ライン	<u>上水道災害対策班</u>	<u>水道部小金庁舎</u>																																							
	<u>家庭動物</u> の収容所	避難所周辺敷地内																																							
遺体	<u>遺体収容所</u>	北山会館（市斎場）																																							

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－7 4	2 情報収集 (1) 地震情報の収集 情報・運用支援班は、電話及び<u>県防災情報システム等</u>を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。	2 情報収集 (2) 地震情報の収集 情報・運用支援班は、電話及び<u>県防災行政無線等</u>を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。	千葉県から指摘があったため。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																								
震－ 7 5	<u>＜地震情報の種類＞</u>		千葉県地域防災計画を参考に内容を最新のものに修正。 気象庁ホームページ「緊急地震速報のしくみ」及び「地震情報について」を参考に修正。																								
	<table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>緊急地震速報</td><td><u>地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。</u></td></tr><tr><td>震度速報</td><td><u>地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。松戸市は、「千葉県北西部」である。</u></td></tr><tr><td><u>＜ 追 加 ＞</u></td><td><u>＜ 追 加 ＞</u></td></tr><tr><td><u>震源・震度に関する情報</u></td><td><u>地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u> <u>津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。</u></td></tr><tr><td><u>各地の震度に関する情報</u></td><td><u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。</u></td></tr></table>	種 類		内 容	緊急地震速報	<u>地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。</u>	震度速報	<u>地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。松戸市は、「千葉県北西部」である。</u>	<u>＜ 追 加 ＞</u>	<u>＜ 追 加 ＞</u>	<u>震源・震度に関する情報</u>	<u>地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u> <u>津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。</u>	<u>各地の震度に関する情報</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。</u>	<table><tr><th>種 類</th><th><u>情報等の発表</u></th></tr><tr><td><u>緊急地震速報（警報）</u></td><td><u>ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u></td></tr><tr><td>震度速報</td><td><u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u></td></tr><tr><td><u>震源に関する情報</u></td><td><u>震度3以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</u></td></tr><tr><td><u>震源・震度情報</u></td><td><u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> <u>・震度1以上。</u> <u>・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時。</u> <u>・緊急地震速報（警報）発表時。</u> <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u></td></tr><tr><td><u>＜ 削 除 ＞</u></td><td><u>＜ 削 除 ＞</u></td></tr></table>	種 類	<u>情報等の発表</u>	<u>緊急地震速報（警報）</u>	<u>ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u>	震度速報	<u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u>	<u>震源に関する情報</u>	<u>震度3以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</u>	<u>震源・震度情報</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> <u>・震度1以上。</u> <u>・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時。</u> <u>・緊急地震速報（警報）発表時。</u> <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u>	<u>＜ 削 除 ＞</u>	<u>＜ 削 除 ＞</u>
	種 類	内 容																									
	緊急地震速報	<u>地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報。</u>																									
	震度速報	<u>地震発生から約1分半後、震度3以上の全国188に区分した地域名と地震の発生時刻を発表。松戸市は、「千葉県北西部」である。</u>																									
<u>＜ 追 加 ＞</u>	<u>＜ 追 加 ＞</u>																										
<u>震源・震度に関する情報</u>	<u>地震の発生場所やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</u> <u>津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。</u>																										
<u>各地の震度に関する情報</u>	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられるが、震度が入手できない観測点を発表する。</u>																										
種 類	<u>情報等の発表</u>																										
<u>緊急地震速報（警報）</u>	<u>ある地域で最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度4又は長周期地震動階級3以上を予想した地域となる。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u>																										
震度速報	<u>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。千葉県の地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。</u>																										
<u>震源に関する情報</u>	<u>震度3以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。</u>																										
<u>震源・震度情報</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表する。</u> <u>・震度1以上。</u> <u>・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時。</u> <u>・緊急地震速報（警報）発表時。</u> <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u>																										
<u>＜ 削 除 ＞</u>	<u>＜ 削 除 ＞</u>																										

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧		新		修 正 理 由
震－ 7 5	その他の情報	<u>地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。</u>	その他の情報	<u>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。</u>	千葉県地域防災計画を参考に内容を最新のものに修正。 気象庁ホームページ「緊急地震速報のしくみ」及び「地震情報について」を参考に修正。
	<u>< 追 加 ></u>	<u>< 追 加 ></u>	推計震度分布図	<u>震度 5 弱以上の地震を観測したときに発表する。</u> <u>観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表する。</u>	
	<u>< 追 加 ></u>	<u>< 追 加 ></u>	長周期地震動の観測情報	<u>長周期地震動階級 1 以上を観測したときに、1 0 分程度で発表する。</u>	
	<u>< 追 加 ></u>	<u>< 追 加 ></u>	遠地地震に関する情報	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。</u> <u>・マグニチュード 7.0 以上。</u> <u>・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）。</u> <u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表する。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1 時間半～ 2 時間程度で発表している。）</u> <u>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。</u>	
			<u>※各情報に用いる震度について</u> <u>各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74 ヶ所）、気象庁（20 ヶ所）、防災科学技術研究所（13 ヶ所）、千葉市（4 ヶ所）、松戸市（1 ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和 4 年 1 1 月 2 4 日現在）。</u> <u>※松戸市は千葉県北西部にあたる。</u>		
震－ 7 6	<地震直後の情報収集方法>		<地震直後の情報収集方法>		情報収集方法に「ドローン等」を追記。
	収集方法	備 考	収集方法	備 考	
	関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等	関係機関との情報交換	警察、 <u>消防（ドローン等）</u> 、ライフライン関係機関等	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧				新				修 正 理 由																
震－ 7 8	<調査項目と担当>の表 <table><tr><th colspan="2">調査項目</th><th>市の担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>その 他の 被害</td><td>電気、ガス、 電話、鉄道等 の被害状況</td><td>情報・運用 支援班</td><td>東京電力パワーグリッド(株)、京葉 瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東 日本旅客鉄道(株)、<u>新京成電鉄 (株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北 総鉄道(株)、京成電鉄(株)</td></tr></table>				調査項目		市の担当	関係機関	その 他の 被害	電気、ガス、 電話、鉄道等 の被害状況	情報・運用 支援班	東京電力パワーグリッド(株)、京葉 瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東 日本旅客鉄道(株)、 <u>新京成電鉄 (株)</u> 、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北 総鉄道(株)、京成電鉄(株)	<調査項目と担当>の表 <table><tr><th colspan="2">調査項目</th><th>市の担当</th><th>関係機関</th></tr><tr><td>その 他の 被害</td><td>電気、ガス、 電話、鉄道等 の被害状況</td><td>情報・運用 支援班</td><td>東京電力パワーグリッド(株)、京葉 瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東 日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、 流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄 (株)</td></tr></table>				調査項目		市の担当	関係機関	その 他の 被害	電気、ガス、 電話、鉄道等 の被害状況	情報・運用 支援班	東京電力パワーグリッド(株)、京葉 瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東 日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、 流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄 (株)	京成電鉄と新京成電鉄の鉄 道事業が合併されたため。
					調査項目		市の担当	関係機関																	
その 他の 被害	電気、ガス、 電話、鉄道等 の被害状況	情報・運用 支援班	東京電力パワーグリッド(株)、京葉 瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東 日本旅客鉄道(株)、 <u>新京成電鉄 (株)</u> 、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北 総鉄道(株)、京成電鉄(株)																						
調査項目		市の担当	関係機関																						
その 他の 被害	電気、ガス、 電話、鉄道等 の被害状況	情報・運用 支援班	東京電力パワーグリッド(株)、京葉 瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東 日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、 流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄 (株)																						
震－ 9 0	第 5 節 <u>災害警備</u>・防犯対策 【計画の体系・担当】 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>1 <u>災害警備</u></td><td>警察署</td></tr></table> 1 <u>災害警備</u> (1) 基本方針 <u>警察は</u>、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者 の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他 社会秩序の維持に当たる。				項 目	担 当	1 <u>災害警備</u>	警察署	第 5 節 <u>災害時の警備</u>・防犯対策 【計画の体系・担当】 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>1 <u>災害時の警備</u></td><td>警察署</td></tr></table> 1 <u>災害時の警備</u> (1) 基本方針 地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におい て、<u>警察は</u>、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災 者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その 他社会秩序の維持に当たる。				項 目	担 当	1 <u>災害時の警備</u>	警察署	表現方法を分かりやすく修 正。								
					項 目	担 当																			
1 <u>災害警備</u>	警察署																								
項 目	担 当																								
1 <u>災害時の警備</u>	警察署																								
震－ 9 7	第 7 節 避難対策 【計画の体系・担当】 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>6 在宅避難者等の支援</td><td>市民部、総務部、経済振興部、 文化スポーツ部、保健医療部</td></tr></table>				項 目	担 当	6 在宅避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、 文化スポーツ部、保健医療部	第 7 節 避難対策 【計画の体系・担当】 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>6 在宅避難者・<u>車中泊避難者</u>等の支援</td><td>市民部、総務部、経済振興部、 文化スポーツ部、保健医療部</td></tr></table>				項 目	担 当	6 在宅避難者・ <u>車中泊避難者</u> 等の支援	市民部、総務部、経済振興部、 文化スポーツ部、保健医療部	「車中泊避難者」について 記載していたが、各地の災 害対応の実績から車中泊避 難者の数が多くなっている 現状から、項目として抜き 出して記載する。								
					項 目	担 当																			
6 在宅避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、 文化スポーツ部、保健医療部																								
項 目	担 当																								
6 在宅避難者・ <u>車中泊避難者</u> 等の支援	市民部、総務部、経済振興部、 文化スポーツ部、保健医療部																								

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－100	4 避難所の開設と運営 (1) 避難所の開設 原則として本部長が指定避難所の開設の可否を判断する。ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。 勤務時間内<u>に災害が発生した場合は、</u>施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。 勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した「<u>避難所直行職員</u>」が開設する。 震度5強以上<u>の場合は、</u>あらかじめ定められた避難所に避難所直行職員（市職員）が自動参集し、地域住民、施設管理者、学校職員、施設職員と連携して避難所を開設する。 避難所の開設に当たっては、避難所として施設が被災している可能性があるため、施設管理者、学校職員、施設職員及び避難所直行職員は、まず施設の安全点検を実施し、施設の安全が確認された上で、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。 建物の倒壊や、敷地の<u>崩壊</u>等の<u>危険性</u>がある場合は、市本部に被害状況を報告する。 また、避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、エリアメール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。	4 避難所の開設と運営 (1) 避難所の開設 <u>ア</u> 原則として本部長が指定避難所の開設の可否を判断する。ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。 <u>イ</u> 震度5強以上<u>を観測した場合は、</u>あらかじめ定められた避難所に避難所直行職員（市職員）が自動参集し、地域住民、施設管理者、学校職員、施設職員と連携して避難所を開設する。 <u>ウ</u> <u>震度5弱以下を観測し、本部長が指定避難所の開設が必要だと判断した場合、</u>勤務時間内は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。<u>一方、</u>勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した<u>避難所直行職員（市職員）</u>が開設する。 <u>エ</u> 避難所の開設に当たっては、避難所が地震により損壊している可能性があるため、施設管理者、学校職員、施設職員及び避難所直行職員は、まず施設の安全点検を実施し、施設の安全が確認された上で、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。 <u>オ</u> 建物の倒壊や、敷地の<u>ひび割れ</u>等がある場合は、市本部に被害状況を報告する。 <u>カ</u> 避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、エリアメール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。	現状の避難所開設の運用に合わせて、分かりやすく整理し直す。
震－101	(2) 避難所の運営 ア 避難所運営委員会 <u>避難所運営委員会を</u>町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者等をもって速やかに立ち上げる。	(2) 避難所の運営 ア 避難所運営委員会 <u>平時から避難所運営委員会を努めて立ち上げておく。また、平時から立ち上がっていない避難所については、発災時に</u>町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者等をもって速やかに立ち上げる。	現状の運用に則して内容を修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１０１	（４）初期対応協力事項 イ 初期対応協力事項 （ア）施設・設備の安全点検 （イ）支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集 （ウ）開放スペースの指示 （エ）避難者名簿の作成 （オ）避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て （カ）避難所運営委員会の立ち上げ及び行動 （キ）必要により、ホイップアンテナを利用したMC A無線機の移動	（４）初期対応協力事項 イ 初期対応協力事項 （ア）施設・設備の安全点検 （イ）支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集 （ウ）開放スペースの指示 （エ）<u>パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u> （オ）避難者名簿の作成 （カ）避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て （キ）避難所運営委員会の立ち上げ	国・千葉県の追記内容と合わせるかたちで追記する。 MC A無線機は平時から持ち運び可能なスマートフォン型のため、削除。
震－１０２	（７）健康・衛生対策等 エ <u>ペット</u>同伴者対策 <u>ペット</u>同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への<u>ペット</u>の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関に<u>ペット</u>対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 その他、第９節の「７ 動物対策」による。 オ 生活環境対策 （ウ）トイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせ設定する等）	（７）健康・衛生対策等 エ <u>家庭動物</u>同伴者対策 <u>家庭動物</u>同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への<u>家庭動物</u>の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関に<u>家庭動物</u>対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 その他、第９節の「７ 動物対策」による。 オ 生活環境対策 （ウ）<u>男女別の</u>トイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせ設定する等）	国・千葉県と記載方法を合わせる。
震－１０３	（８）避難状況の報告及び記録 避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。<u>また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、要配慮者数、体調不良者数、ライフライン等の状況、避難者数の概況等について</u>支所(本庁第１管轄及び本庁第２管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース)へ報告する。 市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。	（８）避難状況の報告及び記録 <u>ア</u> 避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。 <u>イ</u> 各避難所では、避難者名簿等<u>を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u>について支所(本庁第１管轄及び本庁第２管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース)へ報告する。 <u>ウ</u> 市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。	「（４）初期対応協力事項」のところで連動して追記・修正する。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
震－１０３	６ 在宅避難者等の支援	６ 在宅避難者・ <u>車中泊避難者</u> 等の支援	上記と同様。
震－１０４	ウ 健康管理 避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように <u>指導</u> する。	ウ 健康管理 避難所直行職員 <u>または避難所担当職員</u> は、避難所運営委員会に対して受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように <u>助言</u> する。	避難所直行職員から引き継がれる避難所担当職員を追記。指導は難しいと考えられるので、助言に修正。
震－１０５	エ 衛生確保 避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施するように <u>指導</u> する。なお、避難所運営委員会は実施方法をルール化し、避難者と共に行うようにする。	エ 衛生確保 避難所直行職員 <u>または避難所担当職員</u> は、避難所運営委員会に対して避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施するように <u>助言</u> する。なお、避難所運営委員会は実施方法をルール化し、避難者と共に行うようにする。	避難所直行職員から引き継がれる避難所担当職員を追記。指導は難しいと考えられるので、助言に修正。
震－１０５	カ 車中泊等の対策 浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。	カ 車中泊等の対策 浸水等の危険がないグラウンド、 <u>地割れ等の被害がないグラウンド</u> や駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。	危険を知らせるため追記。
震－１０６	【計画の指針】 ○ 詳細な活動は、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。 １ 医療救護体制 災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。	【計画の指針】 ○ 詳細な活動は、市が策定した「災害時 <u>保健</u> 医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。 １ 医療救護体制 災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時 <u>保健</u> 医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。	昨年度マニュアル名称変更に伴い修正。 昨年度マニュアル名称変更に伴い修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由										
震－１０７	２ 医療救護活動 (1) 市救護本部の設置 市救護本部には、健康医療部長を本部長として、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、（公社）看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して活動を実施する。 〈市救護本部の構成等〉 <table><tr><td>本部員</td><td>松戸市医師会長、松戸市歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、災害医療コーディネーター</td></tr><tr><td>総合調整部</td><td>健康政策課長、（一社）松戸市医師会（連絡調整担当）、災害時保健活動責任者（市保健師）、保健医療部員</td></tr><tr><td>医療救護情報部</td><td>地域医療課長、保健医療部員</td></tr><tr><td>診療部</td><td>（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、市立総合医療センター医師、（公社）看護協会等</td></tr><tr><td>薬剤部</td><td>（一社）松戸市薬剤師会</td></tr><tr><td>保健衛生部</td><td>健康推進課長、保健医療部員（医療専門職を除く）</td></tr></table> ２ 医療救護活動 (1) 市救護本部の設置 市救護本部には、健康医療部長を本部長として、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医会、（一社）松戸市薬剤師会、<u>市立総合医療センター医師</u>、（公社）看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して活動を実施する。 <u>< 削 除 ></u> 下記の〈市救護本部の構成等〉、〈市救護本部の各部の所掌業務〉表の削除により、市立総合医療センター医師の表記がなくなるため、ここへ追記。 組織改編に伴う調整を図るため、詳細については災害時医療救護活動マニュアルにより明記・調整を行っていくので表を削除。	本部員	松戸市医師会長、松戸市歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、災害医療コーディネーター	総合調整部	健康政策課長、（一社）松戸市医師会（連絡調整担当）、災害時保健活動責任者（市保健師）、保健医療部員	医療救護情報部	地域医療課長、保健医療部員	診療部	（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、市立総合医療センター医師、（公社）看護協会等	薬剤部	（一社）松戸市薬剤師会	保健衛生部	健康推進課長、保健医療部員（医療専門職を除く）
本部員	松戸市医師会長、松戸市歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、災害医療コーディネーター												
総合調整部	健康政策課長、（一社）松戸市医師会（連絡調整担当）、災害時保健活動責任者（市保健師）、保健医療部員												
医療救護情報部	地域医療課長、保健医療部員												
診療部	（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、市立総合医療センター医師、（公社）看護協会等												
薬剤部	（一社）松戸市薬剤師会												
保健衛生部	健康推進課長、保健医療部員（医療専門職を除く）												

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧		新	修 正 理 由
震－１０７	〈市救護本部の各部の所掌業務〉		<u>＜ 削 除 ＞</u>	組織改編に伴う調整を図るため、詳細については災害時医療救護活動マニュアルにより明記・調整を行っていくので表を削除。
	部 名	業 務		
	総合調整部	・ 本部長の補佐、資料作成等庶務全般 ・ 県医療対策本部、市の各対策本部、松戸保健所等との連携 ・ 松戸市医師会長、災害医療コーディネーター等と連携した医療・保健活動に関する企画立案、総合調整 ・ 従事職員の調整（食事、宿泊等の調整を含む） ・ 外部からの応援人員（医療職団体等）の受援及び業務コントロール		
	医療救護情報部	・ 中央保健福祉センターの開錠 ・ 医療機関の被害状況、稼働状況等の収集 ・ EMIS の代行入力 ・ 病院前救護所、学校救護所の設営、連絡 ・ 流通備蓄医療資機材の運用 ・ 本部内必要物品、備品の調達		
	診療部	・ 医療従事者の確保 ・ 医療救護班の編成、派遣		
	薬剤部	・ 医薬品等の調達		
震－１０８	保健衛生部		(5) 病院前救護所の設置と運営 災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の <u>9</u> 病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会の各会員（学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く）は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。	東松戸病院の閉院による修正。
	保健衛生部			

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由												
震－１０８	(6) 学校救護所の設置と運営 市救護本部の指示に基づき市内 17 の小・中学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。	(6) 学校救護所の設置と運営 市救護本部の指示に基づき市内 17 の小・中・ <u>高等</u> 学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。	従来より高等学校の対象が 存したため修正。												
震－１１１	第 9 節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>………</td><td>………</td></tr><tr><td>6 <u>がれき等</u>の処理</td><td>環境部、街づくり 1 部</td></tr></table>	項 目	担 当	………	………	6 <u>がれき等</u> の処理	環境部、街づくり 1 部	第 9 節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>………</td><td>………</td></tr><tr><td>6 <u>災害廃棄物</u>の処理</td><td>環境部、街づくり 1 部</td></tr></table>	項 目	担 当	………	………	6 <u>災害廃棄物</u> の処理	環境部、街づくり 1 部	昨年度修正した際の修正漏 れ。
項 目	担 当														
………	………														
6 <u>がれき等</u> の処理	環境部、街づくり 1 部														
項 目	担 当														
………	………														
6 <u>災害廃棄物</u> の処理	環境部、街づくり 1 部														
震－１１５	7 動物対策 (2) 放浪動物への対応 環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出した <u>ペット</u> 等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。 <u>危険動物</u> が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 (3) <u>ペット</u> への対応 避難時の <u>ペット</u> の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 <u>ペット</u> と避難所へ同行避難する場合、飼い主は <u>ペット</u> の飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。 避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる <u>ペット</u> 問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体が <u>ペット</u> の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。	7 動物対策 (2) 放浪動物への対応 環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出した <u>家庭動物</u> 等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。 <u>特定動物</u> が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 (3) <u>家庭動物</u> への対応 避難時の <u>家庭動物</u> の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 <u>家庭動物</u> と避難所へ同行避難する場合、飼い主は <u>家庭動物</u> の飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。 避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる <u>家庭動物</u> 問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体が <u>家庭動物</u> の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。	国・千葉県と記載方法を合 わせる。												
震－１１６	第 1 0 節 行方不明者の搜索・遺体の処理 【計画の指針】 ○行方不明者の搜索、……… ○多数の死亡者が発生した場合は、１日以内に <u>遺体安置所</u> を設置し、必要な物品等を確保する。	第 1 0 節 行方不明者の搜索・遺体の処理 【計画の指針】 ○行方不明者の搜索、……… ○多数の死亡者が発生した場合は、１日以内に <u>遺体収容所</u> を設置し、必要な物品等を確保する。	「遺体安置所」「遺体検案 所」「受付」等を含めて 「遺体収容所」というため 名称を修正。												

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１１６	１ 行方不明者の捜索 (1) 行方不明者情報の収集 ウ 避難所、学校救護所、<u>遺体安置所</u>、医療機関等の収容者情報	１ 行方不明者の捜索 (1) 行方不明者情報の収集 ウ 避難所、学校救護所、<u>遺体収容所</u>、医療機関等の収容者情報	「遺体安置所」「遺体検案所」「受付」等を含めて「遺体収容所」というため名称を修正。
震－１１７	２ 遺体の処理 (2) <u>遺体安置所</u>の設置 保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に<u>遺体安置所</u>を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。 (4) 遺体の搬送 <u>遺体安置所</u>等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。 (5) 遺体の処理 保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。 遺体の処理は、<u>遺体安置所</u>で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。	２ 遺体の処理 (2) <u>遺体収容所</u>の設置 保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に<u>遺体収容所</u>を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。 (4) 遺体の搬送 <u>遺体収容所</u>等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。 (5) 遺体の処理 保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。 遺体の処理は、<u>遺体収容所</u>で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。	「遺体安置所」「遺体検案所」「受付」等を含めて「遺体収容所」というため名称を修正。
震－１１７	３ 遺体の埋火葬 (2) 埋火葬の受付 保健医療部は、<u>遺体安置所</u>又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。 (4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い <u>遺体安置所</u>に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。 引き取り人の無い身元不明者の遺骨については市において保管する。	３ 遺体の埋火葬 (2) 埋火葬の受付 保健医療部は、<u>遺体収容所</u>又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。 (4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い <u>遺体収容所</u>に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。 引き取り人の無い身元不明者の遺骨については市において保管する。	「遺体安置所」「遺体検案所」「受付」等を含めて「遺体収容所」というため名称を修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由						
震－１２３	５ 物資集配拠点の運営 （１）物資集配拠点 食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。 経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、<u>松戸運動公園、21 世紀の森と広場</u>に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。	５ 物資集配拠点の運営 （１）物資集配拠点 食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。 経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、<u>21 世紀の森と広場、松戸運動公園</u>に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。 <u>なお、物資集配拠点の設置優先順位については以下のとおりとする。</u> <u>＜物資集配拠点の設置優先順位＞</u> <table><tr><td><u>第 1 順位</u></td><td><u>南部市場</u></td><td><u>第 2 順位</u></td><td><u>21 世紀の森と広場</u></td><td><u>第 3 順位</u></td><td><u>松戸運動公園</u></td></tr></table>	<u>第 1 順位</u>	<u>南部市場</u>	<u>第 2 順位</u>	<u>21 世紀の森と広場</u>	<u>第 3 順位</u>	<u>松戸運動公園</u>	物資集配拠点の優先順位を明記していなかったため、具体的に明記。
<u>第 1 順位</u>	<u>南部市場</u>	<u>第 2 順位</u>	<u>21 世紀の森と広場</u>	<u>第 3 順位</u>	<u>松戸運動公園</u>				

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																												
震－１２８	（４）自衛隊の派遣活動 知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、<u>原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので</u>、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。 ＜自衛隊の<u>支援</u>活動＞ <table><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。</td></tr><tr><td><u>避難の援助</u></td><td><u>避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u></td></tr><tr><td><u>遭難者等の搜索救助</u></td><td><u>行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。</u></td></tr><tr><td><u>水防活動</u></td><td><u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</u></td></tr><tr><td>道路<u>又は水路</u>の啓開</td><td>道路<u>若しくは水路が損壊し</u>、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。</td></tr><tr><td><u>消防活動</u></td><td><u>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。</u></td></tr><tr><td>応急医療、救護、防疫</td><td>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する<u>ものとする</u>。</td></tr><tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td></tr><tr><td><u>炊飯</u>及び給水</td><td>被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>物資の無償貸付又は譲与</td><td>「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与又は譲与する。</td></tr></table>	項 目	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。	<u>避難の援助</u>	<u>避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u>	<u>遭難者等の搜索救助</u>	<u>行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。</u>	<u>水防活動</u>	<u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</u>	道路 <u>又は水路</u> の啓開	道路 <u>若しくは水路が損壊し</u> 、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。	<u>消防活動</u>	<u>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。</u>	応急医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する <u>ものとする</u> 。	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与又は譲与する。	（４）自衛隊の派遣活動 知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、<u>①緊急性、②公共性、③非代替性の 3 つの要件を満たしている場合であり</u>、他に実施する組織等がない場合とし、<u>要請できる内容は</u>概ね次のとおりとする。 ＜自衛隊<u>に対し要請する活動内容（一例）</u>＞ <table><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。</td></tr><tr><td><u>＜ 削 除 ＞</u></td><td><u>＜ 削 除 ＞</u></td></tr><tr><td><u>人命救助、行方不明者の搜索</u></td><td><u>人命救助及び行方不明者の搜索</u>を行う。</td></tr><tr><td><u>＜ 削 除 ＞</u></td><td><u>＜ 削 除 ＞</u></td></tr><tr><td>道路の啓開</td><td>道路が<u>通行困難</u>、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。</td></tr><tr><td><u>＜ 削 除 ＞</u></td><td><u>＜ 削 除 ＞</u></td></tr><tr><td>応急医療、救護、防疫</td><td>被災者に対し、<u>要請により</u>応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する。</td></tr><tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td></tr><tr><td><u>給食</u>及び給水、<u>入浴支援</u></td><td>被災者に対し <u>給食</u>、給水 <u>及び入浴支援</u>を実施する。</td></tr><tr><td>物資の無償貸付又は譲与</td><td>「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与又は譲与する。</td></tr></table>	項 目	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。	<u>＜ 削 除 ＞</u>	<u>＜ 削 除 ＞</u>	<u>人命救助、行方不明者の搜索</u>	<u>人命救助及び行方不明者の搜索</u> を行う。	<u>＜ 削 除 ＞</u>	<u>＜ 削 除 ＞</u>	道路の啓開	道路が <u>通行困難</u> 、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。	<u>＜ 削 除 ＞</u>	<u>＜ 削 除 ＞</u>	応急医療、救護、防疫	被災者に対し、 <u>要請により</u> 応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する。	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	<u>給食</u> 及び給水、 <u>入浴支援</u>	被災者に対し <u>給食</u> 、給水 <u>及び入浴支援</u> を実施する。	物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与又は譲与する。	被災地での自衛隊の実際の活動を参考に修正。
項 目	活 動 内 容																																														
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。																																														
<u>避難の援助</u>	<u>避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u>																																														
<u>遭難者等の搜索救助</u>	<u>行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。</u>																																														
<u>水防活動</u>	<u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</u>																																														
道路 <u>又は水路</u> の啓開	道路 <u>若しくは水路が損壊し</u> 、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。																																														
<u>消防活動</u>	<u>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。</u>																																														
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する <u>ものとする</u> 。																																														
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																																														
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。																																														
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与又は譲与する。																																														
項 目	活 動 内 容																																														
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。																																														
<u>＜ 削 除 ＞</u>	<u>＜ 削 除 ＞</u>																																														
<u>人命救助、行方不明者の搜索</u>	<u>人命救助及び行方不明者の搜索</u> を行う。																																														
<u>＜ 削 除 ＞</u>	<u>＜ 削 除 ＞</u>																																														
道路の啓開	道路が <u>通行困難</u> 、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。																																														
<u>＜ 削 除 ＞</u>	<u>＜ 削 除 ＞</u>																																														
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、 <u>要請により</u> 応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する。																																														
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																																														
<u>給食</u> 及び給水、 <u>入浴支援</u>	被災者に対し <u>給食</u> 、給水 <u>及び入浴支援</u> を実施する。																																														
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与又は譲与する。																																														

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧		新		修 正 理 由
震－１２８	<u>危険物の保安及び除去</u>	<u>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u>	<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>	被災地での自衛隊の実際の活動を参考に修正。
	その他	<u>その他の臨機の必要に対し、</u> 自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。	その他	必要により自衛隊の能力で対処可能なものについては、 <u>支援内容を協議のうえで</u> 所要の措置をとる。	
震－１２９	(５) 自衛隊の自主派遣 自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。		(５) 自衛隊の自主派遣 自衛隊においては、災害の発生が突発的で、 <u>人命救助など</u> その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。		被災地での自衛隊の実際の活動を参考に修正。
震－１３３	【計画の体系・担当】 ８ 鉄道 東日本旅客鉄道(株)、 <u>新京成電鉄(株)</u> 、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) ９ バス 京成バス(株)、 <u>新京成電鉄(株)</u> 、 <u>< 追 加 ></u> 、 <u>東武バスイースト(株)</u> 、 <u>成田空港交通(株)</u>		【計画の体系・担当】 ８ 鉄道 東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) ９ バス 京成バス(株)、 <u>京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)</u>		京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。 京成グループのバス事業の再編による。 東武バスの社名変更による。
震－１３５	< ガスに関する広報事項 > (２) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合 ① 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。		< ガスに関する広報事項 > (２) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合 ① 左上の丸い蓋を外し、 <u>(蓋がないタイプもある)</u> 、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。		千葉県地域防災計画を参考に修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由												
震－１４４	第１７節 ボランティアへの対応 【計画の体系・担当】 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>１ ボランティア活動の受入体制</td><td><u>保健医療部</u>、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>２ ボランティア活動</td><td><u>保健医療部</u>、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会</td></tr></table> １ ボランティア活動の受入体制 (１) 災害ボランティアセンターの設置 <u>保健医療部</u>、福祉１部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。 (２) ボランティアニーズの把握 <u>保健医療部</u>、福祉１部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。 (４) 市との調整 <u>保健医療部</u>、福祉１部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。	項 目	担 当	１ ボランティア活動の受入体制	<u>保健医療部</u> 、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会	２ ボランティア活動	<u>保健医療部</u> 、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会	第１７節 ボランティアへの対応 【計画の体系・担当】 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>１ ボランティア活動の受入体制</td><td>福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>２ ボランティア活動</td><td>福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会</td></tr></table> １ ボランティア活動の受入体制 (１) 災害ボランティアセンターの設置 福祉１部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。 (２) ボランティアニーズの把握 福祉１部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。 (４) 市との調整 福祉１部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。	項 目	担 当	１ ボランティア活動の受入体制	福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会	２ ボランティア活動	福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会	昨年度の組織改編の際の修正漏れ。
項 目	担 当														
１ ボランティア活動の受入体制	<u>保健医療部</u> 、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会														
２ ボランティア活動	<u>保健医療部</u> 、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会														
項 目	担 当														
１ ボランティア活動の受入体制	福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会														
２ ボランティア活動	福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会														
震－１４７	第１８節 要配慮者への対応 １ 要配慮者の安全確保 <u>(4) < 追 加 ></u>	第１８節 要配慮者への対応 １ 要配慮者の安全確保 <u>(4) 千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWAT）</u> <u>福祉１部は、災害の状況、避難者の状況等を勘案し「千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWAT）本部」に対して派遣要請を行う。</u>	千葉県災害福祉支援チーム設置運営要領第９条による。												
震－１５０	３ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 (２) 帰宅困難者の受入れ 鉄道・バス事業者、大規模集客施設や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導を実施する。	３ 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 (２) 帰宅困難者の受入れ <u>市及び</u>鉄道・バス事業者、大規模集客施設や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導を実施する。	市も広報・案内・誘導を行うため、追記。												

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由								
震－１５３	第１節 住民生活安定対策計画 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>２ 災害弔慰金の支給等</td><td>保健医療部、福祉１部</td></tr></table>	項 目	担 当	２ 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉１部	第１節 住民生活安定対策計画 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>２ 災害弔慰金の支給等</td><td>福祉１部</td></tr></table>	項 目	担 当	２ 災害弔慰金の支給等	福祉１部	昨年度の組織改編による修正が漏れていたため。
項 目	担 当										
２ 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉１部										
項 目	担 当										
２ 災害弔慰金の支給等	福祉１部										
震－１５５	９ 義援金の保管及び配分 (１) 義援金の受入と保管 市に送付された義援金は、保健医療部が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。	９ 義援金の保管及び配分 (１) 義援金の受入と保管 市に送付された義援金は、福祉１部が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。	昨年度の組織改編による修正が漏れていたため。								

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																								
震－１６５	＜南海トラフ地震臨時情報＞		気象庁ホームページ「南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件」を参考に修正。 また、内閣府が公表している「南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村一覧」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村一覧」に松戸市が記載されていないこともあり、本市への影響を鑑み配備体制について、震源域などを考慮し、柔軟に決定できるように追記。																								
	<table><tr><th>南海トラフ地震臨時情報の種類</th><th>情報の発表条件</th><th>防災対応</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td><td> - 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと<u>評価した場合</u> <u>想定震源区域</u>のプレート境界<u>意外</u>や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で <u>M7.0 以上の</u>地震が発生したと評価した場合 <u>ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような</u>通常とは異なるゆっくりすべりが<u>観測された</u>場合 </td><td>○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td><td>……………</td><td>○市の体制：災害対策本部設置（第 1 配備） ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など</td></tr><tr><td>南海トラフ地震 <u>臨時情報</u>（調査終了）</td><td>……………</td><td>……………</td></tr></table>	南海トラフ地震臨時情報の種類		情報の発表条件	防災対応	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	- 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと<u>評価した場合</u> <u>想定震源区域</u>のプレート境界<u>意外</u>や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で <u>M7.0 以上の</u>地震が発生したと評価した場合 <u>ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような</u>通常とは異なるゆっくりすべりが<u>観測された</u>場合	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	……………	○市の体制：災害対策本部設置（第 1 配備） ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	南海トラフ地震 <u>臨時情報</u> （調査終了）	……………	……………	<table><tr><th>南海トラフ地震臨時情報の種類</th><th>情報の発表条件</th><th>防災対応</th></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</td><td> - 南海トラフ地震の想定震源域 <u>（以下「想定震源域」という。）</u>内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと<u>評価した場合</u> <u>想定震源域内</u>のプレート境界<u>以外</u>や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で <u>M7.0 以上、M8.0 未満の</u>地震が発生したと評価した場合 <u>想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u> </td><td>○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置</td></tr><tr><td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</td><td>……………</td><td>○市の体制：災害対策本部設置（第 1 配備） <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など</td></tr><tr><td>南海トラフ地震 <u>臨時情報</u>（調査終了）</td><td>……………</td><td>……………</td></tr></table>	南海トラフ地震臨時情報の種類	情報の発表条件	防災対応	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	- 南海トラフ地震の想定震源域 <u>（以下「想定震源域」という。）</u>内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと<u>評価した場合</u> <u>想定震源域内</u>のプレート境界<u>以外</u>や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で <u>M7.0 以上、M8.0 未満の</u>地震が発生したと評価した場合 <u>想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	……………	○市の体制：災害対策本部設置（第 1 配備） <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など	南海トラフ地震 <u>臨時情報</u> （調査終了）	……………	……………
	南海トラフ地震臨時情報の種類	情報の発表条件		防災対応																							
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	- 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと<u>評価した場合</u> <u>想定震源区域</u>のプレート境界<u>意外</u>や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で <u>M7.0 以上の</u>地震が発生したと評価した場合 <u>ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような</u>通常とは異なるゆっくりすべりが<u>観測された</u>場合		○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置																							
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	……………	○市の体制：災害対策本部設置（第 1 配備） ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など																									
南海トラフ地震 <u>臨時情報</u> （調査終了）	……………	……………																									
南海トラフ地震臨時情報の種類	情報の発表条件	防災対応																									
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	- 南海トラフ地震の想定震源域 <u>（以下「想定震源域」という。）</u>内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと<u>評価した場合</u> <u>想定震源域内</u>のプレート境界<u>以外</u>や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で <u>M7.0 以上、M8.0 未満の</u>地震が発生したと評価した場合 <u>想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u>	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置																									
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	……………	○市の体制：災害対策本部設置（第 1 配備） <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u> ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など																									
南海トラフ地震 <u>臨時情報</u> （調査終了）	……………	……………																									

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

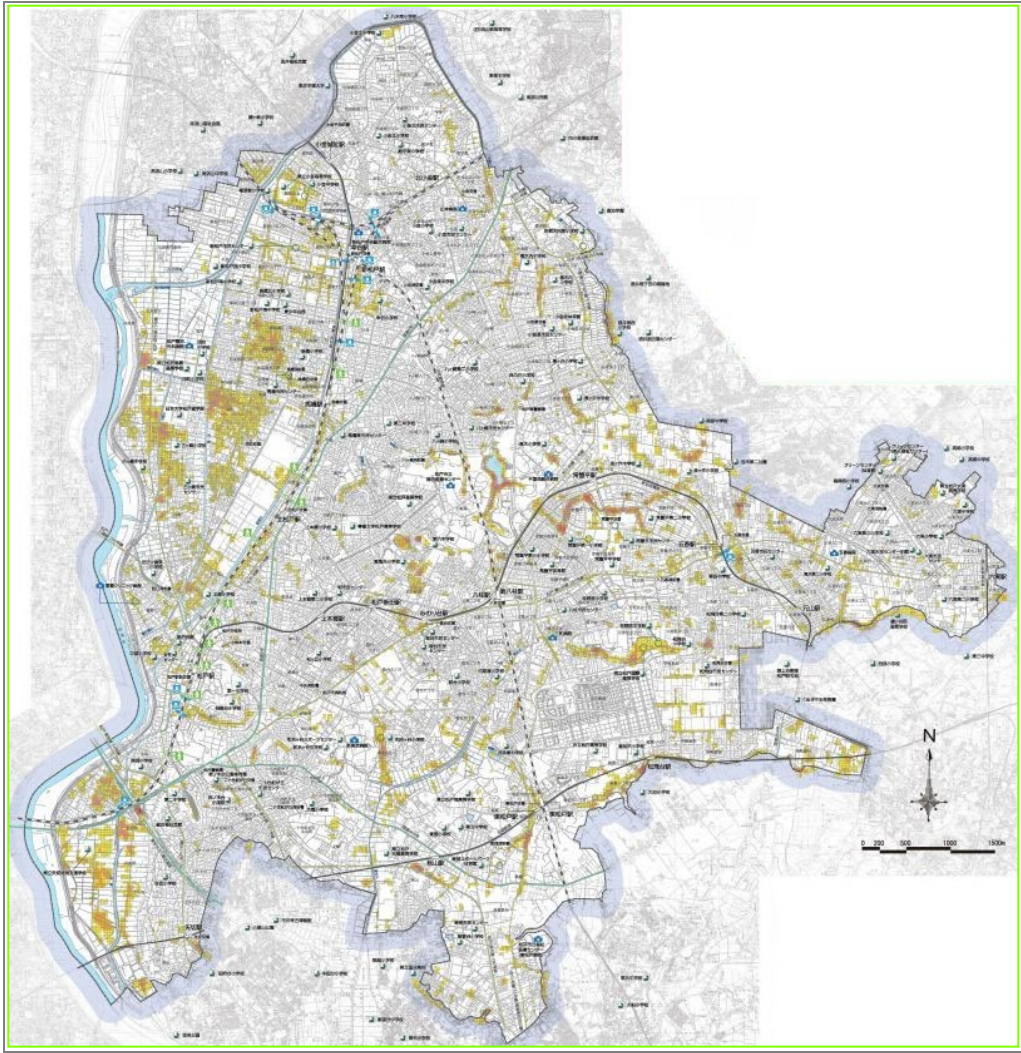
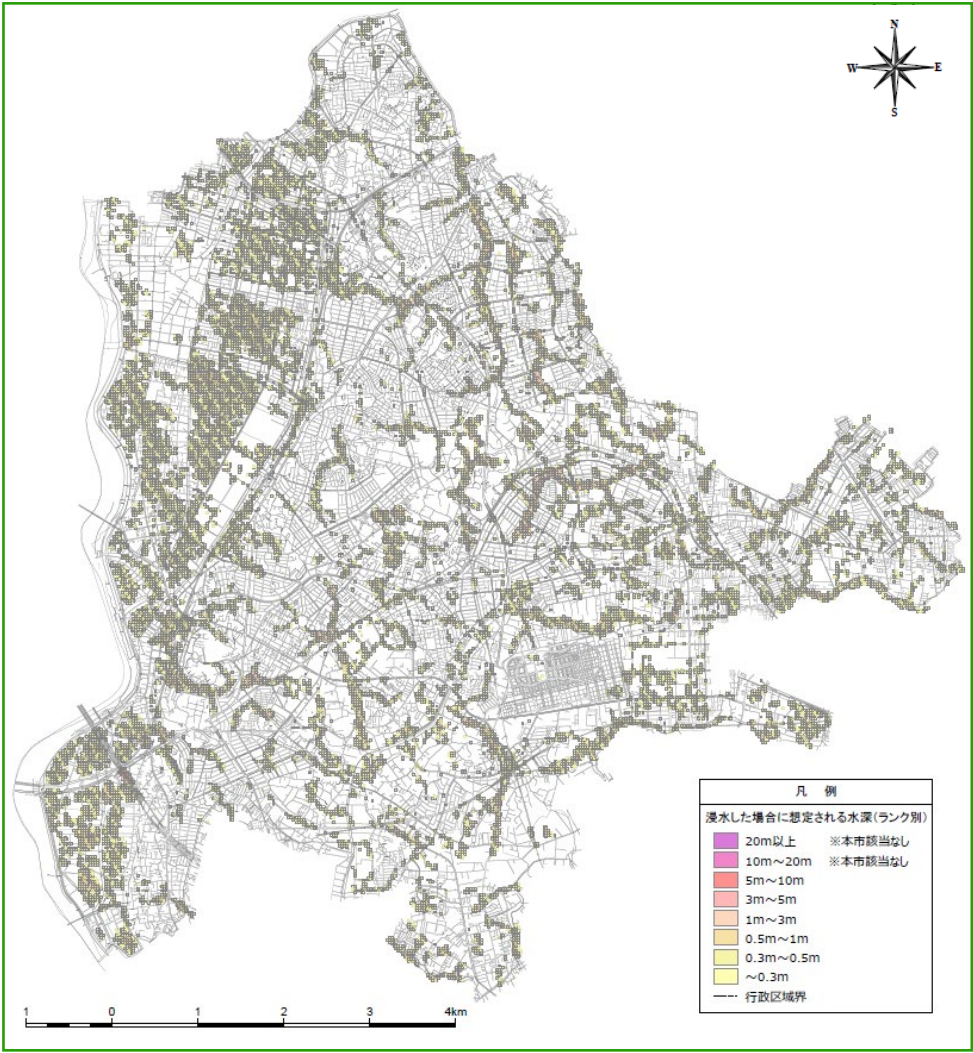
旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１６７	【計画の体系・担当】 ２ 応急対策 本部事務局、福祉１・２部、教育１・２部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、県、東日本旅客鉄道(株)、<u>新京成電鉄(株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	【計画の体系・担当】 ２ 応急対策 本部事務局、福祉１・２部、教育１・２部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、県、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。
震－１６７	１ 活動体制 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。	１ 活動体制 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。 <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u>	本市への影響を鑑み配備体制を決定できるように追記します。
震－１６８	２ 応急対策 (４) 関係機関の活動 内の表 <u>新京成電鉄(株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) (６) 混乱の防止 <u>新京成電鉄(株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	２ 応急対策 (４) 関係機関の活動 内の表 東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) (６) 混乱の防止 東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。
震－１７０	【計画の体系・担当】 ３ 災害警備 警察署 ５ 公共輸送 東日本旅客鉄道(株)、<u>新京成電鉄(株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、(株)千葉県バス協会、(株)千葉県タクシー協会	【計画の体系・担当】 ３ 災害<u>時</u>の警備 警察署 ５ 公共輸送 東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、(株)千葉県バス協会、(株)千葉県タクシー協会	表現方法を分かりやすく修正。 京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
震－１７０	１ 活動体制 (1) 市の活動体制 ア 災害対策本部の設置 市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置し、第１配備体制をとる。	１ 活動体制 (1) 市の活動体制 ア 災害対策本部の設置 市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置し、第１配備体制をとる。 <u>※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。</u>	本市への影響を鑑み配備体制を決定できるように追記します。
震－１７１	(2) 防災関係機関の活動体制 内の表 <u>新京成電鉄(株)</u> 、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	(2) 防災関係機関の活動体制 内の表 東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。
震－１７３	３ 災害警備	３ 災害 <u>時</u> の警備	表現方法を分かりやすく修正。
震－１７５	５ 公共輸送 イ <u>新京成電鉄(株)</u> 、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	５ 公共輸送 イ 東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。

＜ 風 水 害 編 ＞			
旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－ 3	1 松戸市 セ 被災者の生活再建支援に関すること	1 松戸市 セ 被災者の <u>避難生活や</u> 生活再建 <u>の</u> 支援に関すること	千葉県地域防災計画を参考に追記。（震災編と同様）
風－ 6	(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台） ア 気象、地象、水象の観測 <u>及び</u> その成果の収集、 <u>発</u> 表に関すること イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層による地震動に限る）、 <u>水</u> 象の予報・警報等の発表、伝達及び解説に関すること ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること <u>＜ 追 記 ＞</u> <u>＜ 追 記 ＞</u>	(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台） ア 気象、地象、 <u>地動及び</u> 水象の観測 <u>並びに</u> その成果の収集 <u>及び</u> 発表に関すること イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層による地震動に限る） <u>及び</u> 水象の予報 <u>並びに</u> 警報等の <u>防災気象情報の</u> 発表、伝達及び解説に関すること ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること <u>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること</u> <u>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること</u>	「千葉県地域防災計画」と記載内容を統一させるため。（震災編と同様）
風－ 6	(12) 関東総合通信局 イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること	(12) 関東総合通信局 イ 災害対策用移動通信機器、 <u>臨時災害放送局用設備</u> 及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること	千葉県地域防災計画を参考に追記。（震災編と同様）
風－ 8	(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、 <u>新京成電鉄株式会社</u> 、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社	(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、 <u>一般社団法人A Z－COM丸和・支援ネットワーク</u> (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社	千葉県地域防災計画を参考に追記。（震災編と同様） 京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。（震災編と同様）
風－ 1 4	(3) 気候 松戸市の気候は、概ね温暖である。平成 22 年～令和元年の年平均気温は 15.8℃～17.0℃、年間降水量は 1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速は 3.3 <u>m</u> ～3.7 <u>m</u> である。	(3) 気候 松戸市の気候は、概ね温暖である。平成 22 年～令和元年の年平均気温は 15.8℃～17.0℃、年間降水量は 1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速は 3.3 <u>m/s</u> ～3.7 <u>m/s</u> である。	「平均風速」は、秒速であるため、「m/s」に修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
風ー22	(6)内水ハザードマップ 市は、大雨による内水氾濫による浸水範囲と深さを予測した内水ハザードマップを公表している。これによると、1時間あたり <u>71</u>mm の大雨では、道路や宅地において最大 3m<u>未満</u>の浸水深が予測される。  内水ハザードマップ（1時間あたり <u>71</u>mm 雨量）	(6)内水ハザードマップ 市は、大雨による内水氾濫による浸水範囲と深さを予測した内水ハザードマップを公表している。これによると、1時間あたり <u>153</u>mm の大雨では、<u>場所によっては</u>道路や宅地において最大 3m<u>を超える</u>浸水深が予測される。  内水ハザードマップ（1時間あたり <u>153</u>mm 雨量）	令和7年度内水ハザードマップ見直しによる、マップ更新並びに降水量・浸水深等についての修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																		
風－２２	<u>< 追 記 ></u>	<u>【注意】</u> <u>市では、水防法第１４条の２の規定に基づく雨水出水（内水）浸水想定区域を指定していません。そのため、この内水ハザードマップは同法第１５条第３項の規定に基づくハザードマップではありません。</u>	市では、雨水出水（内水）浸水想定区域の指定をしていないため、水防法第１５条第３項の規定に基づき公表するハザードマップとの扱いの違いについて追記。																		
風－２３	２ 土砂災害 市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。 <u>令和３年４月現在、73箇所</u>が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち <u>69箇所</u>が土砂災害特別警戒区域に指定されている。 近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。	２ 土砂災害 市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。 <u>令和７年３月現在、237箇所</u>が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち <u>155箇所</u>が土砂災害特別警戒区域に指定されている。 近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。	令和６年９月１３日付、令和６年１１月１日付、令和７年２月２８日付でそれぞれ追加指定されたため。																		
風－４９	３ 災害対応拠点設置予定場所 <table><tr><td></td><td>種類</td><td>施設名</td></tr><tr><td>医療</td><td>病院前救護所</td><td>市指定 <u>10</u> 病院※ 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】</td></tr></table>		種類	施設名	医療	病院前救護所	市指定 <u>10</u> 病院※ 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】	３ 災害対応拠点設置予定場所 <table><tr><td></td><td>種類</td><td>施設名</td></tr><tr><td>医療</td><td>病院前救護所</td><td>市指定 <u>9</u> 病院※ 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】</td></tr></table>		種類	施設名	医療	病院前救護所	市指定 <u>9</u> 病院※ 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】	東松戸病院の閉院による修正。						
	種類	施設名																			
医療	病院前救護所	市指定 <u>10</u> 病院※ 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】																			
	種類	施設名																			
医療	病院前救護所	市指定 <u>9</u> 病院※ 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】																			
風－５０	３ 災害対応拠点設置予定場所 <table><tr><td></td><td>種 類</td><td>施設名</td></tr><tr><td>生活・ライフライン</td><td><u>ペット</u>の収容所</td><td>避難所周辺敷地内</td></tr><tr><td>遺体</td><td><u>遺体安置所</u></td><td>北山会館（市斎場）</td></tr></table>		種 類	施設名	生活・ライフライン	<u>ペット</u> の収容所	避難所周辺敷地内	遺体	<u>遺体安置所</u>	北山会館（市斎場）	３ 災害対応拠点設置予定場所 <table><tr><td></td><td>種 類</td><td>施設名</td></tr><tr><td>生活・ライフライン</td><td><u>家庭動物</u>の収容所</td><td>避難所周辺敷地内</td></tr><tr><td>遺体</td><td><u>遺体収容所</u></td><td>北山会館（市斎場）</td></tr></table>		種 類	施設名	生活・ライフライン	<u>家庭動物</u> の収容所	避難所周辺敷地内	遺体	<u>遺体収容所</u>	北山会館（市斎場）	国・千葉県と記載方法を合わせる。「遺体安置所」「遺体検案所」「受付」等を含めて「遺体収容所」というため名称を修正。
	種 類	施設名																			
生活・ライフライン	<u>ペット</u> の収容所	避難所周辺敷地内																			
遺体	<u>遺体安置所</u>	北山会館（市斎場）																			
	種 類	施設名																			
生活・ライフライン	<u>家庭動物</u> の収容所	避難所周辺敷地内																			
遺体	<u>遺体収容所</u>	北山会館（市斎場）																			

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																														
風－５５	＜気象情報、警報等の種類と留意点＞ <table><tr><th>情報源</th><th>情報項目</th><th>情報の意味（更新間隔）</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="6">気象庁・河川管理者</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>アメダス</td><td>地上観測の雨量、積雪深の実況（<u>１時間</u>）</td><td></td></tr><tr><td>レーダー</td><td>レーダー観測の降雨強度分布の実況（<u>10分</u>）</td><td></td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>降水ナウキャスト</td><td>60分先までの降雨強度分布の予測（<u>10分</u>）</td><td></td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr></table>	情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考	気象庁・河川管理者				アメダス	地上観測の雨量、積雪深の実況（ <u>１時間</u> ）		レーダー	レーダー観測の降雨強度分布の実況（ <u>10分</u> ）					降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（ <u>10分</u> ）					＜気象情報、警報等の種類と留意点＞ <table><tr><th>情報源</th><th>情報項目</th><th>情報の意味（更新間隔）</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="6">気象庁・河川管理者</td><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>アメダス</td><td>地上観測の雨量、積雪深の実況（<u>10分</u>）</td><td></td></tr><tr><td>レーダー</td><td>レーダー観測の降雨強度分布の実況（<u>5分</u>）</td><td></td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr><tr><td>降水ナウキャスト</td><td>60分先までの降雨強度分布の予測（<u>5分</u>）</td><td></td></tr><tr><td>.....</td><td>.....</td><td>.....</td></tr></table>	情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考	気象庁・河川管理者				アメダス	地上観測の雨量、積雪深の実況（ <u>10分</u> ）		レーダー	レーダー観測の降雨強度分布の実況（ <u>5分</u> ）					降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（ <u>5分</u> ）					各ホームページの更新間隔に合わせるかたちで修正。
情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考																																														
気象庁・河川管理者																																																	
	アメダス	地上観測の雨量、積雪深の実況（ <u>１時間</u> ）																																															
	レーダー	レーダー観測の降雨強度分布の実況（ <u>10分</u> ）																																															
																																																	
	降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（ <u>10分</u> ）																																															
																																																	
情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考																																														
気象庁・河川管理者																																																	
	アメダス	地上観測の雨量、積雪深の実況（ <u>10分</u> ）																																															
	レーダー	レーダー観測の降雨強度分布の実況（ <u>5分</u> ）																																															
																																																	
	降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（ <u>5分</u> ）																																															
																																																	
風－５８	気象庁・銚子地方気象台 利根川下流河川事務所 ＜土砂災害警戒情報の伝達系統＞	気象庁・銚子地方気象台 < 削 除 > ＜土砂災害警戒情報の伝達系統＞	伝達方法の見直しにより削除																																														
風－５８	＜地震直後の情報収集方法＞ <table><tr><th>収集方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>関係機関との情報交換</td><td>警察、ライフライン関係機関等</td></tr></table>	収集方法	備 考	関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等	＜地震直後の情報収集方法＞ <table><tr><th>収集方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>関係機関との情報交換</td><td>警察、<u>消防（ドローン等）</u>、ライフライン関係機関等</td></tr></table>	収集方法	備 考	関係機関との情報交換	警察、 <u>消防（ドローン等）</u> 、ライフライン関係機関等	情報収集方法に「ドローン等」を追記。																																						
収集方法	備 考																																																
関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等																																																
収集方法	備 考																																																
関係機関との情報交換	警察、 <u>消防（ドローン等）</u> 、ライフライン関係機関等																																																

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																														
風ー 7 1	第 5 節 災害警備・防犯対策 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>1 災害警備</td><td>警察署</td></tr></table> 1 災害警備 (1) 基本方針 警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。	項 目	担 当	1 災害警備	警察署	第 5 節 災害時の警備・防犯対策 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>1 災害時の警備</td><td>警察署</td></tr></table> 1 災害時の警備 (1) 基本方針 地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察は、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。	項 目	担 当	1 災害時の警備	警察署	表現方法を分かりやすく修正。																						
項 目	担 当																																
1 災害警備	警察署																																
項 目	担 当																																
1 災害時の警備	警察署																																
風ー 7 6	第 7 節 避難対策 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>7 在宅避難者等の支援</td><td>市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部</td></tr></table>	項 目	担 当	7 在宅避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部	第 7 節 避難対策 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援</td><td>市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部</td></tr></table>	項 目	担 当	7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部	「車中泊避難者」について記載していたが、各地の災害対応の実績から車中泊避難者の数が多くなっている現状から、項目として抜き出して記載する。																						
項 目	担 当																																
7 在宅避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部																																
項 目	担 当																																
7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部																																
風ー 7 8	<避難の種類及び発令基準（県管理河川の洪水）> <table><tr><td>対象災害</td><td>坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫</td><td>春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫</td></tr><tr><td>避難対象地区</td><td>坂川・新坂川洪水浸水想定区域</td><td>真間川洪水浸水想定区域</td></tr><tr><td>【レベル 3】 高齢者等避難</td><td>…………</td><td>…………</td></tr><tr><td>【レベル 4】 避難指示</td><td>▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「非常に危険」以上のとき</td><td>▶洪水警報の危険度分布が「危険」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶1 時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき ▶和名ヶ谷水門を全閉するとき</td></tr><tr><td>【レベル 5】 緊急安全確保</td><td>…………</td><td>…………</td></tr></table>	対象災害	坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫	春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫	避難対象地区	坂川・新坂川洪水浸水想定区域	真間川洪水浸水想定区域	【レベル 3】 高齢者等避難	…………	…………	【レベル 4】 避難指示	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「非常に危険」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「危険」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶1 時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき ▶和名ヶ谷水門を全閉するとき	【レベル 5】 緊急安全確保	…………	…………	<避難の種類及び発令基準（県管理河川の洪水）> <table><tr><td>対象災害</td><td>坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫</td><td>春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫</td></tr><tr><td>避難対象地区</td><td>坂川・新坂川洪水浸水想定区域</td><td>真間川洪水浸水想定区域</td></tr><tr><td>【レベル 3】 高齢者等避難</td><td>…………</td><td>…………</td></tr><tr><td>【レベル 4】 避難指示</td><td>▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「危険」以上のとき</td><td>▶洪水警報の危険度分布が「危険」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶1 時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき ▶和名ヶ谷水門を全閉するとき</td></tr><tr><td>【レベル 5】 緊急安全確保</td><td>…………</td><td>…………</td></tr></table>	対象災害	坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫	春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫	避難対象地区	坂川・新坂川洪水浸水想定区域	真間川洪水浸水想定区域	【レベル 3】 高齢者等避難	…………	…………	【レベル 4】 避難指示	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「危険」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「危険」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶1 時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき ▶和名ヶ谷水門を全閉するとき	【レベル 5】 緊急安全確保	…………	…………	千葉県が警戒レベルの整理で、「非常に危険」と「極めて危険」を「危険」に統合したため。
対象災害	坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫	春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫																															
避難対象地区	坂川・新坂川洪水浸水想定区域	真間川洪水浸水想定区域																															
【レベル 3】 高齢者等避難	…………	…………																															
【レベル 4】 避難指示	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「非常に危険」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「危険」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶1 時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき ▶和名ヶ谷水門を全閉するとき																															
【レベル 5】 緊急安全確保	…………	…………																															
対象災害	坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫	春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫																															
避難対象地区	坂川・新坂川洪水浸水想定区域	真間川洪水浸水想定区域																															
【レベル 3】 高齢者等避難	…………	…………																															
【レベル 4】 避難指示	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「危険」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「危険」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶1 時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき ▶和名ヶ谷水門を全閉するとき																															
【レベル 5】 緊急安全確保	…………	…………																															

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																		
風ー 7 9	<避難の種類及び発令基準（土砂災害、高潮）> <table><tr><td>対象災害</td><td>土砂災害</td><td>高潮</td></tr><tr><td>避難対象地区</td><td>土砂災害警戒区域等</td><td>高潮浸水想定区域</td></tr><tr><td>【レベル3】高齢者等避難</td><td>▶大雨警報（土砂災害）が発表され、<u>土砂災害に関するメッシュ情報が実況又は予想で大雨警報の基準に達した場合</u> ▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td><td>…………</td></tr></table>	対象災害	土砂災害	高潮	避難対象地区	土砂災害警戒区域等	高潮浸水想定区域	【レベル3】高齢者等避難	▶大雨警報（土砂災害）が発表され、 <u>土砂災害に関するメッシュ情報が実況又は予想で大雨警報の基準に達した場合</u> ▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	…………	<避難の種類及び発令基準（土砂災害、高潮）> <table><tr><td>対象災害</td><td>土砂災害</td><td>高潮</td></tr><tr><td>避難対象地区</td><td>土砂災害警戒区域等</td><td>高潮浸水想定区域</td></tr><tr><td>【レベル3】高齢者等避難</td><td>▶大雨警報（土砂災害）が発表され、<u>土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</u> ▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</td><td>…………</td></tr></table>	対象災害	土砂災害	高潮	避難対象地区	土砂災害警戒区域等	高潮浸水想定区域	【レベル3】高齢者等避難	▶大雨警報（土砂災害）が発表され、 <u>土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</u> ▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	…………	内閣府「避難情報に関するガイドライン」を参考に修正。
対象災害	土砂災害	高潮																			
避難対象地区	土砂災害警戒区域等	高潮浸水想定区域																			
【レベル3】高齢者等避難	▶大雨警報（土砂災害）が発表され、 <u>土砂災害に関するメッシュ情報が実況又は予想で大雨警報の基準に達した場合</u> ▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	…………																			
対象災害	土砂災害	高潮																			
避難対象地区	土砂災害警戒区域等	高潮浸水想定区域																			
【レベル3】高齢者等避難	▶大雨警報（土砂災害）が発表され、 <u>土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合</u> ▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	…………																			
風ー 8 2	5 避難所の開設と運営 （1）避難所の開設 原則として本部長が指定避難所の開設の可否を判断する。 ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。 勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した「避難所直行職員」が開設する。 また、避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、エリアメール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。	5 避難所の開設と運営 （1）避難所の開設 <u>ア</u> 原則として本部長が指定避難所の開設の可否を判断する。ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。 <u>イ</u> 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。<u>一方</u>、勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した避難所直行職員<u>（市職員）</u>が開設する。 <u>ウ</u> 避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、エリアメール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。	現状の避難所開設の運用に合わせて、分かりやすく整理し直す。																		

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－８２	(２) 避難所の運営 ア 避難所運営委員会 <u>避難所運営委員会を</u>町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者等をもって速やかに立ち上げる。 イ 避難所の運営項目 (ア) 運営方針、生活ルールの設定 (イ) 救援食料、物資の管理・配分、炊出し協力 (ウ) 避難者の転出入確認、名簿作成 (エ) 情報管理、広報 (オ) ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理 (カ) 秩序の維持、警備 (キ) 入浴・散髪 (ク) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への配慮 (ケ) 傷病者の搬送 (コ) 医療・健康相談スペースの確保 (サ) ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催 (シ) 各種記録の作成	(２) 避難所の運営 ア 避難所運営委員会 <u>平時から避難所運営委員会を努めて立ち上げておく。また、平時から立ち上がっていない避難所については、発災時に</u>町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者等をもって速やかに立ち上げる。 イ 避難所の運営項目 (ア) 運営方針、生活ルールの設定 (イ) 救援食料、物資の管理・配分、炊出し協力 (ウ) 避難者の転出入確認、名簿作成 (エ) 情報管理、広報 (オ) ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理 (カ) 秩序の維持、警備 (キ) <u>パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u> <u>(ク)</u> 入浴・散髪 <u>(ケ)</u> 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への配慮 <u>(コ)</u> 傷病者の搬送 <u>(サ)</u> 医療・健康相談スペースの確保 <u>(シ)</u> ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催 <u>(ス)</u> 各種記録の作成	現状の避難所開設の運用に合わせて、分かりやすく整理し直す。
風－８３	(４) 初期対応協力事項 イ 初期対応協力事項 (ア) 施設・設備の安全点検 (イ) 支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集 (ウ) 開放スペースの指示 (エ) 避難者名簿の作成 (オ) 避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て (カ) 避難所運営委員会の立ち上げ<u>及び行動</u> (キ) <u>必要により、ホイップアンテナを利用したMC A無線機の移動</u>	(４) 初期対応協力事項 イ 初期対応協力事項 (ア) 施設・設備の安全点検 (イ) 支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集 (ウ) 開放スペースの指示 (エ) <u>パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u> (オ) 避難者名簿の作成 (カ) 避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て (キ) 避難所運営委員会の立ち上げ	国・千葉県の追記内容と合わせるかたちで追記する。 MC A無線機は平時から持ち運び可能なスマートフォン型のため、削除。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－８４	（６）健康・衛生対策等 エ <u>ペット</u>同伴者対策 <u>ペット</u>同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への<u>ペット</u>の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関に<u>ペット</u>対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 その他、第９節の「７ 動物対策」による。 オ 生活環境対策 （ウ）トイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせ設定する等）	（６）健康・衛生対策等 エ <u>家庭動物</u>同伴者対策 <u>家庭動物</u>同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への<u>家庭動物</u>の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関に<u>家庭動物</u>対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 その他、第９節の「７ 動物対策」による。 オ 生活環境対策 （ウ）<u>男女別の</u>トイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせ設定する等）	国・千葉県と記載方法を合わせる。
風－８４	（７）避難状況の報告及び記録 避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。 <u>また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、要配慮者数、体調不良者数、ライフライン等の状況、避難者数の概況等</u>について支所（本庁第１管轄及び本庁第２管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース）へ報告する。 市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。	（７）避難状況の報告及び記録 <u>ア</u> 避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。 <u>イ</u> 各避難所では、避難者名簿等<u>を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u>について支所（本庁第１管轄及び本庁第２管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース）へ報告する。 <u>ウ</u> 市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。	国・千葉県の追記内容と合わせるかたちで追記する。
風－８４	７ 在宅避難者等の支援	７ 在宅避難者・ <u>車中泊避難者</u> 等の支援	上記と同様。
風－８６	ウ 健康管理 避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように<u>指導</u>する。	ウ 健康管理 避難所直行職員<u>または避難所担当職員</u>は、避難所運営委員会に対して受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように<u>助言</u>する。	避難所直行職員から引き継がれる避難所担当職員を追記。指導は難しいと考えられるので、助言に修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由												
風－ ８ ６	エ 衛生確保 避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施するように<u>指導</u>する。	エ 衛生確保 避難所直行職員<u>または避難所担当職員</u>は、避難所運営委員会に対して避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施するように<u>助言</u>する。	避難所直行職員から引き継がれる避難所担当職員を追記。指導は難しいと考えられるので、助言に修正。												
風－ ８ ８	２ 医療救護活動 (1) 市救護本部の設置 災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。 市救護本部には、健康医療部長を本部長として、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、（公社）看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。 市救護本部は、市救護本部長（健康医療部長）が必要と判断したときに設置できる。 <u>【震災編 第３章・第８節・２〈市救護本部の構成等〉】</u> <u>【震災編 第３章・第８節・２〈市救護本部の各部の所掌業務〉】</u>	２ 医療救護活動 (1) 市救護本部の設置 災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。 市救護本部には、健康医療部長を本部長として、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会、（一社）松戸市薬剤師会、<u>市立総合医療センター医師、</u>（公社）看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。 市救護本部は、市救護本部長（健康医療部長）が必要と判断したときに設置できる。	組織改編に伴う調整を図るため、詳細については災害時医療救護活動マニュアルにより明記・調整を行っていくので表を削除したことによる引用の削除。またこれに伴う、市立総合医療センター医師の表記がなくなることによる追記。（震災編と同様）												
風－ ９ １	第９節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>…………</td><td>…………</td></tr><tr><td>6 <u>がれき等</u>の処理</td><td>環境部、街づくり１部</td></tr></table>	項 目	担 当	…………	…………	6 <u>がれき等</u> の処理	環境部、街づくり１部	第９節 防疫・清掃・障害物の除去 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>…………</td><td>…………</td></tr><tr><td>6 <u>災害廃棄物</u>の処理</td><td>環境部、街づくり１部</td></tr></table>	項 目	担 当	…………	…………	6 <u>災害廃棄物</u> の処理	環境部、街づくり１部	昨年度修正した際の修正漏れ。（震災編と同様）
項 目	担 当														
…………	…………														
6 <u>がれき等</u> の処理	環境部、街づくり１部														
項 目	担 当														
…………	…………														
6 <u>災害廃棄物</u> の処理	環境部、街づくり１部														

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－ 9 5	7 動物対策 (2) 放浪動物への対応 環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出した<u>ペット</u>等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。<u>危険動物</u>が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 (3) <u>ペット</u>への対応 避難時の<u>ペット</u>の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 <u>ペット</u>と避難所へ同行避難する場合、飼い主は<u>ペット</u>の飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる<u>ペット</u>問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体が<u>ペット</u>の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。	7 動物対策 (2) 放浪動物への対応 環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出した<u>家庭動物</u>等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。<u>特定動物</u>が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 (3) <u>家庭動物</u>への対応 避難時の<u>家庭動物</u>の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 <u>家庭動物</u>と避難所へ同行避難する場合、飼い主は<u>家庭動物</u>の飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる<u>家庭動物</u>問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体が<u>家庭動物</u>の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。	国・千葉県と記載方法を合わせる。
風－ 9 6	第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理 【計画の指針】 ○行方不明者の捜索、………… ○多数の死亡者が発生した場合は、1日以内に<u>遺体安置所</u>を設置し、必要な物品等を確保する。	第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理 【計画の指針】 ○行方不明者の捜索、………… ○多数の死亡者が発生した場合は、1日以内に<u>遺体収容所</u>を設置し、必要な物品等を確保する。	「遺体安置所」「遺体検案所」「受付」等を含めて「遺体収容所」というため名称を修正。 (震災編と同様)
風－ 9 6	1 行方不明者の捜索 (1) 行方不明者情報の収集 …………… ウ 避難所、学校救護所、<u>遺体安置所</u>、医療機関等の収容者情報	1 行方不明者の捜索 (1) 行方不明者情報の収集 …………… ウ 避難所、学校救護所、<u>遺体収容所</u>、医療機関等の収容者情報	「遺体安置所」「遺体検案所」「受付」等を含めて「遺体収容所」というため名称を修正。 (震災編と同様)

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由						
風－ 9 7	2 遺体の処理 (2) <u>遺体安置所</u>の設置 保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に<u>遺体安置所</u>を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。 (4) 遺体の搬送 <u>遺体安置所</u>等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。 (5) 遺体の処理 保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。 遺体の処理は、<u>遺体安置所</u>で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。	2 遺体の処理 (2) <u>遺体収容所</u>の設置 保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に<u>遺体収容所</u>を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。 (4) 遺体の搬送 <u>遺体収容所</u>等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。 (5) 遺体の処理 保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。 遺体の処理は、<u>遺体収容所</u>で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。	「遺体安置所」「遺体検案所」「受付」等を含めて「遺体収容所」というため名称を修正。						
風－ 9 7	3 遺体の埋火葬 (2) 埋火葬の受付 保健医療部は、<u>遺体安置所</u>又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。 (4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い <u>遺体安置所</u>に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。 引き取り人の無い身元不明者の遺骨については市において保管する。	3 遺体の埋火葬 (2) 埋火葬の受付 保健医療部は、<u>遺体収容所</u>又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。 (4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い <u>遺体収容所</u>に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。 引き取り人の無い身元不明者の遺骨については市において保管する。	「遺体安置所」「遺体検案所」「受付」等を含めて「遺体収容所」というため名称を修正。						
風－ 1 0 3	5 物資集配拠点の運営 （１）物資集配拠点 食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。 経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、<u>松戸運動公園、21世紀の森と広場</u>に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。	5 物資集配拠点の運営 （１）物資集配拠点 食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。 経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、<u>21世紀の森と広場、松戸運動公園</u>に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。 <u>なお、物資集配拠点の設置優先順位については以下のとおりとする。</u> <u>＜物資集配拠点の設置優先順位＞</u> <table><tr><td><u>第1順位</u></td><td><u>南部市場</u></td><td><u>第2順位</u></td><td><u>21世紀の森と広場</u></td><td><u>第3順位</u></td><td><u>松戸運動公園</u></td></tr></table>	<u>第1順位</u>	<u>南部市場</u>	<u>第2順位</u>	<u>21世紀の森と広場</u>	<u>第3順位</u>	<u>松戸運動公園</u>	物資集配拠点の優先順位を明記していなかったため、具体的に明記。
<u>第1順位</u>	<u>南部市場</u>	<u>第2順位</u>	<u>21世紀の森と広場</u>	<u>第3順位</u>	<u>松戸運動公園</u>				

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																																				
風－１０８	（４）自衛隊の派遣活動 知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、<u>原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので</u>、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。 ＜自衛隊の<u>支援</u>活動＞ <table><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。</td></tr><tr><td><u>避難の援助</u></td><td><u>避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u></td></tr><tr><td><u>遭難者等の搜索救助</u></td><td><u>行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。</u></td></tr><tr><td><u>水防活動</u></td><td><u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</u></td></tr><tr><td>道路<u>又は水路</u>の啓開</td><td>道路<u>若しくは水路が損壊し</u>、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。</td></tr><tr><td><u>消防活動</u></td><td><u>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。</u></td></tr><tr><td>応急医療、救護、防疫</td><td>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する<u>ものとする</u>。</td></tr><tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td></tr><tr><td><u>炊飯</u>及び給水</td><td>被災者に対し、<u>炊飯</u>及び給水を実施する。</td></tr><tr><td>物資の無償貸付又は譲与</td><td>「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。</td></tr><tr><td><u>危険物の保安及び除去</u></td><td><u>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u></td></tr><tr><td>その他</td><td><u>その他の臨機の必要に対し</u>、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</td></tr></table>	項 目	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。	<u>避難の援助</u>	<u>避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u>	<u>遭難者等の搜索救助</u>	<u>行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。</u>	<u>水防活動</u>	<u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</u>	道路 <u>又は水路</u> の啓開	道路 <u>若しくは水路が損壊し</u> 、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。	<u>消防活動</u>	<u>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。</u>	応急医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する <u>ものとする</u> 。	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。	物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。	<u>危険物の保安及び除去</u>	<u>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u>	その他	<u>その他の臨機の必要に対し</u> 、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。	（４）自衛隊の派遣活動 知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、<u>①緊急性、②公共性、③非代替性の 3 つの要件を満たしている場合であり</u>、他に実施する組織等がない場合とし、<u>要請できる内容は</u>概ね次のとおりとする。 ＜自衛隊に<u>対し要請する活動内容（一例）</u>＞ <table><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被害状況の把握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。</td></tr><tr><td><u>< 削 除 ></u></td><td><u>< 削 除 ></u></td></tr><tr><td><u>人命救助、行方不明者</u>の搜索</td><td><u>人命救助及び</u>行方不明者の搜索を行う。</td></tr><tr><td><u>< 削 除 ></u></td><td><u>< 削 除 ></u></td></tr><tr><td>道路の啓開</td><td>道路が<u>通行困難</u>、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。</td></tr><tr><td><u>< 削 除 ></u></td><td><u>< 削 除 ></u></td></tr><tr><td>応急医療、救護、防疫</td><td>被災者に対し、<u>要請により</u>応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する。</td></tr><tr><td>人員及び物資の緊急輸送</td><td>救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</td></tr><tr><td><u>給食</u>及び給水、<u>入浴支援</u></td><td>被災者に対し<u>給食</u>、給水及び<u>入浴支援</u>を実施する。</td></tr><tr><td>物資の無償貸付又は譲与</td><td>「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。</td></tr><tr><td><u>< 削 除 ></u></td><td><u>< 削 除 ></u></td></tr><tr><td>その他</td><td>必要<u>により</u>自衛隊の能力で対処可能なものについては、<u>支援内容を協議のうえで</u>所要の措置をとる。</td></tr></table>	項 目	活 動 内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。	<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>	<u>人命救助、行方不明者</u> の搜索	<u>人命救助及び</u> 行方不明者の搜索を行う。	<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>	道路の啓開	道路が <u>通行困難</u> 、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。	<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>	応急医療、救護、防疫	被災者に対し、 <u>要請により</u> 応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する。	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	<u>給食</u> 及び給水、 <u>入浴支援</u>	被災者に対し <u>給食</u> 、給水及び <u>入浴支援</u> を実施する。	物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。	<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>	その他	必要 <u>により</u> 自衛隊の能力で対処可能なものについては、 <u>支援内容を協議のうえで</u> 所要の措置をとる。	被災地での自衛隊の実際の活動を参考に修正。
項 目	活 動 内 容																																																						
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。																																																						
<u>避難の援助</u>	<u>避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。</u>																																																						
<u>遭難者等の搜索救助</u>	<u>行方不明者、傷病者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。</u>																																																						
<u>水防活動</u>	<u>堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。</u>																																																						
道路 <u>又は水路</u> の啓開	道路 <u>若しくは水路が損壊し</u> 、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。																																																						
<u>消防活動</u>	<u>火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。</u>																																																						
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する <u>ものとする</u> 。																																																						
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																																																						
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対し、 <u>炊飯</u> 及び給水を実施する。																																																						
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。																																																						
<u>危険物の保安及び除去</u>	<u>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。</u>																																																						
その他	<u>その他の臨機の必要に対し</u> 、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。																																																						
項 目	活 動 内 容																																																						
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。																																																						
<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>																																																						
<u>人命救助、行方不明者</u> の搜索	<u>人命救助及び</u> 行方不明者の搜索を行う。																																																						
<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>																																																						
道路の啓開	道路が <u>通行困難</u> 、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。																																																						
<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>																																																						
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、 <u>要請により</u> 応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する。																																																						
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。																																																						
<u>給食</u> 及び給水、 <u>入浴支援</u>	被災者に対し <u>給食</u> 、給水及び <u>入浴支援</u> を実施する。																																																						
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与又は譲与する。																																																						
<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>																																																						
その他	必要 <u>により</u> 自衛隊の能力で対処可能なものについては、 <u>支援内容を協議のうえで</u> 所要の措置をとる。																																																						

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
風－１０９	（５）自衛隊の自主派遣 自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。	（５）自衛隊の自主派遣 自衛隊においては、災害の発生が突発的で、<u>人命救助など</u>その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。	被災地での自衛隊の実際の活動を参考に修正。
風－１１３	【計画の体系・担当】 ８ 鉄道 東日本旅客鉄道(株)、<u>新京成電鉄(株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) ９ バス 京成バス(株)、<u>新京成電鉄(株)</u>、<u>＜ 追 加 ＞</u>、<u>東武バスイースト(株)</u>、<u>成田空港交通(株)</u>	【計画の体系・担当】 ８ 鉄道 東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) ９ バス 京成バス(株)、<u>京成バス千葉ウエスト(株)松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)</u>	京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。 京成グループのバス事業の再編による。 東武バスの社名変更による。
風－１１５	＜ガスに関する広報事項＞ （２）マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合 ① 左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。	＜ガスに関する広報事項＞ （２）マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合 ① 左上の丸い蓋を外し、<u>（蓋がないタイプもある）</u>、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。	千葉県地域防災計画を参考に修正。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由												
風－１２４	第１７節 ボランティアへの対応 【計画の体系・担当】 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>１ ボランティア活動の受入体制</td><td><u>保健医療部</u>、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>２ ボランティア活動</td><td><u>保健医療部</u>、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会</td></tr></table> １ ボランティア活動の受入体制 (１) 災害ボランティアセンターの設置 <u>保健医療部</u>、福祉１部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。 (２) ボランティアニーズの把握 <u>保健医療部</u>、福祉１部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。 (４) 市との調整 <u>保健医療部</u>、福祉１部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。	項 目	担 当	１ ボランティア活動の受入体制	<u>保健医療部</u> 、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会	２ ボランティア活動	<u>保健医療部</u> 、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会	第１７節 ボランティアへの対応 【計画の体系・担当】 <table><tr><th>項 目</th><th>担 当</th></tr><tr><td>１ ボランティア活動の受入体制</td><td>福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会</td></tr><tr><td>２ ボランティア活動</td><td>福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会</td></tr></table> １ ボランティア活動の受入体制 (１) 災害ボランティアセンターの設置 福祉１部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。 (２) ボランティアニーズの把握 福祉１部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。 (４) 市との調整 福祉１部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。	項 目	担 当	１ ボランティア活動の受入体制	福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会	２ ボランティア活動	福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会	昨年度の組織改編の際の修正漏れ。（震災編と同様）
項 目	担 当														
１ ボランティア活動の受入体制	<u>保健医療部</u> 、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会														
２ ボランティア活動	<u>保健医療部</u> 、福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会														
項 目	担 当														
１ ボランティア活動の受入体制	福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会														
２ ボランティア活動	福祉１部、(福)松戸市社会福祉協議会														

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由								
風－１３１	第１節 住民生活安定対策計画 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>２ 災害弔慰金の支給等</td><td>保健医療部、福祉１部</td></tr></table>	項 目	担 当	２ 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉１部	第１節 住民生活安定対策計画 【計画の体系・担当】 <table><tr><td>項 目</td><td>担 当</td></tr><tr><td>２ 災害弔慰金の支給等</td><td>福祉１部</td></tr></table>	項 目	担 当	２ 災害弔慰金の支給等	福祉１部	昨年度の組織改編による修正が漏れていたため。
項 目	担 当										
２ 災害弔慰金の支給等	保健医療部、福祉１部										
項 目	担 当										
２ 災害弔慰金の支給等	福祉１部										
風－１３３	９義援金の保管及び配分 （１）義援金の受入と保管 市に送付された義援金は、保健医療部が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。	９義援金の保管及び配分 （１）義援金の受入と保管 市に送付された義援金は、福祉１部が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。	昨年度の組織改編による修正が漏れていたため。								

＜ 大 規 模 事 故 編 ＞			
旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
大－１０	【対策担当】 １ 予防計画 東日本旅客鉄道(株)、<u>新京成電鉄(株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) ２ 応急対策計画 消防局、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、文化スポーツ部、市民部、環境部、広報部、警察署、東日本旅客鉄道(株)、<u>新京成電鉄(株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	【対策担当】 １ 予防計画 東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株) ２ 応急対策計画 消防局、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、文化スポーツ部、市民部、環境部、広報部、警察署、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。
大－１０	１ 予防計画 東日本旅客鉄道(株)、<u>新京成電鉄(株)</u>、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)は、車両や輸送に関する安全を確保する。	１ 予防計画 東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)は、車両や輸送に関する安全を確保する。	京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。

＜ 資 料 編 ＞			
旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－ 3	松戸市防災会議委員一覧表 1号 <u>＜ 追 加 ＞</u> 8号 <u>新京成電鉄株式会社鉄道営業部松戸駅駅長</u> 9号 千葉県助産師会第1地区（柏・野田・流山・我孫子・松戸） 地区部会長	松戸市防災会議委員一覧表 1号 <u>銚子地方気象台長</u> 8号 <u>京成電鉄株式会社 松戸駅駅長</u> 9号 千葉県助産師会第1地区（柏・野田・流山・我孫子・松戸） <u>地区副会長</u>	昨年度承認いただいた「台長」の追加及び京成電鉄と新京成電鉄の鉄道事業が合併されたため。 地区部会長の役職が変更となったため。
資－ 1 6	<u>＜ 追 加 ＞</u>	<u>松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱</u> <u>（趣旨）</u> <u>第1条 市長は、地域住民による避難所運営活動を支援し、災害時における避難所の円滑な運営を図るため、避難所運営委員会に対し、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。</u> <u>（定義）</u> <u>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 避難所運営委員会 災害が発生した場合に備え、事前に避難所における役割分担や施設の利用方法を定めるとともに、災害時にあつては避難所運営を円滑に行うため、地域住民、自治会、学校関係者等で構成された団体をいう。</u> <u>(2) 避難所 市が指定する指定避難所をいう。</u> <u>(3) 避難所運営活動 避難所の設営、管理、避難者支援等を含む一連の活動をいう。</u> <u>（補助対象者）</u> <u>第3条 補助金の交付を受けることができる避難所運営委員会は、次のいずれにも該当する避難所運営委員会とする。</u> <u>(1) 市内の避難所において避難所運営活動を行うこと。</u> <u>(2) 継続的に活動を行う意思を有すること。</u> <u>（補助対象経費）</u> <u>第4条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。</u>	避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱が令和7年4月1日より施行されたため。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
		<u>(1) 避難所運営に必要な消耗品等の購入に要する経費</u> <u>(2) 避難所運営訓練の実施に要する経費</u> <u>(3) その他市長が必要と認める経費</u> <u>(補助金の額)</u> <u>第5条 補助金の額は、補助対象経費（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、上限を30,000円とする。</u> <u>(交付の申請)</u> <u>第6条 補助金の交付申請をしようとする避難所運営委員会は、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 事業計画書（第2号様式）</u> <u>(2) 予算書（第3号様式）</u> <u>(3) 補助金の交付を受けようとする避難所運営委員会が定めた規約</u> <u>(4) 補助金の交付を受けようとする避難所運営委員会の名簿</u> <u>(5) その他市長が必要と認める書類</u> <u>(決定の通知)</u> <u>第7条 市長は、前条の申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定（却下）通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。</u> <u>(概算払)</u> <u>第8条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の概算払とすることができる。</u> <u>2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする避難所運営委員会は、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。</u> <u>(実績報告)</u> <u>第9条 規則第11条に規定する実績報告をしようとするときは、事業終了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松戸市避難所運営委員会活動実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 事業報告書（第7号様式）</u> <u>(2) 決算書（第8号様式）</u> <u>(3) 領収書の写し又は代金の支払いを証するもの</u> <u>(4) その他市長が必要と認める書類</u> <u>(確定の通知)</u>	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
		<u>第10条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付額確定通知書（第9号様式）によるものとする。</u> <u>（補助金の精算）</u> <u>第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた避難所運営委員会は、その確定額に基づき速やかに補助金の精算をしなければならない。</u> <u>（返還）</u> <u>第12条 規則第17条第1項又は第2項の規定による返還命令は、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金返還通知書（第10号様式）により、補助金の交付を受けた避難所運営委員会に通知するものとする。</u> <u>2 前項の規定により通知を受けた避難所運営委員会は、当該通知に基づき補助金の額の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。</u> <u>（補則）</u> <u>第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</u> <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生する避難所運営活動に係る経費について適用する。</u>	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由							
		第1号様式 松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付申請書 年 月 日 (宛先)松戸市長 避難所運営委員会名 委員長氏名 委員長住所 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス ※連絡先電子メールアドレスがない場合は記入不要です。 松戸市避難所運営委員会活動支援補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第6条の規定により次のとおり申請します。 記 <table><tr><td>補助金交付申請額</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="4">添付書類</td><td>(1)事業計画書(第2号様式)</td></tr><tr><td>(2)予算書(第3号様式)</td></tr><tr><td>(3)当避難所運営委員会が定めた規約</td></tr><tr><td>(4)当避難所運営委員会の名簿</td></tr></table>	補助金交付申請額	円	添付書類	(1)事業計画書(第2号様式)	(2)予算書(第3号様式)	(3)当避難所運営委員会が定めた規約	(4)当避難所運営委員会の名簿	
補助金交付申請額	円									
添付書類	(1)事業計画書(第2号様式)									
	(2)予算書(第3号様式)									
	(3)当避難所運営委員会が定めた規約									
	(4)当避難所運営委員会の名簿									

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																																												
		第2号様式 年 月 日 (宛先)松戸市長 避難所運営委員会名 年度 事業計画書 <table><tr><th>予定月</th><th>実施項目</th><th>実施内容</th><th>金額</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※各実施内容につき、予算書(第3号様式)を添付してください。 合計 円	予定月	実施項目	実施内容	金額	備考																																																								
予定月	実施項目	実施内容	金額	備考																																																											

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																																			
		第3号様式 予算書 避難所運営委員会名: _____ 予定月: _____ 実施内容: _____ 実施項目: _____ ○ 使用予定見積額 <table><tr><th>対象経費</th><th>使用品目</th><th>概算額</th></tr><tr><td>1 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>2 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>3 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>4 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>5 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>6 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>7 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>8 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>9 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>10 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>11 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>12 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>13 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>14 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>15 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>合計</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr></table>	対象経費	使用品目	概算額	1 _____	_____	_____円	2 _____	_____	_____円	3 _____	_____	_____円	4 _____	_____	_____円	5 _____	_____	_____円	6 _____	_____	_____円	7 _____	_____	_____円	8 _____	_____	_____円	9 _____	_____	_____円	10 _____	_____	_____円	11 _____	_____	_____円	12 _____	_____	_____円	13 _____	_____	_____円	14 _____	_____	_____円	15 _____	_____	_____円	合計	_____	_____円	
対象経費	使用品目	概算額																																																				
1 _____	_____	_____円																																																				
2 _____	_____	_____円																																																				
3 _____	_____	_____円																																																				
4 _____	_____	_____円																																																				
5 _____	_____	_____円																																																				
6 _____	_____	_____円																																																				
7 _____	_____	_____円																																																				
8 _____	_____	_____円																																																				
9 _____	_____	_____円																																																				
10 _____	_____	_____円																																																				
11 _____	_____	_____円																																																				
12 _____	_____	_____円																																																				
13 _____	_____	_____円																																																				
14 _____	_____	_____円																																																				
15 _____	_____	_____円																																																				
合計	_____	_____円																																																				

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
		第4号様式 第 号 避難所運営委員会名 委員長氏名 様 松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定(却下)通知書 年 月 日付けで申請のあった松戸市避難所運営委員会活動支援補助金については、下記のとおり通知します。 年 月 日 松戸市長 印 記 1 次のとおり決定します。 (1)補助金額 円 (2)交付条件 ア 補助事業を中止する場合及び補助事業の内容を変更することにより交付決定額の変更が必要な場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 イ 松戸市補助金等交付規則及び松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱を遵守すること。 2 次の理由により申請を却下します。 理由	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
		第 5 号様式 松戸市避難所運営委員会活動支援補助金概算払請求書 年 月 日 (あて先) 松戸市長 避難所運営委員会名 委 員 長 氏 名 委 員 長 住 所 年 月 日付け 第 号をもって通知のあった松戸市避難所運営委員会活動支援補助金を、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、別紙事業計画書に必要な経費を次のとおり請求します。 記 請求金額 円	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由									
		第6号様式 松戸市避難所運営委員会活動実績報告書 年 月 日 (宛先)松戸市長 避難所運営委員会名 委員長氏名 委員長住所 連絡先電話番号 連絡先電子メールアドレス ※連絡先電子メールアドレスがない場合は記入不要です。 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった補助金の実績について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により次のとおり報告します。 記 <table><tr><td>補助金交付決定額</td><td>円</td></tr><tr><td>経費精算額 (実際にかかった金額)</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="4">添付書類</td><td>(1)事業報告書(第7号様式)</td></tr><tr><td>(2)決算書(第8号様式)</td></tr><tr><td>(3)領収書の写し又は代金の支払いを証するもの</td></tr><tr><td>(4)その他</td></tr></table>	補助金交付決定額	円	経費精算額 (実際にかかった金額)	円	添付書類	(1)事業報告書(第7号様式)	(2)決算書(第8号様式)	(3)領収書の写し又は代金の支払いを証するもの	(4)その他	
補助金交付決定額	円											
経費精算額 (実際にかかった金額)	円											
添付書類	(1)事業報告書(第7号様式)											
	(2)決算書(第8号様式)											
	(3)領収書の写し又は代金の支払いを証するもの											
	(4)その他											

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																																												
		第7号様式 年 月 日 (宛先)松戸市長 避難所運営委員会名 年度 事業報告書 <table><tr><th>実施日</th><th>実施項目</th><th>実施内容</th><th>金額</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 合計 円	実施日	実施項目	実施内容	金額	備考																																																								
実施日	実施項目	実施内容	金額	備考																																																											

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																																			
		第8号様式 決算書 避難所運営委員会名: _____ 実施日: _____ 実施内容: _____ 実施項目: _____ ○ 使用金額 <table><tr><th>対象経費</th><th>使用品目</th><th>精算額</th></tr><tr><td>1 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>2 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>3 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>4 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>5 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>6 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>7 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>8 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>9 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>10 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>11 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>12 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>13 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>14 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>15 _____</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr><tr><td>合計</td><td>_____</td><td>_____円</td></tr></table>	対象経費	使用品目	精算額	1 _____	_____	_____円	2 _____	_____	_____円	3 _____	_____	_____円	4 _____	_____	_____円	5 _____	_____	_____円	6 _____	_____	_____円	7 _____	_____	_____円	8 _____	_____	_____円	9 _____	_____	_____円	10 _____	_____	_____円	11 _____	_____	_____円	12 _____	_____	_____円	13 _____	_____	_____円	14 _____	_____	_____円	15 _____	_____	_____円	合計	_____	_____円	
対象経費	使用品目	精算額																																																				
1 _____	_____	_____円																																																				
2 _____	_____	_____円																																																				
3 _____	_____	_____円																																																				
4 _____	_____	_____円																																																				
5 _____	_____	_____円																																																				
6 _____	_____	_____円																																																				
7 _____	_____	_____円																																																				
8 _____	_____	_____円																																																				
9 _____	_____	_____円																																																				
10 _____	_____	_____円																																																				
11 _____	_____	_____円																																																				
12 _____	_____	_____円																																																				
13 _____	_____	_____円																																																				
14 _____	_____	_____円																																																				
15 _____	_____	_____円																																																				
合計	_____	_____円																																																				

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
		第9号様式 第 号 避難所運営委員会名 委員長氏名 様 松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付額確定通知書 年 月 日付け 第 号で交付決定した松戸市避難所運営委員会活動支援補助金について、松戸市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり額の確定をします。 年 月 日 松戸市長 印 記 補助金確定金額 円	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由														
		第10号様式 第 号 避難所運営委員会名 委員長氏名 様 松戸市避難所運営委員会活動支援補助金返還通知書 松戸市補助金等交付規則第17条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり返還を命じます。 年 月 日 松戸市長 印 記 <table><tr><td>補助金の交付決定額</td><td>円</td></tr><tr><td>補助金の既交付額</td><td>年 月 日交付 円</td></tr><tr><td>補助金の交付確定額</td><td>円</td></tr><tr><td>返還すべき金額</td><td>円</td></tr><tr><td>返 還 期 限</td><td>年 月 日まで</td></tr><tr><td>返還を命ずる理由</td><td></td></tr><tr><td>返 還 方 法</td><td>市が発行する納入通知書により返還すること。</td></tr></table>	補助金の交付決定額	円	補助金の既交付額	年 月 日交付 円	補助金の交付確定額	円	返還すべき金額	円	返 還 期 限	年 月 日まで	返還を命ずる理由		返 還 方 法	市が発行する納入通知書により返還すること。	
補助金の交付決定額	円																
補助金の既交付額	年 月 日交付 円																
補助金の交付確定額	円																
返還すべき金額	円																
返 還 期 限	年 月 日まで																
返還を命ずる理由																	
返 還 方 法	市が発行する納入通知書により返還すること。																

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																																																																												
資－２０	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表 【救助の種類】 避難所の設置（災害救助法第４条第１項） 【費用の限度額】 <基本額>避難所設置費１人１日当たり <u>340</u>円以内 【救助の種類】 避難所の設置（災害救助法第４条第２項） 【費用の限度額】 <基本額>避難所設置費１人１日当たり <u>340</u>円以内 【救助の種類】 応急仮設住宅の供与 【費用の限度額】 ○建設型応急住宅 2 基本額 １戸当たり <u>6,775,000</u>円以内	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表 【救助の種類】 避難所の設置（災害救助法第４条第１項） 【費用の限度額】 <基本額>避難所設置費１人１日当たり <u>350</u>円以内 【救助の種類】 避難所の設置（災害救助法第４条第２項） 【費用の限度額】 <基本額>避難所設置費１人１日当たり <u>350</u>円以内 【救助の種類】 応急仮設住宅の供与 【費用の限度額】 ○建設型応急住宅 2 基本額 １戸当たり <u>6,883,000</u>円以内	千葉県災害救助法施行細則の一部改正による。																																																																												
資－２１	【救助の種類】 炊き出しその他による食品の給与 【費用の限度額】 １人１日当たり <u>1,230</u>円以内 (特別基準の設定が可能) 【救助の種類】 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 【費用の限度額】 2 下記金額の範囲内 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>１人 世帯</th><th>２人 世帯</th><th>３人 世帯</th><th>４人 世帯</th><th>５人 世帯</th><th>６人以上 １人増す ごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td><u>19,200</u></td><td><u>24,600</u></td><td><u>36,500</u></td><td><u>43,600</u></td><td><u>55,200</u></td><td><u>8,000</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>31,800</u></td><td><u>41,100</u></td><td><u>57,200</u></td><td><u>66,900</u></td><td><u>84,300</u></td><td><u>11,600</u></td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td><u>6,300</u></td><td><u>8,400</u></td><td><u>12,600</u></td><td><u>15,400</u></td><td><u>19,400</u></td><td><u>2,700</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>10,100</u></td><td><u>13,200</u></td><td><u>18,800</u></td><td><u>22,300</u></td><td><u>28,100</u></td><td><u>3,700</u></td></tr></table>	区分		１人 世帯	２人 世帯	３人 世帯	４人 世帯	５人 世帯	６人以上 １人増す ごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>	冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>	半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>	【救助の種類】 炊き出しその他による食品の給与 【費用の限度額】 １人１日当たり <u>1,330</u>円以内 (特別基準の設定が可能) 【救助の種類】 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 【費用の限度額】 2 下記金額の範囲内 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>１人 世帯</th><th>２人 世帯</th><th>３人 世帯</th><th>４人 世帯</th><th>５人 世帯</th><th>６人以上 １人増す ごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td><td>夏</td><td><u>19,800</u></td><td><u>25,400</u></td><td><u>37,700</u></td><td><u>45,000</u></td><td><u>57,000</u></td><td><u>8,300</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>32,800</u></td><td><u>42,400</u></td><td><u>59,000</u></td><td><u>69,000</u></td><td><u>87,000</u></td><td><u>12,000</u></td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上浸水</td><td>夏</td><td><u>6,500</u></td><td><u>8,700</u></td><td><u>13,000</u></td><td><u>15,900</u></td><td><u>20,000</u></td><td><u>2,800</u></td></tr><tr><td>冬</td><td><u>10,400</u></td><td><u>13,600</u></td><td><u>19,400</u></td><td><u>23,000</u></td><td><u>29,000</u></td><td><u>3,800</u></td></tr></table>	区分		１人 世帯	２人 世帯	３人 世帯	４人 世帯	５人 世帯	６人以上 １人増す ごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	<u>19,800</u>	<u>25,400</u>	<u>37,700</u>	<u>45,000</u>	<u>57,000</u>	<u>8,300</u>	冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>	半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>	千葉県災害救助法施行細則の一部改正による。
区分		１人 世帯	２人 世帯	３人 世帯	４人 世帯	５人 世帯	６人以上 １人増す ごとに加算																																																																								
全壊 全焼 流失	夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>																																																																								
	冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>																																																																								
半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>																																																																								
	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>																																																																								
区分		１人 世帯	２人 世帯	３人 世帯	４人 世帯	５人 世帯	６人以上 １人増す ごとに加算																																																																								
全壊 全焼 流失	夏	<u>19,800</u>	<u>25,400</u>	<u>37,700</u>	<u>45,000</u>	<u>57,000</u>	<u>8,300</u>																																																																								
	冬	<u>32,800</u>	<u>42,400</u>	<u>59,000</u>	<u>69,000</u>	<u>87,000</u>	<u>12,000</u>																																																																								
半壊 半焼 床上浸水	夏	<u>6,500</u>	<u>8,700</u>	<u>13,000</u>	<u>15,900</u>	<u>20,000</u>	<u>2,800</u>																																																																								
	冬	<u>10,400</u>	<u>13,600</u>	<u>19,400</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,800</u>																																																																								

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
資－２２	【救助の種類】 被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	【救助の種類】 被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	千葉県災害救助法施行細則の一部改正による。
	【費用の限度額】 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり <u>50,000</u> 円以内 ※特別基準の設定はなし	【費用の限度額】 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり <u>51,500</u> 円以内 ※特別基準の設定はなし	
	【救助の種類】 被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）	【救助の種類】 被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）	
	【費用の限度額】 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 半壊以上 <u>706,000</u> 円以内 準半壊 <u>343,000</u> 円以内	【費用の限度額】 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 半壊以上 <u>717,000</u> 円以内 準半壊 <u>348,000</u> 円以内	
	【救助の種類】 学用品の給与	【救助の種類】 学用品の給与	
	【費用の限度額】 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>4,800</u> 円 中学校生徒 <u>5,100</u> 円 高等学校等生徒 <u>5,600</u> 円	【費用の限度額】 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>5,200</u> 円 中学校生徒 <u>5,500</u> 円 高等学校等生徒 <u>6,000</u> 円	
	【救助の種類】 埋葬	【救助の種類】 埋葬	
	【費用の限度額】 1体当たり 大人（12歳以上） <u>219,100</u> 円以内 小人（12歳未満） <u>175,200</u> 円以内	【費用の限度額】 1体当たり 大人（12歳以上） <u>226,100</u> 円以内 小人（12歳未満） <u>180,800</u> 円以内	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－２３	【救助の種類】 死体の処理 【費用の限度額】 （洗浄、消毒等） 1 体当たり <u>3,500</u> 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり <u>5,500</u> 円以内	【救助の種類】 死体の処理 【費用の限度額】 （洗浄、消毒等） 1 体当たり <u>3,600</u> 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり <u>5,700</u> 円以内	千葉県災害救助法施行細則の一部改正による。
	【救助の種類】 障害物の除去 【費用の限度額】 1 世帯当たり <u>138,700</u> 円以内	【救助の種類】 障害物の除去 【費用の限度額】 1 世帯当たり <u>140,000</u> 円以内	
	【救助の種類】 実費弁償 【費用の限度額】 日当 1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 <u>24,700</u> 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 <u>14,300</u> 円以内 保健師、助産師、看護師及び 准看護師 14,200 円以内 救急救命士 <u>13,300</u> 円以内 土木技術者、建築技術者 <u>13,900</u> 円以内 大工 <u>24,800</u> 円以内 左官 <u>26,900</u> 円以内 とび職 <u>27,300</u> 円以内	【救助の種類】 実費弁償 【費用の限度額】 日当 1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 <u>24,900</u> 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 <u>14,700</u> 円以内 保健師、助産師、看護師及び 准看護師 14,200 円以内 救急救命士 <u>13,400</u> 円以内 土木技術者、建築技術者 <u>14,000</u> 円以内 大工 <u>27,800</u> 円以内 左官 <u>29,300</u> 円以内 とび職 <u>30,500</u> 円以内	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
資－２７	２ 民間との協定	２ 民間との協定	
	【区分】 物資供給 【災害協定名】 災害時における物資供給に関する協定 【協定先】 とうかつ中央農業協同組合 【締結日】 H12. 12. 20 【協力内容】 <u>米・味噌・醤油等生活物資の供給</u>	【区分】 物資供給 【災害協定名】 災害時における物資供給に関する協定 【協定先】 とうかつ中央農業協同組合 【締結日】 H12. 12. 20 【協力内容】 <u>米・菓子類・生活用品等の提供</u>	協定内容の見直しを行ったため。
	<u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>物資供給</u> 【災害協定名】 <u>災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書</u> 【協定先】 <u>松戸市福祉用具事業所協議会</u> 【締結日】 <u>R7. 1. 17</u> 【協力内容】 <u>福祉用具等物資の供給</u>	本計画に未記載であったため追記。
	【区分】 物資供給 【災害協定名】 災害時における物資集配拠点の運営等に関する協定 【協定先】 <u>< 追 加 ></u> 【締結日】 <u>H28. 2. 24</u> 【協力内容】 物資集配拠点としての活用と運営協力	【区分】 物資供給 【災害協定名】 災害時における物資集配拠点の運営等に関する協定 【協定先】 <u>東京千住青果（株）</u> 【締結日】 <u>H28. 2. 24</u> 【協力内容】 物資集配拠点としての活用と運営協力	記載漏れのため追記。
	<u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>物資供給</u> 【災害協定名】 <u>災害時等における仮設トイレ等の提供協力に関する協定</u> 【協定先】 <u>セイジツサービス株式会社</u> 【締結日】 <u>R4. 4. 1</u> 【協力内容】 <u>仮設トイレ等の提供</u>	新規で災害時応援協定を締結したため。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
資－２７	<u>< 追 加 ></u> <u>< 追 加 ></u> <u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>物資供給</u> 【災害協定名】 <u>災害時等における物資の供給及び被災者への一時的な施設等の提供に関する協定</u> 【協定先】 <u>ロイヤルホームセンター（株）</u> 【締結日】 <u>R6. 6. 1</u> 【協力内容】 <u>生活必需品物資等の供給</u> 【区分】 <u>物資供給</u> 【災害協定名】 <u>災害時等における物資の供給に関する協定</u> 【協定先】 <u>（株）新井商店</u> 【締結日】 <u>R6. 11. 1</u> 【協力内容】 <u>段ボールベット、段ボールトイレ、トイレットペーパーの供給</u> 【区分】 <u>物資供給</u> 【災害協定名】 <u>災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定</u> 【協定先】 <u>株式会社アクティオ</u> 【締結日】 <u>R7. 3. 31</u> 【協力内容】 <u>レンタル機材の提供</u>	新規で災害時応援協定を締結したため。 新規で災害時応援協定を締結したため。 新規で災害時応援協定を締結したため。
資－２８	【区分】 搬送活動・情報収集及び傷病者搬送 【災害協定名】 災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書 【協定先】 <u>松戸新京成バス（株）、</u> <u>東武バスイースト（株）</u> 【締結日】 H9. 9. 30 【協力内容】 傷病者（多数）等の緊急搬送及び災害情報の提供	【区分】 搬送活動・情報収集及び傷病者搬送 【災害協定名】 災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書 【協定先】 <u>京成バス千葉ウエスト（株）松戸東営業所、</u> <u>東武バスセントラル（株）</u> 【締結日】 H9. 9. 30 【協力内容】 傷病者（多数）等の緊急搬送及び災害情報の提供	京成グループ 事業再編に伴う商号変更による。 東武バスの社名変更による。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
資－２８	【区分】 搬送活動・情報収集及び傷病者搬送 【災害協定名】 災害時における無人航空機による支援活動に関する協定 【協定先】 <u>(株) BFHD、ドローン・エージェントカンパニー (株)</u> 【締結日】 R3. 7. 1 【協力内容】 災害時の情報収集、災害地図作成等の支援	【区分】 搬送活動・情報収集及び傷病者搬送 【災害協定名】 災害時における無人航空機による支援活動に関する協定 【協定先】 <u>(株) BFHD</u> 【締結日】 R3. 7. 1 【協力内容】 災害時の情報収集、災害地図作成等の支援	別々の事業者であるため、分けて記載します。
		【区分】 搬送活動・情報収集及び傷病者搬送 【災害協定名】 災害時における無人航空機による支援活動に関する協定 【協定先】 <u>ドローン・エージェントカンパニー (株)</u> 【締結日】 R3. 7. 1 【協力内容】 災害時の情報収集、災害地図作成等の支援	
	<u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>搬送活動・情報収集及び傷病者搬送</u> 【災害協定名】 <u>災害時における無人航空機による支援活動に関する協定</u> 【協定先】 <u>(一社) ドローン減災士協会関東地区連合会千葉支部</u> 【締結日】 <u>R6. 11. 1</u> 【協力内容】 <u>災害時の情報収集、災害地図作成等の支援</u>	新規で災害時応援協定を締結したため。
	【区分】 物資輸送等 【災害協定名】 災害時における輸送業務に関する協定書 【協力内容】 <u>収容避難場所</u> 等への物資輸送	【区分】 物資輸送等 【災害協定名】 災害時における輸送業務に関する協定書 【協力内容】 <u>避難所</u> 等への物資輸送	名称の変更。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
資－２９	【区分】 ゴミ処理 【災害協定名】 災害時等におけるし尿収集運搬業務に関する協定 【協定先】 市内浄化槽清掃業許可業者 <u>１１社</u> 【締結日】 ※年次更新 【協力内容】 災害時におけるごみの収集・運搬	【区分】 ゴミ処理 【災害協定名】 災害時等におけるし尿収集運搬業務に関する協定 【協定先】 市内浄化槽清掃業許可業者 【締結日】 ※年次更新 【協力内容】 災害時におけるごみの収集・運搬	「１１社」は不要なため削除。
	【区分】 要配慮者関係 【災害協定名】 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定 【協定先】 <u>(福) 白寿会</u> <u>プレミアム東松戸他２施設</u> 【締結日】 H29. 12. 5 【協力内容】 二次福祉避難所の開設及び運営	【区分】 要配慮者関係 【災害協定名】 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定 【協定先】 <u>(福) 白寿会</u> <u>プレミアム東松戸</u> 【締結日】 H29. 12. 5 【協力内容】 二次福祉避難所の開設及び運営	
		【区分】 要配慮者関係 【災害協定名】 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定 【協定先】 <u>(福) 聖心会</u> <u>明尽苑</u> 【締結日】 H29. 12. 5 【協力内容】 二次福祉避難所の開設及び運営	
	【区分】 要配慮者関係 【災害協定名】 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定 【協定先】 <u>(社福)清和園</u> <u>セイワ松戸</u> <u>(社福)草加福祉会</u> <u>アウル大金平</u> 【締結日】 R2. 3. 1 【協力内容】 二次福祉避難所の開設及び運営	【区分】 要配慮者関係 【災害協定名】 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定 【協定先】 <u>(福)清和園</u> <u>セイワ松戸</u> 【締結日】 R2. 3. 1 【協力内容】 二次福祉避難所の開設及び運営	
		【区分】 要配慮者関係 【災害協定名】 災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定 【協定先】 <u>(福)草加福祉会</u> <u>アウル大金平</u> 【締結日】 R2. 3. 1 【協力内容】 二次福祉避難所の開設及び運営	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由
資－２９	【区分】 施設等の提供 【災害協定名】 災害時における避難所等の提供に関する協定書 【協力内容】 災害時における施設の一時避難場所・ <u>収容避難所</u> としての使用	【区分】 施設等の提供 【災害協定名】 災害時における避難所等の提供に関する協定書 【協力内容】 災害時における施設の一時避難場所・ <u>避難所</u> としての使用	名称の変更。
	<u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>施設等の提供</u> 【災害協定名】 <u>大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定</u> 【協定先】 <u>イワブチ（株）</u> 【締結日】 <u>R6.10.1</u> 【協力内容】 <u>洪水災害時における施設の一時避難場所としての使用</u>	新規で災害時応援協定を締結したため。
	<u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>施設等の提供</u> 【災害協定名】 <u>災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定</u> 【協定先】 <u>（株）遊楽</u> 【締結日】 <u>R6.6.1</u> 【協力内容】 <u>災害時における一時的な施設・駐車場の提供</u>	新規で災害時応援協定を締結したため。
	<u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>施設等の提供</u> 【災害協定名】 <u>災害時等における物資の供給及び被災者への一時的な施設等の提供に関する協定</u> 【協定先】 <u>ロイヤルホームセンター（株）</u> 【締結日】 <u>R6.6.1</u> 【協力内容】 <u>災害時における一時的な施設・駐車場の提供</u>	新規で災害時応援協定を締結したため。
	<u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>施設等の提供</u> 【災害協定名】 <u>災害時におけるランドリー施設及び有償設備の利用に関する協定</u> 【協定先】 <u>トリオマネジメント株式会社</u> 【締結日】 <u>R7.4.1</u> 【協力内容】 <u>ランドリー施設等の提供</u>	新規で災害時応援協定を締結したため。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由
資－３０	<u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>応急復旧</u> 【災害協定名】 <u>災害時における相互連携・協力に関する協定</u> 【協定先】 <u>京葉瓦斯（株）</u> 【締結日】 <u>R7.1.17</u> 【協力内容】 <u>ガスの復旧に関する相互連携・協力</u>	新規で災害時応援協定を締結したため。
	<u>< 追 加 ></u>	【区分】 <u>その他</u> 【災害協定名】 <u>災害時の法律相談等に関する協定</u> 【協定先】 <u>千葉県弁護士会</u> 【締結日】 <u>R6.11.1</u> 【協力内容】 <u>被災者に対する法律相談を円滑かつ適切に実施するための協力</u>	新規で災害時応援協定を締結したため。

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	新							修 正 理 由
資－３３	<u><71のみ告示日の更新、その他全件新規追加></u>							令和6年9月13日付、令和6年11月1日付、令和7年2月28日付でそれぞれ追加指定されたため。
	土砂災害警戒区域指定一覧 (令和7年3月現在)							
	番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域	
	71	松戸市松戸	松戸2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	74	柏市中新宿3丁目、松戸市根本内	中新宿4	急傾斜地の崩壊	令和6年9月13日	○	○	
	75	松戸市高塚新田、市川市曾谷2丁目	高塚新田1	急傾斜地の崩壊	令和6年11月1日	○	○	
	76	市川市大野町2丁目、松戸市高塚新田	大野町29	急傾斜地の崩壊	令和6年11月1日	○	○	
	77	松戸市河原塚、紙敷	河原塚1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	78	松戸市河原塚	河原塚2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	79	松戸市河原塚	河原塚3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	80	松戸市河原塚	河原塚4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	81	松戸市河原塚	河原塚5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	82	松戸市河原塚	河原塚6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	83	松戸市河原塚、日暮8丁目	河原塚7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	84	松戸市河原塚、日暮7丁目	河原塚8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	85	松戸市岩瀬、松戸	岩瀬6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	86	松戸市岩瀬	岩瀬7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	87	松戸市岩瀬	岩瀬8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	88	松戸市岩瀬	岩瀬9	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	89	松戸市岩瀬、胡録台	岩瀬10	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	90	松戸市久保平賀、小金原1丁目	久保平賀1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	91	松戸市栗山	栗山4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	92	松戸市栗山	栗山5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	93	松戸市胡録台、野菊野	胡録台1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	94	松戸市五香西5丁目	五香西1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	95	松戸市五香西5丁目、五香西4丁目	五香西2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	96	松戸市幸谷、二ツ木	幸谷4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	97	松戸市幸谷、新松戸1丁目	幸谷5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	98	松戸市幸谷	幸谷6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	99	松戸市幸谷、小金清志町3丁目、小金清志町2丁目	幸谷7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
100	松戸市幸谷、小金清志町1丁目	幸谷8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
101	松戸市新松戸東、幸谷	新松戸東1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		
102	松戸市幸田2丁目	幸田1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

	103	松戸市幸田2丁目	幸田2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	104	松戸市幸田5丁目	幸田3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	105	松戸市幸田3丁目	幸田4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	106	松戸市高塚新田	高塚新田2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	107	松戸市高塚新田、市川市大野町2丁目	高塚新田3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	108	松戸市高塚新田	高塚新田4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	109	松戸市高塚新田、紙敷	高塚新田5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	110	松戸市高塚新田	高塚新田6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	111	松戸市秋山2丁目	秋山1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	112	松戸市秋山、市川市稲越2丁目	秋山2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	113	松戸市秋山	秋山3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	114	松戸市秋山1丁目	秋山4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	115	松戸市秋山3丁目	秋山5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	116	松戸市秋山	秋山6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	117	松戸市根本	根本1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	118	松戸市根本内、柏市中新宿3丁目	根本内4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	119	松戸市根本内	根本内5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	120	松戸市根本内、柏市光ヶ丘2丁目	根本内6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	121	松戸市根本内	根本内7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	122	松戸市根本内	根本内8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	123	松戸市根本内	根本内9	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	124	松戸市根本内	根本内10	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	125	松戸市根本内、柏市中新宿3丁目	根本内11	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	126	松戸市紙敷	紙敷3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	127	松戸市紙敷、市川市大町	紙敷4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	128	松戸市紙敷3丁目	紙敷5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	129	松戸市紙敷3丁目	紙敷6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	130	松戸市紙敷1丁目	紙敷7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	131	松戸市紙敷	紙敷8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	132	松戸市小金、小金原7丁目、柏市酒井根	小金1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	133	松戸市小金、小金清志町3丁目、小金清志町2丁目	小金2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	134	松戸市小金、小金清志町3丁目	小金3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	135	松戸市小金、大谷口、新松戸1丁目、殿平賀	小金4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	136	松戸市小金	小金5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	137	松戸市小金きよしヶ丘3丁目	小金きよしヶ	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

			<u>丘 1</u>				
	<u>138</u>	<u>松戸市小金原 1 丁目</u>	<u>小金原 1</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>139</u>	<u>松戸市小金原 2 丁目</u>	<u>小金原 2</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>140</u>	<u>松戸市小金原 2 丁目、根木内、柏市酒井根</u>	<u>小金原 3</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>141</u>	<u>松戸市小金原 4 丁目</u>	<u>小金原 4</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>142</u>	<u>松戸市小金原 5 丁目</u>	<u>小金原 5</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>143</u>	<u>松戸市小金原 3 丁目、小金原 6 丁目、柏市酒井根、西山 1 丁目、西山 2 丁目</u>	<u>小金原 6</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>144</u>	<u>松戸市小金原 7 丁目</u>	<u>小金原 7</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>145</u>	<u>松戸市小金原 8 丁目</u>	<u>小金原 8</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>146</u>	<u>松戸市小金原 9 丁目</u>	<u>小金原 9</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>147</u>	<u>松戸市小金上総町、小金清志町 1 丁目</u>	<u>小金上総町 1</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>148</u>	<u>松戸市小根本、岩瀬</u>	<u>小根本 1</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>149</u>	<u>松戸市小山</u>	<u>小山 2</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>150</u>	<u>松戸市小山</u>	<u>小山 3</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>151</u>	<u>松戸市小山</u>	<u>小山 4</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>152</u>	<u>松戸市松戸、二十世紀が丘柿の木町</u>	<u>松戸 5</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>153</u>	<u>松戸市松戸</u>	<u>松戸 6</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>154</u>	<u>松戸市松戸、小山</u>	<u>松戸 7</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>155</u>	<u>松戸市松戸</u>	<u>松戸 8</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>156</u>	<u>松戸市松戸</u>	<u>松戸 9</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>157</u>	<u>松戸市松戸、岩瀬、胡録台</u>	<u>松戸 1 0</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>158</u>	<u>松戸市松戸、岩瀬</u>	<u>松戸 1 1</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>159</u>	<u>松戸市松戸、松戸新田、岩瀬</u>	<u>松戸 1 2</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>160</u>	<u>松戸市松戸</u>	<u>松戸 1 3</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>161</u>	<u>松戸市松戸新田、千駄堀、上本郷</u>	<u>松戸新田 2</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>162</u>	<u>松戸市松戸新田</u>	<u>松戸新田 3</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>163</u>	<u>松戸市松戸新田</u>	<u>松戸新田 4</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>164</u>	<u>松戸市松戸新田</u>	<u>松戸新田 5</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>165</u>	<u>松戸市松戸新田</u>	<u>松戸新田 6</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>166</u>	<u>松戸市松戸新田</u>	<u>松戸新田 7</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>167</u>	<u>松戸市上本郷</u>	<u>上本郷 1 0</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>168</u>	<u>松戸市上本郷</u>	<u>上本郷 1 1</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>
	<u>169</u>	<u>松戸市上本郷</u>	<u>上本郷 1 2</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>170</u>	<u>松戸市上本郷、新作</u>	<u>上本郷 1 3</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>○</u>
	<u>171</u>	<u>松戸市上矢切</u>	<u>上矢切 3</u>	<u>急傾斜地の崩壊</u>	<u>令和 7 年 2 月 2 8 日</u>	<u>○</u>	<u>なし</u>

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

	172	松戸市上矢切	上矢切 4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		
	173	松戸市上矢切、小山	上矢切 5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	174	松戸市常盤平陣屋前、常盤平西窪町、千駄堀	常盤平陣屋前 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		
	175	松戸市千駄堀、松戸新田	千駄堀 4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	176	松戸市千駄堀、金ヶ作	千駄堀 5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		
	177	松戸市千駄堀	千駄堀 6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	178	松戸市千駄堀、八ヶ崎 5 丁目	千駄堀 7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	179	松戸市千駄堀	千駄堀 8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	180	松戸市千駄堀	千駄堀 9	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	181	松戸市千駄堀	千駄堀 1 0	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		
	182	松戸市千駄堀	千駄堀 1 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	183	松戸市千駄堀	千駄堀 1 2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	184	松戸市千駄堀	千駄堀 1 3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	185	松戸市大橋	大橋 6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	186	松戸市大橋	大橋 7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	187	松戸市大橋	大橋 8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	188	松戸市大橋、二十世紀が丘梨元町	大橋 9	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	189	松戸市大橋	大橋 1 0	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		
	190	松戸市大谷口	大谷口 8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	191	松戸市大谷口	大谷口 9	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	192	松戸市大谷口、大金平 3 丁目	大谷口 1 0	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	193	松戸市大谷口、大金平 2 丁目、大金平 1 丁目、大金平 3 丁目	大谷口 1 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	194	松戸市大谷口	大谷口 1 2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	195	松戸市中金杉 4 丁目	中金杉 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	196	松戸市中和倉、上本郷	中和倉 4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		
	197	松戸市中和倉	中和倉 5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	198	松戸市中和倉	中和倉 6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	199	松戸市中和倉	中和倉 7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	200	松戸市仲井町 1 丁目	仲井町 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	201	松戸市殿平賀	殿平賀 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		
	202	松戸市殿平賀、大金平 2 丁目、大金平 1 丁目	殿平賀 2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	203	松戸市殿平賀	殿平賀 3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	204	松戸市殿平賀	殿平賀 4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○		
	205	松戸市東平賀	東平賀 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし		

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

	206	松戸市東平賀	東平賀 2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	207	松戸市東平賀	東平賀 3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	208	松戸市二ツ木	二ツ木 3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	209	松戸市二ツ木	二ツ木 4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	210	松戸市八ヶ崎 1 丁目、二ツ木	八ヶ崎 3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	211	松戸市八ヶ崎 1 丁目、二ツ木	八ヶ崎 4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	212	松戸市八ヶ崎 2 丁目	八ヶ崎 5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	213	松戸市八ヶ崎 2 丁目、八ヶ崎緑町	八ヶ崎 6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	214	松戸市八ヶ崎 3 丁目	八ヶ崎 7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	215	松戸市二ツ木二葉町、二ツ木	二ツ木二葉町 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	216	松戸市二ツ木二葉町	二ツ木二葉町 2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	217	松戸市日暮 5 丁目	日暮 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	218	松戸市日暮 5 丁目、日暮 3 丁目、日暮 4 丁目	日暮 2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	219	松戸市八ヶ崎緑町、八ヶ崎 8 丁目、八ヶ崎 3 丁目、八ヶ崎 2 丁目、八ヶ崎 7 丁目、八ヶ崎 5 丁目	八ヶ崎緑町 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	220	松戸市八ヶ崎緑町、八ヶ崎 8 丁目	八ヶ崎緑町 2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	221	松戸市平賀、東平賀	平賀 2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	222	松戸市平賀	平賀 3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	223	松戸市平賀	平賀 4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	224	松戸市稔台 1 丁目	稔台 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	225	松戸市稔台 4 丁目	稔台 2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	226	松戸市稔台 6 丁目、和名ヶ谷	稔台 3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	227	松戸市稔台	稔台 4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	228	松戸市和名ヶ谷、大橋	和名ヶ谷 1 4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	229	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 1 5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	230	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 1 6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	231	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 1 7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	232	松戸市和名ヶ谷、大橋	和名ヶ谷 1 8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	233	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 1 9	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	234	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 2 0	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○	
	235	松戸市串崎新田、五香西 4 丁目	串崎新田 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	236	松戸市吉井町、竹ヶ花	吉井町 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	
	237	松戸市南花島 3 丁目	南花島 1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし	

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧				新						修 正 理 由	
資－ 3 9	2 要配慮者施設 (1) 保育園・幼稚園 <u>< 追 加 ></u>										事業所新規開設につき、新規追加。 新規追加に伴い、附番修正。	
	No	施設名称	所 在 地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮		土砂
	<u>91</u>	<u>保育園いきいきキッズ</u>	<u>新松戸 4-80</u> <u>リジエール1 階</u>	<u>711-8012</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>○</u>		
資－ 3 9	(3) 障害者福祉施設 <u>< 追 加 ></u>										事業所新規開設につき、新規追加。 新規追加に伴い、附番修正。	
	No	施設名称	所 在 地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮		土砂
	<u>175</u>	<u>放課後等デイサービス</u> <u>きぼう新松戸</u>	<u>新松戸北 2-2-13</u>	<u>711-9676</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>○</u>				
	<u>176</u>	<u>児童発達支援・放課後等デ</u> <u>イサービス バースデー</u>	<u>西馬橋幸町 55</u> <u>ウエストビル 302</u>	<u>375-8993</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>○</u>		
	<u>177</u>	<u>A K I D S 松戸</u>	<u>馬橋 1890-1</u> <u>ウェルネス馬橋 4 階</u>	<u>050-3565-6688</u>	<u>○</u>							
	<u>178</u>	<u>みらいーく新松戸</u>	<u>新松戸 3-107 新松戸</u> <u>ガーデンシティ1 階</u>	<u>703-8120</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		<u>○</u>		
	<u>179</u>	<u>つむぎヶ丘松戸中和倉</u>	<u>中和倉 194-9</u>	<u>710-9853</u>	<u>○</u>							

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修正理由																																																																				
資－ 7 2	防災用井戸・貯水槽一覧 <table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>有効貯水量</th><th>合 計</th></tr><tr><td rowspan="4">①県企業局</td><td>栗山浄水場</td><td>5, 500 m³</td><td rowspan="4">95, 500m³</td></tr><tr><td>ちば野菊の里浄水場</td><td>30, 000 m³</td></tr><tr><td>松戸給水場</td><td>60, 000 m³</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>有効貯水量</th><th>合 計</th></tr><tr><td rowspan="6">③防災 用井戸</td><td>東部クリーンセンター</td><td>1, 008 m³/日</td><td rowspan="6">2, 434 m³</td></tr><tr><td>和名ケ谷クリーンセンター</td><td>972 m³/日</td></tr><tr><td>六和クリーンセンター</td><td>450 m³/日</td></tr><tr><td>< 追 加 ></td><td>< 追 加 ></td></tr><tr><td>本庁</td><td>4 m³/日</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>合 計</td><td>104, 997 m³</td></tr></table>	種 別		有効貯水量	合 計	①県企業局	栗山浄水場	5, 500 m³	95, 500m³	ちば野菊の里浄水場	30, 000 m³	松戸給水場	60, 000 m³			種 別		有効貯水量	合 計	③防災 用井戸	東部クリーンセンター	1, 008 m³/日	2, 434 m³	和名ケ谷クリーンセンター	972 m³/日	六和クリーンセンター	450 m³/日	< 追 加 >	< 追 加 >	本庁	4 m³/日			合 計	104, 997 m³	防災用井戸・貯水槽一覧 <table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>有効貯水量</th><th>合 計</th></tr><tr><td rowspan="4">①県企業局</td><td>栗山給水場</td><td>5, 500 m³</td><td rowspan="4">95, 500 m³</td></tr><tr><td>ちば野菊の里浄水場</td><td>30, 000 m³</td></tr><tr><td>松戸給水場</td><td>60, 000 m³</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>有効貯水量</th><th>合 計</th></tr><tr><td rowspan="6">③防災 用井戸</td><td>東部クリーンセンター</td><td>520 m³/日</td><td rowspan="6">1, 544. 6 m³</td></tr><tr><td>和名ケ谷スポーツセンター</td><td>972 m³/日</td></tr><tr><td>松戸リサイクルセンター</td><td>0. 6 m³/日</td></tr><tr><td>常盤平安全安心ステーション</td><td>48 m³/日</td></tr><tr><td>本庁</td><td>4 m³/日</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>合 計</td><td>104, 107. 6 m³</td></tr></table>	種 別		有効貯水量	合 計	①県企業局	栗山給水場	5, 500 m³	95, 500 m³	ちば野菊の里浄水場	30, 000 m³	松戸給水場	60, 000 m³			種 別		有効貯水量	合 計	③防災 用井戸	東部クリーンセンター	520 m³/日	1, 544. 6 m³	和名ケ谷スポーツセンター	972 m³/日	松戸リサイクルセンター	0. 6 m³/日	常盤平安全安心ステーション	48 m³/日	本庁	4 m³/日			合 計	104, 107. 6 m³	名称が間違えていたため修正。 有効貯水量を再調査し修正があったため。 防災用井戸として追加するため。
種 別		有効貯水量	合 計																																																																				
①県企業局	栗山浄水場	5, 500 m³	95, 500m³																																																																				
	ちば野菊の里浄水場	30, 000 m³																																																																					
	松戸給水場	60, 000 m³																																																																					
種 別		有効貯水量	合 計																																																																				
③防災 用井戸	東部クリーンセンター	1, 008 m³/日	2, 434 m³																																																																				
	和名ケ谷クリーンセンター	972 m³/日																																																																					
	六和クリーンセンター	450 m³/日																																																																					
	< 追 加 >	< 追 加 >																																																																					
	本庁	4 m³/日																																																																					
合 計	104, 997 m³																																																																						
種 別		有効貯水量	合 計																																																																				
①県企業局	栗山給水場	5, 500 m³	95, 500 m³																																																																				
	ちば野菊の里浄水場	30, 000 m³																																																																					
	松戸給水場	60, 000 m³																																																																					
種 別		有効貯水量	合 計																																																																				
③防災 用井戸	東部クリーンセンター	520 m³/日	1, 544. 6 m³																																																																				
	和名ケ谷スポーツセンター	972 m³/日																																																																					
	松戸リサイクルセンター	0. 6 m³/日																																																																					
	常盤平安全安心ステーション	48 m³/日																																																																					
	本庁	4 m³/日																																																																					
合 計	104, 107. 6 m³																																																																						
資－ 7 3	応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧 <table><tr><th>管轄</th><th>区分</th><th>名称</th><th>………</th></tr><tr><td>東部</td><td>①④</td><td>市立福祉医療センター 東松戸病院</td><td>………</td></tr></table>	管轄	区分	名称	………	東部	①④	市立福祉医療センター 東松戸病院	………	応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧 <table><tr><th>管轄</th><th>区分</th><th>名称</th><th>………</th></tr><tr><td>東部</td><td>< 削 除 ></td><td>< 削 除 ></td><td>< 削 除 ></td></tr></table>	管轄	区分	名称	………	東部	< 削 除 >	< 削 除 >	< 削 除 >	東松戸病院の閉院により削除。																																																				
管轄	区分	名称	………																																																																				
東部	①④	市立福祉医療センター 東松戸病院	………																																																																				
管轄	区分	名称	………																																																																				
東部	< 削 除 >	< 削 除 >	< 削 除 >																																																																				
資－ 7 5	病院前救護所予定施設一覧 <table><tr><th>N o</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>10</td><td>東松戸病院</td><td>高塚新田 1 2 3－ 1 2</td></tr></table>	N o	施設名	所在地	10	東松戸病院	高塚新田 1 2 3－ 1 2	病院前救護所予定施設一覧 <table><tr><th>N o</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr><tr><td>< 削 除 ></td><td>< 削 除 ></td><td>< 削 除 ></td></tr></table>	N o	施設名	所在地	< 削 除 >	< 削 除 >	< 削 除 >	東松戸病院の閉院により削除。																																																								
N o	施設名	所在地																																																																					
10	東松戸病院	高塚新田 1 2 3－ 1 2																																																																					
N o	施設名	所在地																																																																					
< 削 除 >	< 削 除 >	< 削 除 >																																																																					

令和7年 松戸市地域防災計画の修正 新旧対照表

旧ページ数	旧	新	修 正 理 由																								
資－８３	防災関係機関等連絡先一覧 １ 関係機関 <table><tr><th colspan="2">機 関 名</th><th>連絡先</th></tr><tr><td rowspan="3">指定地方公共機関</td><td><u>新京成電鉄（株）</u></td><td>松戸駅</td></tr><tr><td><u>新京成電鉄（株）</u></td><td>八柱駅</td></tr><tr><td><u>松戸新京成バス（株）</u></td><td><u>本社</u></td></tr></table>	機 関 名		連絡先	指定地方公共機関	<u>新京成電鉄（株）</u>	松戸駅	<u>新京成電鉄（株）</u>	八柱駅	<u>松戸新京成バス（株）</u>	<u>本社</u>	防災関係機関等連絡先一覧 １ 関係機関 <table><tr><th colspan="2">機 関 名</th><th>連絡先</th></tr><tr><td rowspan="3">指定地方公共機関</td><td><u>京成電鉄（株）</u></td><td>松戸駅</td></tr><tr><td><u>京成電鉄（株）</u></td><td>八柱駅</td></tr><tr><td><u>京成バス千葉ウエスト（株）</u></td><td><u>松戸東営業所</u></td></tr></table>	機 関 名		連絡先	指定地方公共機関	<u>京成電鉄（株）</u>	松戸駅	<u>京成電鉄（株）</u>	八柱駅	<u>京成バス千葉ウエスト（株）</u>	<u>松戸東営業所</u>	京成グループ 事業再編に伴う商号変更による。				
機 関 名		連絡先																									
指定地方公共機関	<u>新京成電鉄（株）</u>	松戸駅																									
	<u>新京成電鉄（株）</u>	八柱駅																									
	<u>松戸新京成バス（株）</u>	<u>本社</u>																									
機 関 名		連絡先																									
指定地方公共機関	<u>京成電鉄（株）</u>	松戸駅																									
	<u>京成電鉄（株）</u>	八柱駅																									
	<u>京成バス千葉ウエスト（株）</u>	<u>松戸東営業所</u>																									
資－８５	３ 市の施設 <table><tr><th>施 設 名</th><th>……………</th><th>備 考</th></tr><tr><td><u>東松戸病院</u></td><td>……………</td><td>……………</td></tr><tr><td>……………</td><td>……………</td><td>……………</td></tr><tr><td>北山会館</td><td></td><td><u>遺体安置所</u></td></tr></table>	施 設 名	……………	備 考	<u>東松戸病院</u>	……………	……………	……………	……………	……………	北山会館		<u>遺体安置所</u>	３ 市の施設 <table><tr><th>施 設 名</th><th>……………</th><th>備 考</th></tr><tr><td><u>< 削 除 ></u></td><td><u>< 削 除 ></u></td><td><u>< 削 除 ></u></td></tr><tr><td>……………</td><td>……………</td><td>……………</td></tr><tr><td>北山会館</td><td></td><td><u>遺体収容所</u></td></tr></table>	施 設 名	……………	備 考	<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>	……………	……………	……………	北山会館		<u>遺体収容所</u>	「遺体安置所」「遺体検案所」「受付」等を含めて「遺体収容所」というため名称を修正。
施 設 名	……………	備 考																									
<u>東松戸病院</u>	……………	……………																									
……………	……………	……………																									
北山会館		<u>遺体安置所</u>																									
施 設 名	……………	備 考																									
<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>	<u>< 削 除 ></u>																									
……………	……………	……………																									
北山会館		<u>遺体収容所</u>																									
資－８６	４ <u>収容</u>避難所	４ <u>指定</u>避難所	名称を修正。																								

松戸市地域防災計画

震 災 編

(令和7年度修正)

松戸市防災会議

6 報道機関への対応	85
7 住民相談	85
第4節 救助・救急・消火活動・水防活動	87
1 救助活動	87
2 救急活動	88
3 消火活動	88
4 水防活動	91
5 惨事ストレス対策	91
第5節 災害時の警備・防犯対策	92
1 災害時の警備	92
2 防犯対策	93
第6節 交通・輸送対策	94
1 緊急輸送道路・災害時重要路線の確保	94
2 緊急通行車両等の確認	96
3 運転者のとるべき措置	97
4 緊急輸送	97
第7節 避難対策	99
1 避難の指示等	99
2 自主避難	102
3 避難誘導	102
4 避難所の開設と運営	102
5 避難所等の閉鎖	105
6 在宅避難者等の支援	105
7 広域避難	105
8 広域一時滞在	105
9 感染症対策	106
第8節 応急医療	108
1 医療救護体制	108
2 医療救護活動	109
3 被災者の健康管理	110
第9節 防疫・清掃・障害物の除去	112
1 防疫活動	112
2 保健活動	113
3 し尿の処理	113
4 ごみの処理	114
5 障害物の除去	114
6 災害廃棄物の処理	115
7 動物対策	116
第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理	117
1 行方不明者の捜索	117
2 遺体の処理	117
3 遺体の埋火葬	118
第11節 生活支援	120

2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	174
3	災害時の警備	175
4	水防活動・消防活動	176
5	公共輸送	176
6	交通対策	177
7	上下水道、電気、ガス、通信等対策	178
8	学校・医療機関・社会福祉施設等対策	182
9	避難	183
10	救護救援・防疫・保健活動	184
11	その他の対策	185
第5節	住民等のとるべき措置	186
1	住民のとるべき措置	186
2	自主防災組織のとるべき措置	189
3	事業所のとるべき措置	191

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業所等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 松戸市

- ア 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること
- ウ 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大防止に関すること
- オ 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災市営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- サ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- シ 被災施設の復旧に関すること
- ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- セ 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

2 千葉県

- ア 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大の防止に関すること
- オ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災県営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害時における社会秩序の維持に関すること
- サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ス 被災施設の復旧に関すること
- セ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- ソ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- タ 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- チ 被災者の生活再建支援に関すること
- ツ 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

- (カ) 災害時のための応急復旧資器材の備蓄に関すること
- (キ) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

ウ 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(10) 成田空港事務所

- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- ア 気象、地象、**地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表**に関すること
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層による地震動に限る）**及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説**に関すること
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること**
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること**

(12) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- イ 災害対策用移動通信機器、**臨時災害放送局用設備**及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

(13) 千葉労働局

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

(14) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

(15) 北関東防衛局

- ア 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること
- イ 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- ウ 帰宅困難者対策に関すること

(5) 日本貨物鉄道株式会社

- ア 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

(6) 独立行政法人水資源機構

- ア 水資源開発施設（導水路含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業者に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
- イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(7) 日本通運株式会社（千葉支店）

- ア 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(8) 東京電力パワーグリッド株式会社（東葛支社）

- ア 災害時における電力供給に関すること
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(9) 日本郵便株式会社(松戸支店・松戸北支店・松戸南支店)

- ア 災害時における郵便事業運営の確保
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、**一般社団法人A Z－COM丸和・支援ネットワーク**

- ア 災害時における物資の輸送に関すること

6 指定地方公共機関

(1) 京葉瓦斯株式会社、公益社団法人千葉県L Pガス協会（松戸支部）

- ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の保全に関すること
- イ 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- ウ 帰宅困難者対策に関すること

低地地盤は、沖積層の埋没地形の形成と、それを埋積した堆積物によって変化に富んでいる。これは、2万年前の海面低下によって埋没谷が形成され、その後の海面上昇によって谷が埋められ、ところによって波食台が形成されたことによる。

(3) 気候

松戸市の気候は、概ね温暖である。平成22年～令和元年の年平均気温は15.8℃～17.0℃、年間降水量は1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速は3.3m/s～3.7m/sである。

するよう指導する。

また、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画を作成、避難訓練の実施を行うよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

なお、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、消防局は危険物施設等の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上や防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成するように努める。

4 防災訓練の充実

災害発生時における市全体の災害対応能力を向上させるため、防災関係機関及び住民等との連携・協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の向上、防災に関する適切な知識、技能の習得を図る必要がある。そこで、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施する。

(1) 総合防災訓練

防災関係機関等と連携して、住民、協定締結機関、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。実施の時期については、毎年11月の第2週の土曜日を目安とし、訓練効果を考慮した適切な時期に実施し、定着化を図る。

〈総合防災訓練の訓練項目例〉

- | |
|--------------------------------------|
| ① 南海トラフ地震関連情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達 |
| ② 災害対策本部等の本部運営 |
| ③ 消火、救助、傷病者の応急手当及び搬送 |
| ④ 救助部隊による救出、救助 |
| ⑤ 食料・飲料水などの緊急物資の輸送 |
| ⑥ 救護所、その他の救護活動 |
| ⑦ 交通対策、道路障害物除去、緊急輸送道路の確保 |
| ⑧ 住民主体による一般避難所の開設・運営、避難者の受け入れ |
| ⑨ 防災意識の啓発（防災フェア）等 |

(2) 個別訓練

地域防災計画、対策マニュアル等に基づいて、それぞれの部署で目的を定めて個別に訓練を行うものとする。

ア 市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資器材

第3節 都市防災計画

【計画の指針】

地震の被害想定では、市内の約4,000棟の建物が全壊し、約49件の炎上出火が発生するおそれがある。

地震による死者の多くは、建物の倒壊や家財の転倒等の犠牲となっており、建物の耐震化は最重要課題である。また市内には、火災の危険性が高い木造家屋の密度が高い市街地が複数存在するほか、消防活動困難区域も存在するため、延焼火災を軽減し、安全に避難できる市街地整備や消防体制も重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 出火防止	消防局、消防団
2 初期消火	消防局、消防団
3 延焼の拡大防止	消防局、消防団
4 建築物の不燃化	街づくり1部
5 防災空間の整備・拡大	街づくり1・2部、建設部
6 市街地の整備	街づくり1・2部
7 建築物等の耐震化	街づくり1・2部、建設部、水道部、県東葛飾土木事務所、県企業局、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

ア 一般家庭に対する指導

地震に関する一般知識の広報活動の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくり、出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、町会・自治会、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震火災の心得の普及及び徹底を図る。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権原が分かれている雑居ビル等の防災体制については、統括防火管理者を選任するように指導するとともに、災害時には統括防火管理者が中心となった建築物全体の防災体制がとれるように指導する。

ウ 防災管理者制度の普及

消防法第36条の防災管理者制度に伴う防災管理者の育成・指導に努める。

防災管理者が作成する消防計画には、地震被害を軽減させる予防対策、特殊な災害時の関係

(1) 防火地域・準防火地域の指定

建築物が密集し多くの被害を生じるおそれのある地区においては、必要に応じ県と協議の上、防火地域及び準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

本市域は全域、建築基準法第22条による屋根不燃化区域に指定されている。同法に基づき、木造建築物の屋根及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 不燃化促進

大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 緑地の保全

緑地は、火災の延焼防止や火災の輻射熱から遮断する機能を有している。そのため、緑地や生産緑地・農地を保全し生活環境を整備するとともに、火災の防止をあわせもつようにする。

このため、市内の樹林地は基本的に全て保全対象とし、樹林地の重要性に応じて、松戸市緑の条例に基づく「保全樹林地地区」・「特別保全樹林地地区」・「保護樹木」の指定や、都市緑地法に基づく「市民緑地」、「特別緑地保全地区」の指定をするなど、段階的に保全に取り組む。

また、江戸川沿いの斜面林については、引き続き「特別緑地保全地区」の指定を進め、保全を図る。

(2) 都市公園の整備

都市公園は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役割を持っていることから、公園が不足する地域において、計画的な公園整備を行い防災機能の充実に努める。

(3) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、震災時には火災の延焼防止機能も有しているため、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性和効果の高い幹線道路から整備を進めるものとする。

6 市街地の整備

道路の幅員が狭あいであり老朽化した木造住宅の密度が高い地区は、建物倒壊や出火・延焼などの危険性が高いため、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区を形成するため、土地地区画整理事業等の面的整備を推進し、防災上安全な市街地の形成を図る。

(1) 密集市街地等の整備

西馬橋地区、栄町や西馬橋の一部、坂川東側を中心とする木造住宅の密度が高い市街地、その他基盤未整備地区については、土地地区画整理事業、地区計画、住環境整備事業、松戸市狭あい道路後退用地等整備要綱などを活用し、狭あい道路や行き止まり道路の解消を図りながら、公園・オープンスペースの創出などの不燃化を進める。

(2) 宅地開発の規制

将来の都市における合理的な土地利用計画を担保するため、小規模な開発行為の許可等に際しては、松戸市における宅地開発事業等に関する条例に基づき無秩序な市街化を防止し、生活環境の整備を図る。

第4節 防災体制の整備計画

【計画の指針】

被害想定では、約5割が断水し、避難所収容者数は1.4万人に上るおそれがある。

ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限された場合、救援物資の供給が本格化するまでの間は、地域内でしのぐ必要がある。このため、災害初期に必要な食料等を、行政と住民等が分担して備蓄する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災施設等の整備	本部事務局
2 食料・飲料水等の備蓄	市民部、経済振興部、文化スポーツ部
3 応急医療体制の整備	保健医療部、病院部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、(公社)県柔道整復師会、消防局
4 緊急輸送体制の整備	本部事務局、財務部、街づくり1・2部、建設部
5 住宅対策体制の整備	街づくり1・2部
6 ボランティア活動環境の整備	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
7 業務継続体制の充実	本部事務局、総務部
8 女性視点の防災体制の充実	本部事務局、総務部

1 防災施設等の整備

(1) 市庁舎の整備

災害発生時、確実に災害対策業務を実施するため、災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実、災害対策本部の施設、設備等の機能強化を図るとともに、市庁舎が被災等により災害対策本部としての機能を果たせなくなった場合を想定した代替施設を**予め設定**する。

更に、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、災害発生時においてもデータを喪失しないよう、データのバックアップ体制を強化する。

(2) 防災倉庫等の整備

ア 防災倉庫の整備

避難所となる全市立小・中学校の分散備蓄倉庫（一部余裕教室活用）の**維持管理を継続する**。また、鍵の保管について、災害発生時に**各避難所**の判断で使えるよう、危機管理課での管理に加え、**避難所運営委員会**や自主防災組織の代表者、連合町会長、各小・中・高等学校長等、避難所運営**委員会**が設立された倉庫へ鍵を配布し、それぞれ管理できるように努める。

イ 事業所及び自主防災組織・町会・自治会等の団体の保有する防災倉庫は、団体・地域の実情に応じて整備を進め、災害に備える。

ウ 防災資機材等の整備

防災倉庫に必要な資機材等の充実を図り、点検整備及び操作訓練等を実施する。

(3) 応急給水設備の整備

飲料水は、市の防災用井戸、井戸付き又は飲料水兼用の耐震性貯水槽、民間事業所等の井戸の災害協定及び避難所となる小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置して確保する。

【資料編 備蓄倉庫・備蓄品一覧】

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

2 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料・飲料水等の備蓄

災害により住家を失った住民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制と連携しながら供給支援できるように、次の方針に基づき体制の整備を図る。

ア 住民の備蓄

住民は、災害発生後、最低3日間、できるだけ1週間以上は自力でしのげるだけの飲料水、食料、生活必需品等の備蓄に努める。

〈備蓄品の例〉

飲料水、非常食、非常用トイレ、給水容器、貴重品、懐中電灯、携帯ラジオ、救急薬品、衣類、タオル、紙おむつ、生理用品、歯ブラシ、洗口液（液体ハミガキ）、その他各自が必要なもの

イ 事業所の備蓄

従業員等の水・食料・仮設トイレ等を3日以上備蓄し、自立できる体制整備を図る。

ウ 集客施設等

宿泊者、入院者、入所者、来客者等の多数が集まる施設は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。

エ 市の備蓄

備蓄の対象人口を14,000人（想定地震の発生1日後の収容避難者数、冬季18時の地震発生のケース）を基準とし、3日分の食料の7割（88,200食）・生活必需品を流通備蓄を含めて確保する。

(2) 食料、物資等の確保体制の整備

ア 備蓄情報の共有

「物資調達輸送調整等支援システム」により、備蓄情報の共有化を図り、千葉県での備蓄等の活用を図る。

イ 供給体制の整備

国や千葉県等からの食料、物資等の支援に対し、支援物資の集配拠点の確保を進めるとともに、輸送や供給等における対応や役割分担を明確化し、受援体制の整備に努める。

また、被災者に迅速に食料、物資等を供給するため、集配拠点での仕分けや物資の配送等に関して、関係事業者との連携も含め、供給体制の整備を図る。

ウ 備蓄物資の選定

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者や女性の避難生活にも配慮した物資の備蓄・確保を推進する。

エ 民間業者等との協定締結

市が保有する備蓄品に加え、民間流通事業者等との物資調達に関する協定により、食料・生活必需品等の物資を確保する。

救援物資の受け入れ・管理及び物資集配拠点の運用において、民間物流業者（物流専門家）の参画を図る。

【資料編 災害協定一覧】

3 応急医療体制の整備

(1) 防災会議医療部会

ア 災害時に、被災地に来援した救護チームが活動できる拠点の整備、市の救護活動の調整役としての災害医療コーディネーターの配置及びマニュアルの作成等について検討し、より実効性のある応急医療体制の整備を推進する。

イ 医師会、医療機関と協力し、超急性期を重視した松戸市災害時医療救護マニュアルを整備する。

- ・医療機関等との協力体制の確立、トリアージを実施する病院等
- ・医療救護班の編成、派遣
- ・医療救護所の開設運営

(2) 後方医療体制の整備

災害時における拠点となる医療機関を指定するとともに、救急車及びヘリコプター等を利用した搬送体制について関係機関と協議して確保する。

(3) 医薬品等の確保体制の整備

災害時における円滑な医薬品等の確保のため、松戸健康福祉センター（松戸保健所）（以下「松戸保健所」という。）、薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を確立する。また、災害時に緊急的に必要となる医薬品・医療用資器材を学校救護所に備蓄するほか、各支所に流動備蓄※する。

※流動備蓄：医薬品等を1年間、各支所に備蓄し、次の年に同じ品目・数量を市立総合医療センターと交換して備蓄するもの。交換した医薬品等は、市立総合医療センターで使用する。

(4) 非常電源の整備促進

大規模停電時における医療機能の確保、入院患者の人命確保のため、市内の医療機関の非常用電源の整備、強化を促進する。

4 緊急輸送体制の整備

(1) 災害時重要路線の選定

県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。

(2) 交通の確保体制の整備

緊急輸送道路等における障害物の除去等応急復旧に必要な人材や資器材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなど協力体制を整備する。

(3) 輸送手段の確保

ア 陸上輸送

災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。また、市有車両の配備計画を事前に作成するとともに、緊急通行車両の事前届け出手続きを行う。

イ 航空輸送

災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を**確保**する。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

ウ 水上輸送

第5節 避難体制整備計画

【計画の指針】

被害想定では、約 49 件の炎上出火が予想されるほか、同地震による避難所の避難者数は最大で 1.4 万人と予測される。

延焼火災から住民等が安全に避難できるように避難場所を確保するとともに、家屋やライフラインの被害により居住困難となった住民等に避難所を確保する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難場所等の指定・整備	本部事務局、保健医療部、福祉 1・2 部、市民部、文化スポーツ部、教育 1・2 部
2 避難路の整備	建設部
3 避難体制の周知	本部事務局、広報部

1 避難場所等の指定・整備

(1) 避難場所等の指定

災害から住民の身の安全を確保するための避難場所及び避難生活を必要とする避難者のための避難所を指定する。

市指定の避難場所等は、次の 3 種類とする。

なお、災害の想定等により、市外への避難が必要となる地区については、近隣市町村の協力を得る。

ア 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において、一時的に避難する場所である。

イ 指定避難所

住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者又は生活が困難な被災者が一定期間生活するための屋内施設である。

ウ 福祉避難所

避難所生活が長期化し、避難所での生活が困難になった高齢者、障害者等の要配慮者（第 7 節 1 (1) ア 参照）に対応するため、特別な配慮がなされた避難所である。

【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】

(2) 避難施設の整備

避難所に指定した建物については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成 25 年 8 月）等を踏まえ、次のような整備を推進する。

ア 避難所に指定した建物については、耐震性（天井等の非構造部材を含む。）、耐火性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模に配慮し、必要に応じ避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

イ 救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。また、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備（必要な電源や燃料を含む。）、要配慮者用の福祉避難室の確保に努める。

ウ 備蓄倉庫の整備を図るとともに、食料（アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、非常

用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等の物資等の備蓄を進める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

エ 被災者のプライバシー及び安全の確保（間仕切り、照明、見回り等）、男性・女性・性的マイノリティ等のニーズの違いへの配慮、**家庭動物**対策等について対応するための設備の整備に努める。

オ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、福祉避難所には、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

カ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(3) 避難所運営方針

ア 各避難所は、市、施設管理者、自主防災組織やボランティア組織が協力して避難所の効果的な運営を行うため、県の「災害時における避難所運営の手引き」、松戸市の「避難所開設・運営マニュアル(令和2年7月)」等を参考とし避難所開設運営計画を作成する。

イ 福祉避難所の運営支援のため、関係部課から職員を選定し、支援班等を設置する。また、福祉避難所を設置する施設との連絡手段や各主体の役割分担について事前協議を行い、連携体制の強化を図る。

2 避難路の整備

住民が避難場所へ安全に移動できるように、避難場所周辺の道路の安全性の点検及び安全対策の促進を図る。

3 避難体制の周知

(1) 広報活動

松戸市水害ハザードマップ、広報まつど、ケーブルテレビ等、各種の広報手段を活用し、住民、学校、事業所等に対し避難場所、帰宅困難者向け一時滞在施設及び避難時の留意事項（指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、できるだけ飲料水・食料を持参することなど）等について周知する。

(2) 避難行動・避難の必要性の周知

避難者抑制のため、自宅が無事な市民は避難所への避難を控え、自宅で避難生活を送ることを原則とする。このため、日頃から備蓄物資の確保や家具の固定等、必要な備えをしておくよう啓発に努める。

(3) 避難所の開設・運営についての周知

災害発生時に、地域が主体となり自主的に避難所の開設・運営ができるよう、自主防災組織、町会・自治会、連合町会、学校等の関係者へ周知する。

(4) 避難所・避難場所標識の設置

指定避難所・指定避難場所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。標識は日本産業規格（JIS）に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。

第1節 災害応急活動体制

【計画の指針】

大きな地震が発生した場合は、職員自身の被災、道路やライフラインの途絶等により、災害対策組織の確立や指示の伝達等が遅れるおそれがある。

職員は、勤務時間外にも速やかに参集して、災害対策活動に着手するとともに、本部長等が不在の場合には、代理者が早急に職務を代行し、市や防災機関が有する災害対策能力を最大限発揮する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 市職員の配備	各部・各班
2 市本部の設置	各部・各班
3 災害対応拠点設置予定場所	各部・各班

1 市職員の配備

(1) 配備基準

市内で地震を観測した場合、震度等の状況に応じて、市職員は次の配備体制をとる。

〈市職員の配備基準〉

配備体制		配備基準
情報体制等強化		①市域で震度4が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき
警戒本部	警戒配備	①市域で震度5弱が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。 ③その他、市長が必要と認めたとき
災害対策本部	第1配備	①市域で震度5強が観測されたとき【自動配備】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。 ③その他、市長が必要と認めたとき ・大規模な停電、断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき
	第2配備	①市域で震度6弱が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき
	第3配備	①市域で震度6強以上が観測されたとき【自動配備】 ②その他、市長が必要と認めたとき

(2) 職員の動員

地震発生時は、震度による自動配備とし、市職員はテレビ、ラジオ等で震度情報を把握して自

(イ) その他、市長が必要と認めたとき

イ 設置場所

市庁舎別館危機管理課内

ウ 業務の運営

総務部長の指揮の下、危機管理課長は情報体制等強化の体制をとり、情報収集等を実施する。

エ 解散基準

総務部長の指示による。

(2) 警戒本部

ア 設置基準

(ア) 市域で震度5弱が観測されたとき【自動設置】

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき

※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。

(ウ) その他、市長が必要と認めたとき

イ 設置場所

市庁舎別館危機管理課内及び災害対策室

ウ 業務の運営

(ア) 初動対応

警戒配備基準に基づき、総務部長を中心として、迅速に必要なに応じた配備体制をとり、災害対策室に各対策ブースを設置して、地震情報の収集・伝達、被害状況の把握・報告、庁内関係部署及び関係機関への連絡を行う。

(イ) 各対策業務

警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとする。

各対策業務は、松戸市業務継続計画（BCP）＜自然災害編＞を基準とする。

エ 報告

危機管理課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに総務部長を経由して市長に報告する。

千葉県、自衛隊、警察署、その他防災関係機関等に対し、必要に応じて電話等の可能な手段により連絡する。

オ 解散基準

(ア) 災害対策本部を設置したとき

(イ) 災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき

(3) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第2項及び松戸市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置した場合は、災害の規模に応じた相当の被害を予測し、市民の生命や身体及び財産を災害から守るため、市の組織及び機能の全てを挙げて災害対策に当たるとともに、全ての部局の職員が必要な対策に当たる。

イ 設置基準及び時間

(ア) 市域で震度5強以上が観測されたとき【自動設置】

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。

(ウ) その他、市長が必要と認めたとき

〈災害対策本部の組織体系〉



〈部・班の構成と所掌業務〉

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
対策本部事務局 総務部長	危機管理課長 危機管理課等	○災害対策（警戒）本部の設置・運営に関する事
		○県等への応援要請、連絡調整に関する事
		○避難指示等の発令に関する事
		○防災無線等の通信統制に関する事
		○災害対策の総合調整に関する事
		○災害救助法関係事務の総括に関する事
総務部 総務部長 行政経営課	調整班 行政経営課長	○庁内各部事務局（統括課）との調整に関する事
	情報・運用支援班 総務課長 文書管理課・人事課・デジタル戦略課・男女共同参画課	○本部指令の伝達に関する事
		○情報収集・処理・伝達に関する事
		○住民からの通報等の受信に関する事
		○災害状況の記録に関する事
		○職員の安否確認、登庁状況及び服務に関する事
		○職員等の給食に関する事
		○他自治体等の応援職員の受入れの統括・調整に関する事
		○災害復興計画の策定に関する事（当初の取りまとめ）
広報部 総合政策部長 政策推進課 議）庶務課・議事調査課・公共施設再編課・すぐやる課・秘書課・広報広聴課・地域共生課		○報道機関との連絡調整に関する事
		○広報に関する事
		○市議会との連絡調整に関する事
		○本部長の秘書に関する事
		○災害視察等の対応に関する事
		○災害復興計画の調整・策定に関する事
		○災害相談窓口（市役所本庁舎）の設置・運営に関する事
財務部 財務部長 財政課	財務班 会計管理者 会計課・財政課・財産活用課・契約課・技術管理課	○災害対策関係予算その他財務に関する事
	調査班 税制課長 税制課・債権管理課・市民税課・固定資産税課・収納課	○災害見舞金、被災者生活再建支援金の事務の補助に関する事
		○車両と燃料の確保・管理に関する事
		○緊急通行車両の届出に関する事
		○市有施設の利用調整（仮設用地、仮置場等）に関する事
		○住民の避難誘導に関する事
		○被害状況調査に関する事
		○被害家屋認定調査及び罹災証明に関する事
市民部 市民部長 市民自治課 市民安全課・市民課・常盤平支所・小金支所・小金原支所・六実支所・馬橋支所・新松戸支所・矢切支所・東松戸支所		○避難所運営・管理の総括に関する事
		○地区（本庁管轄4・支所管轄11）毎の避難所総括に関する事
		○各地域の災害情報に関する事
		○避難所（市民センター、男女共同参画センター、勤労会館）の開設・運営支援に関する事
		○住民の安否情報に関する事
		○外国人の安否確認、避難支援に関する事
		○防犯に関する事
		○災害相談窓口の設置・運営に関する事

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
経済振興部 経済振興部長 商工振興課 消費生活課・農政課・公営競技事務所・農業委員会事務局		○大規模小売店舗等との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関する事
		○ 救援物資支援に関する統括に関する事
		○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事
		○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事
		○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事
		○農業用水路のはん濫等の警戒、二次災害防止に関する事
		○農林水産関連の被害調査、応急対策に関する事
		○商工業の被害調査、応急対策に関する事
		○農林水産関連の復旧対策に関する事
		○商工業者の復旧支援に関する事
文化スポーツ部 文化スポーツ部長 文化スポーツ政策課 文化にぎわい創造課・国際推進課・スポーツ振興課		○避難所(体育施設)の開設・運営支援に関する事
		○食料・生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事
		○救援物資集配拠点(全般)の設置・管理に関する事
		○救援物資の仕分け、避難所等への供給に関する事
環境部 環境部長 環境政策課 廃棄物対策課・清掃施設整備課・環境保全課・東部クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター		○し尿(簡易トイレによる収集・処理を含む)・災害廃棄物の収集・処理に関する事
		○し尿処理施設・ごみ処理施設の被害調査、応急・復旧対策に関する事
		○トイレ対策の総括(仮設トイレの配置計画含む)に関する事
		○避難所(各クリーンセンター)の開設・運営支援に関する事
		○防疫(消毒、駆除)に関する事
		○動物対策に関する事
保健医療部 健康医療部長 健康医療政策課 健康推進課・予防衛生課・国保年金課		○市救護本部の設置・運営に関する事
		○救護所に関する事
		○防疫(保健衛生)の総括に関する事
		○遺体の処理・埋火葬の総括に関する事
福祉1部 福祉長寿部長 福祉政策課 高齢者支援課・地域包括ケア推進課・介護保険課・生活支援課・障害福祉課・指導監査課・健康福祉会館		○地域福祉避難所(老人福祉センター等)の開設・運営に関する事
		○二次福祉避難所(協定を締結している県立特別支援学校や特別養護老人ホーム)の設置・運営に関する事
		○高齢者等要配慮者の支援に関する事
		○障害者等要配慮者の支援に関する事
		○災害弔慰金の支給等の事務の補助に関する事
		○災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関する事
		○赤十字義援金の受付・保管・配分に関する事
		○災害弔慰金の支給等に関する事務の立ち上げに関する事
		○災害見舞金、被災者生活再建支援金に関する事務の立ち上げに関する事

部 名 部 長 事務局 他構成課	班 名 班 長 他構成課	所 掌 業 務
福祉2部 子ども部長 子ども政策課 子ども未来応援課・子ども居場所課・こども家庭センター・幼児教育課・保育課		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の運営支援に関すること
		○応急保育に関すること
		○防疫（保健衛生）の補助に関すること
街づくり1部 街づくり部長 都市計画課 街づくり課・常盤平駅周辺まちづくり推進課・区画整理課・交通政策課・みどり と花の課・公園緑地課・住宅政策課・建築指導課・建築保全課		○交通機関（鉄道・バス）との連絡調整、帰宅困難者・滞留者への情報提供に関すること
		○臨時ヘリポートの設置・管理に関すること
		○被害家屋認定調査（二次調査）の協力に関すること
		○市有建築物、公園の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○土砂災害の警戒に関すること
		○建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること
		○被災家屋の修理・障害物除去等に関すること
		○仮設住宅等の確保・管理に関すること
		○復興都市計画に関すること
街づくり2部 都市再生部長 松戸駅周辺整備振興課 新庁舎整備課		○土砂災害の警戒に関すること
		○建築物及び宅地の応急危険度判定に関すること
		○松戸駅周辺における帰宅困難者・滞留者の情報収集及び一時滞在施設への誘導に関すること
建設部 建設部長 建設総務課 道路建設課・道路維持課・用地課・河川清流課・下水道経営課・下水道整備課・下水道維持課		○道路・河川・下水道の点検、被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○緊急輸送道路の確保に関すること
		○土砂災害の警戒、応急・復旧対策に関すること
		○マンホールトイレの点検・管理に関すること
		○水防活動、救出活動の協力に関すること
教育1部 生涯学習部長 教育総務課 教育政策研究課・社会教育課・文化財保存活用課・図書館		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること
		○社会教育施設の被害調査、応急・復旧対策に関すること
		○文化財等の被害調査、応急対策に関すること
教育2部 学校教育部長 学校財務課 学務課・学習指導課・児童生徒課・学校施設課・市立高等学校・小、中学校		○避難所（市民センター、体育施設を除く）の開設・運営支援に関すること
		○応急教育に関すること
		○被災児童・生徒の調査、学用品の調達に関すること
		○学校施設に関すること

3 災害対応拠点設置予定場所

	種 類	施設名
本部	災害対策本部	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ④中央保健福祉センター
	情報集約拠点	各支所
	プレスセンター	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター
避難	指定緊急避難場所	市指定 96 か所※
	指定避難所	市指定 107 か所※ 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】
	福祉避難所	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6か所 市民センターの一部（協定施設）
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）
活動部隊	消防・警察・自衛隊集結地	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場
	相互応援市町村	松戸競輪場
	臨時ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等※ 【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】
医療	市救護本部	中央保健福祉センター
	病院前救護所	市指定 9 病院※ 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】
	学校救護所	市指定 17 学校※ 【資料編 学校救護所予定施設一覧】
生活・ライフライン	食料・物資集配拠点	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場
	給水拠点	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 耐震性井戸付貯水槽※ 【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】
	上水道災害対策班	水道部小金庁舎
	下水道災害対策班	下水道維持課内（本庁被災時、金ケ作終末処理場内）
	災害ボランティアセンター	総合福祉会館
	家庭動物の収容所	避難所周辺敷地内
	仮設住宅設置場所	市保有地、小中学校グラウンド
窓口	がれき等の仮置き場	公園やスポーツ施設等の公有地等
	災害相談窓口 （3日以内に設置）	市役所別館地下
	災害相談センター （10日以降設置）	広報広聴課内
調査・証明	応急危険度判定実施本部	街づくり部建築指導課内
	被災宅地危険度判定実施本部	街づくり部住宅政策課内
	罹災調査本部	財務部税制課内
	罹災証明書発行場所	財務部税制課内
遺体	遺体収容所	北山会館（市斎場）
	火葬場	北山会館（市斎場）

※具体的な設置場所については「資料編」を参照

【資料編 松戸市災害対策本部条例】

【資料編 松戸市災害対策本部規程】

【資料編 本部標識等】

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備の機能を維持し、関係者間の通信及び住民等への同報手段を確保する。

〈市内の主な通信手段〉

	主な手段	主な通信拠点
通信系	普通電話・FAX	本庁舎、防災関係機関、住民
	災害時優先電話	本庁舎、防災関係機関、国等
	県防災行政無線	本庁舎、県内主要防災関係機関、国等
	MCA無線機	本庁舎、市内主要防災関係機関、現場等
	消防通信	本庁舎、消防局、消防署、警察署、電力・ガス会社
放送系	防災行政無線(同報系)	本庁舎→(市内各所、市出先機関)
	広報車の巡回	(本庁舎、消防局、消防署、消防団、警察署等)→市内各所
その他	SNS、安全安心メール、ケーブルテレビ	

(注)「→」単方向

(3) 代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管する通信・放送設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替手段を確保する。

ア 非常通信の利用等

- (ア) 関東地方非常通信協議会の加入機関は、無線通信の相互利用に協力する。
- (イ) 市内のアマチュア無線愛好家等に通信協力を要請する。
- (ウ) 業務用無線事業者に通信の協力を要請する。

イ 放送局への要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う（災害対策基本法第57条）。

なお、知事、市長が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

2 情報収集

(1) 地震情報の収集

情報・運用支援班は、電話及び**県防災行政無線等**を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震情報を速やかに収集する。

通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

〈気象官署の地震に関する警報及び情報〉

種 類	情報等の発表
緊急地震速報 (警報)	ある地域で最大震度 5 弱又は長周期地震動階級 3 以上を予想した時に発表する。発表対象地域は、震度 4 又は長周期地震動階級 3 以上を予想した地域となる。千葉県 の 地 域 名 は、北西部、北東部、南部で発表する。
震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。千葉県 の 地 域 名 は、北西部、北東部、南部で発表する。
震源に関する情報	震度 3 以上で発表する（津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合に発表する。 ・震度 1 以上。 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される時。 ・緊急地震速報（警報）発表時。 地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表する。
推計震度分布図	震度 5 弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表する。
長周期地震動の観測情報	長周期地震動階級 1 以上を観測したときに、10 分程度で発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。 ・マグニチュード 7.0 以上。 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）。 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表する。（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から 1 間半～2 間程度で発表している。） 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

※各情報に用いる震度について

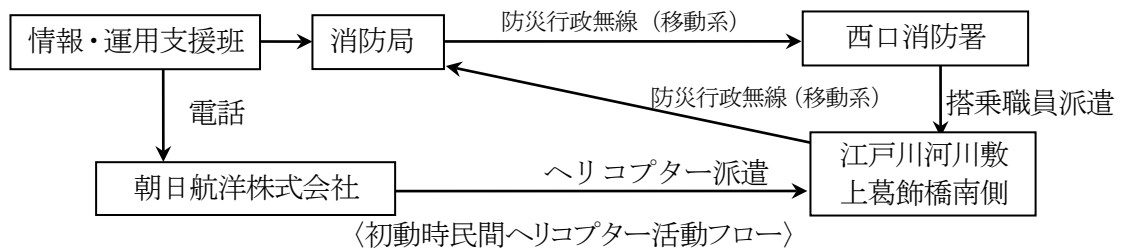
各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74 ヶ所）、気象庁（20 ヶ所）、防災科学技術研究所（13 ヶ所）、千葉市（4 ヶ所）、松戸市（1 ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（令和 4 年 11 月 24 日現在）。

※松戸市は千葉県北西部にあたる。

〈地震直後の情報収集方法〉

収集方法	備 考
公共施設及び周辺の状況の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞した情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、消防（ドローン等）、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター（※）、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等

※ヘリコプターの出動を要請し、市内の被災状況を防災行政用無線により報告させる。



【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

(3) 現地確認

震度5弱以上の地震が発生した場合等は、各部・各班及び各防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに情報・運用支援班に報告する。なお、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等の前兆、避難指示、警戒区域の設定、交通規制等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。

調査班は、未確認の重要情報がある場合は、職員を派遣し、速やかに状況を確認する。

(4) 異常現象発見の際の手続き（災害対策基本法第54条）

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

ウ 上記ア及びイにより通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町村

(ウ) 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

(5) 重要施設の非常電源の情報共有

大規模停電の発生時は、電源車等の配備調整を円滑に行えるよう、県があらかじめ作成した重要施設の非常電源整備状況リスト※に基づき、各施設の非常電源の稼働状況、電源車等の配備状況等を把握し、国、県、電気事業者等と共有する。

※病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関の重要施設についての非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を整理したリスト

その他の被害	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	情報・運用支援班	東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
--------	-------------------	----------	--

各調査項目の被害認定基準は、「千葉県危機管理情報共有要綱」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。

ア 各部・各班及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。

イ 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。

ウ 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上きわめて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭に判るよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記録しておくものとする。

また、場合により、航空写真の撮影を検討する。

エ 情報収集で得た航空写真、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）、被害認定基準】

4 情報のとりまとめ、報告

(1) 情報のとりまとめ

各部・各班及び各防災関係機関は、所管する次の情報をとりまとめ、情報・運用支援班及び必要に応じて県の主管部にそれぞれ伝達する。

【資料編 各部・各班の報告等一覧】

種類	主な情報項目
被害情報	① 参集途上等に収集した被害状況 ② 所管施設等の被害状況 ・来所者、入所者、職員等の安否 ・施設、設備、資器材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 ③ 災害対策に従事中的事故等 ④ その他、各部が担当する調査項目の被害状況
措置情報	① 被害に対する応急対策の状況 ② 活動体制（参集者、勤務状況） ③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請情報	① 建物、斜面等の危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資器材、車両等の確保、調達 ④ 広報

(2) 市本部への報告

各部・各班、防災関係機関から情報・運用支援班への被害状況等の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。2日目以後は、毎日定時（9時及び

第5節 災害時の警備・防犯対策

【計画の指針】

大規模災害時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火、傷害等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害時の警備	警察署
2 防犯対策	市民部、警察署

1 災害時の警備

(1) 基本方針

地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、**警察は**、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

イ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等

(3) 警備活動

警察署は、災害が発生した場合、次の活動を実施する。

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資器材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

第7節 避難対策

【計画の指針】

- 避難者の避難誘導及び支援は、自主防災組織、町会・自治会等・連合町会、事業所等の地域において行うことを原則とする。市は、延焼火災、危険物の漏出等の危険がある場合、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所直行職員、学校職員、施設職員、自主防災組織等が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難者及び自主防災組織等の地域住民による自治を原則とし、円滑に運営できるよう避難所直行職員及び学校職員、施設職員等が支援に当たる。
- 避難生活では、専用スペースを確保するなどプライバシーに配慮するとともに、介護等の支援や、福祉避難室の設置等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所の運営にあたっては女性の意見を取り入れるため、避難所直行職員に女性職員を含めて対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、消防局、消防団、警察署
2 自主避難	住民
3 避難誘導	調査班、福祉1・2部、消防団
4 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部
5 避難所等の閉鎖	市民部
6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部
7 広域避難	本部事務局
8 広域一時滞在	本部事務局
9 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所

1 避難の指示等

(1) 避難の指示等の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、緊急を要すると認めるときは緊急安全確保措置を指示する。また、避難の指示に先立ち、住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

(4) 県に対する報告

避難指示等を発令又は解除した時は、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、県災害対策本部事務局及び県東葛飾地域振興事務所に報告する。

【資料編 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）】

(5) 関係機関への通報

市長（本部長）が避難指示等を行った時、又は警察官等から避難指示等を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

2 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

3 避難誘導

(1) 住民の避難誘導

延焼火災の発生や危険物の漏えい等により、安全な場所への避難誘導が必要な場合、調査班、消防団は、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等に伝達し、協力して避難誘導を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。ただし、自力による避難が困難な場合、福祉1・2部は、消防団、福祉関係者等の様々な機関等の協力を得て避難支援を行う。

(3) 施設利用者等の避難誘導

庁舎、学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、大規模集客施設等における児童・生徒・園児・利用者等の避難誘導は、施設の管理者が行う。

4 避難所の開設と運営

(1) 避難所の開設

ア 原則として本部長が指定避難所の開設の要否を判断する。ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。

イ 震度5強以上を観測した場合は、あらかじめ定められた避難所に避難所直行職員（市職員）が自動参集し、地域住民、施設管理者、学校職員、施設職員と連携して避難所を開設する。

ウ 震度5弱以下を観測し、本部長が指定避難所の開設が必要だと判断した場合、勤務時間内は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。一方、勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した避難所直行職員（市職員）が開設する。

エ 避難所の開設に当たっては、避難所として施設が被災している可能性があるため、施設管理者、学校職員、施設職員及び避難所直行職員は、まず施設の安全点検を実施し、施設の安全が確認された上で、避難所の開設及び避難者の受入れを行う。

オ 建物の倒壊や、敷地のひび割れ等がある場合は、市本部に被害状況を報告する。

カ 避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、エリアメール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。

【資料編 避難所開設・運営マニュアル】

(2) 避難所の運営

ア 避難所運営委員会

平時から避難所運営委員会を努めて立ち上げておく。また、平時から立ち上がっていない避難所については、発災時に町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者等をもって速やかに立ち上げる。

避難所運営委員会を運営するため、避難所運営委員長、副委員長及び総務班・施設管理班・食料物資班等、各役割の班長を選出する。委員会には女性を入れるように配慮する。

イ 避難所の運営項目

- (ア) 運営方針、生活ルールの設定
- (イ) 救援食料、物資の管理・配分、炊出し協力
- (ウ) 避難者の転出入確認、名簿作成
- (エ) 情報管理、広報
- (オ) ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理
- (カ) 秩序の維持、警備
- (キ) 入浴・散髪
- (ク) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への配慮
- (ケ) 傷病者の搬送
- (コ) 医療・健康相談スペースの確保
- (サ) ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- (シ) 各種記録の作成

(3) 支所の役割

ア 支所は、支所管轄地域内の避難所との通信連絡を確保し、災害対策本部（情報・運用支援班又は避難所ブース）へ、収集した支所管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。

イ 本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域の避難所は市民部へ報告する。

市民部は、災害対策本部（情報・運用支援班）へ、収集した管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。

ウ 支所は逐次人員を強化し、災害対策本部の避難所ブースと連携して避難所の開設運営を支援する。

(4) 初期対応協力事項

ア 避難所直行職員、地域住民、施設管理者等は、連携・協力して次の初期対応協力事項を実施し、速やかに避難所を開設する。

イ 初期対応協力事項

- (ア) 施設・設備の安全点検
- (イ) 支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集
- (ウ) 開放スペースの指示
- (エ) パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- (オ) 避難者名簿の作成
- (カ) 避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て
- (キ) 避難所運営委員会の立ち上げ

(5) 避難所担当職員

災害対策本部の避難所ブースは、初期の避難所運営体制及び市職員の対応等の状況を考慮し、避難所直行職員を避難所担当職員に逐次交代させる。

避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2部又は市の全職員をもってあてる。

(6) 避難者の把握

避難所担当職員は、住民等を収容した際は、はじめに避難者カードを配り、各世帯単位で記入するよう指導する。集まった避難者カードを基にして、避難者収容名簿を作成し、支所等、市民部を通じて市本部に報告する。

また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。

【資料編 避難者カード】

(7) 健康・衛生対策等

市民部は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、各部・各班と協力して対策を講じる。

ア 要配慮者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第18節 要配慮者への対応」による。

イ し尿対策

環境部と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第9節の「3 し尿の処理」による。

ウ 医療、保健衛生対策

保健医療部と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、施設内のゾーニング、予防接種、健康診断、衛生指導、相談対応等を行う。

その他、第8節の「3 被災者の健康管理」及び第9節の「2 保健活動」による。

エ 家庭動物同伴者対策

家庭動物同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への家庭動物の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関に家庭動物対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

その他、第9節の「7 動物対策」による。

オ 生活環境対策

女性や子育て家庭、要配慮者のニーズ等に配慮しつつ、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくり等を行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) 女性や要配慮者への配慮、プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) 男女別のトイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせ設定する等）

(エ) 子どものための娯楽用品の確保

(オ) 防犯用品の確保及び巡回等防犯対策

(カ) 食物アレルギー対策（原材料表示や献立表の掲示等）

カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

(8) 避難状況の報告及び記録

ア 避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。

イ 各避難所では、避難者名簿等を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況について支所(本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース)へ報告する。

ウ 市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

5 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

6 在宅避難者・車中泊避難者等の支援

市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

(1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や車中泊避難者、自主的な避難所等の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。

(2) 経済振興部、文化スポーツ部及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群等を予防するための保健指導を行う。

7 広域避難

市長(本部長)は、避難指示等を行った場合の立退き先を市内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本市への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

8 広域一時滞在

市長(本部長)は、災害により被災者の居住場所を市内に確保できない場合に、災害対策基本法

避難所直行職員または避難所担当職員は、避難所運営委員会に対して受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように助言する。

また、避難者に発熱、下痢など何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。なお、指定感染症等で特に隔離が必要な感染症状が疑われた場合は直ちに救護本部へ連絡し、指示を仰ぐ。

エ 衛生確保

避難所直行職員または避難所担当職員は、避難所運営委員会に対して避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施するように助言する。なお、避難所運営委員会は実施方法をルール化し、避難者と共に行うようにする。

また、避難者にはマスクの着用、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

オ 避難所アセスメントの実施

感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐などの症状の発生数を把握する。急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護本部へ報告する。

救護本部は松戸保健所、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者（疑い者を含む）の隔離や治療などの対策を実施する。

カ 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンド、地割れ等の被害がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

※上記において避難所直行職員は、逐次避難所担当職員と交代するが、その際、避難所担当職員は避難所直行職員が行っていた業務を引き続き行うものとする。

第8節 応急医療

【計画の指針】

- 災害発生時には市救護本部及び学校救護所を速やかに設置し、千葉県及び関係機関等と連携して救護活動を行う。
- あらかじめ定めている災害医療コーディネーターが、市救護本部長の指揮の下、市内における救護活動を調整する。
- 詳細な活動は、市が策定した「災害時^{保健}医療救護活動マニュアル」に基づき対応する。
- 災害発生後、ただちに情報収集に努め、市内の災害医療協力病院の被災状況、避難所等における傷病者の人数を確認する。
- 重症者等は市内の災害医療協力病院で対応を行い、対応できない場合は、災害拠点病院等に搬送する。
- 軽症者の応急手当、病院前救護所、学校救護所、病院への搬送は、自主防災組織等が中心となっており、救急車・ヘリコプターは重症者の搬送に活用する。軽症者の手当について、地域において開業している診療所等との連携を図る。
- 避難生活が長期にわたる場合は、避難所内で健康相談を実施し、二次的疾患の予防対策を行う。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 医療救護体制	保健医療部、松戸保健所
2 医療救護活動	保健医療部、病院部、消防局、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会
3 被災者の健康管理	保健医療部、病院部、松戸保健所、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会

1 医療救護体制

災害発生時には、中央保健福祉センターに松戸市救護本部を設置し、市が策定した「災害時^{保健}医療救護活動マニュアル」に基づき県災害医療本部や松戸保健所等と連携して救護活動を行う。

市内における救護活動は、市救護本部長の指揮の下、あらかじめ定める地域災害医療コーディネーターが調整する。

市救護本部では、被災地域内における医療機関や学校救護所等の状況や医療ニーズ等の情報を収集・把握するとともに、市からの要請等に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT^{※1}・JMAT^{※2}）及び医療救護班の派遣要請・配置調整、関係機関への支援要請等を行う。

後方医療を必要とする重傷者等は、災害医療協力病院又は災害拠点病院等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

松戸保健所は、連絡調整のため職員を派遣し、学校救護所や避難所等における対応を支援する。

※1 DMAT（Disaster Medical Assistance Team）とは、厚生労働省医政局が設立した発災から48時間以内の「超急性期医療」を担う専門訓練を受けた医療チームで、災害医療への対応や、被災地医療の機能回復、フロアマネジメントなどを支援する。（主に災害拠点病院、日本赤十字病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。）

※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

2 医療救護活動

(1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、健康医療部長を本部長として、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、**市立総合医療センター医師**、(公社)看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを設置し、連携して活動を実施する。

市救護本部は、震度5強以上の場合又は市長の指示がある場合や市救護本部長(健康医療部長)が必要と判断したときに設置できる。

(2) 救護活動の調整

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び松戸市医師会長を中心に実施する。

なお、災害医療コーディネーターは超急性期(72時間以内)の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

(3) 医療救護班の編成

市救護本部は、病院前救護所及び学校救護所を配置する場合、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会及び(一社)松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員(看護師等及び事務職)等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、県災害医療本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

(4) 医療情報の収集

救護本部は(一社)松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、EMIS(広域災害救急医療情報システム)等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、EMISの代行入力を行う。

(5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の9病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の各会員(学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く)は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMAT、保健医療部職員により運営する。

(6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中・**高等**学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の各会員及び保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、

第9節 防疫・清掃・障害物の除去

【計画の指針】

災害時には、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

併せて、想定地震が発生した場合、被災家屋の解体・撤去により、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれき（約144万トン）が発生する可能性がある。また、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散による環境汚染への対処や環境監視体制の整備を図るため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化等を図る必要がある。さらに、ライフラインの停止により、下水道処理区域においても尿の収集・処理が必要となる可能性がある。このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防疫活動	保健医療部、環境部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
2 保健活動	保健医療部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
3 し尿の処理	環境部
4 ごみの処理	環境部
5 障害物の除去	街づくり1部、建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 災害廃棄物の処理	環境部、街づくり1部
7 動物対策	環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、（公社）県獣医師会

1 防疫活動

(1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

松戸保健所は、（一社）松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療部は、松戸保健所に協力する。

イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、松戸保健所の行う必要な措置について協力する。

〈感染症患者等への措置〉

① 発生状況、動向及び原因の調査	② 健康診断	③ 就業制限
④ 感染症指定医療機関への入院勧告	⑤ 消毒等	

ウ 広報活動

保健医療部は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

7 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出した**家庭動物**等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。**特定動物**が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

(3) **家庭動物**への対応

避難時の**家庭動物**の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

家庭動物と避難所へ同行避難する場合、飼い主は**家庭動物**の飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。

避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる**家庭動物**問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体が**家庭動物**の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理

【計画の指針】

- 行方不明者の捜索、遺体の処理を迅速に行うため、優先して必要な人員を増員する。
- 多数の死亡者が発生した場合は、1日以内に**遺体収容所**を設置し、必要な物品等を確保する。
- 警察署、消防局、消防団と連携して行方不明者、死亡者の情報収集を行い、早期に遺族に引き渡すことができるようにする。
- 火葬許可証の早期交付や市有車両、関係機関による搬送手段の確保など、必要に応じて被災者遺族への支援を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 行方不明者の捜索	消防局、警察署、消防団
2 遺体の処理	保健医療部、警察署、日本赤十字社千葉県支部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会
3 遺体の埋火葬	保健医療部

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

なお、捜索活動については、災害救助法の適用、住家の被害状況及び原因を問わず実施するものとする。

本部事務局は、次の情報を整理・活用して、警察、自衛隊等の捜索を行う機関と連携する。

- ア 警察署等が保有する行方不明者情報
- イ 通報や相談窓口等で受け付けた行方不明者情報
- ウ 避難所、学校救護所、**遺体収容所**、医療機関等の収容者情報
- エ 避難行動要支援者の安否確認情報
- オ 関係部局が保有する市民情報（住民基本台帳）

(2) 捜索

消防局及び消防団は、行方不明者名簿に基づき捜索活動を行う。警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の検視（見分）を受ける。捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。10日を経過してもなお捜索を要する場合には、知事へ捜索期間の延長について申請する。

2 遺体の処理

(1) 遺体処理の対象

保健医療部は、次の場合に遺体の処理を行う。

ア 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

イ 死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体収容所の設置

保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に遺体収容所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 遺体の調査、検視（見分）

警察署は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則に基づき遺体の調査、検視（見分）を行う。

身元が不明の場合は、住民、報道機関等の協力を得て、身元や身元引受人を調査する。

(4) 遺体の搬送

遺体収容所等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。

(5) 遺体の処理

保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体収容所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈遺体の処理項目〉

① 遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

市は、次の場合に埋火葬を行う。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の受付

保健医療部は、遺体収容所又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。

(3) 埋火葬

遺体は北山会館（市斎場）で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体収容所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨については市において保管する。

ィア等の協力を得て、種類や数量などの適正な管理に努める。

(5) 物資の輸送、配給

生活必需品の搬送は、供給先の避難所まで生活必需品供給業者に要請する。

避難所へ直接輸送できない場合は物資集配拠点に受け入れた後、災害協定を締結した輸送業者等に避難所までの輸送を要請する。

集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所等での配布は、避難所生活運営委員会が実施する。

4 救援物資の受け入れ

(1) 救援物資の要請・受け入れ

救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部、文化スポーツ部が受け入れを行う。

ア 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの大口の物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

日本赤十字社に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

5 物資集配拠点の運営

(1) 物資集配拠点

食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。

経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、21世紀の森と広場、松戸運動公園に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。

なお、物資集配拠点の設置優先順位については以下のとおりとする。

〈物資集配拠点の設置優先順位〉

第1順位	南部市場	第2順位	21世紀の森と広場	第3順位	松戸運動公園
------	------	------	-----------	------	--------

災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部、文化スポーツ部と情報を共有し、仕分け作業は関係事業者やボランティアの協力を得て行う。

財務班は、避難所等への供給のためのトラック等の手配や物資輸送を、災害協定を締結した輸送業者等に要請する。

(2) プッシュ型による供給への対応

壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、県は市からの要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生

〈緊急時の最寄り連絡先〉

部隊名	陸上自衛隊需品学校【松 戸】
連絡責任者（時間外）	企画室副室長（駐屯地当直司令）
連絡先	電話 047-387-2171 内線 202、203（302）
時間内 8:00～17:00（時間外）	県防災行政無線 636-721、当直 636-723

(3) 受入体制

情報・運用支援は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入体制を整える。

〈自衛隊の受入体制〉

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資器材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係りのある管理者の了解を速やかに取りつけるよう事前に配慮する。
自衛隊集結候補地	陸上自衛隊松戸駐屯地、江戸川河川敷
交渉窓口	① 連絡窓口を一本化する。 ② 自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、①緊急性、②公共性、③非代替性の3つの要件を満たしている場合であり、他に実施する組織等がない場合とし、要請できる内容は概ね次のとおりとする。

〈自衛隊に対し要請する活動内容（一例）〉

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
人命救助、行方不明者の搜索	人命救助及び行方不明者の搜索を行う。
道路の啓開	道路が通行困難、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、要請により応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水、入浴支援	被災者に対し給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与又は譲与する。

項 目	活 動 内 容
その他	必要により自衛隊の能力で対処可能なものについては、支援内容を協議のうえで所要の措置をとる。

(5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、人命救助などその救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村長が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に対して派遣部隊の撤収要請を依頼する。

3 自治体等への応援要請

(1) 応急対策職員派遣制度

応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。

※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

(2) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や

第14節 生活関連施設等の応急対策

【計画の指針】

想定地震が発生した場合、水道は4割以上が停止し、復旧に1週間以上を要するおそれがある。
また、ガス漏れや漏電等による火災等が発生する可能性もあり、二次災害の防止を考慮した応急復旧対策が必要となる。さらに、ライフライン施設が大量に被災した場合には、長期間の生活支障が発生し、機能の早期回復や代替サービスの提供等を迅速に行うことが重要となる。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 上水道施設	水道部、県企業局
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス(株)、京成バス千葉ウエスト(株)、松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所

1 上水道施設

ア 応急体制の確立

水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、①取水、導水、浄水、配水施設の復旧、②主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。

県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「企業局水道事業震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

2 下水道施設

建設部及び県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所は、下水道の応急復旧対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

〈ガスに関する広報事項〉

- (1) 地震発生時の対応
 - ① ガス栓を全部閉めること。
 - ② ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
 - ③ ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。
 - ④ 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。
- (2) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合
 - ① 左上の丸い蓋を外し（蓋がないタイプもある）、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
 - ② 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。
- (3) 供給を停止した場合
 - ① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと。
 - ② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話(株)ほか、各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- ① 通信途絶、利用制限の理由と内容
- ② 災害復旧措置と復旧見込時期
- ③ 通信利用者に協力を要請する事項
- ④ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの提供開始

6 郵便

(1) 郵便事業

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局

日本郵便(株)は、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等を行う。

また、日本郵便(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保

第17節 ボランティアへの対応

【計画の指針】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 ボランティア活動の受入体制	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 ボランティア活動	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会

1 ボランティア活動の受入体制

(1) 災害ボランティアセンターの設置

福祉1部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。

なお、東葛飾地域の複数の市町村が災害ボランティアセンターを設置できない場合等には、県が代替拠点として、西部防災センターに広域災害ボランティアセンターを設置する。

(2) ボランティアニーズの把握

福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

(3) 災害ボランティアセンターの業務

松戸市災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、災害ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については松戸市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

ウ ボランティアの派遣

市本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、市ホームページ、マスコミ等を通じて行う。

オ 千葉県社会福祉協議会との連携

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。また、千葉県社会福祉センターに設置される千葉県災害ボランティアセンターと連携し、必要に応じて後方支援を要請する。

(4) 市との調整

福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

ア 災害ボランティアセンターの設置の協議

イ 市内被害状況に関する情報の提供

や必要な支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿、個別避難計画情報については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者への名簿情報、避難計画情報の提供に同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

(3) 避難所への収容

避難所に避難行動要支援者専用スペースを確保し、収容する。

(4) 千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWA T）

福祉1部は、災害の状況、避難者の状況等を勘案し「千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWA T）本部」に対して派遣要請を行う。

2 福祉避難所等の開設

(1) 福祉避難所の開設

福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

また、市外の福祉施設への緊急入所を支援する。

(2) 福祉避難所等の運営

福祉1部（一部福祉2部含む。）は福祉避難所ごとに福祉避難所運営委員会を設置し、施設管理者や福祉関係者の協力を得て運営体制を確保する。

福祉避難所等の種類、入所対象者、開設時期の目安は次のとおりとし、要配慮者を介助する家族等も必要最小限の範囲で入所できるものとする。

〈福祉避難所の種類等〉

種 類	対象者	開設時期
【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速やかに
【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48時間
【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館（ふれあい22） ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者	発災後72時間

※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。

3 要配慮者の支援

(1) 避難所における援護対策

保健医療部は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、福祉1部、(福)松戸市社会福祉

3 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(1) 一時滞在施設の開設

市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、松戸市民会館、松戸市民劇場等に一時滞在施設を開設する。また、一時滞在施設の開設状況を千葉県へ報告するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者及び施設管理者等へ連絡する。

(2) 帰宅困難者の受入れ

市及び鉄道・バス事業者、大規模集客施設や施設管理者等は、各施設において一時滞在施設の開設状況について広報するとともに、周辺事業者等と連携して、一時滞在施設へ案内・誘導を実施する。

一時滞在施設では、帰宅困難者へ飲料水や食料等の備蓄物資を可能な範囲で配布するとともに、災害関連情報や交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

4 徒歩帰宅支援

(1) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

震災発生後コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市が災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、千葉県と連携して支援の要請を行う。

(2) 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報を提供する。

第1節 住民生活安定対策計画

【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	福祉1部
3 生活福祉資金の貸付け	(福)松戸市社会福祉協議会
4 郵便物の特別取扱い等	日本郵便(株)
5 雇用の確保	経済振興部、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	街づくり1部
8 災害応急資金の融資	経済振興部
9 義援金の保管及び配分	福祉1部
10 被災者生活再建支援金の支給	福祉1部、財務班
11 介護保険における対応	福祉1部

1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(1) 期限の延長

災害により被災納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

〈職業安定所の職業のあっせん〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施③ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置 |
|--|

6 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

7 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、街づくり1部は、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

8 災害応急資金の融資

経済振興部は、災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について対応を行う。

(1) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業の再建と経営安定のため、必要な資金並びに事業費の融資等の支援を促進する。

(2) 農林漁業者への融資

農林水産業者の災害復旧や経営安定のため、政府系金融機関等が行う融資について、とうかつ中央農業協同組合等と連携を図る。

9 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の受入と保管

市に送付された義援金は、福祉1部が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受付ける。

【資料編 義援金品受領書】

(2) 義援金の配分

義援金の配分については、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受け、直ちに県内市町村及び防災関係機関に伝達する。

〈南海トラフ地震臨時情報〉

南海トラフ地震臨時情報の種類	情報の発表条件	防災対応
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか否かの調査を開始した場合、または調査を継続している場合	○特に対応はしない。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・南海トラフ地震の想定震源域（以下「想定震源域」という。）内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域内のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50Km 程度までの範囲で M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ・想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	○市の体制：警戒本部設置（警戒配備） ※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。 ○情報収集、行動自粛などの混乱防止措置
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合	○市の体制：災害対策本部設置（第1配備） ※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。 ○交通規制、児童・生徒の帰宅措置、列車の運転規制など
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	○市の体制：解除など

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応措置

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 活動体制	本部事務局
2 応急対策	本部事務局、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団、警察署、自衛隊、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・データ、NHK千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム、県、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、警戒本部を設置し、警戒配備職員を動員する。

※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。

2 応急対策

(1) 対策の基本方針

市では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う社会的混乱を防止するために必要に応じて措置を講じる。

(2) 住民等への情報提供

混乱を防止するため、市防災行政無線、広報車、CATV、市ホームページ等によって、注意情報の内容の周知、住民のとるべき措置、今後の対応などについて広報を行う。

また、住民等からの問い合わせに対応する。

(3) 施設等への情報提供

混乱を防止するために、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の関係施設等に情報を伝達する。

(4) 関係機関の活動

関係機関は、次の体制をとる。

県警察 (警察署)	ア 災害警備本部の設置 イ 関係機関との連絡調整 ウ 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空 挺団	ア 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。 イ 県災害対策本部に連絡班を派遣し連絡・調整を実施する。
東日本電信電話 (株)千葉支店	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 エ 電話利用の自粛等の広報活動

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	次の初動措置を実施する体制をとる。 ア 通信量、通信疎通状況の監視 イ 設備運転状況の監視 ウ 輻輳発生時の規制措置
東日本旅客鉄道(株)	ア 地震防災対策本部の設置 支社、地区指導センター長及び現機関に各地震防災対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。 イ 夜間、休日等において地震対策の関係者は、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。
東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	直ちに関係部門及び応急対策要員に連絡し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表に備える体制に入る。
その他各防災関係機関	要員を確保し、待機体制をとる。

(5) 広報活動

日本放送協会千葉放送局、(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

(6) 混乱の防止

混乱を防止するため、各機関は次の対策を実施する。

県	各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。 ア 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。 イ 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施その推進を図る。 ウ その他必要な事項
県警察 (警察署)	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 ア 警戒警備等、必要な措置をとる。 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。

東日本旅客鉄道(株)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて次により対応する。 ア 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。 （ア）強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 （イ）該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 （ウ）強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。 （エ）強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 （オ）石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。 イ 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。 ウ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 エ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 オ 状況により警察官の応援要請をする。
東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えて、報道機関及び駅放送、掲示板、車内放送等により運行状況の提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。また、必要に応じて警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。
東日本電信電話(株) 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	県民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 活動体制	各部・各班
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び広報	各部・各班
3 災害時の警備	警察署
4 水防活動・消防活動	消防局、消防団
5 公共輸送	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)、(株)千葉県バス協会、(株)千葉県タクシー協会
6 交通対策	建設部、警察署、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
7 上下水道、電気、ガス、通信等対策	水道部、建設部、県企業局、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所、東京電力パワーグリッド(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ
8 学校・医療機関・社会福祉施設等対策	福祉1・2部、病院部、教育2部、小・中学校
9 避難	本部事務局、情報・運用支援班、市民部、福祉1・2部、教育1・2部、消防局、消防団
10 救護救援・防疫・保健活動	保健医療部、環境部
11 その他の対策	経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部、財務班、教育1・2部、環境部

1 活動体制

(1) 市の活動体制

ア 災害対策本部の設置

市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置し、第1配備体制をとる。

※ただし、本市域への影響が少ないと認められる場合は必要に応じて配備体制を決定する。

イ 所掌事務

所掌事務は、次のとおりである。

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等各種情報の収集・伝達
- (イ) 社会的混乱の防止に係る施策の実施
- (ウ) 各防災関係機関との連絡調整
- (エ) 市防災行政無線及び広報車等による住民への情報提供
- (オ) その他必要な事項

(2) 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制を整え、組織的対応措置を講ずる。

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の対応措置

県警察（警察署）	ア 災害警備本部の設置 イ 警備要員の招集 ウ 関係機関との連絡調整 エ 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話(株) 千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (7) 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ) 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 千葉支店	ア 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 イ 要員の確保 (7) 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 (イ) 休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道(株)	ア 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 イ 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 ウ 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
その他の防災関係機関	ア 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 イ 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるため、これに対処するためテレビ、ラジオ等による広報のほか、市及び各防災関係機関は、所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

なお、各防災関係機関の現場において混乱発生のおそれと予測されるときは、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市本部及び必要な機関は、必要な情報を速やかに住民、市内各事業所等に対し周知を図るための広報を行う。

〈南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報の内容〉

【広報の項目】

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容の周知徹底
- ② 地域及び家庭における冷静な対応の呼びかけ及び各種情報の提供
- ③ 防災措置の呼びかけ
- ④ 急傾斜地など避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- ⑤ 火気の使用自粛、水のくみおき、機械器具及び家具類の転倒防止、劇毒物薬品及び火薬類の保全、その他被害を生じると予測されるもの等の防災措置の呼びかけ

【広報の実施方法】

- ① 市防災行政無線による広報の実施
- ② 広報車による広報の実施
- ③ 防災信号による広報の実施
- ④ 自主防災組織及び町会・自治会等を通じた広報活動の実施
- ⑤ 市ホームページ
- ⑥ その他の方法による広報の実施

3 災害時の警備

警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、警備本部を設置し警備活動を行う。

(1) 基本的な活動

- ア 警備本部要員及びあらかじめ指定された警備要員又は特別に指示された警備要員の参集
- イ 避難の指示、警告又は誘導
- ウ 警備部隊の編成及び事前配置
- エ 通信機材・装備資器材の重点配備
- オ 補給の準備
- カ 通信の統制
- キ 管内状況の把握
- ク 交通の規制
- ケ 広報

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に係る周辺地域としての特別な活動

- ア 警備部隊の事前配置
 - (イ) 主要駅等人の集中が予想される場所
 - (イ) 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - (ウ) 京葉臨海石油コンビナート地域における要点

- a 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。
- b 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。
- c 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(エ) 乗車券の取扱い

- a 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- b 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- c 強化地域を通行する特急列車等各列車は、運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

イ 東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達

駅・車内等で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の放送を行い、旅客の協力を要請するほか、混乱防止と円滑な輸送を確保するとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関に情報を提供する。

(イ) 運行方針

防災関係機関、報道機関等との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の列車運行についての基本方針は、次のとおりである。

発令当日	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため一部列車の間引運転等を生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。。
翌日以降	震災時のダイヤとして、一部列車の運転中止・優等列車の各駅停車化を、乗り入れ各社と調整の上実施する。なお、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(ウ) 列車の運転中止措置

列車の運転確保に当っては、県、警察、消防機関と一致協力して上記の措置をとるものであるが、万一住民及び事業所の協力が得られず駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合、又は踏切支障等が発生した場合には、止むを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(2) バス、タクシーの措置

(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会加盟各社等は、関東運輸局千葉運輸局の指導のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を確保する。

6 交通対策

(1) 警察の対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、広域交通規制道路及び広域交通検問所の中から、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

ア 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

イ 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を必要とする車両）の確認事務

ウ 強化地域への一般車両流入抑制広報

松戸市地域防災計画

風 水 害 等 編

(令和7年度修正)

松戸市防災会議

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業所等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 松戸市

- ア 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに自主防災組織の充実及び訓練に関すること
- ウ 災害時における被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大防止に関すること
- オ 救助、防疫等及び保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災市営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- サ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- シ 被災施設の復旧に関すること
- ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- セ 被災者の避難生活や生活再建の支援に関すること

2 千葉県

- ア 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大の防止に関すること
- オ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災県営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害時における社会秩序の維持に関すること
- サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ス 被災施設の復旧に関すること
- セ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- ソ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること

- (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
- (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
- (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
- (エ) 災害時における復旧資材の確保に関すること
- (オ) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
- (カ) 災害時のための応急復旧資器材の備蓄に関すること
- (キ) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

ウ 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(10) 成田空港事務所

- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(11) 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- ア 気象、地象、**地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表**に関すること
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層による地震動に限る）**及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説**に関すること
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること**
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること**

(12) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- イ 災害対策用移動通信機器、**臨時災害放送局用設備**及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

(13) 千葉労働局

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

(14) 関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること
- ウ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
- エ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること
- エ 被災者の受信対策に関すること

(4) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 鉄道施設の保全に関すること
- イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- ウ 帰宅困難者対策に関すること

(5) 日本貨物鉄道株式会社

- ア 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

(6) 独立行政法人水資源機構

- ア 水資源開発施設（導水路含む）の新築（水資源機構移行時に着手済みの事業者に限る。）又は改築及び維持管理に関すること
- イ 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(7) 日本通運株式会社（千葉支店）

- ア 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

(8) 東京電力パワーグリッド株式会社（東葛支社）

- ア 災害時における電力供給に関すること
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

(9) 日本郵便株式会社（松戸支店・松戸北支店・松戸南支店）

- ア 災害時における郵便事業運営の確保
- イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関すること
 - (オ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

(10) 福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、一般社団法人A Z-COM丸和・支援ネットワーク

- ア 災害時における物資の輸送に関すること

6 指定地方公共機関

(1) 京葉瓦斯株式会社、公益社団法人千葉県L Pガス協会（松戸支部）

- ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること

(2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社

- ア 鉄道施設等の保全に関すること
- イ 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- ウ 帰宅困難者対策に関すること

(3) 公益社団法人千葉県医師会

- ア 医療及び助産活動に関すること
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

(4) 一般社団法人千葉県歯科医師会

- ア 歯科医療活動に関すること
- イ 歯科医師会と医療機関及び歯科関係団体との連絡調整に関すること

(5) 一般社団法人千葉県薬剤師会

- ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

(6) 公益社団法人千葉県看護協会

- ア 医療救護活動に関すること
- イ 看護協会と医療機関等会員施設との連絡調整に関すること

(7) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム

- ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

(8) 一般社団法人千葉県トラック協会（松戸支部）、一般社団法人千葉県バス協会

- ア 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

(1) 一般社団法人松戸市医師会

- ア 医療及び助産活動に関すること
- イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

(2) 公益社団法人松戸歯科医師会

- ア 歯科医療活動に関すること
- イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

(2) 地盤

松戸市地域は、台地地盤と低地地盤に大別され、台地地盤が全体の約半分を占める。

台地地盤は、地域的な違いは少ないが、台地の縁辺部などではところどころ切土や埋土によって異種の地盤が形成されている。

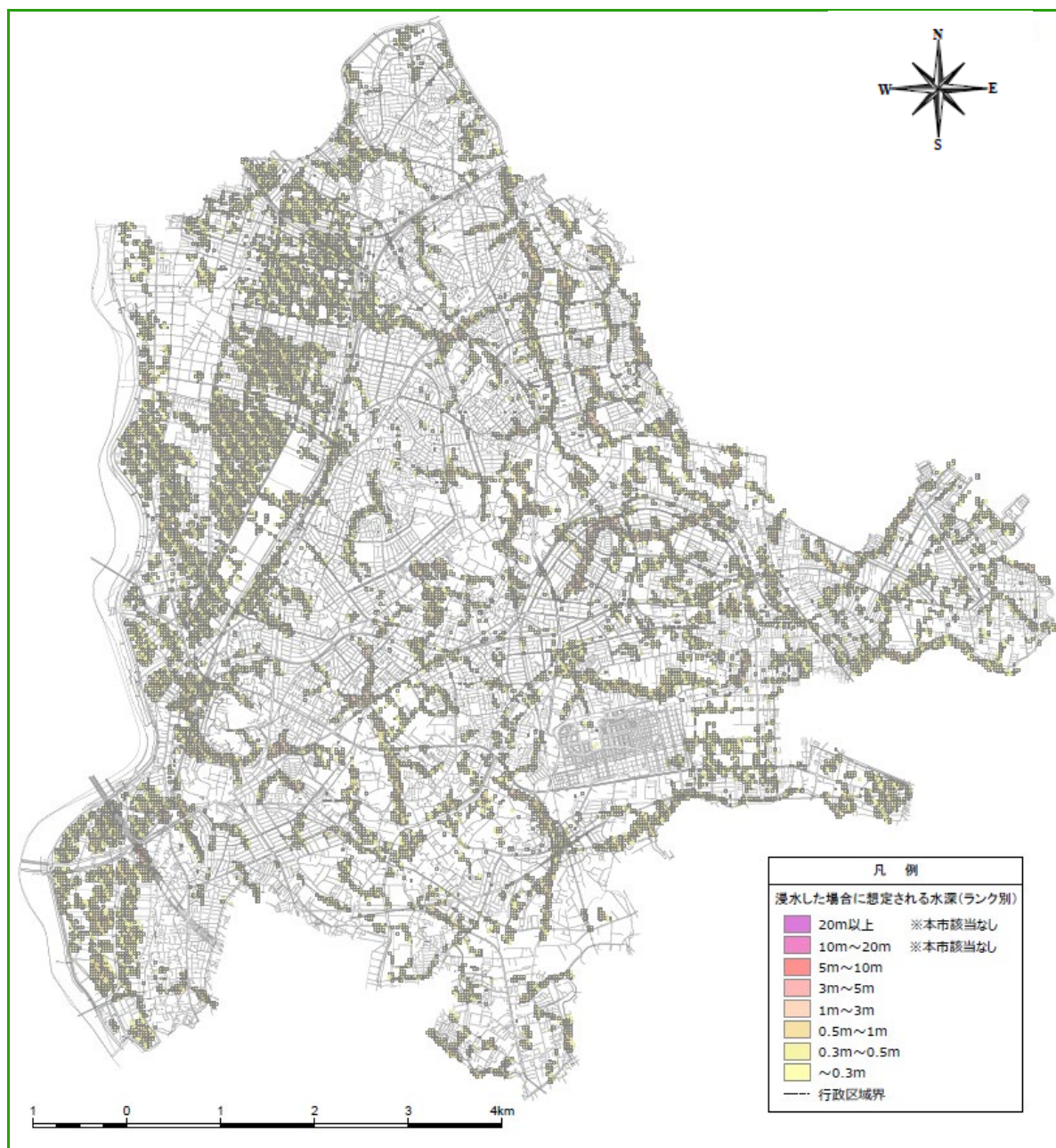
低地地盤は、沖積層の埋没地形の形成と、それを埋積した堆積物によって変化に富んでいる。これは、2万年前の海面低下によって埋没谷が形成され、その後の海面上昇によって谷が埋められ、ところによって波食台が形成されたことによる。

(3) 気候

松戸市の気候は、概ね温暖である。平成22年～令和元年の年平均気温は15.8℃～17.0℃、年間降水量は1,144.0mm～1,564.5mm、平均風速風は3.3m/s～3.7m/sである。

(6) 内水ハザードマップ

市は、大雨による内水氾濫による浸水範囲と深さを予測した内水ハザードマップを公表している。これによると、1時間あたり **153mm** の大雨では、**場所によっては**道路や宅地において最大3m **を超える**浸水深が予測される。



内水ハザードマップ（1時間あたり **153mm** 雨量）

【注意】

市では、水防法第14条の2の規定に基づく雨水出水（内水）浸水想定区域を指定していません。そのため、この内水ハザードマップは同法第15条第3項の規定に基づくハザードマップではありません。

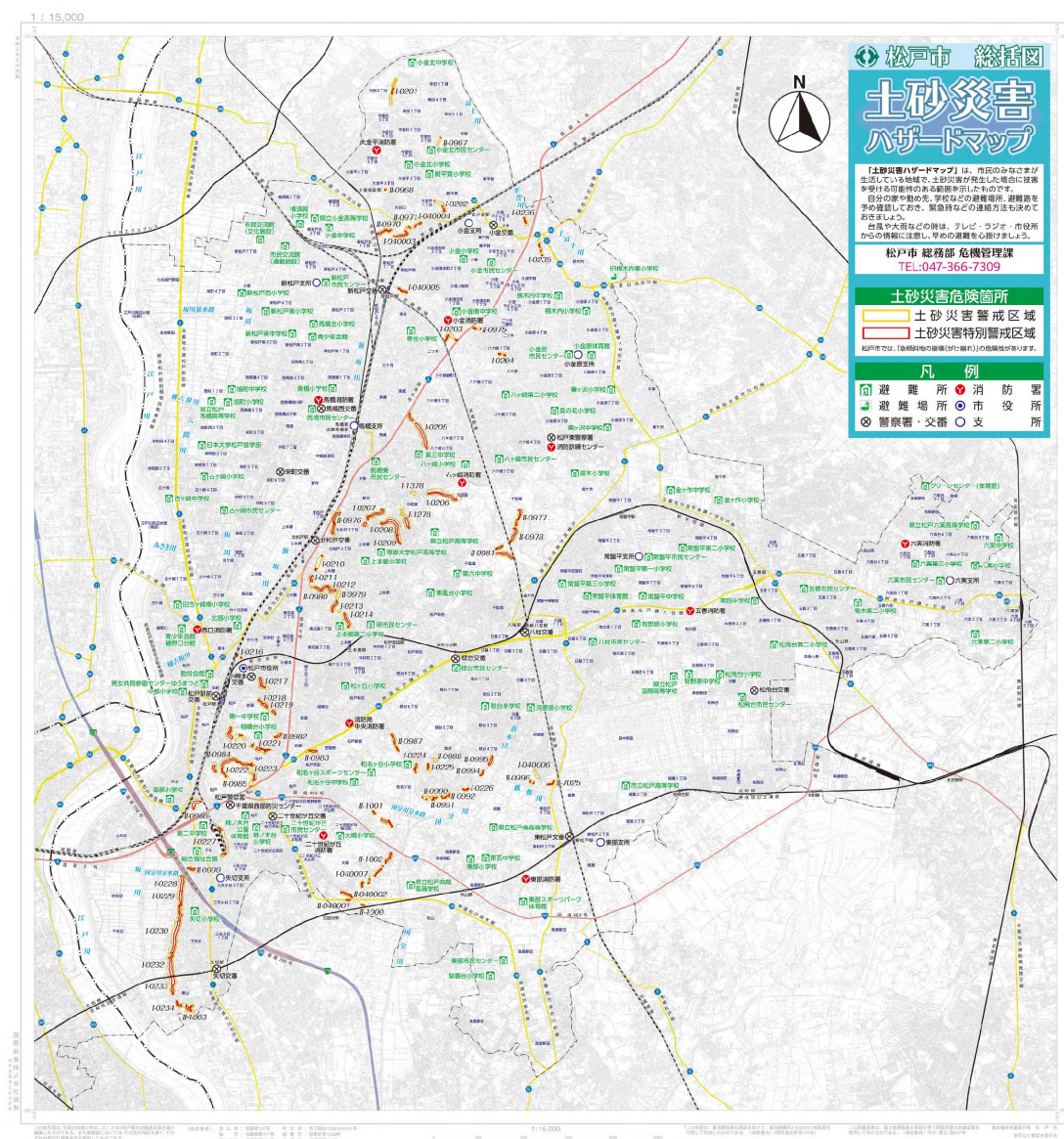
2 土砂災害

市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。

令和7年3月現在、237箇所が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定され、うち155箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

近年の大雨では崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。

【資料編 土砂災害警戒区域指定一覧】



土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（令和3年3月現在）

(5) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部を設置し、副本部長もしくは本部員の中から現地災害対策本部の本部長と本部員を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 高齢者等避難の発表

イ 避難指示、緊急安全確保措置の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

(6) 国・県の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

3 災害対応拠点設置予定場所

	種 類	施設名
本 部	災害対策本部	①市役所別館1階災害対策室 ②消防局 ③議会棟 ④中央保健福祉センター
	情報集約拠点	各支所
	プレスセンター	市役所新館記者室又は市役所別館行政資料センター
避 難	避難場所	市指定96か所※
	避難所	市指定107か所※ 【資料編 指定緊急避難場所・指定避難所一覧】
	福祉避難所	健康福祉会館（ふれあい22） 老人福祉センター6か所 市民センターの一部 協定施設
	帰宅困難者向け一時滞在施設	松戸市民会館 松戸市民劇場 東葛飾合同庁舎 県立西部図書館 流通経済大学（協定施設）
活 動 部 隊	消防・警察・自衛隊 集結地	21世紀の森と広場 松戸運動公園 松戸競輪場 江戸川河川敷 21世紀の森と広場西駐車場 千駄堀多目的スポーツ広場
	相互応援市町村	松戸競輪場
	臨時ヘリポート	離着陸可能なグラウンド等※ 【資料編 ヘリコプター離発着可能地点の位置基準】
医 療	市救護本部	中央保健福祉センター
	病院前救護所	市指定9病院※ 【資料編 病院前救護所予定施設一覧】
	学校救護所	市指定17学校※ 【資料編 学校救護所予定施設一覧】

	種 類	施設名
生活・ライフライン	食料・物資集配拠点	松戸運動公園 南部市場 21世紀の森と広場
	給水拠点	浄水場 給水場 配水場 防災用井戸 耐震性飲料水兼用貯水槽 耐震性井戸付貯水槽※ 【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】
	下水道災害対策班	下水道維持課内（本庁被災時、金ヶ作終末処理場内）
	災害ボランティアセンター	総合福祉会館
	家庭動物の収容所	避難所周辺敷地内
	仮設住宅設置場所	市保有地、小中学校グラウンド
	がれき等の仮置き場	公園やスポーツ施設等の公有地等
窓口	災害相談窓口 （3日以内に設置）	市役所別館地下
	災害相談センター （10日以降設置）	広報広聴課内
調査・証明	被災宅地危険度判定実施本部	街づくり部住宅政策課内
	罹災調査本部	財務部税制課内
	罹災証明書発行場所	財務部税制課内
遺体	遺体収容所	北山会館（市斎場）
	火葬場	北山会館（市斎場）

※具体的な設置場所については「資料編」を参照

【資料編 松戸市災害対策本部条例】

【資料編 松戸市災害対策本部規定】

【資料編 本部標識等】

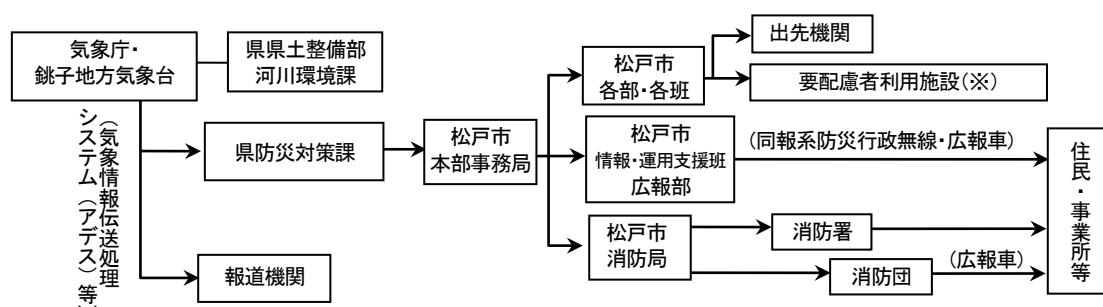
2 情報収集・伝達

(1) 気象情報の収集

本部事務局及び各防災関係機関は、応急対策に備えて、気象状況や警報等の発表を、テレビ、ラジオ、インターネット、情報システム等で収集する。

〈気象情報、警報等の種類と留意点〉

情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備 考
気象庁 ・ 河川 管理者	大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・大雪特別警報	数十年に一度程度の大雨・暴風・暴風雪・大雪が予想される地域	
	大雨警報・注意報	大雨による土砂災害や浸水害の発生が予想される地域	
	洪水警報・注意報	河川の上流域の大雨等により下流での氾濫等が予想される地域	
	大雨警報（土砂災害）の危険度分布	大雨による土砂災害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）	大雨警報（土砂災害）を補足する情報
	大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分）	大雨警報（浸水害）を補足する情報
	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分）	洪水警報を補足する情報
	記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しない短時間の大雨を観測又は解析したときに発表	松戸市は1時間に100mm
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完	
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	台風が東側近傍を通るときは降雨が特に強くなる。西側近傍を通るときは風が特に強くなる。
	アメダス	地上観測の雨量、積雪深の実況（10分）	
	レーダー	レーダー観測の降雨強度分布の実況（5分）	
	降水短時間予報	6時間先までの降雨強度分布の予測（10分） 15時間先までの降雨強度分布の予測（1時間）	広域の豪雨の危険を把握
	降水ナウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（5分）	集中豪雨の危険を把握
	土砂災害警戒情報	土砂災害の危険度が高まった地域	大雨警報の発表中に発表
	雨量・水位	地上観測の雨量・河川水位の実況（10分）	
消防局 消防署	水防警報	水防警報河川の水位に応じて水防関係者へ待機、準備、出動又は解除を発令	江戸川、利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川
	洪水予報	洪水予報河川の水位を予測し、氾濫の危険度を表す情報を発表。	江戸川
気象情報会社	水位周知情報	水位周知河川の水位が危険水位等に達した場合に係市町村等に周知	利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川
	雨量・風向・風速	地上観測の実況	
気象情報会社	雨量、配備支援情報	予測降雨量、配備レベルの指標	



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

（※）土砂災害警戒区域等内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設

(6) 被害情報の収集

各部・各班及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、情報・運用支援班に報告する。

また、職員が参集途上において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）は直ちに、その他の情報は随時、情報・運用支援班に報告する。

【資料編 被害等の記録・処理票】

〈風水害等の初期に把握すべき主な事項〉

- ① 氾濫（地区名、浸水深、ながれの方向等）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊、流失、床上・床下浸水、地下階の水没等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- ④ 避難状況
- ⑤ 土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- ⑥ 風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
- ⑦ 河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
- ⑧ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ、浸水等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
- ⑨ ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
- ⑩ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- ⑪ 重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
- ⑫ その他重大な被害

〈情報収集方法〉

収集方法	備 考
公共施設及び周辺の状況の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞した情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、消防（ドローン等）、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等

【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

第5節 災害時の警備・防犯対策

【計画の指針】

大規模災害時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火、傷害等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害時の警備	警察署
2 防犯対策	市民部、警察署

1 災害時の警備

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、**警察は**、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 総合対策本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 連絡室

大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(3) 警備活動

警察署は、災害が発生した場合、次の活動を実施する。

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資器材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

第7節 避難対策

【計画の指針】

- 江戸川が決壊した場合には市内が広範囲に浸水し、一部の地域では5メートル以上の水深となることから、堅牢で地上3階以上に避難者を収容できる建物を民間事業者の協力を得て確保し、垂直避難場所として指定を推進する。
- 土砂災害や生命に危険を及ぼす浸水被害等がある場合は、避難指示等を発令し安全な場所に誘導する。
- 避難所では、避難所直行職員、学校職員、施設職員、地域住民が連携して、開設、受入れ等の初動活動を行う。
- 避難所の運営は、避難所運営委員会を設立して実施する。
- 避難生活では、専用スペースを確保するなどプライバシーに配慮するとともに、介護等の支援や、福祉避難所の設置等、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の負担を軽減するため、必要な配慮を行う。
- 避難所の運営に当たっては女性の意見を取り入れる対策を実施する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 避難行動の分類	—
2 避難の指示等	本部事務局、情報・運用支援班、広報部、消防局、消防団、警察署
3 自主避難	住民
4 避難誘導	調査班、保健医療部、福祉1部、消防団
5 避難所の開設と運営	市民部、文化スポーツ部、環境部、福祉2部、教育1・2部
6 避難所等の閉鎖	市民部
7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援	市民部、総務部、経済振興部、文化スポーツ部、保健医療部
8 広域避難	本部事務局
9 広域一時滞在	本部事務局
10 感染症対策	本部事務局、保健医療部、松戸保健所

1 避難行動の分類

(1) 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

(2) 屋内安全確保

災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

(3) 緊急安全確保

立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難することができなかったこと等により、災害が発生・切迫し、安全に立退き避難をできない状況に至ってしまった場合に、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等を行うことである。ただし、この

〈避難の種類及び発令基準（国管理河川の洪水）〉

対象災害	江戸川の氾濫	利根運河、坂川（国管理区間）、坂川放水路の氾濫
避難対象地区	江戸川洪水浸水想定区域	利根運河洪水浸水想定区域
【レベル3】 高齢者等 避難	▶氾濫警戒情報が発表されたとき ▶氾濫危険水位を超えると予測されたとき	▶避難判断水位に達したとき ▶避難判断水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「警戒」以上のとき
【レベル4】 避難指示	▶氾濫危険情報が発表されたとき ▶堤防高を超えると予測されたとき	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「危険」以上のとき
【レベル5】 緊急安全 確保	▶氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき ▶はん濫発生情報が発表されたとき ▶左岸で氾濫が確認されたとき	▶氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき ▶はん濫発生情報が発表されたとき ▶氾濫が確認されたとき
備考	※水位観測所は野田	※水位観測所は利根運河が野田、坂川及び坂川放水路が大谷口新田

〈避難の種類及び発令基準（県管理河川の洪水）〉

対象災害	坂川（県管理区間）、新坂川の氾濫	春木川、国分川、国分川分水路、紙敷川の氾濫
避難対象地区	坂川・新坂川洪水浸水想定区域	真間川洪水浸水想定区域
【レベル3】 高齢者等 避難	▶氾濫注意水位を超え、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「警戒」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「警戒」となり、水位上昇のおそれがあるとき
【レベル4】 避難指示	▶氾濫危険水位に達したとき ▶氾濫危険水位に迫り、急激に上昇するおそれがあるとき（次の例） ・上流の水位が急激に上昇しているとき ・洪水警報の危険度分布が「危険」以上のとき	▶洪水警報の危険度分布が「危険」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶1時間雨量が50mmかつ累積雨量が150mmを超えるとき ▶和名ヶ谷水門を全閉するとき
【レベル5】 緊急安全確保	▶氾濫危険水位を超え、堤防高に迫っているとき ▶はん濫発生情報が発表されたとき ▶氾濫が確認されたとき	▶洪水警報の危険度分布が「災害切迫」となり、水位上昇のおそれがあるとき ▶水位が堤防高に迫っているとき ▶氾濫が確認されたとき
備考	※水位観測所は坂川が馬橋及び古ヶ崎、新坂川が新松戸及び根本	※雨量観測所は消防局、消防署、東葛飾土木及び新松戸 ※水位観測は現場確認による。

〈避難の種類及び発令基準（河川共通の洪水）〉

対象災害	河川共通
避難対象地区	—
【レベル3】 高齢者等 避難	▶堤防の軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ▶高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【レベル4】 避難指示	▶異常な漏水・侵食等が発見された場合 ▶避難指示が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ▶避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
【レベル5】 緊急安全確保	▶水位が堤防高に到達した場合 ▶堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれが高まった場合 ▶樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 ▶氾濫が確認されたとき

〈避難の種類及び発令基準（土砂災害、高潮）〉

対象災害	土砂災害	高潮
避難対象地区	土砂災害警戒区域等	高潮浸水想定区域
【レベル3】 高齢者等 避難	▶大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ▶大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	▶高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨言及された場合 ▶高潮注意報が発表されており、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 ▶高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ▶伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸24時間前に特別警報発表の可能性がある旨気象情報等で周知された場合
【レベル4】 避難指示	▶土砂災害警戒情報が発表された場合 ▶土砂災害の危険度分布で「危険」となった場合 ▶避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ▶避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ▶土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	▶高潮警報又は高潮特別警報が発表された場合 ▶避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）
【レベル5】 緊急安全確保	▶大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ▶土砂災害の発生が確認された場合	▶水門等の異常が確認された場合 ▶海岸堤防等が倒壊した場合 ▶異常な越波・越流が発生した場合

4 避難誘導

(1) 住民の避難誘導

浸水又はがけ崩れのおそれがある場合等、安全な場所への避難誘導が必要な場合、調査班、消防団は、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等に伝達し、協力して避難誘導を行う。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。ただし、自力による避難が困難な場合、保健医療部、福祉1部は、消防団、福祉関係者等の様々な機関等の協力を得て避難支援を行う。

(3) 施設利用者等の避難誘導

庁舎、学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、大規模集客施設等における児童・生徒・園児・利用者等の避難誘導は、施設の管理者が行う。

5 避難所の開設と運営

(1) 避難所の開設

ア 原則として本部長が指定避難所の開設の可否を判断する。ただし、本部長が判断できない場合で、住民の安全確保のため、緊急を要する場合は、施設管理者等が開設することができる。

イ 勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、勤務職員等が施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。一方、勤務時間外は、各施設の管理者あるいはあらかじめ指名した避難所直行職員（市職員）が開設する。

ウ 避難所開設に関する情報は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、エリアメール等の多様な情報ツールを活用し、住民等に対し迅速かつ確実に伝達する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所運営委員会

平時から避難所運営委員会を努めて立ち上げておく。また、平時から立ち上がっていない避難所については、発災時に町会・自治会、施設管理者、学校職員、施設職員、避難所直行職員及び避難者をもって速やかに立ち上げる。

避難所運営委員会を運営するため、避難所運営委員長、副委員長及び総務班・施設管理班・食料物資班等、各役割の班長を選出する。委員会には女性を入れるよう配慮する。

イ 避難所の運営項目

(ア) 運営方針、生活ルールの設定

(イ) 救援食料、物資の管理・配分、炊出し協力

(ウ) 避難者の転出入確認、名簿作成

(エ) 情報管理、広報

(オ) ゴミ・施設・トイレ等、環境の整備・管理

(カ) 秩序の維持、警備

(キ) パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

(ク) 入浴・散髪

(ケ) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人等の要配慮者への配慮

(コ) 傷病者の搬送

- (サ) 医療・健康相談スペースの確保
- (シ) ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催
- (ス) 各種記録の作成

(3) 支所の役割

- ア 支所は、支所管轄地域内の避難所との通信連絡を確保し、災害対策本部（情報・運用支援班又は避難所ブース）へ、収集した支所管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援要請を要請する。
- イ 本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域の避難所は市民部へ報告する。
市民部は、災害対策本部（情報・運用支援班）へ、収集した管轄地域内の情報を報告するとともに、避難所への物資の補給等の支援を要請する。
- ウ 支所は逐次人員を強化し、災害対策本部の避難所ブースと連携して避難所の開設運営を支援する。

(4) 初期対応協力事項

- ア 避難所直行職員、地域住民、施設管理者等は、連携・協力して次の初期対応協力事項を実施し、速やかに避難所を開設する。
- イ 初期対応協力事項
 - (ア) 施設・設備の安全点検
 - (イ) 支所、災害対策本部への情報伝達と情報収集
 - (ウ) 開放スペースの指示
 - (エ) パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
 - (オ) 避難者名簿の作成
 - (カ) 避難者の体育館への誘導、住民スペースの割り当て
 - (キ) 避難所運営委員会の立ち上げ

(5) 避難所担当職員

- 災害対策本部の避難所ブースは、初期の避難所運営体制及び市職員の対応等の状況を考慮し、避難所直行職員を避難所担当職員に逐次交代させる。
- 避難所担当職員は、市民部、福祉2部、教育1・2部又は市の全職員をもってあてる。

(6) 健康・衛生対策等

- 市民部は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、各部・各班と協力して対策を講じる。

ア 要配慮者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第18節 要配慮者への対応」による。

イ し尿対策

環境部と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第9節の「3 し尿の処理」による。

ウ 医療、保健衛生対策

保健医療部と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、施設内のゾーニング、予防接種、健康診断、衛生指導、相談対応等を行う。

その他、第8節の「3 被災者の健康管理」及び第9節の「2 保健活動」による。

エ 家庭動物同伴者対策

家庭動物同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内への家庭動物の持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関に家庭動物対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

その他、第9節の「7 動物対策」による。

オ 生活環境対策

女性や子育て家庭、要配慮者のニーズ等に配慮しつつ、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくり等を行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) 女性や要配慮者への配慮、プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) 男女別のトイレ、洗濯・物干し場、入浴対策（設備確保、利用ルールを男女のニーズに合わせて設定する等）

(エ) 子どものための娯楽用品の確保

(オ) 防犯用品の確保及び防犯対策

(カ) 食物アレルギー対策（原材料表示や献立表の掲示等）

カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

(7) 避難状況の報告及び記録

ア 避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。

イ 各避難所では、避難者名簿等を作成し、避難者数、要配慮者数、体調不良者数等の概況、ライフライン等の状況、パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況について支所（本庁第1管轄及び本庁第2管轄地域は市民部を通じ災害対策本部避難所ブース）へ報告する。

ウ 市民部は、災害対策本部内避難所ブースと連携し、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

6 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

7 在宅避難者・車中泊避難者等の支援

市は、市の避難所以外の自宅等での生活を余儀なくされた在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に避難できない車中泊避難者等に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

(1) 市民部及び情報・運用支援班は、町会・自治会及び自主防災組織等に、在宅避難者や車中泊避難者、自主的な避難所等の所在確認、在宅避難者等への情報提供、ニーズの把握等を依頼する。

(2) 経済振興部、文化スポーツ部及び保健医療部は、避難所等を各地区の在宅避難者等への支援拠点とし、食料及び生活必需品の配布、保健師等による巡回健康相談等の実施に努める。特に車中泊の避難者に対しては、エコノミー症候群等を予防するための保健指導を行う。

本部事務局は、指定避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設や研修施設と避難所の協定を推進する。なお、感染者または濃厚接触者の受け入れの可否についても検討する。

また、保健医療部はこれらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

(4) 避難所の感染防止

ア 備蓄、訓練

本部事務局は、平時から避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておくとともに、運営職員等が適切な対応を習熟する訓練を実施しておく。

イ 滞在スペースのゾーニング等

避難所直行職員は、避難所運営委員会に対して一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある方、妊婦、発熱・咳等の症状がある方、インフルエンザ等の感染症に罹患中の方、その家族等濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図るように指導する。

洗面所、トイレなど居室以外の場所についても使用場所を固定する等、できる限り生活場所を分離する。

ウ 健康管理

避難所直行職員または避難所担当職員は、避難所運営委員会に対して受付の際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行うように助言する。

また、避難者に何かしらの感染症状が疑われた場合は別室に移す。なお、指定感染症等特に隔離が必要な感染症が疑われた場合は直ちに救護本部へ連絡し、指示を仰ぐ。

エ 衛生確保

避難所直行職員または避難所担当職員は、避難所運営委員会に対して避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援に当たっては衛生管理を考慮した方法で実施するように助言する。

また、避難者には、手洗い、咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

オ 避難所アセスメントの実施

感染症の拡大防止のために、発熱、咳、下痢、嘔吐などの症状の発生数を把握する。急激に有症状者が増加した場合は感染拡大の可能性が高いため、直ちに救護本部へ報告する。

救護本部では松戸保健所、医師会等と連携し現状を確認するとともに、感染症患者（疑い者を含む）の隔離や治療などの対策を実施する。

カ 車中泊等の対策

浸水等の危険がないグラウンドや駐車場での車中泊による避難は可とし、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じるとともに、エコノミークラス症候群等を防止するための保健指導を行う。

※上記において避難所直行職員は、逐次避難所担当職員と交代するが、その際、避難所担当職員は避難所直行職員が行っていた業務を引き続き行うものとする。

病院に従事する医師、看護師、薬剤師、検査技師、事務を中心とした隊員で構成する。)

- ※2 JMAT (Japan Medical Association Team) とは、日本医師会が設立した災害時の「急性期・亜急性期」の医療活動を目的とした医療チームで、災害の状況により日本医師会が都道府県医師会を通じて医療関係者を派遣する。

2 医療救護活動

(1) 市救護本部の設置

災害発生時における医療救護活動の全体的な調整や関係機関との連携を図るため、中央保健福祉センターに医療救護活動を専門的に統括する市救護本部を設置する。

市救護本部には、健康医療部長を本部長として、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会、**市立総合医療センター医師**、(公社)看護協会松戸地区部会及び保健医療部の各責任者及び災害医療コーディネーターを配置する。

市救護本部は、市救護本部長(健康医療部長)が必要と判断したときに設置できる。

(2) 災害医療コーディネーター

市内全般の救護活動の調整は、災害医療コーディネーター及び松戸市医師会長を中心に実施する。

なお、災害医療コーディネーターは超急性期(72時間以内)の応急医療活動の調整を担当する者と応急医療を要しない被災者や在宅医療の医療活動を担当する者を予め指定する。

(3) 医療救護班の編成

市救護本部は、学校救護所を配置する場合、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会及び(一社)松戸市薬剤師会から、各学校救護所へ医師、歯科医師、薬剤師、看護師等を派遣し、市職員等と医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。

必要に応じて、市救護本部を通じ、県災害医療本部及び松戸保健所等に医薬品の供給や応援を要請する。

(4) 医療情報の収集

救護本部は(一社)松戸市医師会及び千葉県等の連携のもと、防災行政無線や電話、IP電話、FAX、EMIS(広域災害救急医療情報システム)等により、医療施設の被害状況や診療機能の確保状況などの医療に関する情報を収集し、関係機関等との情報共有を図る。

必要に応じて、EMISの代行入力を行う。

(5) 病院前救護所の設置と運営

災害医療拠点病院及び災害医療協力病院の10病院は、各病院の災害マニュアル等に基づき病院前救護所を設置する。(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の各会員(学校救護所参集指定医師等、自院にて診療継続をする医師等を除く)は病院前救護所へ参集し、トリアージ活動、情報共有・伝達等を行う。

病院前救護所は、病院スタッフ、参集した各会員、DMAT、保健医療部職員により運営する。

(6) 学校救護所の設置と運営

市救護本部の指示に基づき市内17の小・中学校に設置する。ただし、既に傷病者がいる場合等は本部の指示を待たずに参集と同時に設置する。

予め指定された(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、(一社)松戸市薬剤師会の各会員および保健医療部職員が参集し、保健室等にある流通備蓄医療資器材等を用い、トリアージ、軽症者の治療、重症者等の医療機関への搬送を行う。

第9節 防疫・清掃・障害物の除去

【計画の指針】

- 災害発生後、速やかに生活に伴い最低限生じる「燃えるごみ」・「燃えないごみ」・「ビン、缶」の収集を開始するよう努める。
- 清掃工場の稼働停止に伴い、クリーンセンター等に臨時集積場所を設置し、収集したごみの仮置きを行う。
- 断水等によりトイレが使用不可能な場合は、自宅トイレを使用し、簡易トイレ等により自宅で処理することを原則とする。
- 避難所のトイレが使用不可能で、避難生活が1日以上に及ぶ場合は、必要に応じて避難所に仮設トイレを設置する。
- 可能な限り自宅トイレや簡易トイレ等により自己処理に努めるとともに、下水道等の使用不可能な地域において、必要と認められる場所に仮設トイレを設置する。
- 道路上の障害物は、緊急輸送道路や災害時重要路線を優先に除去を行う。災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。
- 倒壊建築物の解体・撤去に伴うアスベストの飛散による環境汚染への対処や環境監視体制の整備を図るため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」を参考に環境汚染防止体制の強化等を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防疫活動	保健医療部、環境部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
2 保健活動	保健医療部、松戸保健所、（一社）松戸市医師会
3 し尿の処理	環境部
4 ごみの処理	環境部
5 障害物の除去	街づくり1部、建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 災害廃棄物の処理	環境部、街づくり1部
7 動物対策	環境部、松戸保健所、県動物愛護センター、（公社）県獣医師会

1 防疫活動

(1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

松戸保健所は、松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療部は、松戸保健所に協力する。

イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、松戸保健所の行う必要な措置について協力する。

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補：公園やスポーツ施設等の公有地等）を確保する。

(3) 処理体制

ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資器材を確保する。

イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

エ 甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。

オ 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合、本部長（市長）は災害廃棄物処理の代行を国に要請することができる。

7 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出した**家庭動物**等が発生した場合は、松戸保健所、県動物愛護センターと協力して保護する。**特定動物**が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

(3) **家庭動物**への対応

避難時の**家庭動物**の保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

家庭動物と避難所へ同行避難する場合、飼い主は**家庭動物**の飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となる**家庭動物**問題が生じた場合は、松戸保健所及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体が**家庭動物**の救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

第10節 行方不明者の捜索・遺体の処理

【計画の指針】

- 行方不明者の捜索、遺体の処理を迅速に行うため、優先して必要な人員を増員する。
- 多数の死亡者が発生した場合は、1日以内に**遺体収容所**を設置し、必要な物品等を確保する。
- 警察署、消防局、消防団と連携して行方不明者、死亡者の情報収集を行い、早期に遺族に引き渡すことができるようにする。
- 火葬許可証の早期交付や市有車両、関係機関による搬送手段の確保など、必要に応じて被災者遺族への支援を行う。
- 各対策は、災害救助法が適用された場合は、千葉県が行い、市はこれを補助する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 行方不明者の捜索	消防局、警察署、消防団
2 遺体の処理	保健医療部、警察署、日本赤十字社千葉県支部、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会
3 遺体の埋火葬	保健医療部

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

なお、捜索活動については、災害救助法の適用、住家の被害状況及び原因を問わず実施するものとする。

本部事務局は、次の情報を整理・活用して、警察・自衛隊等の捜索を行う機関と連携する。

- ア 警察署等が保有する行方不明者情報
- イ 通報や相談窓口等で受け付けた行方不明者情報
- ウ 避難所、学校救護所、**遺体収容所**、医療機関等の収容者情報
- エ 避難行動要支援者の安否確認情報
- オ 関係部局が保有する市民情報（住民基本台帳）

名簿は警察、自衛隊等の捜索を行う機関と共有する。

(2) 捜索

消防局及び消防団は、行方不明者名簿に基づき捜索活動を行う。警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の検視（見分）を受ける。捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。10日を経過してもなお捜索を要する場合には、知事へ捜索期間の延長について申請する。

2 遺体の処理

(1) 遺体処理の対象

保健医療部は、次の場合に遺体の処理を行う。

- ア 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- イ 死体取扱規則（平成25年公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体収容所の設置

保健医療部は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に遺体収容所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 遺体の調査、検視（見分）

警察署は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）、死体取扱規則に基づき遺体の調査、検視（見分）を行う。

身元が不明の場合は、住民、報道機関等の協力を得て、身元や身元引受人を調査する。

(4) 遺体の搬送

遺体収容所等への遺体搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施するが、困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により搬送する。

(5) 遺体の処理

保健医療部は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、（一社）松戸市医師会、（公社）松戸歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体収容所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈遺体の処理項目〉

① 遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

市は、次の場合に埋火葬を行う。

- ア 災害時の混乱の際に死亡した者
- イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の受付

保健医療部は、遺体収容所又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。

(3) 埋火葬

遺体は北山会館（市斎場）で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体収容所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨については市において保管する。

集配拠点における仕分けなどの対応に当たっては、ボランティアや民間事業者等の協力の下、円滑に実施できるよう努める。

避難所等での配布は、避難所生活運営委員会が実施する。

4 救援物資の受け入れ

(1) 救援物資の要請・受け入れ

救援物資の要請は、必要に応じ災害対策本部事務局が関係部署と連携して行う。救援物資は登録制とし、経済振興部、文化スポーツ部が受け入れを行う。

ア 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの大口の物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

日本赤十字社に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

5 物資集配拠点の運営

(1) 物資集配拠点

食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ直接配送できない物資は、物資集配拠点に受け入れる。

経済振興部、文化スポーツ部は、南部市場、21世紀の森と広場、松戸運動公園に物資集配拠点を設置し、災害協定を締結した物流事業者の協力を得て物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。

なお、物資集配拠点の設置優先順位については以下のとおりとする。

〈物資集配拠点の設置優先順位〉

第1順位	南部市場	第2順位	21世紀の森と広場	第3順位	松戸運動公園
------	------	------	-----------	------	--------

災害対策本部は、受け入れ予定について、経済振興部、文化スポーツ部と情報を共有し、仕分け作業は関係事業者やボランティアの協力を得て行う。

財務班は、避難所等への供給のためのトラック等の手配や物資輸送を、災害協定を締結した輸送業者等に要請する。

(2) プッシュ型による供給への対応

壊滅的な被害を受けたことにより市の行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、県は市からの要請を待たずに需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」の供給を行う。

市は、「プッシュ型」の供給に対応できる体制及び物資集配拠点等をあらかじめ整備する。

【震災編 第3章・第13節・1〈緊急時の最寄り連絡先〉】

(3) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような受入体制を整える。

〈自衛隊の受入体制〉

項 目	内 容
作業計画の作成	① 作業箇所及び作業内容 ② 作業箇所別必要人員及び必要機材 ③ 作業箇所別優先順位 ④ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資器材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係る管理者の了解を速やかに取りつけるよう事前に配慮する。
自衛隊集結候補地	陸上自衛隊松戸駐屯地、江戸川河川敷
交渉窓口	①連絡窓口を一本化する。 ②自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、①緊急性、②公共性、③非代替性の3つの要件を満たしている場合であり、他に実施する組織等がない場合とし、要請できる内容は概ね次のとおりとする。

〈自衛隊に対し要請する活動内容（一例）〉

項 目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
人命救助、行方不明者の捜索	人命救助及び行方不明者の捜索を行う。
道路の啓開	道路が通行困難、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護、防疫	被災者に対し、要請により応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水、入浴支援	被災者に対し給食、給水及び入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸与又は譲与する。
その他	必要により自衛隊の能力で対処可能なものについては、支援内容を協議のうえで所要の措置をとる。

(5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、**人命救助など**その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること |
|--|

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村長が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に対して派遣部隊の撤収要請を依頼する。

3 自治体等への応援要請

(1) 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度により他の市区町村職員による災害マネジメント等の対口支援を確保する場合は、対口支援団体の決定前においては県を通じて総務省へ、対口支援団体の決定後においては対口支援団体へ、総括支援チーム*の派遣を要請する。

※災害マネジメント総括支援員（災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職の経験などを有する者）と災害マネジメント支援員（避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者）など数名で構成し、被災市区町村長の指揮下で災害マネジメントを総括的に支援するチーム。

(2) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

県は災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として市に派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するため、市は情報連絡員の受け入れ、連絡調整を円滑、適切に行う。

(3) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関

第14節 生活関連施設等の応急対策

【計画の指針】

災害時にも医療、福祉施設等にはライフラインの維持が求められるほか、氾濫が収まった直後から家財等の洗浄のための水の需要が急激に高まることが予想される。

このため、災害時にも重要施設のライフラインを確保するとともに、地域の生活、産業等の復旧と整合を図りながらライフラインを復旧させ、地域の復興を促進する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 上水道施設	水道部、県企業局
2 下水道施設	建設部、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力パワーグリッド(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 郵便	日本郵便(株)
7 道路・橋梁	建設部、県東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス(株)、京成バス千葉ウエスト(株) 松戸東営業所、京成バス千葉セントラル(株)、東武バスセントラル(株)、京成バス千葉イースト(株)
10 河川	建設部、県東葛飾土木事務所、江戸川河川事務所

1 上水道施設

(1) 市水道の対策

ア 応急体制の確立

水道部は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、①取水、導水、浄水、配水施設の復旧、②主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。

(2) 県企業局の対策

県企業局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「企業局水道事業震災対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

2 下水道施設

(1) 下水道施設に被害が発生、又は発生するおそれのある場合には、一次的な使用制限を行い、下水道機能の支障及び二次災害の可能性の高いものから優先して機能回復を図る。

4 都市ガス施設

京葉瓦斯(株)は、災害又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

〈ガスに関する広報事項〉

- | |
|--|
| <p>(1) マイコンメーター（前面にランプがあるメーター）が作動してガスが出ない場合</p> <ul style="list-style-type: none">① 左上の丸い蓋を外し（蓋がないタイプもある）、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。② 操作終了後3分間マイコンによる漏えい検査のためガスの使用はしないこと。 <p>(2) 供給を停止した場合</p> <ul style="list-style-type: none">① ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉め、ガス事業者から連絡があるまで待つこと。② ガスの供給が再開される時には、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 |
|--|

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話(株)ほか、各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 通信途絶、利用制限の理由と内容② 災害復旧措置と復旧見込時期③ 通信利用者に協力を要請する事項④ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの提供開始 |
|---|

6 郵便

(1) 郵便事業

日本郵便(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

(2) 郵便局

第17節 ボランティアへの対応

【計画の指針】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 ボランティア活動の受入体制	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 ボランティア活動	福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会

1 ボランティア活動の受入体制

(1) ボランティアセンターの設置

福祉1部は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンター（総合福祉会館内）を設置するよう(福)松戸市社会福祉協議会に要請する。

なお、東葛飾地域の複数の市町村が災害ボランティアセンターを設置できない場合等には、県が代替拠点として、西部防災センターに広域災害ボランティアセンターを設置する。

(2) ボランティアニーズの把握

福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

(3) 災害ボランティアセンターの業務

松戸市災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、災害ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については松戸市災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

ウ ボランティアの派遣

市本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、市ホームページ、マスコミ等を通じて行う。

オ 千葉県社会福祉協議会との連携

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。また、千葉県社会福祉センターに設置される千葉県災害ボランティアセンターと連携し、必要に応じて後方支援を要請する。

(4) 市との調整

福祉1部は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

ア 災害ボランティアセンターの設置の協議

イ 市内被害状況に関する情報の提供

第18節 要配慮者への対応

【計画の指針】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者、日本語の理解が十分でない外国人、医療的ケアを必要とする人等の「要配慮者（以下「要配慮者」という。）」は、避難所生活など災害発生時に特別な配慮が必要となる。中でも、災害発生時の迅速な避難が困難である「避難行動要支援者」への避難支援については、十分な配慮を行う。
- 要配慮者に対しては、国が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」、千葉県が策定した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き（令和4年3月）」及び市が策定した「避難行動要支援者名簿活用の手引き（令和元年11月）」に基づき、社会福祉施設の管理者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して支援に当たる。
- 避難誘導・支援は、町会・自治会等、連合町会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の避難支援者と連携し、実施する。
- 要配慮者への負担を軽減するため、専用スペースや間仕切りの設置、段差の解消等避難所生活に配慮する。また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。
- 避難生活が長期化するなど必要と認める場合には、福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 要配慮者の安全確保	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
2 福祉避難所等の開設・運営	福祉1・2部
3 要配慮者の支援	保健医療部、福祉1部、(福)松戸市社会福祉協議会
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2部

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者への情報提供

円滑かつ迅速に要配慮者を避難させるため、災害に関する情報や高齢者等避難、避難指示等の情報について、地域の支援組織やボランティア等を通じて、迅速に提供するように努める。

また、多様な情報ツールを活用し、迅速かつ確実に提供するとともに、聴覚障害のある方への提供方法として文字情報による提供や、必要に応じた手話通訳士の派遣などに努める。

〈伝達手段〉

- | | | |
|-------------------|----------------|-----------|
| ① 防災行政無線 | ④ ケーブルテレビのテロップ | ⑦ 安全安心メール |
| ② 緊急速報メール(エリアメール) | ⑤ 松戸市ホームページ | ⑧ SNS |
| ③ 広報車 | ⑥ 電話等口頭による連絡 | |

(2) 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導等

事前に整備している避難行動要支援者名簿等を活用し、町会・自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、松戸市社会福祉協議会等、地域の避難支援者の協力を得ながら、速かに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努め、必要に応じ、避難支援者が中心となり避難誘導

や必要な支援を行う。

また、避難行動要支援者の安否を確認できない場合は、必要に応じて避難所の避難者等と協力して救出・救護、避難誘導等を実施する。

なお、避難行動要支援者名簿、個別避難計画情報については、情報の管理等に留意し、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命、身体を保護するために特に必要がある場合は、避難支援等関係者への名簿情報、避難計画情報の提供に同意のないものについても必要な限度で提供するものとする。

(3) 避難所への収容

避難所に避難行動要支援者専用スペースを確保し、収容する。

(4) 千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWA T）

福祉1部は、災害の状況、避難者の状況等を勘案し「千葉県災害福祉支援チーム（千葉県DWA T）本部」に対して派遣要請を行う。

2 福祉避難所等の開設

(1) 福祉避難所の開設

福祉1部は、避難所を開設した場合には、避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

また、市外の福祉施設への緊急入所を支援する。

(2) 福祉避難所等の運営

福祉1部（一部福祉2部含む。）は福祉避難所ごとに福祉避難所運営委員会を設置し、施設管理者や福祉関係者の協力を得て運営体制を確保する。

福祉避難所等の種類、入所対象者、開設時期の目安は次のとおりとし、要配慮者を介助する家族等も必要最小限の範囲で入所できるものとする。

〈福祉避難所の種類等〉

種 類	対象者	開設時期
【福祉避難室】 (避難所内設置) ・小、中学校	・要介護1, 2程度 ・精神保健福祉手帳3級程度 ・療育手帳B級程度 ・乳幼児、妊産婦	発災後速やかに
【地域福祉避難所】 ・市民センター(※) ・老人福祉センター	・要介護3以上程度 ・精神保健福祉手帳2級以上程度 ・療育手帳A級以上程度	発災後48時間
【二次福祉避難所】 ・健康福祉会館（ふれあい22） ・特別養護老人ホーム ・特別支援学校	福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者	発災後72時間

※市民センターについては、風水害時は避難所として使用するが、地震災害時には、和室等を地域福祉避難所として使用する。

3 要配慮者の支援

(1) 避難所における援護対策

保健医療部は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、福祉1部、(福)松戸市社会福祉

第1節 住民生活安定対策計画

【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	福祉1部
3 生活福祉資金の貸付け	(福)松戸市社会福祉協議会
4 郵便物の特別取扱い等	日本郵便(株)
5 雇用の確保	経済振興部、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	街づくり1部
8 災害応急資金の融資	経済振興部
9 義援金の保管及び配分	福祉1部
10 被災者生活再建支援金の支給	福祉1部、財務班
11 介護保険における対応	福祉1部

1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(1) 期限の延長

災害により被災納税者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた被災納税者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

〈職業安定所の職業のあつせん〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施③ 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等の活用④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置 |
|--|

6 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

7 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、街づくり1部は、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設もしくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

8 災害応急資金の融資

経済振興部は、災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について対応を行う。

(1) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業の再建と経営安定のため、必要な資金並びに事業費の融資等の支援を促進する。

(2) 農林漁業者への融資

農林水産業者の災害復旧や経営安定のため、政府系金融機関等が行う融資について、とうかつ中央農業協同組合等と連携を図る。

9 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の受入と保管

市に送付された義援金は、福祉1部が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受付ける。

【資料編 義援金品受領書】

(2) 義援金の配分

義援金の配分については、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

松戸市地域防災計画

大規模事故編

(令和7年度修正)

松戸市防災会議

第4節 鉄道災害対策計画

【基本方針】

市域の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災、危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、市のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

【対策担当】

項 目	担 当
1 予防計画	東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
2 応急対策計画	消防局、本部事務局、情報・運用支援班、経済振興部、文化スポーツ部、市民部、環境部、広報部、警察署、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)

1 予防計画

東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)は、車両や輸送に関する安全を確保する。

また、市、関係機関は、鉄道災害について情報の収集・連絡が円滑に行える体制を整備する。

2 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

発見者からの通報があった場合、被災状況を把握し、県及び関係機関に連絡する。

(2) 消防活動

消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに消火活動を行う。

また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。

(3) 救出・救護活動

消防局は、乗客、住民等の救出のため、担架等必要な資器材を投入し、迅速な活動にあたる。

負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、市立総合医療センター、(一社)松戸市医師会、(公社)松戸歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ、応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助用資器材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

(4) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、迂回路の確保を図る等の確な交通規制を図る。

(5) 避難

市長は、列車事故により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、市民部、環境部は、安全な地域に避難場所を開設する。

また、乗客等を一時避難させる必要がある場合は、災害現場に近い場所に避難場所を開設する。

松戸市地域防災計画

資 料 編

(令和 7 年度修正)

目 次

松戸市防災会議条例	1
松戸市防災会議委員一覧表（令和7年5月）	3
松戸市防災会議運営要領	4
松戸市防災会議医療部会設置要綱	5
松戸市災害対策本部条例	6
松戸市災害対策本部規程	7
本部標識等	10
松戸市自主防災組織補助金交付要綱	12
松戸市地域防災リーダー設置要綱	15
松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱	16
防災に関する事務取扱要綱	28
松戸市盛土事業規制要綱	29
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表	32
風水害関係の気象警報・注意報の発表基準	37
災害協定一覧	38
防災協力民間井戸一覧	43
土砂災害警戒区域指定一覧	44
急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	51
宅地造成工事規制区域図	52
浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧	54
指定緊急避難場所・指定避難所一覧	60
避難所開設・運営マニュアル	63
備蓄品一覧	87
防災用井戸・貯水槽一覧	89
応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧	90
学校救護所予定施設一覧	92
ヘリコプター離発着可能地点の位置基準	93
緊急輸送道路・災害時重要路線図	98
緊急用船着場位置図	99
防災関係機関等連絡先一覧	100
同報系防災行政無線の自動放送文	106
千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）	107
被害認定基準	108
各部・各班の報告等一覧	112
職員動員報告書	113
参集途上の被害状況報告	114
送信・受信用紙	115
被害等の記録・処理票	116
避難者カード（松戸市）	117
物品受け払い簿	118
義援金品受領書	119
罹災届出証明申請書	120
罹災証明書	121
用語集	122

防災会議関係

松戸市防災会議委員一覧表

(令和7年5月)

種 別	委 員 名	備 考
会 長	松戸市長	
1 号	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長	
	関東農政局千葉県拠点地方参事官	
	銚子地方気象台長	
2 号	陸上自衛隊需品学校長	
3 号	千葉県東葛飾地域振興事務所長	
	千葉県東葛飾土木事務所長	
	千葉県企業局市川水道事務所松戸支所長	
	千葉県松戸健康福祉センター センター長	
4 号	千葉県松戸警察署長	
	千葉県松戸東警察署長	
5 号	副市長	
	水道事業管理者	
	病院事業管理者	
	総務部長	
	財務部長	
	市民部長	
	経済振興部長	
	健康医療部長	
	街づくり部長	
	都市再生部長	
	市議会事務局長	
	男女共同参画課長	
6 号	教育長	
7 号	消防局長	
	消防団長	
8 号	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店長	
	東日本旅客鉄道株式会社松戸駅長	
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社 支社長	
	京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室長	
	京成電鉄株式会社 松戸駅駅長	
	東武鉄道株式会社 新鎌ヶ谷駅長	
	流鉄株式会社鉄道部次長	
9 号	北総鉄道株式会社東松戸駅駅務区長	
	千葉県看護協会松戸地区部会長	
	聖徳大学短期大学部総合文化学科准教授	
	松戸市女性防火クラブ会長	
	松戸自衛隊協力会女性部会長	
1 0 号	千葉県助産師会第1地区 (柏・野田・流山・我孫子・松戸) 地区副会長	
	松戸市医師会会長	
	松戸歯科医師会会長	
	松戸市薬剤師会会長	
	松戸市赤十字奉仕団委員長	
	社会福祉法人松戸市社会福祉協議会会長	

松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域住民による避難所運営活動を支援し、災害時における避難所の円滑な運営を図るため、避難所運営委員会に対し、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難所運営委員会 災害が発生した場合に備え、事前に避難所における役割分担や施設の利用方法を定めるとともに、災害時にあつては避難所運営を円滑に行うため、地域住民、自治会、学校関係者等で構成された団体をいう。
- (2) 避難所 市が指定する指定避難所をいう。
- (3) 避難所運営活動 避難所の設営、管理、避難者支援等を含む一連の活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる避難所運営委員会は、次のいずれにも該当する避難所運営委員会とする。

- (1) 市内の避難所において避難所運営活動を行うこと。
- (2) 継続的に活動を行う意思を有すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 避難所運営に必要な消耗品等の購入に要する経費
- (2) 避難所運営訓練の実施に要する経費
- (3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、上限を30,000円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする避難所運営委員会は、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 予算書(第3号様式)
- (3) 補助金の交付を受けようとする避難所運営委員会が定めた規約
- (4) 補助金の交付を受けようとする避難所運営委員会の名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、補助金の交付の可否を決定し、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定(却下)通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の概算払とすることができる。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする避難所運営委員会は、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金概算払請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条に規定する実績報告をしようとするときは、事業終了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、松戸市避難所運営委員会活動実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第7号様式)
- (2) 決算書(第8号様式)

自主防災関係

(3) 領収書の写し又は代金の支払いを証するもの

(4) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第10条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付額確定通知書（第9号様式）によるものとする。

(補助金の精算)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた避難所運営委員会は、その確定額に基づき速やかに補助金の精算をしなければならない。

(返還)

第12条 規則第17条第1項又は第2項の規定による返還命令は、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金返還通知書（第10号様式）により、補助金の交付を受けた避難所運営委員会に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた避難所運営委員会は、当該通知に基づき補助金の額の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に発生する避難所運営活動に係る経費について適用する。

第1号様式

松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)松戸市長

避難所運営委員会名

委員長氏名

委員長住所

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

※連絡先電子メールアドレスがない場合は記入不要です。

松戸市避難所運営委員会活動支援補助金の交付を受けたいので、松戸市補助金等交付規則第6条の規定により次のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	円
添付書類	(1)事業計画書(第2号様式)
	(2)予算書(第3号様式)
	(3)当避難所運営委員会が定めた規約
	(4)当避難所運営委員会の名簿

自主防災関係

第2号様式

年

月 日

(宛先)松戸市長

避難所運営委員会名

年度 事業計画書

予定月	実施項目	実施内容	金額	備考

※各実施内容につき、予算書(第3号様式)を添付してください。

合計 _____ 円

第3号様式

予算書

避難所運営委員会名: _____

予定月: _____

実施内容: _____

実施項目: _____

○ 使用予定見積額	対象経費	使用品目	概算額
1	_____	_____	_____円
2	_____	_____	_____円
3	_____	_____	_____円
4	_____	_____	_____円
5	_____	_____	_____円
6	_____	_____	_____円
7	_____	_____	_____円
8	_____	_____	_____円
9	_____	_____	_____円
10	_____	_____	_____円
11	_____	_____	_____円
12	_____	_____	_____円
13	_____	_____	_____円
14	_____	_____	_____円
15	_____	_____	_____円
合計			_____円

第4号様式

第 号

避難所運営委員会名

委員長氏名 様

松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった松戸市避難所運営委員会活動支援補助金については、下記のとおり通知します。

年 月 日

松戸市長 印

記

1 次のとおり決定します。

(1)補助金額 円

(2)交付条件

ア 補助事業を中止する場合及び補助事業の内容を変更することにより交付決定額の変更が必要な場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

イ 松戸市補助金等交付規則及び松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱を遵守すること。

2 次の理由により申請を却下します。

理由

第5号様式

松戸市避難所運営委員会活動支援補助金概算払請求書

年 月 日

(あて先)

松戸市長

避難所運営委員会名 _____

委員長氏名 _____

委員長住所 _____

年 月 日付け 第 号をもって通知のあった松戸市避難所運営委員会活動
支援補助金を、松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、
別紙事業計画書に必要な経費を次のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

第6号様式

松戸市避難所運営委員会活動実績報告書

年 月 日

(宛先)松戸市長

避難所運営委員会名 _____

委員長氏名 _____

委員長住所 _____

連絡先電話番号 _____

連絡先電子メールアドレス _____

※連絡先電子メールアドレスがない場合は記入不要です。

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった補助金の実績について、松戸市補助金等交付規則第11条の規定により次のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
経費精算額 (実際にかかった金額)	円
添付書類	(1)事業報告書(第7号様式)
	(2)決算書(第8号様式)
	(3)領収書の写し又は代金の支払いを証するもの
	(4)その他

自主防災関係

第7号様式

年

月 日

(宛先)松戸市長

避難所運営委員会名

年度 事業報告書

実施日	実施項目	実施内容	金額	備考

合計 _____ 円

第8号様式

決算書

避難所運営委員会名: _____			
実施日: _____			
実施内容: _____			
実施項目: _____			
○ 使用金額	対象経費	使用品目	精算額
	1 _____	_____	_____円
	2 _____	_____	_____円
	3 _____	_____	_____円
	4 _____	_____	_____円
	5 _____	_____	_____円
	6 _____	_____	_____円
	7 _____	_____	_____円
	8 _____	_____	_____円
	9 _____	_____	_____円
	10 _____	_____	_____円
	11 _____	_____	_____円
	12 _____	_____	_____円
	13 _____	_____	_____円
	14 _____	_____	_____円
	15 _____	_____	_____円
	合計	_____	_____円

第9号様式

第 号

避難所運営委員会名

委員長氏名 様

松戸市避難所運営委員会活動支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した松戸市避難所運営委員会活動支援補助金について、松戸市補助金等交付規則第12条の規定により下記のとおり額の確定をします。

年 月 日

松戸市長 印

記

補助金確定金額 円

第10号様式

第 号

避難所運営委員会名

委員長氏名 様

松戸市避難所運営委員会活動支援補助金返還通知書

松戸市補助金等交付規則第17条(第1項・第2項)の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

松戸市長 印

記

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	市が発行する納入通知書により返還すること。

実施要領等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表

千葉県災害救助法施行細則による（令和7年4月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (災害救助法 第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においてはホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府・千葉県と事前に調整する。
避難所の設置 (災害救助法 第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府・千葉県と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考				
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。				
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330円以内 (特別基準の設定が可能) ※食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額の範囲内であればよい。		災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品の喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400		13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上				

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	1 災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 2 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象(全壊は、修理することで居住することが可能な場合)	1 ビニールシート、ロープ、土のう等の資材費 2 修理に要する労務費 3 修理に係る事務費等 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり51,500円以内 ※特別基準の設定はなし ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業者・団体等が行う際の施工費用の合計	災害発生の日から10日以内に完了(特別基準の設定が可能)	
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限の部分の修理)	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 半壊以上 717,000円以内 準半壊 348,000円以内	災害発生の日から3カ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6カ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 226,100円以内 小人(12歳未満) 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,600円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,700円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(災害救助法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(災害救助法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	1 災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 2 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 3 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,900円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,700円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,200円以内 救急救命士 13,400円以内 土木技術者、建築技術者 14,000円以内 大工 27,800円以内 左官 29,300円以内 とび職 30,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

災害協力関係

2 民間との協定

No.	区分	災 害 協 定 名	協 定 先	締結日	協 力 内 容
1	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	山崎製パン(株)松戸工場	H10. 11. 1	パンの供給
2			東京千住青果(株)東葛支社	H10. 11. 1	野菜・梅干の供給
3			東京シティ青果(株)千葉支社	H10. 11. 1	
4			とうかつ中央農業協同組合	H12. 12. 20	米・菓子類・生活用品等の提供
5			イオン(株)イオン北小金店	H19. 8. 30	応急生活物資・物的資源等の供給
6			NPO 法人コメリ災害対策センター	H28. 11. 2	
7			(株)マツモトキヨシ	H26. 9. 1	
8		災害時における物的資源等の協力に関する協定	(公社) 松戸青年会議所	H25. 12. 16	応急給食の提供
9		災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H14. 3. 21	
10			生活協同組合パルシステム千葉		
11			生活クラブ生活協同組合		
12		災害時における応急給食に関する協定書	松戸保健所管内食品衛生協会	H10. 11. 1	
13		災害時における寝具の供給に関する協定書	(株)伊賀屋	H11. 4. 1	毛布・布団・枕・シーツ等の供給
14		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	(一社) 日本福祉用具供給協会	H27. 5. 27	福祉用具等物資の供給
15			松戸市福祉用具事業所協議会	R7. 1. 17	
16		災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	東日本段ボール工業組合	H29. 1. 27	物資の供給
17		災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	H27. 1. 14	地図等の供給
18		災害時における物資供給等に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン	H27. 8. 17	被災住民を救助するための物資等の調達及び供給
19		災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定	(株)総合サービス	H28. 1. 28	携帯トイレの供給等
20		災害時における物資集配拠点の運営等に関する協定	いちごマルシェ(株)	H28. 2. 24	物資集配拠点としての活用と運営協力
21			東京千住青果(株)	H28. 2. 24	
22		災害時における物資の供給に関する協定書	(株)メリーチョコレートカムパニー	H31. 4. 23	被災者に菓子等の物資提供
23		災害時における物資の供給等に関する協定書	(株)マミーマート	H31. 3. 7	災害時における生活物資提供
24		災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定書	三協フロンテア(株)	R4. 1. 26	ユニットハウス等の供給
25		災害時等における仮設トイレ等の提供協力に関する協定	セイジツサービス(株)	R4. 4. 1	仮設トイレ等の提供
26		災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定	キャンピングカー(株)	R4. 12. 26	キャンピングカー、電源等の貸出し
27		災害時等における物資の供給に関する協定	(株)アイリスプラザユニディカンパニー	R5. 4. 1	物資の供給
28		災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定	(一社) 日本キッチンカー経営審議会	R6. 1. 22	キッチンカー等による炊き出しの実施
29		災害時における量の提供等に関する協定	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	R6. 4. 26	量の提供・輸送・設置
30		災害時等における物資の供給及び被災者への一時的な施設等の提供に関する協定	ロイヤルホームセンター(株)	R6. 6. 1	生活必需品物資等の供給
31		災害時等における物資の供給に関する協定	(株)新井商店	R6. 11. 1	段ボールベッド、段ボールトイレ、トイレットペーパーの供給
32		災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ	R7. 3. 31	レンタル機材の提供

災害協力関係

No.	区分	災 害 協 定 名	協 定 先	締結日	協 力 内 容
33	飲料水供給	災害時における飲料水運搬用器材提供に関する協定書	合同酒精(株)東京工場	H10. 11. 1	飲料水運搬用容器等の提供
34		災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書	山崎製パン(株)松戸工場	H9. 9. 9	所有井戸による飲料水等の供給
35			宝酒造(株)松戸工場	H9. 9. 9	
36			マブチモーター(株)	H9. 9. 9	
37	飲料水供給	災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書	(株)的場製餡所	H9. 9. 9	所有井戸による飲料水等の供給
38			松戸建設業協同組合	H26. 3. 20	
39			コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	H21. 3. 24	飲料水等の供給
40			(株)伊藤園	H24. 4. 1	
41			大蔵屋商事(株)	R4. 4. 1	
42			サントリービバレッジソリューション(株)	R4. 4. 1	
43			(株)アベックス	R4. 4. 1	
44	救 護	松戸市災害時医療救護活動についての協定書	(一社)松戸市医師会	S56. 8. 1	医療活動に関する協力
45			(公社)松戸歯科医師会	H7. 7. 20	歯科医療に関する協力
46			(一社)松戸市薬剤師会	H11. 4. 1	医療救護活動に関する協力
47		災害時における助産師による支援活動協力に関する協定	(一社)千葉県助産師会	H28. 3. 30	妊産婦等を支援する助産師の派遣
48		松戸市災害時応急救護活動についての協定書	(公社)千葉県柔道整復師会松戸支部	H9. 1. 17	応急救護衛生材料等の提供
49	避難所関連	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)	H26. 5. 20	東電柱に設置する民間広告看板と併せて避難場所等の案内表示を記載
50		災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	R4. 5. 20	避難所の混雑状況を公開できるシステムの提供
51	応急建設業務	災害時における応急建設業務に関する協定書	松戸建築組合	H10. 11. 1	応急仮設住宅建設・被災住宅の応急修理
52		災害時における公共施設の応急補修、応急仮設住宅の建設、その他の応急対策の協力に関する協定書	全建総連千葉土建一般労働組合松戸支部	H18. 12. 5	公共施設の応急補修・応急仮設住宅の建設等
53		災害時における木材の提供に関する協定書	松戸鎌ヶ谷木材同業組合	H10. 9. 1	木材の提供
54	搬送活動・情報収集及び傷病者搬送	災害時における航空機出動に関する協定	朝日航洋(株)	S60. 7. 1	防災活動に必要な航空機の出動
55		災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書	松戸地区タクシー運営委員会	H9. 9. 30	傷病者等の緊急搬送及び災害情報の提供
56			京成バス(株)	H9. 9. 30	
57			京成バス千葉ウエスト(株) 松戸東営業所	H9. 9. 30	
58			東武バスセントラル(株)	H9. 9. 30	
59		災害時における自動車の貸渡しに関する協定	(株)カクタ	R1. 10. 1	災害対策に係る活動に使用する車両の提供等
60		災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(株)ジェイコム千葉 東葛・葛飾局	R2. 2. 1	災害発生時における地域のための人員及び車両等の提供
61		災害発生時における松戸市と松戸市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)松戸郵便局	H29. 10. 5	災害時の情報収集、応急活動の相互協力
62		災害時における無人航空機による支援活動に関する協定	(株)BFHD	R3. 7. 1	災害時の情報収集、災害地図作成等の支援
63			ドローン・エージェントカンパニー(株)	R3. 7. 1	

災害協力関係

No.	区分	災 害 協 定 名	協 定 先	締結日	協 力 内 容
64			(株)昭和精機	R4. 11. 21	
65			(一社)ドローン減災士協会関東地区連合会千葉支部	R6. 11. 1	
66	物資輸送等	災害時における輸送業務に関する協定書	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	H9. 8. 27	避難所等への物資輸送
67			(一社)千葉県トラック協会松戸支部	H9. 9. 30	
68		災害時における応急活動の協力に関する協定書	(特非)千葉レスキューサポートバイク	H18. 4. 1	情報収集・提供、緊急物資輸送等
69		災害における物資供給及び物資集配拠点の運営の協力に関する協定	ヤマト運輸(株)	H28. 8. 17	物流専門家の派遣及び物資配送業務
70		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)東関東支店	R4. 9. 30	支援物資の受入及び配送等
71	ゴミ処理	災害時等における塵芥収集運搬業務に関する協定	松戸市環境清掃協業組合	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
72			松戸市一般廃棄物処理事業協同組合	※年次更新	
73		災害時等におけるし尿収集運搬業務に関する協定	市内浄化槽清掃業許可業者	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
74	葬祭物資供給	災害時における葬祭物資の供給等に関する協定書	松戸葬祭業同業組合	H12. 12. 20	遺体の収容、柩、ドライアイス等の提供
75			(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	H12. 12. 20	
76			千葉中央葬祭業協同組合	H23. 12. 6	
77	要配慮者関係	障害者等を対象とした避難所施設使用に関する協定	千葉県立つくし特別支援学校他2校	H28. 2. 12	二次福祉避難所の開設及び運営
78		災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定	(福)松栄会 ひまわりの丘他18施設	H28. 2. 12	
79			(福)陽光会 東松戸ヒルズ	H28. 4. 8	
80			(福)白寿会 プレミア東松戸	H29. 12. 5	
81			(福)聖心会 明尽苑	H29. 12. 5	
82			(福)清和園 セイワ松戸	R2. 3. 1	
83			(福)草加福祉会 アウル大金平	R2. 3. 1	
84		災害時における福祉避難所等への介護福祉士の派遣に関する協定	(公社)日本介護福祉士会	H28. 8. 17	介護福祉士の派遣
85		災害時等における外国人支援に関する協定	(公財)松戸市国際交流協会	R5. 10. 23	平時は外国人への防災意識の普及・啓発 災害時は窓口設置等
86	施設等の提供	災害時における一時避難場所等の提供に関する覚書	国立大学法人千葉大学	H22. 3. 8	一時避難場所としての施設提供
87		災害時における施設等の提供協力に関する協定書	松戸公産(株)	H21. 4. 13	競輪場施設のトイレ、駐車場の開放
88		大規模災害時等における協力体制に関する基本協定	学校法人日通学園 流通経済大学	H24. 2. 8	大学施設の一部を市民及び帰宅困難者等の安全確保のための避難施設としての提供等
89		災害時における避難所等の提供に関する協定書	市内千葉県立高校 7校	H25. 3. 28	災害時における施設の一時避難場所・避難所としての使用
90			学校法人専修大学松戸高等学校	H26. 1. 22	
91			日本大学松戸歯学部	H26. 4. 1	
92			(公財)ニッセイ聖隷健康福祉財団	H26. 12. 24	
93		大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定	松戸公産(株)	R2. 9. 24	大規模水害時における施設等の提供
94			松戸商工会議所	R3. 11. 16	洪水災害時における施設の一時避難場所としての使用
95			SKビルディング(株)	R4. 9. 1	
96			トラスコ中山(株)	R4. 9. 30	
97			(株)サントロペ	R4. 9. 30	
98			イワブチ(株)	R6. 10. 1	

災害協力関係

No.	区分	災 害 協 定 名	協 定 先	締結日	協 力 内 容
99		災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定	(株)ヤオコー	R6. 4. 1	災害時における一時的な施設・駐車場の提供
100			(株)遊楽	R6. 6. 1	
101		災害時等における物資の供給及び被災者への一時的な施設等の提供に関する協定	ロイヤルホームセンター(株)	R6. 6. 1	災害時における一時的な施設・駐車場の提供
102		災害時におけるランドリー施設及び有償設備の利用に関する協定	トリオマネジメント(株)	R7. 4. 1	ランドリー施設等の提供
103	燃料供給	災害時における燃料の供給に関する協定書	千葉県石油商業協同組合松戸支部	H10. 11. 1	ガソリン・軽油・灯油の供給
104			(公社)千葉県LPガス協会松戸支部	H10. 11. 1	プロパンガスの供給
105		災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	千葉トヨタ自動車(株)	R3. 4. 22	電力の供給
106	応急復旧	災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置等に関する協定書	松戸建設業協同組合	H17. 4. 1	道路・橋梁等の応急修理、障害物の除去、その他応急措置
107		災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置及び簡易トイレ等の貸出しに関する協定	(株)DAYS	R5. 11. 1	道路・橋梁等の応急修理、障害物の除去、その他応急措置及び簡易トイレ等の貸出し
108		災害時における公共施設内電気設備の応急復旧対策の協力に関する協定書	松戸市電業協会	H18. 5. 23	公共施設内電気設備の応急復旧
109		災害時等における大型土のうの設置等に関する協定	(株)クマガイ工業	H25. 12. 27	大型土のうの提供
110		災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)	R3. 2. 16	広範囲の長期間停電が発生した時の早期復旧及び事前対応
111		災害時における相互連携・協力に関する協定	京葉瓦斯(株)	R7. 1. 17	ガスの復旧に関する相互連携・協力
112	その他	災害発生時における放送要請に関する協定	(株)ジェイコム東葛・葛飾局	H24. 7. 5	災害情報の放送要請に関するもの
113		災害時における被災者探索及びし尿の収集運搬等の応急活動に関する協定書	東葛環境整備事業協同組合	H22. 5. 7	被災者探索及びし尿の収集・運搬、その他応急措置
114		災害時における飲料水の水質検査に関する協定書	(一社)松戸市薬剤師会	H8. 4. 1	飲料水の水質検査
115		松戸市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	(福)松戸市社会福祉協議会	H25. 5. 24	災害ボランティアセンター設置・運営に関するもの
116		災害に係る情報発信等に関する協定	LINE ヤフー(株)	H28. 2. 12	運営サイト上に平時からの避難所情報等の掲載と、災害時のキャッシュサイトの提供等
117		災害時における浴場の使用等に関する協定について	千葉県公衆浴場業生活協同組合 松戸市公衆浴場組合	H29. 1. 19	災害時における浴場の使用・生活用水の提供
118		松戸市防災行政無線(移動系)の設置に関する協定について	東日本旅客鉄道(株)東京支社	H29. 11. 6	防災行政無線(移動系)の設置等
119		災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合松戸支部	H30. 10. 15	災害時における避難所、福祉避難所での理容ボランティア

災害協力関係

No.	区分	災 害 協 定 名	協 定 先	締結日	協 力 内 容
120		災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	H30. 10. 17	被害家屋調査及び市民相談の補助
121		災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	H31. 2. 14	災害時における行政書士業務の提供
122		災害時等における消防用水の供給支援に関する協定	千葉北部生コンクリート協同組合	R2. 4. 22	災害時等における消防用水の供給
123	その他	災害時における松戸駅西口地下駐車場の浸水対策としての警戒措置等に関する協定	輝建設(株)	R1. 10. 15	浸水対策としての警戒活動に関するもの
124		災害時における動物救護活動に関する協定書	東葛地城獣医師会	H29. 3. 29	災害時における動物救護活動
125		災害時における防疫措置等に関する協定書	イカリ消毒(株)松戸営業所、トキワ消毒(有)、(株)ダスキン誠実	R2. 4. 1(※年次更新)	災害時における防疫措置等
126		災害配備体制時における職員用物資の供給に関する協定	森紅、(株)ファミリーマート	R6. 2. 1	災害時における職員用物資の供給
127		災害時の法律相談等に関する協定	千葉県弁護士会	R6. 11. 1	被災者に対する法律相談を円滑かつ適切に実施するための協力

防災協力民間井戸一覧

No.	事業所名	所在地 電話番号	許可年月日	許可揚水量	深 度
1	マブチモーター株式会社	松飛台 430 (384) 1111	S 62. 7. 28	1 5 0 m ³ /日	200m
2	株式会社の場製館所	上本郷 158 (363) 5255	H 5. 10. 7	2 6 0 m ³ /日	150m
3	山崎製パン株式会社 松戸工場	南花島 319 (364) 1242	H 5. 10. 7	2 0 0 m ³ /日	250m
4	宝酒造株式会社 松戸工場	新 作 111 (362) 0261	H 5. 10. 7	1 2 0 m ³ /日	150m
民間協力事業所		4 社 (井戸 4 本)	7 3 0 m ³ /日		

災害危険箇所等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
46	松戸市平賀	平賀1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
47	松戸市小山	小山1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
48	松戸市大金平1丁目、 殿平賀	大金平	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
49	松戸市馬橋、八ヶ崎6 丁目、八ヶ崎7丁目	馬橋2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
50	松戸市中和倉、千駄堀	中和倉1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
51	松戸市中和倉	中和倉2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	なし
52	松戸市新作、上本郷	新作	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
53	松戸市岩瀬、松戸	岩瀬1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
54	松戸市栗山	栗山1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
55	松戸市大谷口	大谷口1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
56	松戸市大谷口	大谷口3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
57	松戸市大谷口、 新松戸1丁目	大谷口4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
58	松戸市大谷口、 新松戸1丁目	大谷口6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
59	松戸市大谷口、 新松戸1丁目	大谷口7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
60	松戸市幸谷	幸谷3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
61	松戸市大橋	大橋1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
62	松戸市大橋	大橋2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
63	松戸市大橋	大橋3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
64	松戸市大橋	大橋4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
65	松戸市大橋	大橋5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
66	松戸市北松戸1丁目、 北松戸2丁目、 北松戸3丁目、新作	北松戸1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
67	松戸市千駄堀	千駄堀1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
68	松戸市千駄堀	千駄堀2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
69	松戸市千駄堀	千駄堀3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
70	松戸市松戸新田、 岩瀬、野菊野	松戸新田1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
71	松戸市松戸	松戸2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
72	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
73	松戸市名ヶ谷、大橋	和名ヶ谷13	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
74	柏市中新宿3丁目、 松戸市根本内	中新宿4	急傾斜地の崩壊	令和6年9月13日	○	○
75	松戸市高塚新田、 市川市曾谷2丁目	高塚新田1	急傾斜地の崩壊	令和6年11月1日	○	○
76	市川市大野町2丁目、 松戸市高塚新田	大野町29	急傾斜地の崩壊	令和6年11月1日	○	○
77	松戸市河原塚、紙敷	河原塚1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
78	松戸市河原塚	河原塚2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
79	松戸市河原塚	河原塚3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
80	松戸市河原塚	河原塚4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
81	松戸市河原塚	河原塚5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
82	松戸市河原塚	河原塚6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
83	松戸市河原塚、日暮8 丁目	河原塚7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○

災害危険箇所等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
84	松戸市河原塚、日暮7丁目	河原塚8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
85	松戸市岩瀬、松戸	岩瀬6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
86	松戸市岩瀬	岩瀬7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
87	松戸市岩瀬	岩瀬8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
88	松戸市岩瀬	岩瀬9	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
89	松戸市岩瀬、胡録台	岩瀬10	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
90	松戸市久保平賀、小金原1丁目	久保平賀1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
91	松戸市栗山	栗山4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
92	松戸市栗山	栗山5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
93	松戸市胡録台、野菊野	胡録台1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
94	松戸市五香西5丁目	五香西1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
95	松戸市五香西5丁目、五香西4丁目	五香西2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
96	松戸市幸谷、二ツ木	幸谷4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
97	松戸市幸谷、新松戸1丁目	幸谷5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
98	松戸市幸谷	幸谷6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
99	松戸市幸谷、小金清志町3丁目、小金清志町2丁目	幸谷7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
100	松戸市幸谷、小金清志町1丁目	幸谷8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
101	松戸市新松戸東、幸谷	新松戸東1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
102	松戸市幸田2丁目	幸田1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
103	松戸市幸田2丁目	幸田2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
104	松戸市幸田5丁目	幸田3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
105	松戸市幸田3丁目	幸田4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
106	松戸市高塚新田	高塚新田2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
107	松戸市高塚新田、市川市大野町2丁目	高塚新田3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
108	松戸市高塚新田	高塚新田4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
109	松戸市高塚新田、紙敷	高塚新田5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
110	松戸市高塚新田	高塚新田6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
111	松戸市秋山2丁目	秋山1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
112	松戸市秋山、市川市稲越2丁目	秋山2	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
113	松戸市秋山	秋山3	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
114	松戸市秋山1丁目	秋山4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
115	松戸市秋山3丁目	秋山5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
116	松戸市秋山	秋山6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
117	松戸市根本	根本1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
118	松戸市根本内、柏市中新宿3丁目	根本内4	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
119	松戸市根本内	根本内5	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
120	松戸市根本内、柏市光ヶ丘2丁目	根本内6	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
121	松戸市根本内	根本内7	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	○
122	松戸市根本内	根本内8	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし

災害危険箇所等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
123	松戸市根木内	根木内 9	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
124	松戸市根木内	根木内 10	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
125	松戸市根木内、柏市中新宿 3 丁目	根木内 11	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
126	松戸市紙敷	紙敷 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
127	松戸市紙敷、市川市大町	紙敷 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
128	松戸市紙敷 3 丁目	紙敷 5	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
129	松戸市紙敷 3 丁目	紙敷 6	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
130	松戸市紙敷 1 丁目	紙敷 7	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
131	松戸市紙敷	紙敷 8	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
132	松戸市小金、小金原 7 丁目、柏市酒井根	小金 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
133	松戸市小金、小金清志町 3 丁目、小金清志町 2 丁目	小金 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
134	松戸市小金、小金清志町 3 丁目	小金 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
135	松戸市小金、大谷口、新松戸 1 丁目、殿平賀	小金 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
136	松戸市小金	小金 5	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
137	松戸市小金きよしヶ丘 3 丁目	小金きよしヶ丘 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
138	松戸市小金原 1 丁目	小金原 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
139	松戸市小金原 2 丁目	小金原 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
140	松戸市小金原 2 丁目、根木内、柏市酒井根	小金原 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
141	松戸市小金原 4 丁目	小金原 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
142	松戸市小金原 5 丁目	小金原 5	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
143	松戸市小金原 3 丁目、小金原 6 丁目、柏市酒井根、西山 1 丁目、西山 2 丁目	小金原 6	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
144	松戸市小金原 7 丁目	小金原 7	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
145	松戸市小金原 8 丁目	小金原 8	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
146	松戸市小金原 9 丁目	小金原 9	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
147	松戸市小金上総町、小金清志町 1 丁目	小金上総町 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
148	松戸市小根本、岩瀬	小根本 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
149	松戸市小山	小山 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
150	松戸市小山	小山 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
151	松戸市小山	小山 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
152	松戸市松戸、二十世紀が丘柿の木町	松戸 5	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
153	松戸市松戸	松戸 6	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
154	松戸市松戸、小山	松戸 7	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
155	松戸市松戸	松戸 8	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
156	松戸市松戸	松戸 9	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
157	松戸市松戸、岩瀬、胡録台	松戸 10	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし

災害危険箇所等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
158	松戸市松戸、岩瀬	松戸 11	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
159	松戸市松戸、 松戸新田、岩瀬	松戸 12	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
160	松戸市松戸	松戸 13	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
161	松戸市松戸新田、 千駄堀、上本郷	松戸新田 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
162	松戸市松戸新田	松戸新田 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
163	松戸市松戸新田	松戸新田 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
164	松戸市松戸新田	松戸新田 5	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
165	松戸市松戸新田	松戸新田 6	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
166	松戸市松戸新田	松戸新田 7	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
167	松戸市上本郷	上本郷 10	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
168	松戸市上本郷	上本郷 11	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
169	松戸市上本郷	上本郷 12	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
170	松戸市上本郷、新作	上本郷 13	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
171	松戸市上矢切	上矢切 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
172	松戸市上矢切	上矢切 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
173	松戸市上矢切、小山	上矢切 5	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
174	松戸市常盤平陣屋前、 常盤平西窪町、千駄堀	常盤平陣屋前 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
175	松戸市千駄堀、 松戸新田	千駄堀 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
176	松戸市千駄堀、金ヶ作	千駄堀 5	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
177	松戸市千駄堀	千駄堀 6	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
178	松戸市千駄堀、 八ヶ崎 5 丁目	千駄堀 7	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
179	松戸市千駄堀	千駄堀 8	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
180	松戸市千駄堀	千駄堀 9	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
181	松戸市千駄堀	千駄堀 10	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
182	松戸市千駄堀	千駄堀 11	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
183	松戸市千駄堀	千駄堀 12	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
184	松戸市千駄堀	千駄堀 13	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
185	松戸市大橋	大橋 6	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
186	松戸市大橋	大橋 7	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
187	松戸市大橋	大橋 8	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
188	松戸市大橋、 二十世紀が丘梨元町	大橋 9	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
189	松戸市大橋	大橋 10	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
190	松戸市大谷口	大谷口 8	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
191	松戸市大谷口	大谷口 9	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
192	松戸市大谷口、大金平 3 丁目	大谷口 10	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
193	松戸市大谷口、大金平 2 丁目、大金平 1 丁目、 大金平 3 丁目	大谷口 11	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
194	松戸市大谷口	大谷口 12	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
195	松戸市中金杉 4 丁目	中金杉 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
196	松戸市中和倉、上本郷	中和倉 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
197	松戸市中和倉	中和倉 5	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
198	松戸市中和倉	中和倉 6	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○

災害危険箇所等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
199	松戸市中和倉	中和倉 7	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
200	松戸市仲井町 1 丁目	仲井町 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
201	松戸市殿平賀	殿平賀 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
202	松戸市殿平賀、大金平 2 丁目、大金平 1 丁目	殿平賀 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
203	松戸市殿平賀	殿平賀 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
204	松戸市殿平賀	殿平賀 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
205	松戸市東平賀	東平賀 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
206	松戸市東平賀	東平賀 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
207	松戸市東平賀	東平賀 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
208	松戸市二ツ木	二ツ木 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
209	松戸市二ツ木	二ツ木 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
210	松戸市八ヶ崎 1 丁目、二ツ木	八ヶ崎 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
211	松戸市八ヶ崎 1 丁目、二ツ木	八ヶ崎 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
212	松戸市八ヶ崎 2 丁目	八ヶ崎 5	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
213	松戸市八ヶ崎 2 丁目、八ヶ崎緑町	八ヶ崎 6	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
214	松戸市八ヶ崎 3 丁目	八ヶ崎 7	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
215	松戸市二ツ木二葉町、二ツ木	二ツ木二葉町 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
216	松戸市二ツ木二葉町	二ツ木二葉町 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
217	松戸市日暮 5 丁目	日暮 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
218	松戸市日暮 5 丁目、日暮 3 丁目、日暮 4 丁目	日暮 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
219	松戸市八ヶ崎緑町、八ヶ崎 8 丁目、八ヶ崎 3 丁目、八ヶ崎 2 丁目、八ヶ崎 7 丁目、八ヶ崎 5 丁目	八ヶ崎緑町 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
220	松戸市八ヶ崎緑町、八ヶ崎 8 丁目	八ヶ崎緑町 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
221	松戸市平賀、東平賀	平賀 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
222	松戸市平賀	平賀 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
223	松戸市平賀	平賀 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
224	松戸市稔台 1 丁目	稔台 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
225	松戸市稔台 4 丁目	稔台 2	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
226	松戸市稔台 6 丁目、和名ヶ谷	稔台 3	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
227	松戸市稔台	稔台 4	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
228	松戸市和名ヶ谷、大橋	和名ヶ谷 14	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
229	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 15	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
230	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 16	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
231	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 17	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
232	松戸市和名ヶ谷、大橋	和名ヶ谷 18	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
233	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 19	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし
234	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷 20	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	○
235	松戸市串崎新田、五香西 4 丁目	串崎新田 1	急傾斜地の崩壊	令和 7 年 2 月 28 日	○	なし

災害危険箇所等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒 区域	特別 警戒区域
236	松戸市吉井町、竹ヶ花	吉井町1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし
237	松戸市南花島3丁目	南花島1	急傾斜地の崩壊	令和7年2月28日	○	なし

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
82	オハナキッズルーム馬橋	西馬橋相川町1 クレインヒルズ101	394-4576	○	○	○	○		○	
83	こすもすベビールーム 新松戸ゆりのき通り	新松戸3-270 サンハイム光洋1F	710-0826	○	○	○	○		○	
84	フレンドキッズランド 東松戸園	東松戸4-8-6	701-7695					○		
85	松戸いずみ幼稚園	上本郷2794	363-3289	○						○
86	へいわ野のはな保育園	松戸1331-10	710-0355	○					○	
87	松戸ゆいのひ保育園	本町13-20	712-0800	○	○	○	○		○	
88	エンゼルさつき保育園馬橋	馬橋312-3	710-0565	○	○		○			
89	エンゼルきらり保育園松戸	本町20-10	382-6277	○	○	○	○		○	
90	こすもすベビールーム 新松戸ゆりのき通り 第2ルーム	新松戸3-270 サンハイム光洋1F	710-0650	○		○	○		○	
91	保育園いきいきキッズ	新松戸4-80 リジエール1階	711-8012	○	○	○	○		○	

(2) 学校

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
92	旭町小学校	旭町1-20-2	345-1177	○	○	○	○		○	
93	河原塚小学校	河原塚47-1	392-5100					○		
94	古ヶ崎小学校	古ヶ崎4-3620-1	364-5118	○	○	○	○		○	
95	幸谷小学校	幸谷212-2	344-6765	○						
96	北部小学校	根本217	363-5251	○	○	○	○		○	
97	新松戸西小学校	小金1180	344-1061	○	○	○	○		○	
98	南部小学校	小山148	363-5171	○	○	○	○		○	
99	中部小学校	松戸2062	363-4191	○	○	○	○		○	
100	上本郷第二小学校	上本郷2677	367-3413							◎
101	新松戸南小学校	新松戸6-301	343-3275	○	○		○		○	
102	馬橋北小学校	新松戸南2-1	344-8586	○	○		○		○	
103	横須賀小学校	新松戸北2-13-1	344-4040	○	○	○	○		○	
104	馬橋小学校	西馬橋1-12-1	341-1218	○	○		○		○	
105	小金北小学校	殿平賀270	343-1263	○						
106	旭町中学校	旭町1-150	342-3651	○	○	○	○		○	
107	河原塚中学校	河原塚190	391-6161							○
108	第一中学校	岩瀬587	363-4171							○
109	古ヶ崎中学校	古ヶ崎2515-1	366-0420	○	○	○	○		○	
110	新松戸南中学校	新松戸南2-124	344-0188	○	○		○		○	
111	小金中学校	新松戸北2-16-11	341-0646	○	○	○	○		○	
112	第三中学校	馬橋2080	341-5195	○						○
113	小金北中学校	幸田206	348-5700	○	○	○				
114	聖徳大学附属小学校	秋山600	392-3111					○		
115	光英 VERITAS 中学校	秋山600	392-8111					○		
116	矢切特別支援学校	中矢切54	312-3010	○	○	○	○		○	
117	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎1-3073	番号なし	○		○				

(3) 障害者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
118	福祉作業所ウィング	竹ヶ花西町306-1	047-331-5024	○	○	○	○		○	
119	ビオラ工房	松戸1485 メゾントーカン1・2F	331-6018	○	○	○		○	○	
120	ほくと	根本79谷口ビル1階	711-8835	○	○	○	○		○	
121	生活介護事業所 アウーの アトリエ松戸中和倉	中和倉194-9	710-9853	○						
122	喜楽家	馬橋2986	344-9951	○						
123	キッズフロンティアⅡ番館	新作240-3 プレメンスト2F	349-1841	○						○

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
124	Cocorport 新松戸駅前Office	新松戸1-439-8 新松戸岡田ビル 5F	710-9071	○	○	○	○		○	
125	ミラトレ新松戸	新松戸2-18 長谷川ビル 6F	349-3410	○		○	○		○	
126	ワークスタジオ松戸	新松戸3-91 センチュールビル 201	701-7798	○	○	○	○		○	
127	ディーキャリア 新松戸オフィス	新松戸4-37 野沢天 祐堂第2ビル 5F	701-8770	○	○	○	○		○	
128	就労移行支援事業所 リンクス松戸	根本6-1 シェモア松戸 2F	712-2444	○		○	○		○	
129	ウェルビー松戸センター	本町14-2 松戸第一生命ビル 6F	703-3636	○		○	○		○	
130	ウェルビー松戸 第2センター	本町14-1 松戸本町ビル 2F	712-0507	○		○	○		○	
131	エナベル松戸	本町19-14 平野第2ビル 3F	369-7991	○		○	○		○	
132	LITALICOワークス 松戸	松戸1307-1 松戸ビル 5F	367-1813	○	○	○	○		○	
133	LITALICOワークス 松戸西口中通	松戸1834-15 キュービック松戸ビル 1F	362-6260	○			○		○	
134	LITALICOジュニア 松戸教室	本町23-5 土屋ビル 6F	330-2330	○		○	○		○	
135	株式会社CBS	西馬橋幸町2 松戸シティハイツ 1F	342-8289	○	○	○	○		○	
136	総活躍 松戸	上本郷858-4 北松戸駅西口ビル 4F	308-2020	○		○	○		○	
137	福祉事業部「結」	上本郷86	331-7100	○	○	○	○		○	
138	あるば	松戸1879-24	703-1236	○			○		○	
139	えるあいサポート	新松戸4-65-1 アビス新松戸ビル 201	710-9955	○	○	○	○		○	
140	あじょうだ	根本141-4 フローラル松戸 402	367-0800	○	○	○			○	
141	オレンジハウス	新松戸7-214-105	711-8459	○	○	○	○		○	
142	ハビー松戸西口教室	本町19-14 平野第2ビル 2F	703-8381	○		○	○		○	
143	わくわくクラブ	新松戸2-9 トレノ新松戸 2F	344-3055	○	○	○	○		○	
144	わくわくクラブエース	新松戸四4-35 興学 社学園新松戸ビル 3F	344-5225	○	○	○	○		○	
145	スターギフト	新松戸北2-2-14 すずらん健美クラブ 1F	711-9657	○	○	○	○		○	
146	ゆったり	古ヶ崎3-3322-2	048-212-2 527	○	○	○	○		○	
147	あらた松戸事業所	栄町西2-865	710-3780	○	○	○	○		○	
148	プレジール秋桜	栄町西3-991-15	703-7210	○	○	○	○		○	
149	通所支援バテール 松戸馬橋園	西馬橋1-35-14	718-4019	○	○	○	○		○	
150	えがおの教室新松戸南	西馬橋2-12-4	345-3330	○	○	○	○		○	
151	運動遊びと療育支援 こどもプラス新松戸教室	新松戸3-219 CSビル 201	369-7650	○	○	○	○		○	
152	こばんはうす さくら新松戸教室	新松戸4-84 貴和ビル 2F	711-8217	○	○	○	○		○	
153	このこのリーフ秋山	秋山738-3	382-5750					○		
154	アサヒファンレイズファーム 松戸	上本郷700-3	703-7333	○	○		○		○	
155	ニューロワークス 新松戸 センター	新松戸1-426 BEARE 新松戸BLDG 3F B号室	712-0480	○	○		○			
156	馬橋児童発達支援事業所	西馬橋幸町2 松戸シティハイツ201	710-7547	○	○	○	○		○	
157	こすもすカレッジジュニア 新松戸教室	新松戸1-448-2 藤喜ビル 2F	375-8091	○					○	
158	どらせなきっず	新松戸4-232-3	723-9993	○	○	○	○		○	
159	まるたらんち	栄町西4-1158-3	375-8910	○	○	○	○			

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
160	からふるK i d s 松戸	新作 240-3 フ レメンスト101 号室	711-6839	○						○
161	コペルプラス馬橋教室	松戸市西馬橋蔵元町 104-2 フェリス蔵元 2F A 号室	710-7683	○	○	○	○		○	
162	TAKUMI 新松戸	新松戸南 1-355 サクトワンビル 1 階	382-6606	○	○		○		○	
163	ネイスふらす新松戸校	新松戸 2-2 兵藤プラザ 202	369-7723	○	○		○		○	
164	こばんはうすさくら 新松戸第 2 教室	新松戸 6-32	712-1510	○	○		○		○	
165	とばり農園	栄町西 5-1366-6	361-2109	○	○	○			○	
166	就労移行支援事業所、 就労移行 IT スクール松戸	松戸 1307-1	707-3335	○	○	○			○	
167	みらいず 松戸	本町 14-1 松戸本町センタービル 3-F	710-5977	○	○	○			○	
168	みらいず 馬橋	西馬橋蔵元町 183 シティプラザⅡ201	375-8655	○		○	○		○	
169	シュウエール新松戸	新松戸 5-158-1 新松戸第 2 すずらん ビル 2 階	710-7473	○	○	○	○		○	
170	ドリカムサポート新松戸	新松戸 4-36-2	712-1100	○	○	○	○		○	
171	キッズフロンティアⅢ番館	西馬橋相川町 1 クレインヒルズ 1F	711-7901	○	○	○	○		○	
172	クラルテ 松戸	松戸 1307-1 9 階	271-0092	○			○		○	
173	児童発達支援・放課後等デ ィサービス ふらん新松戸	新松戸 3-5 ペガサスビル 2F	340-6660	○	○	○	○		○	
174	フルーツバスケット	根本 323-1R FIELDS MATSUDO 1 階	382-6313	○	○	○	○		○	
175	放課後等ディサービス きぼう新松戸	新松戸北 2-2-13	711-9676	○	○		○			
176	児童発達支援・放課後等デ ィサービス パースデー	西馬橋幸町 55 ウエストビル 302	375-8993	○	○	○	○		○	
177	AK I D S 松戸	馬橋 1890-1 ウェルネス馬橋 4 階	050-3565- 6688	○						
178	みらいーく新松戸	新松戸 3-107 新松戸 ガーデンシティ 1 階	703-8120	○	○	○	○		○	
179	つむぎヶ丘松戸中和倉	中和倉 194-9	710-9853	○						

(4) 高齢者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
180	特別養護老人ホーム陽光苑	旭町 2-238	348-1866	○	○	○	○	○	○	
181	特別養護老人ホーム秋桜	栄町西 3-1036-2	703-1275	○	○	○	○		○	
182	特別養護老人ホーム緑風園	和名ヶ谷 1484	392-2900	○	○	○	○	○		
183	特別養護老人ホーム松戸陽 だまり館	幸田 111	374-6311	○		○	○			
184	特別養護老人ホームなでし こ	中矢切 259-1	312-3033	○		○	○		○	
185	特別養護老人ホームアウル 大金平	大金平 3-155	382-6011	○						
186	特別養護老人ホーム 芙蓉園	幸田 153	711-5565	○		○	○			○
187	特別養護老人ホームセイワ 松戸	大橋 89	382-6161					○		
188	介護老人保健施設 偕楽園	西馬橋幸町 23	340-1300	○	○	○	○		○	
189	介護老人保健施設 まつど徳洲苑	幸田 180-1	309-7172	○		○	○			
190	ケアハウス サンシャイン	旭町 2-270-1	374-6211	○	○	○	○	○	○	
191	ケアハウス なでしこ	馬橋 1435-8	309-8883	○	○	○		○		
192	エルダーホーム松戸	樋野口 699	331-8300	○	○	○	○		○	
193	エルダーホーム上本郷	上本郷 1464	309-7900							◎
194	エルダーホーム 新松戸	三ヶ月 1234	330-5801	○						

災害危険箇所等

No	施設名称	所 在 地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
195	エルダーホーム 新松戸式番館	二ツ木 1468-1	330-5500	○						
196	かぜのおと	中和倉 161-7	718-1852	○						
197	SOMPOケア ラヴィーレ松戸	馬橋 312-1	347-4165	○						
198	グレースメイト松戸	旭町 1-193	330-5557	○	○	○	○		○	
199	グループホームユーカリ新 松戸式番館	新松戸 6-191	702-7881	○	○	○	○		○	
200	あさひガーデン松戸	栄町西 3-1066	331-6541	○	○	○	○		○	
201	島村洗心苑	和名ヶ谷 660	392-3946					○		
202	サンセット豊夢	河原塚 146-1	391-1881					○		
203	アイホームまつど中央	岩瀬 595-1	367-0088							◎
204	メディクスケアホーム松戸	松戸 1063-1	366-0072	○						◎
205	ジャンティエス松戸	樋野口 771	360-8383	○	○		○		○	
206	ケアレジデンス松戸	樋野口 756	711-7485	○	○		○		○	
207	グループホームあゆみ	大金平 5-365-1	710-3571	○		○	○	○		
208	ショートステイセンター エルケア	新松戸 3-114	309-2711	○		○	○	○	○	
209	ミモザ新松戸	新松戸 4-119-2	343-8161	○		○	○	○	○	
210	ニチイケアセンター河原塚	和名ヶ谷 9-2	703-5451					○		
211	認知症対応型共同生活介護 サンパティオ	旭町 2-271-2	710-4186	○		○	○		○	
212	小規模多機能型居宅介護サ ンパティオ	旭町 2-271-2	710-4186	○		○	○		○	
213	グループホームかがやき新 松戸	旭町 4-1150-3	710-7773	○		○	○		○	
214	松戸グループホームそよ風	馬橋 530-2	340-1800	○		○	○		○	
215	エスケアホーム松戸	馬橋 2844	312-1550	○		○	○			
216	エスケアライフ松戸	馬橋 2844	312-1551	○		○	○			
217	わいわい豊夢栄町	栄町西 1-851-4	393-8992	○		○	○		○	
218	グループホームユーカリ新 松戸	新松戸 6-186	369-6631	○	○	○	○		○	
219	看多機かえりえ河原塚	河原塚 69-1	050-1753- 4348					○		

(5) 病院・医院（有床に限る）

No	施設名称	所 在 地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
220	松戸整形外科病院	旭町 1-161	344-3171	○	○	○	○	○	○	
221	大川レディースクリニック	馬橋 1902	341-3011	○						
222	日本大学松戸歯学部附属病院	栄町西 2-870-1	360-7111	○	○	○	○	○	○	
223	新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	345-1112	○			○			
224	東葛クリニック病院	樋野口 865-2	364-5121	○	○	○	○	○	○	

防災関連施設等

防災用井戸・貯水槽一覧

種	別	有効貯水量	合 計
①県企業局	栗山給水場	5,500m ³	95,500m ³
	ちば野菊の里浄水場	30,000m ³	
	松戸給水場	60,000m ³	
②市水道部	常盤平浄水場	2,043m ³	6,723m ³
	小金浄水場	1,740m ³	
	幸田配水場	2,940m ³	
③防災用井戸	東部クリーンセンター	520m ³ /日	1,544.6m ³
	和名ヶ谷スポーツセンター	972m ³ /日	
	松戸リサイクルセンター	0.6m ³ /日	
	常盤平安全安心ステーション	48m ³ /日	
	本庁	4m ³ /日	
④耐震性飲料水兼用貯水槽	やまぶき公園	(H元) 100m ³	300m ³
	横須賀中央公園	(H2) 100m ³	
	旭町中学校	(H8) 100m ³	
⑤耐震性井戸付貯水槽	六実小学校	(H9) 40m ³	40m ³
合 計			104,107.6m ³

防災関連施設等

応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧

管轄	区 分	名 称	所 在 地	収容人数	電話番号
小 金	①④	大倉記念病院	大谷口 133-1	150	(341)5711
	①②④	山本病院	小金はしヶ丘2-7-10	60	(341)3191
	⑥	小金わかば苑	東平賀 655-2	60	(330)5511
	⑥	第2いぶきの広場	東平賀 651	30	(341)1167
	⑤	特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館	幸田 111	70	(374)6311
	⑤	特別養護老人ホーム アウル大金平 (従来型・ユニット型)	大金平 3-155	69	(382)6011
	⑤	特別養護老人ホーム 芙蓉園	幸田 153	29	(711)5565
小 金 原	①	旭神経内科リハビリテーション病院	栗ヶ沢 789-1	87	(385)5566
	④	湯原産婦人科医院	小金原 5-20-7	9	(341)6185
	⑤	特別養護老人ホーム マーシイヒル	根木内 677-2	90	(348)8787
	①	いらはら診療所	小金原 4-3-2	19	(347)2231
	①	富岡産婦人科医院	小金原 6-8-11	7	(342)1078
	⑤	特別養護老人ホーム リバーサイド・ヴィラ	根木内 149	29	(701)7330
常 盤 平	①	恩田第二病院	金ヶ作 302	370	(387)3761
	①④	新東京クリニック松飛台	串崎南町 27	70	(384)3111
	①②④	常盤平中央病院	常盤平 6-1-8	85	(387)4121
	①②③④	千葉西総合病院	金ヶ作 107-1	408	(384)8111
	①	松戸牧の原病院	五香西 4-32-1	80	(712)2756
	①	三和病院	日暮 7-379	50	(712)0202
	③	八柱腎クリニック	日暮 1-15-1	57	(311)6311
	⑤	特別養護老人ホーム やわら木苑	金ヶ作 277	50	(386)0213
	⑤	特別養護老人ホーム 明尽苑	金ヶ作 296-1	70	(385)2220
	⑤	特別養護老人ホーム あすなろ	金ヶ作 139-10	50	(311)7001
	⑤	特別養護老人ホーム ひまわりの丘	五香西 5-19-8	90	(311)2100
	⑤	特別養護老人ホーム ひまわりの丘 ユニット型	五香西 5-19-8	40	(311)2100
	⑥	わかば園	金ヶ作 276-25	60	(384)0165
	⑥	かりん	牧の原 2-48	24	(389)4174
	①②④	松戸市立総合医療センター	千駄堀 993-1	600	(712)2511
	①	山口眼科	常盤平 5-17-8	2	(702)3030
六 実	①②④	五香病院	五香 8-40-1	61	(311)5550
	⑤	特別養護老人ホーム 松寿園	六高台 2-19-2	90	(386)6357
	⑤	特別養護老人ホーム 松寿園 ユニット型	六高台 2-19-2	60	(386)6357
	⑥	いぶき療護苑	五香 5-10-4	32	(389)1010
	⑥	いぶきの広場	五香 5-10-4	40	(389)1010
	⑥	第2わかば園	五香 5-10-1	60	(386)7721
	⑥	第2わかば園	五香 5-10-1	60	(386)7721
東 部	①	松戸ニッセイ聖隷クリニック	高塚新田 123-1	120	(330)8298
	⑤	特別養護老人ホーム 南花園	河原塚 102-8	76	(392)0881
	⑤	特別養護老人ホーム 松戸愛光園	高塚新田 128-8	103	(330)8125
	⑤	特別養護老人ホーム 松峰苑	高塚新田 488-9	29	(391)8100
	⑤	特別養護老人ホーム 緑風園	和名ヶ谷 1484	80	(392)2900
	⑤	特別養護老人ホーム 第二南花園 (個室ユニット型)	紙敷 1186-8	30	(392)3336
	⑤	特別養護老人ホーム 第二南花園 (従来型)	紙敷 1186-8	50	(392)3336

防災関連施設等

学校救護所予定施設一覧

No.	管 轄	施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
1	小 金	殿平賀小学校	殿平賀 339－1	344-8621	
2		小金小学校	小金 355	341-0450	
3	小金原	栗ヶ沢小学校	小金原 7－16	341-2640	
4	常 盤 平	常盤平第二小学校	常盤平 4－18	386-1331	
5		常盤平第三小学校	常盤平西窪町25－1	387-4605	
6		松飛台第二小学校	松飛台59	385-4111	
7	六 実	六実第三小学校	六高台 3－141	384-3161	
8	東 部	市立松戸高等学校	紙敷 2－7－5	385-3201	
9		東 部 小 学 校	高塚新田 382－1	391-2971	
10	矢 切	第 二 中 学 校	小山 685	363-7205	
11		大 橋 小 学 校	二十世紀ヶ丘梨元町32	392-2921	
12	本庁第一	相模台小学校	岩瀬 434－2	363-4245	
13		寒風台小学校	松戸新田 316－25	363-1048	
14	本庁第二	古ヶ崎中学校	古ヶ崎2515－1	366-0420	
15	馬 橋	八ヶ崎小学校	八ヶ崎 6－53－1	342-1094	
16	新 松 戸	馬橋北小学校	新松戸南 2－1	344-8586	
17		小 金 中 学 校	新松戸北 2－16－11	341-0646	

病院前救護所予定施設一覧

No.	施 設 名	所 在 地	備 考
1	松戸市立総合医療センター	千駄堀 993-1	
2	千葉西総合病院	金ヶ作 107-1	
3	新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	
4	新東京病院	和名ヶ谷 1271	
5	五香病院	五香 8-40-1	
6	山本病院	小金きよしヶ丘 2-7-10	
7	東葛クリニック病院	樋野口 865-2	
8	三和病院	日暮 7-379	
9	松戸整形外科病院	旭町 1-161	

情報連絡関係

防災関係機関等連絡先一覧

1 関係機関

機 関 名		連 絡 先	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	MCA 無 線
千 葉 県	東葛飾地域振興事務所	地域防災課	361-2111	367-4348	○	○
	東葛飾土木事務所	調整課	364-5980	362-4884	○	○
	企業局市川水道事務所松戸支所	料金管理課	368-6143	363-5340		
	松戸保健所	総務課	361-2121	367-7554	○	○
	西部防災センター		331-5511	331-5522	○	
	千葉県警察	松戸警察署	警備課	369-0110		○
		松戸東警察署	警備課	349-0110		○
指 定 地 方 行 政 機 関	関東地方 整 備 局	江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741	
			松戸出張所	343-3722	344-8919	○
		千葉国道事務所	管理第二課	043-287-0315	043-285-0412	○
			柏維持修繕出張所	04-7143-4230	04-7144-2063	
		首都国道事務所	工務課	362-4114		
	関東運輸局 千葉運輸支局		総務企画部門	043-242-7336	043-244-0760	
	関東農政局 千葉県拠点		地方参事官室	043-224-5611	043-227-7135	○
	関東森林管理局 千葉森林管理事務所		調整官	043-242-4656	043-242-4658	
	東京管区气象台 銚子地方气象台		防災業務課	0479-23-7705		○
	陸上自衛隊松戸駐屯地		需品学校企画室	387-2171		○
指 定 公 共 機 関	東日本電信電話(株) 千葉事業部		千葉西支店	04-7162-4650	04-7162-7998	○
	東日本旅客鉄道(株)		松戸駅	360-1402	360-1402	○
	日本通運(株)		柏営業所	04-7191-5511	04-7191-5723	
	東京電力パワーグリッド(株)		東葛支社	0120-995-007	0120-995-606	○
	日本郵便 (株)		松戸郵便局	362-2357	363-9134	
	日本赤十字社 千葉県支部		救護福祉課	043-241-7531	043-248-6812	○
	日本放送協会 千葉放送局		企画総務	043-203-1001		○
指 定 地 方 公 共 機 関	(公社) 千葉県LPガス協会		松戸支部	368-1200	368-1296	○
	京葉瓦斯(株) 供給企画部		災害対策室	04-7164-0581	04-7162-5254	○
	東武鉄道(株)		六実駅	387-6795	—	○
	京成電鉄(株)		松戸駅	362-2014	—	
	京成電鉄(株)		八柱駅	387-3451		○
	流鉄(株)		運輸区駅務担当区	04-7158-0117	04-7158-2274	○
	北総鉄道(株)		東松戸駅駅務区	392-3235	392-3235	
	(一社) 千葉県トラック協会松戸支部		事務局	04-7139-6811	04-7139-6811	○
	東武バスセントラル(株)		沼南営業所	04-7193-2683	0471-93-2685	○
	京成バス(株)		松戸営業所	362-1256	364-8470	○
	京成バス千葉ウエスト(株)		松戸東営業所	387-0388	389-8624	○
	千葉テレビ放送(株)		報道制作局	043-231-3111		
	(株) ベイエフエム		総務部	043-351-7878		○
	(一社) 松戸市医師会		事務局	368-2255	365-4915	○
公 共 的 団 体 等	(公社) 松戸歯科医師会		事務局	368-3553	365-4015	○
	(一社) 松戸市薬剤師会		事務局	360-3600	360-3614	○
	(公社) 千葉県柔道整復師会		松戸支部	366-8567	366-8567	○
	(福) 松戸市社会福祉協議会			368-0503	368-0203	○
	(公財) 松戸市国際交流協会			711-9511	308-6789	
	(公社) 松戸市シルバー人材センター			330-5005	330-5008	
	(公財) 松戸市文化振興財団			384-5050	384-5243	
	とうかつ中央農業協同組合		経済センター	341-5151	341-5154	
	松戸市漁業協同組合			362-3462		

情報連絡関係

3 市の施設

施 設 名	一 般 回 線		県 防 災 行政無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備 考
	普通電話	F A X				
市役所	366-1111	363-3200	○	○	○	災害対策本部
常盤平支所	387-2131	388-9664		○	○	情報集約拠点
小金支所	341-5101	344-8730		○	○	情報集約拠点
小金原支所	344-4151	344-3684		○	○	情報集約拠点
六実支所	385-0113	385-1848		○	○	情報集約拠点
馬橋支所	345-2131	344-5782		○	○	情報集約拠点
新松戸支所	343-5111	344-6514		○	○	情報集約拠点
矢切支所	362-3181	368-1439		○	○	情報集約拠点
東松戸支所	703-0610	703-0612		○	○	情報集約拠点
中央保健福祉センター	366-7489	363-9766		○	○	福祉避難所 災害対策本部
小金保健福祉センター	346-5601	344-3400			○	
常盤平保健福祉センター	384-1333	394-5223			○	
〃 六実保健室	384-2583				○	
古ヶ崎市民センター	367-7700			○	○	指定避難所
馬橋東市民センター	346-2055			○	○	指定避難所
市民会館	368-1237	366-3344		○	○	指定避難所 帰宅困難者向け 一時滞在施設
森のホール21(文化会館)	384-5050	384-5243		○	○	
21世紀の森と広場 (パークセンター)	345-8900	348-4522		○	○	臨時ヘリポート
ユウカリ交通公園	341-2707			○	○	
松戸市総合医療センター	712-2511	712-2512	○	○	○	災害拠点病院
水道部	341-0430	349-0881		○	○	給水拠点
小金浄水場						給水拠点
常盤平浄水場				○		給水拠点
幸田配水場						給水拠点
南部市場	363-2222	369-1181		○	○	県輸送拠点
日暮クリーンセンター	388-6555	388-6868		○	○	
クリーンセンター(体育館)	385-7100			○	○	指定避難所
東部クリーンセンター	391-1141	391-1142			○	指定緊急避難場所
和名ヶ谷クリーンセンター	392-1118	392-1119		○	○	
北山会館	387-5855			○	○	遺体収容所
北松戸保育所	362-8282	362-8163		○	○	
小金原保育所	341-2643	348-8246		○	○	
コアラ保育所	343-1262	343-8294		○	○	
梨香台保育所	391-3710	391-6997		○	○	
六実保育所	385-0998	385-8103		○	○	
牧の原保育所	385-0997	385-1982		○	○	
馬橋西保育所	344-8001	344-4196		○	○	
古ヶ崎保育所	367-9981	367-9294		○	○	
八柱保育所	392-2955	392-6972		○	○	
小金北保育所	344-4155	344-9347		○	○	
二十世紀ヶ丘保育所	391-2200	391-6963		○	○	
松ヶ丘保育所	368-9191	368-9704		○	○	
新松戸中央保育所	344-7221	344-9465		○	○	
松飛台保育所	384-2421	384-2048		○	○	
新松戸南部保育所	344-0010	344-4194		○	○	
新松戸北保育所	346-5161	346-7901		○	○	

情報連絡関係

施 設 名	一 般 回 線		県 防 災 行政無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備 考
	普通電話	F A X				
古ヶ崎第二保育所	363-4004	363-4293		○	○	

4 指定避難所

施 設 名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備 考
男女共同参画センター	364-8778	364-7888	○	○	
稔台市民センター	367-6420		○	○	
明市民センター	368-6700		○	○	
常盤平市民センター	387-2529		○	○	
八柱市民センター	388-3570		○	○	
小金市民センター	343-8641		○	○	
小金北市民センター	343-8191		○	○	
小金原市民センター	344-8268		○	○	
六実市民センター	385-0116		○	○	
五香市民センター	386-8300		○	○	
松飛台市民センター	386-6000		○	○	
八ヶ崎市民センター	348-6667		○	○	
新松戸市民センター	343-6500		○	○	
馬橋市民センター	342-9690		○	○	
二十世紀が丘市民センター	392-7021		○	○	
東部市民センター	391-3701		○	○	
古ヶ崎市民センター	367-7700		○	○	
馬橋東市民センター	346-2055		○	○	
勤労会館	365-9666		○	○	
クリーンセンター (体育館)	385-7100		○		
東部スポーツパーク	391-0944		○		
和名ヶ谷スポーツセンター (アリーナ棟)	391-5990		○		
総合福祉会館	368-1241		○	○	
(旧)古ヶ崎南小学校			○		
市民会館	368-1237	366-3344	○	○	
市民交流会館 (文化施設)	349-6530		○		
市民交流会館 (運動施設)	349-6530		○		
小金原体育館	341-2242		○		
常盤平体育館	386-0111		○		
柿ノ木台公園体育館	331-1131		○		
青少年会館	344-8556	342-9244	○	○	
青少年会館樋野口分館	369-0440		○	○	
中部小学校	363-4191	363-4803	○	○	
東部小学校	391-2971	392-5025	○	○	
北部小学校	363-5251	363-2629	○	○	
相模台小学校	363-4245	363-5952	○	○	
南部小学校	363-5171	363-4422	○	○	
矢切小学校	363-6887	363-6885	○	○	
高木小学校	387-5103	389-4457	○	○	
高木第二小学校	387-2191	389-4453	○	○	
馬橋小学校	341-1218	340-0670	○	○	
小金小学校	341-0450	342-1227	○	○	
常盤平第一小学校	387-2397	389-3882	○	○	
常盤平第二小学校	386-1331	389-5453	○	○	
稔台小学校	364-4128	363-6383	○	○	
常盤平第三小学校	387-4605	389-5848	○	○	

令和 7 年度松戸市総合防災訓練について

【概要】

- 訓練想定
松戸市直下地震 マグニチュード 7. 1 最大震度 6 強（松戸）
- 重点項目
 - （1）避難所直行職員の避難所開設訓練を実施するとともに、各避難所において、避難所運営委員会を主体に避難所ごとに避難所訓練を実施する。
 - （2）学校救護所及び要配慮者のための福祉避難所の開設訓練を実施する。
 - （3）各部から市長に被害状況等を報告する災害対策本部会議を実施する。
 - （4）総合防災訓練に合わせて、消防、自衛隊、警察等による救出救助訓練（特殊災害対応訓練）を消防訓練センターで実施する。
 - （5）市民が楽しみつつ、防災の展示体験ができる「防災フェア」を実施する。

1 総合防災訓練の考え方

大規模地震において、市として実施すべき実践的な訓練を実施し、発災当初の初動対応要領を確立するとともに、市民の防災意識の向上を図る。

この際、能登半島地震における自治体等の教訓を踏まえた実効性のある訓練の実施に努める。

2 実施日時（場所）

- （1）防災フェア・学校救護所訓練（トリアージ）（市立松戸高校）メイン会場
令和 7 年 11 月 8 日（土）9 時 30 分から 13 時 00 分予定
- （2）福祉避難所開設訓練
令和 7 年 11 月 8 日（土）午前中を予定
- （3）救出救助訓練（特殊災害対応訓練）（消防訓練センター）
令和 7 年 11 月 8 日（土）午前中を予定
- （4）災害対策本部訓練（市役所新館 7 階大会議室）
令和 7 年 10 月 6 日（月）部長会議終了後を予定
- （5）物資供給訓練（南部市場）
令和 7 年 11 月 8 日（土）午前中
- （6）避難所直行職員訓練（指定避難所）
令和 7 年 10 月 14 日（火）午前中を予定
- （7）避難所訓練（指定避難所 小中学校等）
※各避難所運営委員会により日程を決定（11 月 8 日（土）以外を推奨）

3 訓練内容

- （1）防災フェア

防災関係機関、協定締結団体等の展示、市民が楽しみつつ、防災の展示体験ができる「防災フェア」を実施する。

- (2) 学校救護所訓練（トリアージ訓練）
学校救護所の運営及びトリアージ訓練を実施する。
- (3) 福祉避難所開設訓練
要配慮者のための福祉避難所を開設し、運営訓練を実施する。
- (4) 災害対策本部訓練
発災の状況、市の対応方針、各部の対応について、各部（部長級）が参加する災害対策本部会議を実施する。
- (5) 物資供給訓練
支援物資を南部市場に集積し、一部の避難所への輸送訓練を実施する。
- (6) 避難所直行職員訓練
避難所直行職員が避難所に直行し、避難所の安全確認、開錠、段ボールベッドなどを組み立てるとともに、災害対策本部へMC A無線により報告する。
- (7) 救出救助訓練（特殊災害対応訓練）
総合防災訓練と連携し消防、自衛隊及び警察等による救出救助訓練を実施する。
- (8) 避難所訓練
避難所運営委員会が各学校、町会・自治会等と連携し、地域の実情に応じて、避難所ごとの計画で実施する。

【訓練の一例】

避難所運営ゲーム（HUG）の実施、備蓄品の確認、パーテーション、段ボールベッドの設置、緊急遮断弁による給水、マンホールトイレの設置等避難所の開設（通路・パーテーション、受付の設置等）・運営（被災者の受け入れ）

4 訓練参加・協力機関

- (1) 防災関係機関（調整中）
- (2) 協定団体等（調整中）

5 令和6年度総合防災訓練成果【報告】

- (1) 総合防災訓練として初の「防災フェア」を市立松戸高校で実施し、多くの家族連れなど来場者1200名で賑わい、防災の疑似体験などにより、市民の防災意識を向上させるとともに、防災関係機関との連携を深めることができた。
- (2) 総合防災訓練として初の「学校救護所の開設」及び「福祉避難所の開設」の訓練を実施し、要救護者のトリアージや要配慮者の受け入れ態勢を確認できた。
- (3) 各部の補佐級による「災害対策会議訓練」を実施し、災害対策本部における報告など、会議のイメージアップを図ることができた。

- (4) 避難所開設・運営において避難所直行職員による通信訓練、避難所運営委員会が主体となった訓練により避難所の開設、備蓄品などの知識と操作技術の向上を図ることができた
- (5) 総合防災訓練として初の実働による「救出救助訓練（特殊災害訓練）」を連携して実施し、自衛隊の参加を含めた救助部隊の連携を深めることができた。
- (6) 物資供給訓練にて、物資の集配及び供給により協定締結団体と連携強化が図れ、支援物資の受入れから避難所に届け、一連の流れを確認し理解が深まった。

訓練の景況

【防災フェア（車両展示）】



【足湯（自衛隊）】



【福祉避難所】



【学校救護所】



【物資供給訓練】



【救出救助訓練】



【災害対策本部会議】



【避難所訓練】



松戸市 災害時保健医療救護活動マニュアル

平成 2 8 年 5 月
松戸市防災会議医療部会

(令和●●年●●月一部改訂)

発災時の行動

団体名		参集基準	参集場所	住所
松戸市 健康医療部	部長 各課長、各課員	震度 5強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
医師会	医師会長 (又は代理者)	震度 5強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
	災害医療 コーディネーター	震度 5強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
	医師会員	震度 6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院 9 か所の病院前救護所(病院敷地内トリアージブース) ※会員毎に参集場所指定	
	医師会員 (学校救護所班長)	震度 6弱 自動参集	指定された学校 17 か所の学校救護所(校庭内トリアージブース) ※班長毎に参集場所指定	
市立総合医療 センター	災害医療 コーディネーター	震度 5強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
歯科医師会	歯科医師会長 (又は代理者)	震度 5強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
	歯科医師会員	震度 6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院 9 か所の病院前救護所(病院敷地内トリアージブース) または 指定された学校 17 か所の学校救護所(校庭内トリアージブース) ※会員毎に参集場所指定	
薬剤師会	薬剤師会長 (又は代理者)	震度 5強 自動参集	市救護本部 (中央保健福祉センター 2階集団指導室)	竹ヶ花 74-3
	薬剤師会員	震度 6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院 9 か所の病院前救護所(病院敷地内トリアージブース) または 指定された学校 17 か所の学校救護所(校庭内トリアージブース) ※会員毎に参集場所指定	

— 目 次 —

第1章 災害時 保健 医療の体制

第1節	本マニュアルの目的及び適用	1
第2節	松戸市の地震被害想定	1
第3節	松戸市の災害時保健医療体制	6
第4節	千葉県災害医療本部との調整事項	11

第2章 災害時保健医療の活動内容

第1節	災害時保健医療救護活動の基本方針	12
第2節	部門別の活動内容・参集基準等	14
第3節	松戸市救護本部の活動内容	16
第4節	各医療機関の役割	18
第5節	救護所の設置	20
第6節	避難所の医療活動内容	27
第7節	在宅療養患者に対する医療活動内容	28
第8節	傷病者の搬送等	30
第9節	医薬品・衛生材料の確保・搬送等	31
第10節	情報収集・発信等	32
第11節	外部支援チーム・ボランティアとの連携	33

第3章 災害時の具体的な医療救護活動内容

第1節	トリアージ	34
第2節	軽症者の応急処置	39
第3節	JMAT	40
第4節	DMAT	42
第5節	市内搬送拠点	44
第6節	死体検視・検案等	44

第4章 日頃の防災対策

第1節	救護本部等の環境整備	46
第2節	救護本部等における配置要員	47
第3節	訓練	47
第4節	連携	47
第5節	住民への啓発活動	47

第5章 資料編

第5章	資料編	48
-----	-----	----

第1章

災害時保健医療の体制

第1節

本マニュアルの目的及び適用

1 目的

本マニュアルは、松戸市域に大規模な災害¹が発生した場合に、松戸市地域防災計画²（以下「地域防災計画」という。）に基づき活動する保健医療救護活動について、より具体的かつ実効性を確保するため、松戸市救護本部（以下「救護本部」という。）の設置や関係機関の役割等を明記したものである。

2 適用

松戸市において救護本部が設置された時とする。

3 想定する災害

地震災害を基本とするが、風水害や大規模な事故が発生した場合には、関係者と協議し、本マニュアルの内容を準用するなどして活動する。

第2節

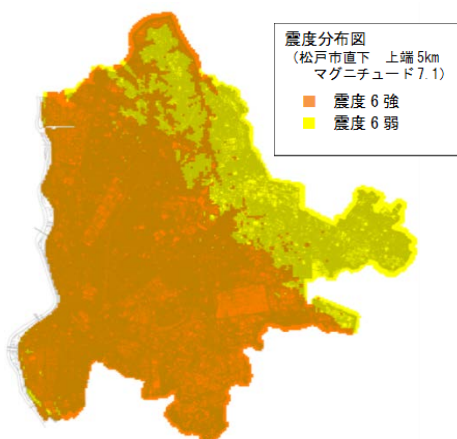
松戸市の地震被害想定

1 想定地震

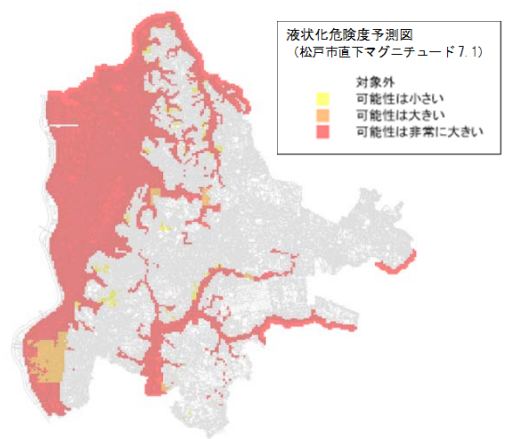
令和元年度実施の松戸市防災アセスメント調査による想定地震は以下のとおり。

- 松戸市の直下約5kmで発生、マグニチュード7.1
- 市の南西部及び小金地区の谷底平野で震度6強、北東部で震度6弱を予測
- 江戸川沿いの低地と谷底平野で液状化の可能性が非常に大きいと予測

（想定地震による震度分布）



（想定地震による液状化予測）



¹ 災害対策基本法第2条に定める「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

² 災害対策基本法第42条の規定に基づき作成された市域の災害における予防・応急対策等の全般事項を定めた計画であり、震災編・風水害等編・大規模事故編・資料編から構成される。

2 被害想定

想定地震による建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等の予測結果は次のとおり。約 5,000 人が死傷し、2 万人以上が避難すると予想される。

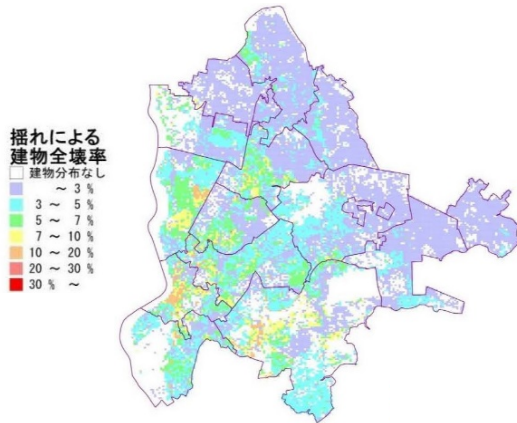
項 目			地殻内のごく浅い地震 冬 18 時、風速 8m/s
建物被害	全 壊	揺れ＋液状化	3,991 棟
		急傾斜地崩壊	106 棟
		総計 ※1	4,097 棟
	半 壊	揺れ＋液状化	14,808 棟
		急傾斜地崩壊	246 棟
		総計 ※1	15,054 棟
火 災		炎上出火件数	48.7 件
		焼失棟数 ※2	2,545 棟
人的被害	死 者	建物被害	156 人
		火 災	168 人
		急傾斜地崩壊	6 人
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	8 人
		総計（※1）	338 人
	〔 負傷者 うち 重傷者 〕	建物被害	3,998 人 (487 人)
		火 災	167 人 (47 人)
		急傾斜地崩壊	7 人 (4 人)
		ブロック塀等・自動販売機等の転倒、屋外落下物	266 人 (104 人)
		総計 ※1	4,439 人 (642 人)
ライフライン被害	電力施設	停電率（1 日後）	47%
	都市ガス	供給停止率	100%
		復旧日数	30 日
	L P ガス	転倒率	最大 30%
	上水道	断水率（1 日後）	44%
		供給率（1 週間後）	75%
	下水道	支障人口	17,279 人
避 難 者	1 日後	避難者数	23,310 人
		避難所避難者数	13,986 人
帰宅困難者・滞留者		市内常住者	54,286 人
		市内に滞留する市外常住者	19,154 人
		総計 ※1	73,440 人
震災廃棄物			1,438 千トン

※1 内訳の合計と合わないことがある。（重複排除、四捨五入による）

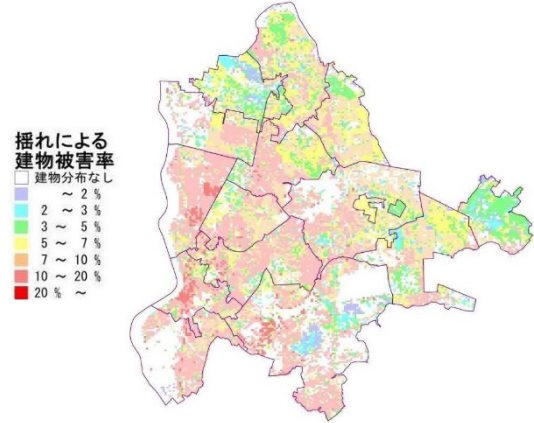
※2 全壊した建物を含む。

揺れが強い市の南西部で、建物の被害率が高い。また、軟らかい地盤の江戸川沿いの低地や谷底平野では、周辺より全壊率が高くなっている。さらに、古い建物の比率が多い地区でも全壊率が高い。

(揺れによる建物全壊率)



(揺れによる建物被害率)



3 発災時間帯による対応の変化

発災時刻に関わらず、指揮系統、病院及び救護所の役割分担は変わることがないが、医療従事者等の人的資源は大きく変化する。

松戸市民全体の状況としては、平日日中は、都内に勤務している人が多く、夜間休日は、大部分の人口が松戸市内に存在する。

医療機関勤務者については、平日日中は、市内の医療機関に勤務しているが、夜間休日は市外に在住している者も多い。

また、一般に、被災状況下では道路の損傷や瓦礫等により搬送や救護は通常よりも困難かつ危険が伴うことになる。日中は比較的容易に行えるものの、夜間はより危険が伴う。

このような発災時間帯による状況の違いに応じた対応が必要である。

<発災時間帯別の状況>

発 災		平日日中	平日夜間・休日
時間の割合		24%	76%
医療従事者の所在地	市内勤め・市内在住	市 内（自院）	市 内（自宅）
	市内勤め・市外在住	市 内（自院）	市 外（自宅）
	市外勤め・市内在住	市 外（自院）	市 内（自宅）
	現在勤務無の医療従事経験者	市 内（自宅）	
病院・有床診療所の状況		普段の勤務者数で対応	少ない勤務者数で対応
一般診療所・薬局の状況		普段の勤務者数で対応	休 診
傷病者の行動		付近の診療所・病院へ行く	付近の避難所・病院へ行く

（１）夜間・休日の発災

夜間・休日は、全時間帯の76%を占めることから、この時間帯に発災する可能性が高い。医療機関勤務者は自宅等にいる可能性が高い。

①病院の状況

- 医師や看護師数が少なく、救急外来機能、入院患者の受入れ、手術などの能力が低い状態にある。病院機能回復のために、早急に医師その他のスタッフを病院に呼び寄せる必要があるが、病院が日中の稼働能力を発揮するまでにはある程度の時間がかかる。
- 病院前救護所開設準備を早期に開始するが、病院機能が回復していない状況では、病院前救護所でのトリアージ後の患者の病院受け入れ能力がしばらくは限られている。
- 夜間はヘリコプターが稼働できないので、夜が明けるまではヘリコプターでの市外搬送が不可能である。

②医師会医療機関の状況

- 医師や看護師は不在である。医師は自宅から病院前救護所または学校救護所に参集する。
- 夜間には、医師の病院前救護所参集、班長医師の学校救護所参集は、特に危険を伴う。懐中電灯、底の丈夫な靴、ゴーグル、マスク、手袋などを着用しての参集が望ましい。

③学校救護所の状況

- 市の救護本部の指示により救護所開設準備を早期に開始するが、夜間には危険が伴うため、現実には夜明けを待って開設を行う。

④避難所の状況

- 勤務地に関わらず松戸市在住の医療従事者・介護従事者が避難所に避難するため、避難者の中から、医療従事者・介護従事者のボランティアを募集しうる。

⑤地域の傷病者の状況

- 夜間は日中より市内人口が多く、住民救護に多くの人材を投入できる。住民による傷病者救護が積極的に行われるが、夜間は救護に危険が伴う。
- 夜間の発災では要配慮者の身体的危険が大きいため、要配慮者を緊急に救護し、必要に応じて、福祉避難所等に搬送する必要がある。

⑥在宅医療現場の状況

- 電源必要者に対して緊急性を持って電源確保を行うが、特に夜間は救護に危険が伴う。
- 住民組織、訪問看護師等による患者の安否確認を行うが、特に夜間は安否確認作業に危険が伴う。

（２）平日日中の発災

全時間帯の24%を占めるにすぎず、この時間帯に発災する可能性は比較的低い。

医療機関勤務者は医療機関にいる可能性が高い。

①病院の状況

- 設備や人員の損傷を除いては、日中の病院能力を発揮できる可能性がある。
- 病院前救護所開設準備を早期に開始し、目視が可能であり、トリアージ後の患者受け入れは比較的スムーズに行われる。

- 天候状況が良ければ、重症者のヘリコプターでの市外搬送が即座に可能である。
- ②医師会医療機関の状況
 - 医師は自己の医療機関を閉めて病院前救護所または学校救護所に参集する（開業医が単独で自院で被災者対応を行うと疲弊しかねないため、救護所でのグループ診療に参加する）。
 - 医師の病院前救護所参集、班長医師の学校救護所参集は、ある程度の危険を伴う。日中でも、懐中電灯、底の丈夫な靴、ゴーグル、マスク、手袋などを着用しての参集が望ましい。
- ③学校救護所の状況
 - 救護本部の指示等により救護所開設準備を早期に開始する。
 - 被災状況により、班長が一人しか参集していなくても、またその他の参集要員が不完全であっても、可能な限り早期に診療を開始する。
- ④避難所の状況
 - 松戸市勤務の医療従事者等が主に避難所に避難するため、その中で、医療従事者・介護従事者のボランティアを募集しうる。必要に応じて、それらのボランティアの力を借りて、避難所での応急医療を開始する。
- ⑤地域の傷病者の状況
 - 住民による傷病者救護が積極的に行われる。住民による傷病者の病院搬送が積極的に行われる。
 - 夜間ほどではないが、要配慮者の身体的危険が大きい。要配慮者を緊急に救護し、在宅避難が適切な者に対しては在宅避難状態での支援を開始し、自宅が損壊している者や在宅生活が困難な者に関しては、必要に応じて、福祉避難所等に搬送する。
- ⑥在宅医療現場の状況
 - 電源必要者に対して、緊急性を持って速やかに電源確保を行う。
 - 住民組織、訪問看護師等による患者の安否確認を行う。
 - 日中は、電源必要者のヘリコプターによる市外搬送が可能である。

4 新型コロナウイルス等の感染症を考慮した感染予防策

発災時の救護活動においては、常に、新型コロナウイルス等の感染症への感染の可能性を考慮した救護活動を行う。

- ①救護活動における新型コロナウイルス等の感染予防策
 - 手指消毒、防護衣等の着用
 - 間隔をあけたトリアージや診療設備の設営
 - スタッフの交通制限、フロアや部屋を用いた感染遮断策（ゾーニング）を実施
 - 被災者のワクチン接種歴の確認
- ②クラスター発生時の対応の手順予測
 - 隔離対応
 - 治療
 - 保健所連携

第3節

松戸市の災害時保健医療体制

1 松戸市災害対策本部と救護本部の関係

多くの人命を救うために最も重要な保健医療体制を確保するため、市災害対策本部での対応の中で保健医療を専門で担当する救護本部を別に設置して、対応に当たる。

(1) 救護本部の構成団体

- ① 松戸市保健医療部（健康医療部）
- ② 松戸市医師会
- ③ 松戸歯科医師会
- ④ 松戸市薬剤師会
- ⑤ 災害医療コーディネーター

(2) 活動内容

- ① 市内全般的救護及び保健活動に関わる調整
- ② 医療救護班の編成及び医療救護活動
- ③ 災害拠点病院・災害医療協力病院の被害状況、傷病者受入態勢等の医療に関する情報を収集し、関係機関と情報共有
- ④ 救護所の設置・運営
- ⑤ 在宅療養患者（人工呼吸器患者等）の被災状況の収集と必要な支援
- ⑥ 関係機関への要員派遣等の協力・応援要請

2 松戸健康福祉センター（松戸保健所）との連携

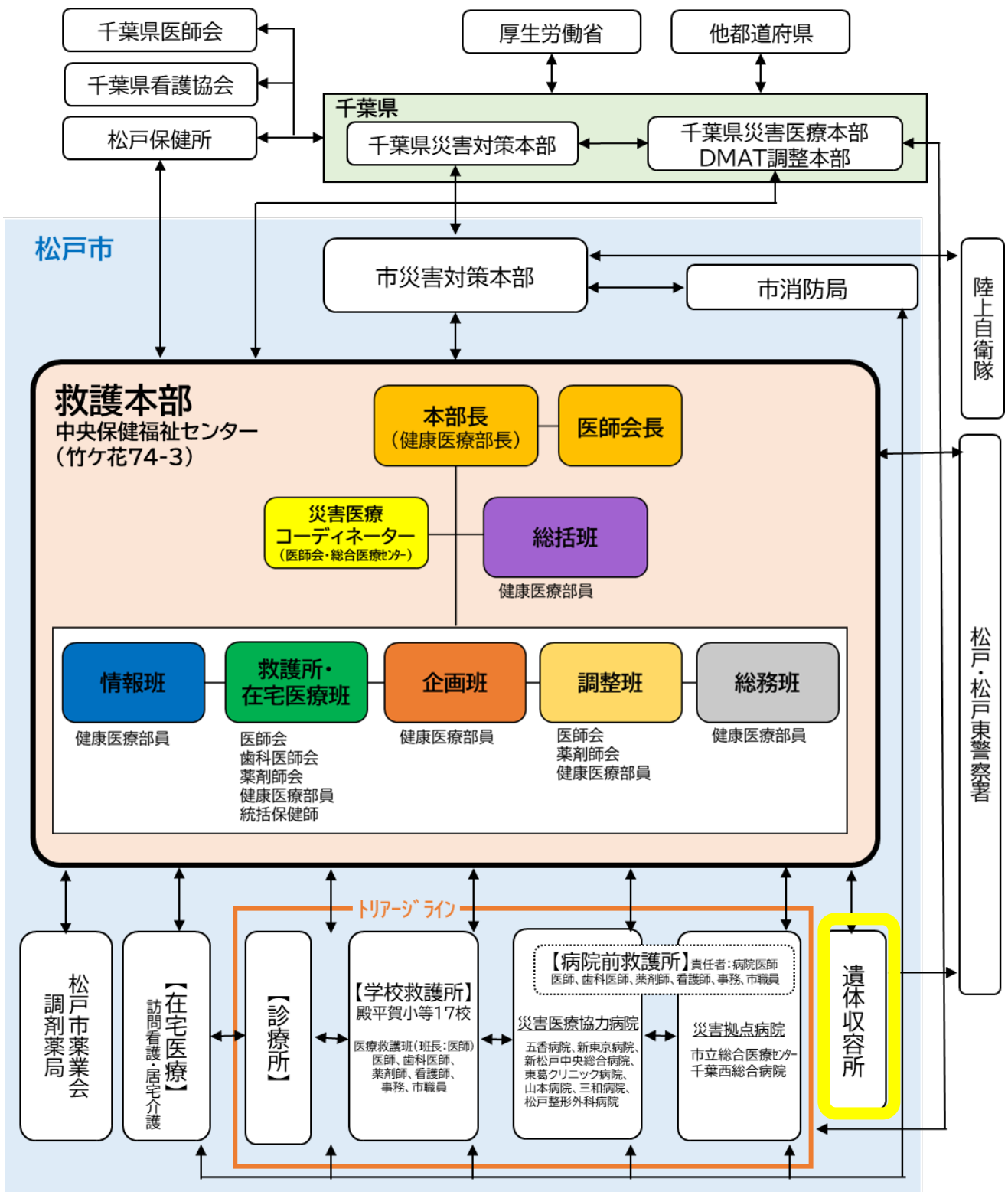
松戸健康福祉センター（松戸保健所）（以下、「松戸保健所」という。）は災害医療における地域の拠点として位置づけられているが、松戸市・流山市・我孫子市の3市を管轄しているため、松戸市の災害対応のみに注力できるわけではない。また、保健所の人員数も限られ、災害医療現場の実務対応に人員を投下できる体制にはないが、千葉県が行う松戸市への医療・救護の支援活動の窓口となるとともに、近隣市との災害対応連携の調整役としての役割を担う。

また、医薬品等の供給支援、他県自治体からの保健師の派遣等の調整、及び災害現場では感染症の感染拡大などが起こりやすく広域での対応が必要なことから、感染症コントロールの主導を担う。

なお、DMA Tの県内配置に関しては、千葉県DMA T調整本部が行うため、松戸保健所では行われない。

3 指揮命令系統の体系及び関係機関・団体等の主な役割

(1) 指示命令系統



(2) 関係機関・団体等の主な業務

① 千葉県災害医療本部

本部長：健康危機対策監

設置場所：千葉県庁本庁舎11階会議室（本庁舎13階医療整備課内）

構成員：健康福祉部関係課、県災害医療コーディネーター、千葉県医師会、日赤千葉県支部等

業務：災害医療対策の基本方針の決定、医療機関及び救護所の状況把握、関係機関への支援要請と連絡及び調整、医療チームの編成・派遣、他県への医療チームの派遣要請等

「DMAT調整本部（災害医療本部内）」

構成員：統括DMAT、DMAT隊員、千葉県職員

業務：千葉県内におけるDMAT活動方針の決定、他県等へのDMATの派遣要請、千葉県内で活動するDMATの支援等

② 松戸保健所

業務：医療機関の情報把握、備蓄医薬品・衛生材料の補給、職員派遣、救護所・避難所支援、在宅難病患者・在宅小児慢性特定疾患児支援・感染症対策等

③ 松戸市災害対策本部

設置場所：松戸市役所別館1階

業務：松戸市地域防災計画に基づく市内全体の災害対応における総合調整、方針決定等

④ 松戸市医師会

「松戸市災害時医療救護活動についての協定書」による。

業務：救護本部への協力、市災害医療コーディネーターの支援、医師の派遣、医療救護班の編成、病院の支援等

⑤ 松戸歯科医師会

「松戸市災害時歯科医療救護活動についての協定書」による。

業務：救護本部への協力、歯科医師の派遣、医療救護班（法歯学的活動を含む）の編成等

⑥ 松戸市薬剤師会

「災害時における医療救護活動についての協定書」による。

業務：救護本部への協力、薬剤師の派遣、医療救護班の編成、医薬品・衛生材料の供給・管理等

⑦ 千葉県看護協会松戸地区部会

業務：救護本部への協力、看護師の派遣、医療救護班の編成

⑧ 松戸市消防局

業務：災害時の応急対策、傷病者の救出・救命処置・搬送業務等

⑨ 松戸警察署・松戸東警察署

業務：松戸市災害対策本部との連携、震災警備、救出・救護活動、緊急輸送
路交通規制、遺体の検視・搬送 等

⑩ 陸上自衛隊松戸駐屯地

業務：松戸市災害対策本部との連携、救出・救護活動、道路啓開、被災者支
援等

⑪ 災害拠点病院

（3次病院）

病院：松戸市立総合医療センター

業務：超急性期における病院前救護所の設置と病院前トリアージ³、重篤な
患者の救命医療、災害医療協力病院等からの処置困難な傷病者（重症
者）の受入、域外搬送への対応、外部支援チームの運用、保有するD
MATの派遣、自施設被災状況・受入態勢をEMISへ入力

（2次病院）

病院：千葉西総合病院

業務：自施設被災状況・受入態勢・医療救護班派遣の可能性等を救護本部へ
連絡、超急性期における病院前救護所の設置と病院前トリアージ、傷
病者・中等症者・重症者への医療処置、自施設被災状況・受入態勢を
EMISへ入力

※重症系ベッド数

病院名	ICH	救命HCU	院内HCU
松戸市立総合医療センター	16 床	16 床	12 床
千葉西総合病院	20 床	-	6 床

⑫ 災害医療協力病院（2次病院等）

病院：新東京病院、新松戸中央総合病院、東葛クリニック病院、山本病院、五香病
院、三和病院、松戸整形外科病院

業務：自施設被災状況・受入態勢・医療救護班派遣の可能性等を救護本部へ
連絡、超急性期における病院前救護所の設置と病院前トリアージ、傷
病者・中等症者・重症者への医療処置、自施設被災状況・受入態勢を
EMISへ入力

※病院・救護所の配置図は第5章 資料編P49「救護所の配置」参照

⑬ 上記以外の病院

業務：自施設被災状況・受入態勢等をEMISへ入力、自施設の診療を継続、
傷病者・中等症者・重症者への医療処置

⑭ 専門的医療を提供する医療機関、有床診療所

【人工透析医療機関】

業務：自施設被災状況・受入態勢を救護本部へ連絡、日本透析医会災害時
情報ネットワークに情報登録、透析患者の受入

³ 「トリアージ」とは、大規模災害時に多数の傷病者が発生した場合に、短時間で最善の救命効果を得るため、傷病者の傷病程度により処置や搬送の優先度を定め、救命の順序を決めるもの。（詳細は、「第3章 第1節トリアージ」に記載）

【産科医療機関】

業 務：自施設被災状況・受入態勢を救護本部へ連絡、妊産婦の受入

【有床診療所】

業 務：自施設被災状況・受入態勢をEMISへ入力、自施設での診療を継続

⑮ 一般診療所（無床診療所）

業 務：医師は、松戸市医師会マニュアル等に基づき、学校救護所及び病院前救護所へ参集し、トリアージ活動・応急処置
 ※参集不可能な場合は、各施設で医療活動を継続
 ※診療所に勤務する看護師等は、必要に応じて、医師と行動を共にする。

⑯ 歯科診療所

業 務：医師は、松戸歯科医師会マニュアル等に基づき、学校救護所及び病院前救護所へ参集し、トリアージ活動・応急処置、その他の傷病者対応
 ※参集不可能な場合は、各施設で医療活動を継続

⑰ 薬局

業 務：薬剤師は、「松戸市薬剤師会災害対策マニュアル」等に基づき、学校救護所及び病院前救護所へ参集し、医薬品・衛生材料の管理・要請、トリアージ活動の補助
 ※参集不可能な場合は、各施設で医療活動を継続

⑱ 学校救護所

場 所：殿平賀小学校等 計 17 箇所
 責 任 者：医療救護班長（医師）
 要 員：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務員、市職員、その他関係機関からの派遣要員
 業 務：軽・中等症者に対する応急手当、傷病者のトリアージ、後方医療機関への搬送手続き、医療機関の被災により受診が困難になった患者の医療の実施及び代替医療施設等の情報提供

⑲ 病院前救護所

場 所：災害拠点病院及び災害医療協力病院 計 9 箇所
 責 任 者：各病院の計画による。
 要 員：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務員、市職員、その他関係機関からの派遣要員
 業 務：軽・中等症者に対する応急手当、傷病者のトリアージ、後方医療機関への搬送の手続き、医療機関の被災により受診が困難になった患者の医療の実施及び代替医療施設等の情報提供

⑩ 在宅医療・福祉サービス提供事業者

業務：訪問看護事業所は、各種マニュアル等に基づき、在宅患者の安否確認、治療・搬送を行う。
居宅介護支援事業所・介護サービス事業所は、各種マニュアル等に基づき、在宅患者の安否確認、搬送を行う。

⑪ 避難所 106 箇所

業務：避難者の収容、要配慮者⁴等に対する福祉避難所⁵への適切な避難者の収容、避難傷病者の適切な救護所への患者搬送

第4節

千葉県災害医療本部との調整事項

1 概要

救護本部は、様々な情報を千葉県災害医療本部と共有し、活動における必要な事項を調整する。

2 調整事項

(1) 報告内容

- ① 救護本部の設置状況
- ② 学校・病院前救護所の設置状況
- ③ その他、定時連絡が必要な事項等は別途千葉県の連絡による

(2) 情報収集内容

- ① 千葉県及び他都道府県のDMA Tの派遣状況

3 E M I S（広域災害救急医療情報システム）⁶からの情報収集

- (1) 災害拠点病院・災害医療協力病院の被災状況・傷病者の受入可否
- (2) 広域搬送が必要な傷病者情報
- (3) 被災地外医療機関の傷病者受入について

4 要請事項

- (1) 広域搬送（救急車両やヘリによる搬送等）要請
- (2) 医療救護班（J M A T、DMA T）の派遣要請、医療器具及び医薬品等の供給

⁴ 「要配慮者」とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等、災害時に特別な配慮を要する人

⁵ 「福祉避難所」とは、高齢者、障害者等、特別な配慮を要する人を受け入れる避難所

⁶ 「E M I S（広域災害救急医療情報システム）」とは、大規模災害時において、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するための情報共有システム。ちば救急医療ネットのホームページ内にリンクしている。

第2章

災害時保健医療の活動内容

第1節

災害時保健医療救護活動の基本方針

1 超急性期(72時間以内)

(1) 救護本部の設置・活動

- 救護本部参集要員は、市域で震度5強以上の地震が観測された場合や市長の指示等があった場合、直ちに救護本部を設置する。
- 市災害医療コーディネーターは、救護本部において、市内の医療救護活動のコーディネートを行う。
- 救護本部は、関係機関と連携し、死傷者の発生場所・規模及び病院の被害の状況を収集し、当面の医療救護活動の対策を確立する。
- 救護本部は、被災状況を早期に確認し、どの病院前救護所および学校救護所を稼働させるかを速やかに決定し、救護所参集者に周知する。
- 救護本部は、毎日、市全体の被災と状況変化について定期的に情報をとりまとめ、関係者への定期的な情報提供を行う。

(2) 傷病者の医療救護

- 震度6弱以上の地震発生時は、災害拠点病院・災害医療協力病院前に設置する病院前救護所、学校救護所及び診療所において、トリアージを実施する。
- トリアージに基づき、中等症・重症者を災害拠点病院と災害医療協力病院で受入、軽症者は学校救護所、診療所、トリアージ実施場所（病院前救護所）において対応し、効果的な超急性期の医療救護活動を実施する。
- 中等症・重症者への医療救護活動対応能力を向上させるため、松戸市内の医師、歯科医師、薬剤師等は、災害拠点病院、災害医療協力病院へ参集し、トリアージ・救護所活動を実施する。
- 医療救護班長等は、原則として学校救護所に集合する。
- 手術等が必要な患者や重症者で被災地外に搬送可能な者を被災地外の安全な場所に搬送し、安定した環境で治療可能とする。
- 派遣されるDMA Tは、災害拠点病院に設置されるDMA T活動拠点本部により、災害協力病院等に適切に配分される。
- 市内の備蓄又は入手可能な医薬品を活用する。

(3) 在宅療養患者・要配慮者支援

- 応急医療を要しない被災者の状況把握に努め、超急性期以降の保健医療活動へ体制を変換するための準備を行う。
- 在宅医療サービス事業者と連携し、事前トリアージに基づき、電力が必要な在宅患者の電源確保、急性期医療が必要な在宅避難者を支援する。
- 要配慮者のうち、事前トリアージに基づき、人工透析患者など72時間以内に治療が必要な患者を適切に支援する。被災地外に搬送可能な者を被災地外の安全な場所に搬送し、安定した環境で治療可能とする。

(4) 受援体制の構築

- 急性期以降本格化する被災地外からの応援派遣を見据え、医療機関・救護所、避難所、在宅における保健医療ニーズの収集に努める。
- 応援チーム及び医療職ボランティアの適切な配置・組織化を行い、外部人材の力を効果的に運用する。

2 急性期（72時間以降～1週間）

- 病院前救護所を閉鎖し、各診療所、学校救護所、巡回医療活動を逐次充実させ、避難所及び在宅避難者等、地域における保健医療救護活動を強化する体制へ変換する。
- 災害拠点病院及び災害医療協力病院の医療救護活動を引き続き維持・向上させる。
- 救護本部及び市災害医療コーディネーターは、医療機関・救護所、避難所、在宅における保健医療ニーズに基づき、JMA T等の外部支援チームを適切に運用する。
- 県と連携して、医療器材及び医薬品を補給する。

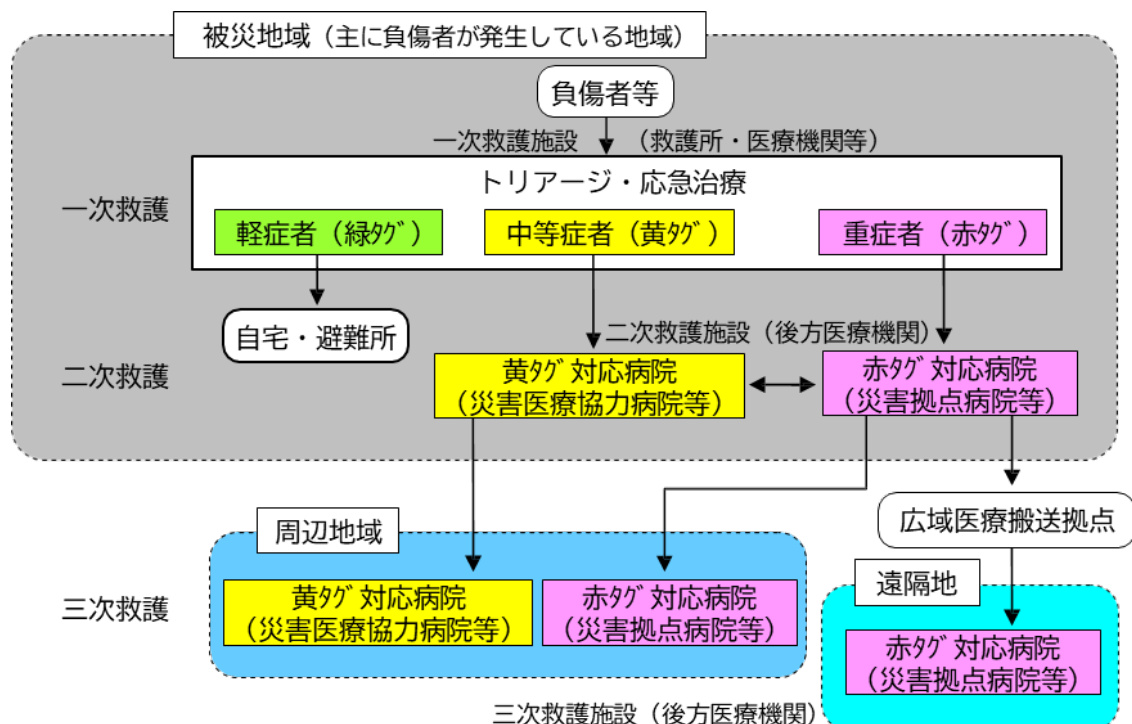
3 亜急性期（1週間～1ヶ月）

- 避難所生活の中長期化に伴い、避難所生活での体調不良者、慢性疾患患者に対する医療活動、感染症対応、避難所避難者・在宅避難者の健康管理が重要になる。
- そのため、市医師会・歯科医師会・薬剤師会や松戸保健所と連携し、外部支援チームの力も活用しながら巡回医療や健康相談により、疾患予防・感染予防や心理的ケアを行い、災害関連死、二次健康被害を予防する。
- 住居を失った者に対しては、円滑な仮設住宅への移行を推進するとともに、経済的支援と同時に、孤立死対策、自殺対策に重点を置いて、医療・福祉の多職種による支援を継続する。

（災害時医療救護活動の流れ）

※千葉県災害医療救護計画（千葉県健康福祉部）より

一次救護	被災地域内の救護所や医療施設で、負傷者等に最初に行われるトリアージや応急治療
二次救護	一次救護の結果さらに治療が必要と判断された患者に対し、主に被災地域内の医療機関で実施される医療活動
三次救護	二次救護の結果さらに治療が必要と判断された患者や、二次救護に関わる医療機関の医療機能を維持するために転院が求められた患者に対し、被災地の周辺地域や遠隔地の医療機関で実施される医療活動



第2節

部門別の活動内容・参集基準等

1 部門別活動内容

部門		主な活動内容
救護本部	健康医療部	○職員の参集・配置 ○本部レイアウト設置 ○E M I S 立ち上げ・入力 ○三師会との連携 ○災害対策本部からの情報収集（被災状況・避難所状況・輸送体制等） ○医療機関の被災状況・受け入れ態勢の把握 ○救護所の状況把握 ○傷病者数（特に重症）の把握 ○救護所への市職員派遣及び医師等の派遣調整 ○医療的ケアを要する在宅避難者の把握 ○医薬品の搬送・緊急調達 ○本部会議資料準備・会議開催 ○受援体制の構築 ○不足する人員要請・受け入れ
	医師会長（又は代理者）	○救護本部参集 ○被災状況把握 ○対応方針の決定
	災害医療コーディネーター	○救護本部参集 ○被災状況把握 ○対応方針の決定 ○DMATとの連携 ○重症者の把握、要移送者の把握 ○医療的ケアを要する在宅避難者の把握
	医師会担当者	○救護本部参集 ○医師会員の被災状況把握 ○医師会員の救護所への派遣調整
	歯科医師会長（又は代理者）担当者	○救護本部参集 ○歯科医師会員の被災状況把握 ○歯科医師会員の救護所への派遣調整
	薬剤師会長（又は代理者）担当者	○救護本部参集 ○薬剤師会員の被災状況把握 ○薬剤師会員の救護所への派遣調整 ○医薬品・衛生材料の状況把握
医師会員		○施設内被災状況把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○診療機能の回復 ○救護所の参集・開設準備、トリアージ、応急処置
歯科医師会員		○施設内被災状況把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○診療機能の回復 ○緊急歯科治療 ○救護所の参集・開設準備、トリアージ、応急処置 ○状況により身元確認等の検視支援
薬剤師会員		○施設内被災状況把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○診療機能の回復 ○救護所の参集・開設準備、医薬品供給・管理・要請
災害拠点病院（病院前救護所）		○院内被災状況の把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○病院機能の回復 ○E M I S 入力 ○病院前救護所の開設準備・トリアージ・応急処置 ○中等症、重症者の受入れ ○転院、広域搬送調整 ○DMAT、医師等の派遣要請・受け入れ ○医薬品・衛生材料の要請・受け入れ
災害医療協力病院（病院前救護所）		○院内被災状況の把握 ○患者の安全確保・応急処置 ○病院機能の回復 ○E M I S 入力 ○病院前救護所の開設準備・トリアージ・応急処置 ○中等症、重症者の受入れ ○転院、広域搬送調整 ○DMAT、医師等の派遣要請・受け入れ ○医薬品・衛生材料の要請・受け入れ

部門	主な活動内容
学校救護所	○予め指定された医師等の参集・開設準備 ○トリアージ・応急処置 ○中等症、重症者の搬送
避難所・福祉避難所	○避難所の中の傷病者の把握・報告 ○市災害対策本部・救護本部との連絡、必要な医療活動の要請
訪問看護連絡協議会	○事前トリアージに基づき、電力が必要な在宅患者の電源確保
居宅介護支援専門員協議会	○在宅患者の安否確認、急性期医療が必要な者を搬送 ○福祉避難所への応援
社会福祉協議会 (ボランティアセンター)	○ボランティアの受付 ○ボランティアの受け入れについて救護本部と連携

2 参集基準等

場所	参集基準	参集要員	設置基準
救護本部	・市域で震度5強以上観測 - または、 ・市長の指示がある場合や健康医療部長が必要と認めた場合	・健康医療部員 ・医師会長（又は代理者） ・災害医療コーディネーター （医師会選出 総合医療センター選出） ・医師会担当者 ・歯科医師会長（又は代理者） ・薬剤師会長（又は代理者）	・市域で震度5強以上の地震が観測された場合 - または、 ・市長の指示がある場合や健康医療部長が必要と認めた場合
病院前救護所	・救護本部の指示 - または、 ・市域で震度6弱以上観測	・健康医療部員 ・医師会員 ・歯科医師会員 ・薬剤師会員	・救護本部の要請 - または、 ・被災状況等から設置が必要と判断される場合（要請を待たず設置）
学校救護所			・救護本部の指示 - または、 ・被災状況等から設置が必要と判断される場合（指示を待たず設置）

第3節

松戸市救護本部の活動内容

1 概要

救護本部は、市災害対策本部が設置された場合に、市災害対策本部と連携し、市内における保健医療救護活動の総合調整を行う。

2 組織及び役割

(1) 本部長〔健康医療部長〕

市の保健医療救護活動方針の決定、救護所設置の指示等、救護本部の指揮を執る。

(2) 医師会長（又は代理者）

本部長とともに、市の保健医療救護活動の全般をマネジメントする。

(3) 災害医療コーディネーター〔指定された医師〕

市の保健医療救護活動の対策立案・総合調整を実施する。

医師会選出の 災害医療コーディネーター	主に、一次トリアージと重症者の振り分け、救護所での入院を要さない患者の治療、要配慮者医療や在宅医療に関する総合調整等を行う。病院・学校救護所、避難所・福祉避難所の医学管理、在宅医療患者の医学管理等に従事する。
市立総合医療センターの 災害医療コーディネーター	主に、救護所内外での重症者治療、急性期病院における救護医療、DMATの受入れと配置、被災地外への搬送マネジメントを行う。

(4) 各対策班〔健康医療部、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会〕

総括班 健康医療部	・本部内各班の対応状況を管理する。 ・対応状況の本部長への報告（重要事項は即時）、本部長指示事項・本部決定事項の各班への伝達等を行う。 ・資料作成（本部会議用、外部情報提供用）を行う。
企画班 健康医療部	・情報分析、対応内容の検討を行い、各班と対応内容を調整する。
情報班 健康医療部	・MCA無線機やEMIS等での情報収集、クロノロジー作成、状況図作成を行う。 ・MCA無線機担当、EMIS担当、クロノ担当を配置する。
救護所・在宅医療班 健康医療部 医師会 歯科医師会 薬剤師会	・救護所の統括、搬送マネジメントを行う。 ・市医療職、三師会員の派遣・調整を行う。 ・各会員（医師等）への連絡・調整を行う。 ・在宅療養患者支援に関する総合調整を行う。
調整班 健康医療部 医師会 薬剤師会	・関係機関、協定団体等から医薬品や燃料等の物資を調達し、供給する。 ・関係機関、協定団体等から人員を調達し、派遣する。
総務班 健康医療部	・救護本部への参集状況整理、勤務ローテ管理、施設管理、消耗品手配などの庶務を行う。 ・救護本部と健康医療部内各課及び庁内の連絡窓口となる。 ・救護本部に参集した関係機関の受付、整理を行う。

※受援や保健活動の調整を担う部門をフェーズに応じて設置する。

→受援：医療機関・救護所、避難所、在宅における保健医療のニーズに基づいて、ニーズと供給のマッチングを行う。この際、DMAT・JMAT、他自治体からの派遣される保健師以外の外部からの専門職ボランティア（専門職団体・編成されたチーム・個人）の受入れを松戸市災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）と連携して実施する。

→保健活動：三師会や要配慮者等への支援の中心となる福祉長寿部と連携し、災害関連死・二次健康被害予防を中心とした巡回医療・健康相談を実施する。

3 要員の参集

救護本部の各要員は、次の基準で中央保健福祉センターに参集する。

【参集基準】

災害種別等	参集時期（自動・指示）
地震 （市域で震度5強以上観測）	各自で震度を確認後、自動参集 ※震度が確認できない場合等で参集の判断ができないときは、進んで各参集場所に参集する。
その他、市長の指示がある場合や健康医療部長が必要と認めた時	必要に応じて電話等による連絡網で参集の指示を受けた場合に参集

4 設置等

（1）設置基準

市域で震度5強以上の地震が観測された場合、または、市長の指示がある場合や健康医療部長が必要と認めた場合に設置する。

（2）設置場所

第1順位：中央保健福祉センター

第2順位：松戸市衛生会館

第3順位：松戸市立総合医療センター

（3）本部長及び本部長代理

本部長は健康医療部長とし、必要に応じて代理を充てる。

第1順位：健康医療部統括課長

第2順位：健康医療部統括課長の次の職位の者

（4）使用する備品等の準備

情報活動のための通信機器、情報整理のための備品（ホワイトボード、記録用紙、地図等）、夜間や停電時の対応のための照明（懐中電灯等）等を準備する。

5 活動事項

- （1）三師会、医療機関等の被害状況の把握と整理
- （2）医療機関の傷病者受入態勢に係る情報収集
- （3）E M I Sの代行入力（市職員が医療機関スタッフに代わって入力する作業）
- （4）市災害対策本部への報告・調整
- （5）定期的な連絡会議（1日1回以上）の開催、関係機関との情報交換・調整
- （6）学校・病院前救護所の設置検討・指示
- （7）学校・病院前救護所の設置・運営
- （8）医薬品・衛生材料の輸送、各要員の派遣
- （9）医療機関、救護所、避難所の傷病者の把握、搬送手段、搬送先の調整
- （10）医薬品・衛生材料の流通状況、補充調整、調達
- （11）在宅療養患者支援の総合調整
- （12）遺体収容所の設置・運営
- （13）巡回医療、健康相談の総合調整
- （14）千葉県災害医療本部との情報共有及び調整

- (15) 千葉県医療救護班派遣、DMAT派遣の要請と受入れ・配置
- (16) 関係機関への要員派遣等の協力・応援要請
- (17) 外部支援チーム、その他専門職ボランティアの受入れ・調整
- (18) 広報
- (19) その他、状況に応じた必要事項

6 留意事項

救護本部や救護所等の医療従事者の疲労予防のため、休憩・食事・交代等について考慮する（外部支援チーム/外部ボランティア含む）。

第4節 各医療機関の役割

市内各医療機関の役割分担は、原則、以下のとおりとする。

種 別		役 割
病 院	災害拠点病院	・病院前救護所設置とトリアージ ・中等症、重症患者の受入、処置 ・他機関からの重症者の受入
	災害医療協力病院	・病院前救護所設置とトリアージ ・中等症、重症患者の受入、処置
	専門的医療を行う病院 (透析、産科)	・自施設での専門的医療の継続
	一般的医療を行う病院	・自施設での医療の継続
診療所 歯科診療所	専門的医療を行う診療所 (透析、産科)	・自施設での専門的医療の継続
	有床診療所	・自施設での医療の継続
	一般的医療を行う診療所	・救護所での医療活動への協力 *
薬 局		・救護所での医療活動への協力 * ・薬局の業務継続

(*) 救護所への参集が不可能な場合は、自施設での医療を継続
救護所へ参集する際は、自院の入口等に救護所で医療活動を行っている旨の掲示を行う

1 災害拠点病院の活動内容

(1) 指定要件

災害拠点病院は厚生労働省によってその要件が定められ、県の承認にて指定される。多発外傷や挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有する必要がある。東葛北部地区では、松戸市立総合医療センター、慈恵医大柏病院、千葉西総合病院が指定されている。

- ① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うこと
- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること
- ③ 災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること
- ④ 救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること
- ⑤ 地域の二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること。又、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること

(2) 超急性期(72時間以内)

①松戸市立総合医療センター災害対策本部の設置

- 災害規模に応じた職員召集体制を敷いている。
- 自主参集職員は協議の上、参集レベルと災害時事業継続計画（BCP）運用の適否を判断する。
- BCP 運用適応判断をもって災害対策本部設置とする。
- 災害対策本部長は原則として病院長とする。

*対象とする災害

- ・松戸市民の医療需要が松戸市立総合医療センターの医療供給を上回る可能性のある、以下の2項目を満たすあらゆる災害
- ・松戸市地域防災計画に定める震災及び風水害、大規模事故
- ・参集職員が BCP の運用が妥当と判断

②松戸市立総合医療センター受入れ体制

- 災害時はトリアージポストを設置し、重症度に応じた診療エリアに適宜誘導する。
- 災害拠点病院として各種組織からの重症傷病者の受け入れを行う。受入れは千葉県東葛北部地域に留まらず、東京都や埼玉県からも要請に基づき収容する。
- 入院中の重症患者を下記重症系ベッドから一般病棟に移動させ、可能な限り院外からの重症傷病者を受け入れることができるようにする。

*病床数

- ・Intensive Care Unit (ICU) : 16 床
- ・救命 High Care Unit (HCU) : 16 床
- ・院内 High Care Unit (HCU) : 12 床

③松戸市立総合医療センターからの域外搬送

- 多数の重症傷病者が市立総合医療センターに収容されたが病院の対応能力を超えている場合は、被災地外に素早く搬送を行う。
- 傷病者情報は EMIS に入力し、松戸市および千葉県災害医療本部に連絡する。
- DMA T の搬送機能を用いて車両またはヘリコプターで搬送する。ヘリコプター搬送は、災害拠点病院からの搬送を基本とする。なお、松戸市運動公園からのヘリコプター搬送も可能である。

④災害現場への医師等の派遣

災害現場に医師等を派遣する要請があり、同院災害対策本部が派遣可能と判断した際は、病院長は、医師、看護師及び運転手(又は事務職員)を災害現場に出動させることができる。

(3) 超急性期以降(72時間以降)

①外部支援チーム(DMA T等)との共同運用

- 被災地外からの支援チームの協力を得て、引き続き東葛北部地域の災害医療の中心的役割を担っていく。
- 支援チームは同院の常勤医療スタッフと交代勤務を行い、災害拠点病院としての機能を維持していく。

②災害医療協力病院への患者転院

市立総合医療センターで状態が落ち着いている傷病者は、災害医療協力病院への転院を進める。必要に応じて、福祉避難所、在宅医療フィールド等への退院調整を行う。

③災害医療協力病院への支援

支援要請のあった災害医療協力病院へ、救護本部と協力し人的物的支援を行う。

2 災害医療協力病院の活動内容

(1) 超急性期(72時間以内)

- 中等症及び重症者の受入れを重視して医療救護活動を実施する。
- 発災後72時間までは病院敷地内において、近隣の医師(松戸市医師会)、歯科医師(松戸市歯科医師会)、薬剤師(松戸市薬剤師会)等の応援により病院前救護所を設置してトリアージを行い、中等症及び重症者の院内への受入れを実施する。軽症者については、病院前救護所において可能な範囲で応急処置を実施する。
- 傷病者の重症度に応じ、救護本部、消防局、DMATと連携し、災害拠点病院あるいは市外の病院への転院及び搬送、自宅または福祉避難所への退院を実施する。
- 在宅医療を支援する。
- 院内に災害対策のための本部を設定し、各病院の災害対策マニュアルに基づき行動する。
- 医療機関の情報をEMIS(広域災害救急医療情報システム)へ入力し、情報の共有を進める。

(2) 急性期以降(72時間以降)

- 救護本部と連携し医療救護活動を実施する。
- 病院前救護所を閉鎖し、応援医師等を解散させる。
- 救護本部と連携し、避難所・福祉避難所医療の支援の実施や在宅医療支援を継続する。

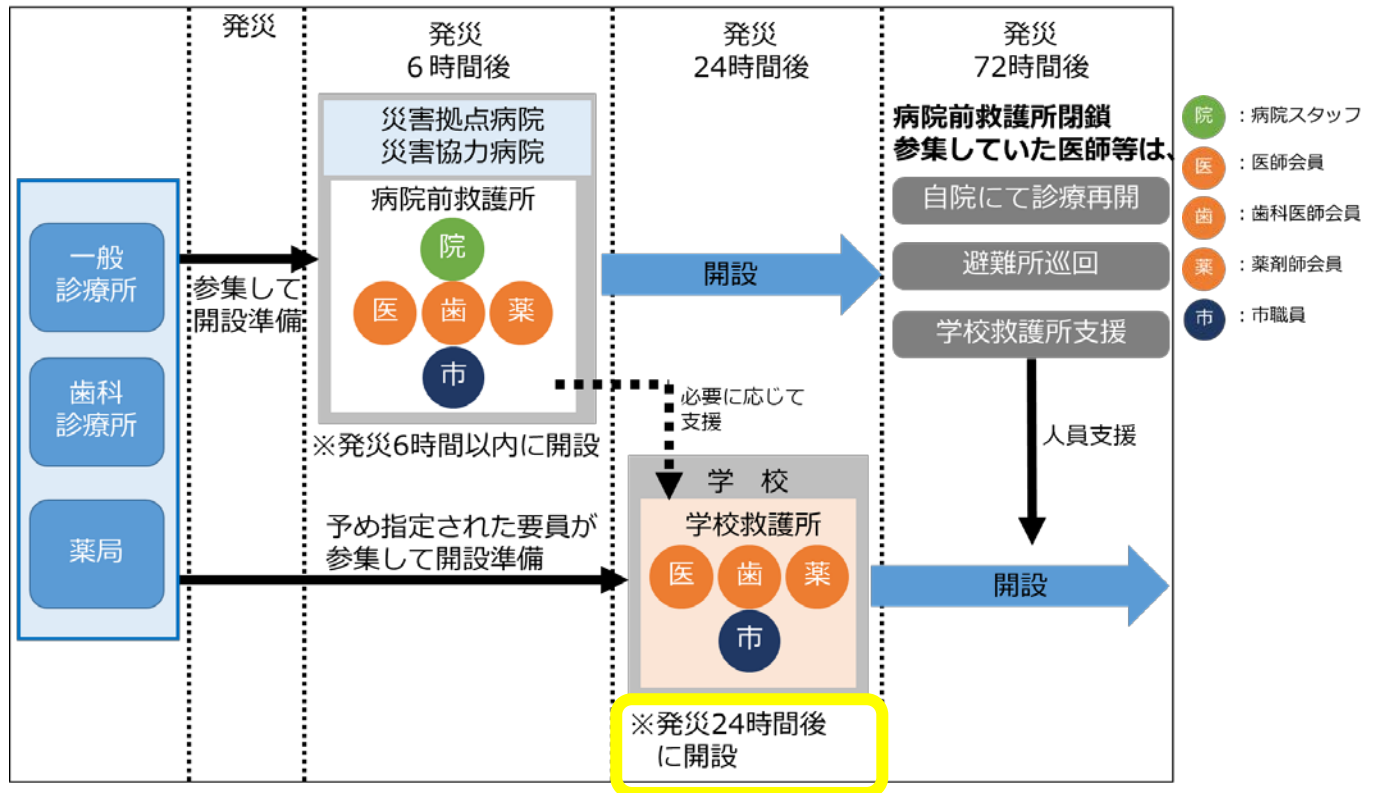
第5節

救護所の設置

震度6弱以上の地震発生時等、通常の医療体制では対応できない場合、救護所を設置する。

	病院前救護所	学校救護所
①目的	○病院前救護所においてトリアージを行い、重症者・中等症者等に対する病院の診療機能を確保	○病院前救護所がない地域における医療機能の提供 ○避難生活長期化による被災者の健康管理等
②開設期間	○発災6時間後から72時間	○発災24時間後から ※閉所は、地域の医療機能の回復状況から判断
③設置場所	○市内災害拠点病院及び災害医療協力病院 全9病院	○市内小・中学校の一部 全17箇所
④機能活動事項	○トリアージ ○軽症者(慢性疾患等含む)に対する治療 ○中等症・重症者に対する院内受入れ又は搬送までの応急処置	○トリアージ ○軽症者(慢性疾患等含む)に対する治療 ○受入可能医療機関への搬送 ○中等症・重症者に対する応急処置 ○避難者等に対する健康相談
⑤従事者(参集要員)	○病院スタッフ ○医師会、歯科医師会、薬剤師会からの派遣要員 ○市職員	○医師会、歯科医師会、薬剤師会からの派遣要員 ○市職員

[救護所開設の流れイメージ図]



1 学校救護所の活動内容

(1) 概要

学校救護所は、救護本部の指示に従い、あらかじめ指定した場所に設置し、被災住民のトリアージと応急処置及び傷病者の搬送等、円滑な医療救護活動を行うための拠点として位置付け、医療救護班長（医師）の指揮の下、医療救護活動を実施する。

(2) 組織及び役割

組織に基づき各職種の専門知識・技術を生かして次の役割を担うことを基本とし、必要に応じて、その場で必要とされる業務に各要員が協力して柔軟に対応するものとする。

①責任者〔医療救護班長（医師）〕 各学校救護所 2 名

救護所要員の確保、傷病者の受入れや救護本部との派遣要員、搬送先医療機関の調整等、学校救護所の指揮を執る。

②派遣要員〔医師〕松戸市医師会のマニュアル等に基づき参集

ア トリアージの実務リーダー

イ 重症者・中等症者の病院への搬送指示等

③派遣要員〔歯科医師・看護師〕松戸市歯科医師会や所属機関のマニュアル等に基づき参集

ア トリアージの補助

イ 軽症者の応急処置等

ウ 応急処置を待つ者への対応、応急処置後の患者の状態管理

エ 搬送の補助

オ 医療空間や療養空間の環境整備

カ 傷病者の精神的支援

キ コミュニケーションに時間を要する要配慮傷病者（聴覚障害者・視覚障害者・言語の障害がある者・外国人等）への対応

④派遣要員〔薬剤師〕 松戸市薬剤師会災害対策マニュアル等に基づき参集

- ア トリアージの補助
- イ 軽症者や慢性疾患患者等への服用薬の聞き取り、受診の必要性の振り分け
- ウ 医師の処方に基づく調剤
- エ 一般用医薬品の管理と軽症者への提供
- オ 医療用医薬品・衛生材料の管理・要請

⑤派遣要員〔市職員〕

○事務職

- ア 救護所設営用品の確保と設営、医療材料、食料・飲料水の調達・管理
- イ トリアージの受付、トリアージタグの記載管理
- ウ 救護本部との連絡手段の確立、連絡・調整
- エ 近隣の稼働している医療機関の確認
- オ 医療職と協力して、搬送の調整等
- カ ボランティアの要請と配置

○医療職

- ア トリアージ及び応急処置の補助、医療用品・薬剤の確保

○事務職・医療職共通

- ア 医療空間・療養空間の環境整備
- イ 傷病者の精神的支援
- ウ コミュニケーションに時間を要する要配慮傷病者（聴覚障害者・視覚障害者・言語の障害がある者・外国人等）への対応
- エ 傷病者及び家族の問合せや相談への対応

(3) 要員の参集

①参集要件

学校救護所の各要員は、市域で震度 6 弱以上が観測された場合や風水害等により同等の被災状況が生じた場合、自動的に各学校救護所に参集する。その他、救護本部の指示があった場合に参集する。

この際、医療救護班長に指名されている医師や歯科医師会・薬剤師会の指定要員は必ず参集する。

なお、指名する医師等は、可能な限り、夜間・休日においても迅速に参集できる医師を指名する。

②参集人員の配分

○医療救護班長（医師会医師）は必ず参集する。

- ア 班長は原則 2 名とし、初期には 2 班に分かれてトリアージブースを 2 列で実施する。
- イ 傷病者が多い場合、班長の判断で、医師会医師をリーダーとしたトリアージブースを増設し、3 列以上のトリアージを実施する。
- ウ トリアージブースの数は、訪れる傷病者数の時間経過によって、班長の判断で増減する。また、必要に応じて、班長は、二次トリアージを実施する。

○その他の参集した医師等の配置は、班長が指示する。

- ア 班長は、専門職等の人員が十分に集まらない状態でも可及的速やかに救護所を立ち上げ、可能な救護活動を速やかに開始する。不足する人員は、救護本部への要請や避難してきた者の中から医療従事者を募る等して確保する。
- イ 傷病者に比較して多くの医師・看護師・歯科医師・薬剤師等が参集した場合、班長の判断で、病院前救護所、避難所等での医療活動に人員を配分する。

○市職員は、救護所に直行して設営・トリアージ物品整備等に関与する者を予め設定しておき、発災時に適切に参集する。

(4) 設置等

①設置基準

○救護本部の指示に基づき設置する。

○状況が不明若しくは被災状況から必要と判断される場合や傷病者がすでに集まっている場合は救護本部の指示を待たずに、参集と同時に設置し、活動を開始することを妨げない。

②設置場所（17箇所）

No.	管 轄	施 設 名	所 在 地	M C A	電 話
1	小 金	殿 平 賀 小 学 校	殿平賀339-1	00289	344-8621
2		小 金 小 学 校	小金355	00290	341-0450
3	小 金 原	栗 ヱ 沢 小 学 校	小金原7-16	00291	341-2640
4	常 盤 平	常盤平第二小学校	常盤平4-18	00292	386-1331
5		常盤平第三小学校	常盤平西窪町25-1	00293	387-4605
6		松飛台第二小学校	松飛台59	00294	385-4111
7	六 実	六実第三小学校	六高台3-141	00295	384-3161
8	東 部	市立松戸高等学校	紙敷2-7-5	00296	385-3201
9		東 部 小 学 校	高塚新田382-1	00297	391-2971
10	矢 切	第 二 中 学 校	小山685	00298	363-7205
11		大 橋 小 学 校	二十世紀ヶ丘梨元町32	00299	392-2921
12	本庁第一	相 模 台 小 学 校	岩瀬434-2	00300	363-4245
13		寒 風 台 小 学 校	松戸新田316-25	00301	363-1048
14	本庁第二	古 ヱ 崎 中 学 校	古ヶ崎2515-1	00302	366-0420
15	馬 橋	八 ヱ 崎 小 学 校	八ヶ崎6-53-1	00303	342-1094
16	新 松 戸	馬 橋 北 小 学 校	新松戸南2-1	00304	344-8586
17		小 金 中 学 校	新松戸北2-16-11	00305	341-0646

③学校救護所の責任者

各学校救護所の責任者は、医療救護班長（医師）とする。班長が2名参集している場合は、2人の合議による運営を行う。初期には、班長一人ずつ、それぞれ2班に分かれて2列のトリアージブースを運営する。

④使用する資機材等の準備

保健室に保管されている災害用医療資器材を活用し、活動環境を確保する。

また、同資器材等が不足する場合は、支所等（10箇所）保管の災害用医療資器材を活用したり、松戸保健所が備蓄する医薬品や救急セットの供給を千葉県に要請する。

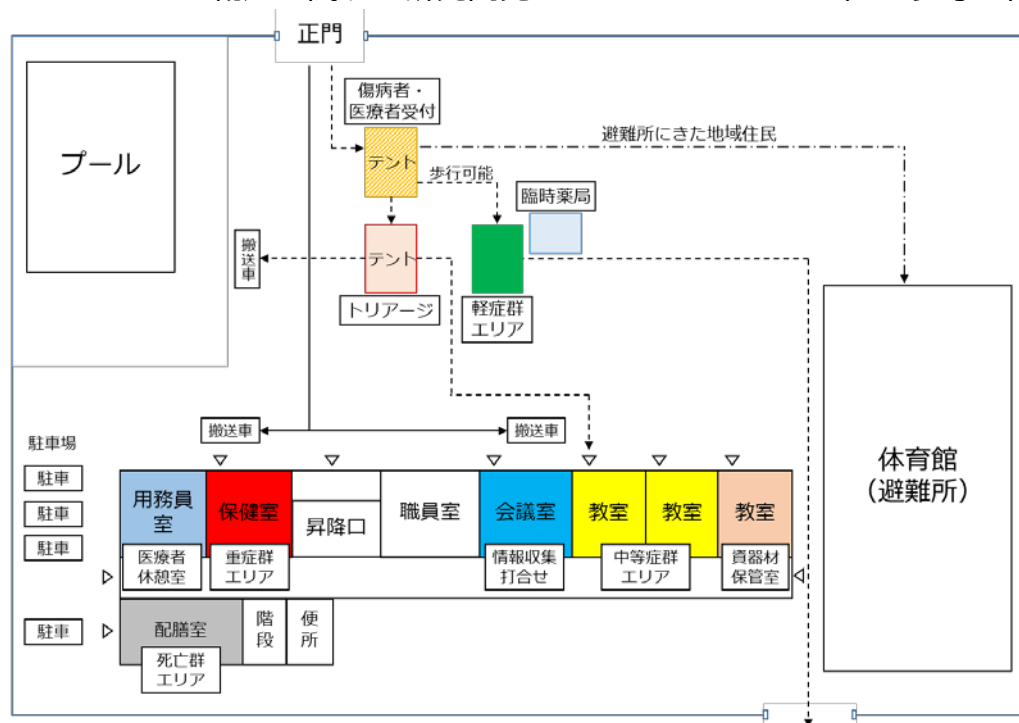
⑤設置手順等

ア 学校救護所設置場所に参集後、あらかじめ定めた場所に各要員が協力して学校救護所を設置し、施設管理者（学校長・教頭）へ報告する。その際、可能な限り避難者やボランティアの協力を得る。

- イ 設置後、MC A無線、各施設の電話、アマチュア無線等による救護本部との連絡手段を確立し、連絡担当要員を置く。無線等の連絡手段が麻痺している場合には、直接人員を送ることによって情報のやり取りを行う。
- ウ 連絡手段の確立後、参集状況、参集状況を踏まえた活動可能内容等を報告し、救護本部からの指示を受け、活動する。
- エ 学校救護所は、各要員の参集状況や施設の被害状況、周辺地域の被害状況、傷病者の受入れ状況などを救護本部へ逐一報告し、輸送手段や資機材、医薬品・衛生材料、交代要員等が必要な場合は、応援を要請する。
- オ 学校救護所は、傷病者が存在する限り継続して設置することを基本とするが、時間経過や傷病者数、医療機関の復旧状況などを考慮し、救護本部と協議した上で、必要に応じて規模の縮小等を検討する。

(学校救護所レイアウト例)

※医療救護開設マニュアル ver.2（災害医療救護訓練の科学的解析に基づく都市減災コミュニティの創造に関する研究開発 RISTEX プロジェクト）を参考に作成



(5) 活動事項

- ①傷病者のトリアージ
- ②重症者（赤タグ）及び中等症者（黄タグ）を各医療機関へ搬送
- ③軽症者（緑タグ）への応急処置
- ④医薬品・衛生材料の需給状況の管理
- ⑤診療記録（診療録・診療日誌・業務日誌・傷病者一覧）の作成
- ⑥遺体（黒タグ）発生状況に応じて死体検視及び死体検案書の作成
- ⑦救護本部との連携及び必要な報告
- ⑧傷病者からの様々な問い合わせに対する対応
- ⑨傷病者及び家族の精神的支援
- ⑩要配慮傷病者に対する時間をかけた支援
- ⑪その他、状況に応じた必要事項

(6) 留意事項

学校救護所における医療従事者の疲労予防のため、休憩・食事・交代等について救護本部と連携し、対応する。

2 病院前救護所の活動内容

(1) 概要

病院前救護所は、各病院の計画等に従い、災害拠点病院及び災害医療協力病院前駐車場等に設置する。派遣された医師、歯科医師、薬剤師等は、各病院と連携して被災住民のトリアージと応急処置及び傷病者の搬送等円滑な医療救護活動を行い、病院機能、特に救命救急機能の維持を図る。

(2) 組織及び業務

各病院の医師等と協力して実施するものとする。

①責任者 病院医師 1 名

責任者は、救護所要員の確保、傷病者の受入れや救護本部との派遣要員、搬送先医療機関の調整等、病院前救護所の指揮をとる。

②病院スタッフ（医師・看護師・薬剤師等）

派遣された医師等とともに、病院前救護所でのトリアージ等を行うとともに、傷病者の院内への受入れ等の院内との連携を行う。

③派遣要員【医師】松戸市医師会のマニュアル等に基づき参集

ア トリアージの実務リーダー

イ 重症者・中等症者の病院への搬送指示等

④派遣要員【歯科医師・看護師】松戸市歯科医師会や所属機関のマニュアル等に基づき参集

ア トリアージの補助

イ 軽症者の応急処置等

ウ 応急処置を待つ者への対応、応急処置後の患者の状態管理

エ 搬送の補助

オ 医療空間や療養空間の環境整備

カ 傷病者の精神的支援

キ コミュニケーションに時間を要する要配慮傷病者（聴覚障害者・視覚障害者・言語の障害がある者・外国人等）への対応

⑤派遣要員【薬剤師】松戸市薬剤師会災害対策マニュアル等に基づき参集

ア トリアージの補助

イ 軽症者や慢性疾患患者等への服用薬の聞き取り、受診の必要性の振り分け

ウ 医師の処方に基づく調剤

エ 一般用医薬品の管理と軽症者への提供

オ 医療用医薬品・衛生材料の管理・要請

カ 病院薬剤部の支援

⑥派遣要員【市職員】

○事務職

ア 救護所設営用品の確保と設営、医療材料、食料・飲料水の調達・管理

イ トリアージの受付、トリアージタグの記載管理

ウ 救護本部との連絡手段の確立、連絡・調整

エ 医療職と協力して、搬送の調整等

オ ボランティアの要請と配置

○医療職

ア トリアージ及び応急処置の補助、医療用品・薬剤の確保

○事務職・医療職共通

ア 医療空間・療養空間の環境整備

イ 傷病者の精神的支援

ウ コミュニケーションに時間を要する要配慮傷病者（聴覚障害者・視覚障害者・言語の障害がある者・外国人等）への対応

エ 傷病者及び家族の問合せや相談への対応

(3) 要員の参集

①参集要件

病院前救護所の派遣要員は、市域で震度 6 弱以上が観測された場合や風水害等により同等の被災状況が生じた場合、自動的に各病院前救護所に参集する。その他、救護本部の指示があった場合に参集する。

②参集人員の配分

○責任者

病院医師が責任者となり、その判断で医師会医師をリーダーとしたトリアージブースを設営する。責任者は、訪れる傷病者数の時間経過によって、トリアージブース列の数を増減する。また、必要に応じて、責任者は、二次トリアージを実施する。

○その他の参集した医師等の配置は、責任者が指示する。

傷病者に比較して参集した医師・看護師・歯科医師・薬剤師等が少ない場合は、責任者は病院長と相談し、病院スタッフの支援を求める。

傷病者に比較して多くの医師・看護師・歯科医師・薬剤師等が参集した場合、班長の判断で、災害拠点病院、災害医療協力病院、避難所等での医療活動に人員を配分する。

○市職員は、一括集約ののち救護本部の指示により救護所に 直行して 向かい 設営・トリアージ物品整備等 に関与する者を予め設定しておき、発災時に適切に 参集する を行う。

(4) 設置等

①設置基準

震度 6 弱以上の地震が発生した際等、救護本部の要請により開設するが、傷病者の来院状況を見て、責任者の判断で救護本部からの要請を待つことなく、開設することは差し支えない。

②設置場所

病院名	所在地	MCA	電話番号
松戸市立総合医療センター	千駄堀 993-1	00075	712-2511
千葉西総合病院	金ヶ作 107-1	00214	384-8111
新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	00215	345-1111
新東京病院	和名ヶ谷 1271	00216	711-8700
五香病院	五香 8-40-1	00217	311-5550
山本病院	小金きよしヶ丘 2-7-10	00218	341-3191
東葛クリニック病院	樋野口 865-2	00219	364-5121
三和病院	日暮 7-379	00220	712-0202
松戸整形外科病院	旭町 1-161	00221	344-3171

③使用する資機材等の準備

各病院に保管されている災害用医療資器材を活用し、活動環境を確保する。

また、同資器材等が不足する場合は、支所等（10 箇所）保管の災害用医療資器材を活用したり、松戸保健所が備蓄する医薬品や救急セットの供給を千葉県に要請

する。

④設置手順等

- ア 三師会の派遣要員は各病院に参集し、病院の病院前救護所の責任者の指示により、医師等と連携してトリアージブース及び救護所を設置する。
設置後、E M I S、M C A無線、各施設の電話等により救護本部へ報告し、救護本部からの指示を受け、活動する。
- イ 病院前救護所は、各要員の参集状況や施設の被害状況、周辺地域の被害状況、傷病者の受入れ状況などを救護本部へ逐一報告し、輸送手段や資機材、医薬品・衛生材料、交代要員等が必要な場合は、応援を要請する。
- ウ 病院前救護所は、発災後72時間を基準に閉鎖することを基本とするが、時間経過や傷病者数、医療機関の復旧状況などを考慮し、救護本部と協議した上で、開設期間を延長するものとする。
- エ 救護所閉鎖以降は、医師・看護師・歯科医師・薬剤師は、各自の診療所若しくは最寄の学校救護所へ赴き、医療救護活動を継続する。

(5) 活動事項

- ①傷病者のトリアージ
- ②重症者（赤タグ）及び中等症者（黄タグ）を各病院内へ搬送
- ③軽症者（緑タグ）への応急処置
- ④医薬品・衛生材料の需給状況の管理
- ⑤診療記録（診療録・診療日誌・業務日誌・傷病者一覧）の作成
- ⑥遺体（黒タグ）発生状況に応じて死体検視及び死体検案書の作成
- ⑦救護本部との連携及び必要な報告
- ⑧傷病者からの様々な問い合わせに対する対応
- ⑨傷病者及び家族の精神的支援
- ⑩要配慮傷病者に対する時間をかけた支援
- ⑪その他、各病院マニュアルに定められた事項等

(6) 留意事項

病院前救護所における医療従事者の疲労予防のため、休憩・食事・交代等について救護本部と連携し、対応する。

第6節 避難所の医療活動内容

1 急性期の対応

(1) 避難所の傷病者の把握と報告

- 避難所責任者は、外傷の有無や避難者名簿の内容等から避難所内にいる傷病者を把握し、M C A無線機等を使用して、市災害対策本部または救護本部へ報告する。また、避難者の情報等から周辺地域の傷病者の状況も報告する。
- 避難所責任者は、同時に、避難者の中の医療従事者を募り、必要に応じ、応急処置に協力してくれる医療従事者に、初期判断と応急処置を依頼する。また、搬送が必要な傷病者の搬送を要請する。救護所を併設している避難所の場合には、傷病者を救護所に搬送する。
- 避難者の傷病者の状況等から市保健師や外部支援人員等の必要な医療職を要請する。

(2) 巡回診療

- 救護本部は災害医療コーディネーターと連携し、発災早期に、DMAT や JMAT の

チームの巡回システムを構築し、定期的な巡回診療を避難所に対して行う。

- 避難所側は、巡回診療に合わせて診療してもらう患者の受診に向けて準備し、巡回診療チームの発着に合わせて効率的に診療ができるように配慮する。また、薬剤師会は巡回診療チームの診療に合わせて、必要な薬剤を調剤する。

(3) 福祉避難所への収容要請

- 避難所内で生活することが困難な要配慮者等については、福祉避難所への搬送の必要性を判断し、必要に応じて、適切な福祉避難所への搬送を行う。避難所からの搬送にあたっては、安全性が十分に確保されていることを見極めて搬送する。状態が安定している要配慮者の搬送は、急を要さないことから、安全性の担保がない限り実施しない。

(4) 医薬品・衛生材料の要請・受入れ・保管

- 避難所責任者は、MCA無線機等を使用して、必要な医薬品・衛生材料を市災害対策本部または救護本部へ要請する。受入れ後は、適切に保管する。
- 救護本部と薬剤師会は連携し、避難所・福祉避難所で使用する一般的な医薬品・衛生材料が速やかに配給されるようマネジメントを行う。医薬品・衛生材料が不足する場合は、必要に応じて、災害対策本部あるいは千葉県・千葉県薬剤師会に要請を行う。

2 急性期以降の対応

- 急性期以降は、避難所生活の中長期化に伴い、劣悪な避難所生活での体調不良者、慢性疾患患者に対する医療活動、避難所避難者・在宅避難者の健康管理が重要になる。
- 一方、外部からのDMATなどの応援は得られなくなるため、市医師会・歯科医師会・薬剤師会や松戸保健所等と連携し、外部支援チームの力も活用しながら巡回医療や健康相談により、疾患予防、感染予防、口腔ケア、心理的ケアを行い、災害関連死、二次健康被害を予防する。特に、低体温症・熱中症、エコノミークラス症候群、誤嚥性肺炎を防ぐための医療活動・保健活動・物資提供を行う。
- 巡回医療の実施状況や在宅避難者の健康状況を踏まえて、被災地外医療機関とのオンライン診療体制の構築を検討する。

第7節

在宅療養患者に対する医療活動内容

1 平時の対応

- 在宅医療を行う医療機関および訪問看護事業所は、各々の在宅療養患者について、災害時の支援優先度の目安となる「在宅療養患者事前トリージ（以下「事前トリージ」という。）を平時に行う。つまり、人工呼吸器装着者や自力で食事が摂取できない患者等については、「赤」あるいは「黄」など、家族の介護力などを含めて総合的に判断の上、「事前トリージ」を行っておく。
- また、電源を必要とする在宅療養患者（人工呼吸器装着者、在宅酸素利用者、吸引器利用者等）を予め把握し、専用外部バッテリー、ポータブル電源（蓄電池）等の非常用電源、ACインバータ等の購入を薦めておく。
- 市は、松戸市医師会や松戸市訪問看護連絡協議会等と連携し、平時の医療・ケアが災害時にも継続できるよう地域全体の連携・支援体制の構築に取り組む。

- 市は、訪問看護事業所等と協力し、在宅療養患者一人ひとりの個別避難計画を作成し、停電時の医療機器の稼働時間、安否の確認・共有、電源供給可能場所、避難方法等を支援者と共有しておく。また、ポータブル電源（蓄電池）による人工呼吸器稼働訓練を実施する。

2 急性期の対応

(1) 電源確保

- 電源を必要とする在宅療養患者は、停電時には直ちに電源確保が必要である。在宅医療を行う医療機関および訪問看護事業所は、その他の在宅サービス事業者と連携し、事前トリアージに基づき、発災時にただちに電源を確保する。電源の確保は、安全性、確実性、簡便性の観点から、①専用外部バッテリー、②ポータブル電源（蓄電池）、③自動車、④発電機（外部バッテリーの充電用）の順で準備することとする。

(2) 人工透析支援

- 救護本部は、松戸市医師会と連携して、人工透析医療機関に日本透析医会災害時情報ネットワークの情報を確認しつつ、DMATの支援を受けて前回の人工透析から2日以内、遅くても3日以内に透析が行えるよう手配する。

(3) 安否確認

- 訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所は、各種マニュアルに基づき、在宅療養患者の安否確認、ライフラインや家屋等の被災状況の把握を行う。
- 甚大な被害が出たエリアが存在する場合、救護本部は、各種団体や外部支援人員等と連携し、当該エリアにおいてローラー作戦を実施し、全戸の住民・在宅療養者の被災状況の把握と必要な医療の提供を行う。
- 安否確認により得た情報については、市および介護サービス事業者間で情報を共有する。（情報共有の方法については今後検討）

(4) 重症者対応

- 上記の安否確認の結果、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所が傷病者を発見した場合、必要に応じて、在宅医の往診を依頼する。往診医に連絡がつかない場合や、往診では治療困難と考えられる重症傷病者については、必要に応じて、近隣住民の協力を得て、救護所への搬送を行う。

(5) 安全な場所への転送・福祉避難所連携

- 上記の安否確認の結果、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所が在宅医療受療者の被災家屋が安全でないと判断した場合、必要に応じて、近隣住民の協力を得て、避難所または福祉避難所への搬送を行う。
- 家族介護者が負傷したり死亡した場合も、在宅療養は困難になることから、必要に応じて、同様に搬送を行う。

3 急性期以降の対応

- 自宅避難していた在宅医療受療者に関しては、医師会、訪問看護事業所などの協力関係で、可能な限り、平時に近い形で在宅療養が送れるように支援する。また、福祉避難所に避難した在宅医療受療者に関しても、訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所の協力により、早期に自宅に帰ることができるように支援する。

4 家族支援

- 在宅医療受療者を介護する家族は日常的にも身体的・精神的負担が大きいが、被災により、その負担は増大する。訪問看護事業所・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所は協力して、平時より一層、家族負担の軽減に努め、在宅医療受療者の自宅での療養継続を支援する。

第8節 傷病者の搬送等

1 傷病者の搬送に関する原則事項

大規模地震発生時には、多数の傷病者が市内各所で発生することが予想され、平常時と同様の対応が困難である。近隣の状況、救護本部からの情報により、現実的な最善の方法で搬送する。

- (1) トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、災害医療協力病院や災害拠点病院へ搬送する。救急車が利用可能な場合は利用するが、救急車がすぐに来られない場合や道路事情が不良の場合は、その他の搬送手段を講じる。
- (2) 市外の災害拠点病院等への搬送は、可能であれば、災害拠点病院である市立総合医療センターを中心に、DMA Tや市外からの応援救急隊と連携して搬送する。
- (3) 学校救護所から病院への搬送、多数傷病者の搬送等は、可能であれば、災害応援協定によるタクシー・バス・患者搬送車両などを有する民間事業者と連携し搬送する。
- (4) トリアージの結果、軽症とされた者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、「搬送に伴う危険」が搬送の必要性を上回らないことを慎重に判断の上、可能であれば、住民、自主防災組織、事業所の協力により医療機関等に搬送する。
- (5) 道路の被害等で救急車等による搬送ができない場合は、自衛隊等ヘリコプターの出動を要請し、医療機関に搬送する。
※ヘリコプターの要請には、離着陸場所があることが望ましい。また、一般に、ヘリコプターは、視界が良好な気象状況下で肉眼で地上が目視できる日中に限り稼働できることを知ったうえで要請する。夜間や天候の悪い場合は、別の搬送手段を講じる。
- (6) 手術の周術期患者、重症者については、医療従事者が多数必要であり、それらの方に被災地の限られた医療資源を投下すると、多くの傷病者に対応できなくなるため、市立総合医療センターやDMA Tと連携し、可能な限り域外に搬送する。特に、手術必要患者で待機手術が必要な患者については、域外で安定した医療状況で手術を受けることが患者の利益にもなり得る。
- (7) 人工透析患者、人工呼吸器患者等の常時電源利用者は、市内での人工透析場所、電源確保場所等の確保が困難な場合は、市立総合医療センターやDMA Tと連携し、早期に域外に搬送する。

2 搬送要領

搬送場所	搬送手段
自宅等 ⇒ 学校救護所	徒歩、自主防災組織（市民自家用車、リヤカー）等

学校救護所	⇒ 災害医療協力病院 災害拠点病院	消防局・千葉県消防広域応援隊・緊急消防援助隊救急車、公用車、協定事業者車両（緊急車両の使用は、原則重症患者のみ）
災害医療協力病院	⇒ 災害拠点病院	消防局・千葉県消防広域応援隊・緊急消防援助隊救急車
災害拠点病院	⇒ 域外災害拠点病院	消防局・千葉県消防広域応援隊・緊急消防援助隊救急車、ヘリコプター、DMAT

なお、災害拠点病院より域外搬送するためのヘリポートを松戸運動公園内に早期に確保する。

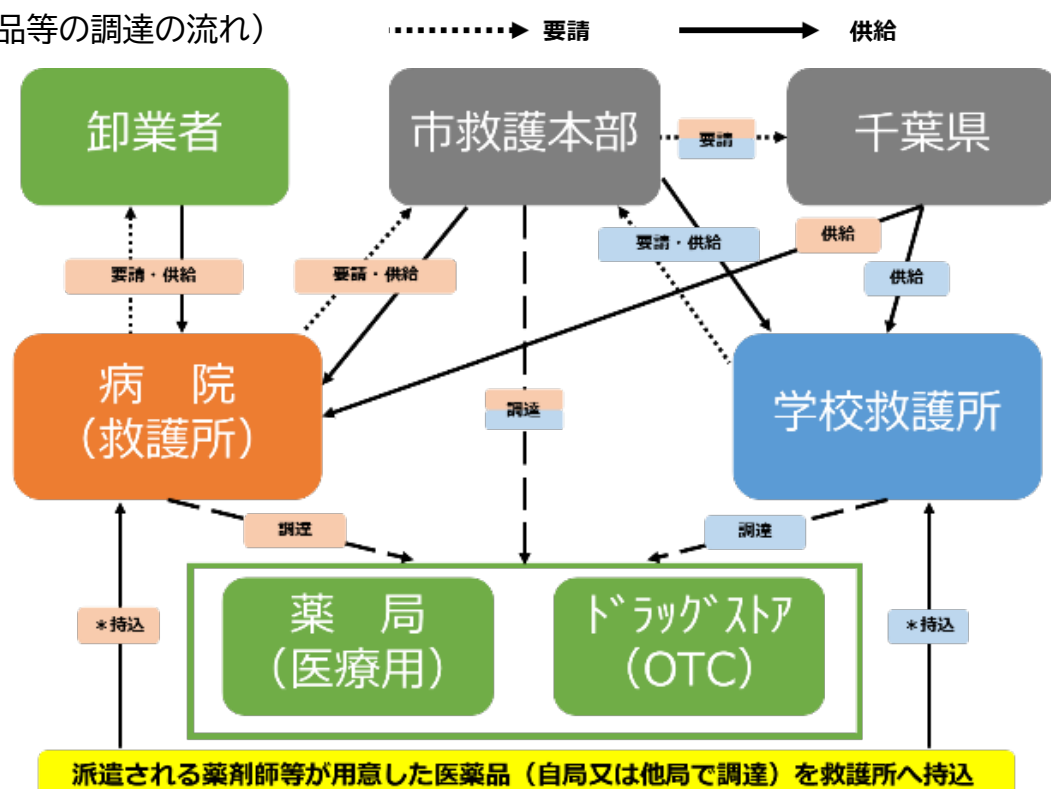
第9節 医薬品・衛生材料の確保・搬送等

学校救護所及び支所には、医薬品・衛生材料（第5章 資料編P61～P64「災害用医療資器材一覧」参照）を備蓄する。

救護本部は、病院・病院前救護所・学校救護所等から不足している医薬品・衛生材料の供給要請を受けた時は、備蓄医薬品・衛生材料を市職員等が搬送する。

また、救護本部は協定事業者・各薬局や千葉県災害医療本部、県が協定している医薬品卸協同組合へ供給を要請する。

（医薬品等の調達の流れ）



1 病院・病院前救護所

救護本部は、病院で救急医療や手術に必要な医薬品について、上記で不足する場合、必要に応じて、市外DMA T 参集時等に移送してもらうよう要請する。

2 学校救護所

学校救護所及び支所には医薬品・衛生材料（第5章資料編P61～P64「災害用医療資器材一覧」参照）を備蓄する。発災時には、学校救護所に参集した松戸市薬剤師会薬剤師がその管理を行い、必要に応じて、医薬品・衛生材料の要請を市災害対策本部・救護本部あるいは松戸市薬剤師会・千葉県薬剤師会に行う。

3 避難所・福祉避難所

薬剤師会薬剤師および市職員が共同し必要に応じて、避難所・福祉避難所への医薬品の提供、管理を行う。

第10節 情報収集・発信等

1 概要

救護本部は、被害状況等の情報を収集し、千葉県災害医療本部、その他関係機関等と相互に連絡及び調整を行う。

また、市災害対策本部と連携し、各救護所の開設状況や医療機関の対応状況等の情報を、防災行政無線（固定系）による放送、安全・安心メールの配信、広報車による巡回、災害広報紙等を活用して、広く市民へ発信する。

2 通信手段

市防災行政無線、MCA無線、医師会無線、有線電話、IP電話、携帯電話、FAX、メール、インターネット、衛星電話

3 E M I S（広域災害救急医療情報システム）による情報収集要領

災害時の情報収集手段として、E M I Sをメインとし、MCA無線機はその補完的な役割として活用する。

E M I Sを活用した情報集ルールは以下のとおり。

【E M I S運用方法】

機関名	運用方法
災害拠点病院・災害医療協力病院	入力・閲覧
消防局	閲覧
救護本部	閲覧・代行入力
千葉県（本庁・保健所）	閲覧・代行入力

（1）E M I S入力可能な医療機関

○医療機関は、災害モード切替後、概ね3時間以内に入力する。

※災害モードへの切り替え（E M I Sの一斉メールにより医療機関に連絡有）条件は以下のとおり

・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合

- ・県災害対策本部が設置されるような大規模災害発生時
- ※入力は、災害発生直後に必要最低限の情報を発信するための「緊急時入力」を行い、その後に状況を確認した上で「詳細入力」を行う。被害がない場合は、被害状況「無」と入力する。
- 医療機関は、入力情報のうち、即時確認が必要な事項がある場合は、MCA無線機にて、その旨を救護本部に伝達する。
- 医療機関は、停電・ネット途絶等により入力できない場合、救護本部に対し、MCA無線、FAX、電話等により以下内容を報告し、代行入力を依頼する。
 - ・第1報は、緊急時入力の代行入力依頼書の内容
 - ・第2報以降は、詳細入力の代行入力依頼書の内容
- ※代行入力依頼書の様式は資料編P53～P55「E M I S 代行入力依頼書」参照
- (2) 救護本部
 - 救護本部は、災害モード切替後、概ね3時間以内に入力がなかった災害拠点病院・災害医療協力病院に、MCA無線機により状況を確認する。
 - 病院前救護所の開設状況は、各医療機関が入力する。
 - ・入力できない場合は、救護本部に代行入力を依頼する。
 - 学校救護所の開設状況は、救護本部が入力する。
 - 避難所情報は、市災害対策本部からの情報に基づき、救護本部が入力する。
- (3) E M I S 入力権限がない医療機関（無床診療所・歯科診療所・薬局）
 - 医師会、歯科医師会、薬剤師会のネットワークによる情報収集を行う。
 - 病院前救護所や学校救護所に参集した医師等の情報により把握する。
 - 救護本部が定期的開催する連絡会議に参加し、情報共有を行う。
- (4) 学校救護所
 - 学校内に設置しているMCA無線機等により、市災害対策本部または救護本部へ状況を報告する。

4 関係者との情報共有

救護本部は、毎日、市全体の被災と状況変化について定期的な情報のとりまとめと、関係者への定期的な情報提供を行う。

情報提供方法は、関係者の参加が可能な情報共有会議の開催や、利用可能な共有ツールを活用する。

第11節 外部支援チーム・ボランティアとの連携（今後要検討）

1 外部支援チーム・ボランティアとの連携の基本的な考え方

発災時には、多数の傷病者や負傷等により災害対応ができない職員等が発生することにより、人的資源が多く不足するため、外部支援チーム・ボランティアと連携を図ることが重要である。

過去の災害では、受入側が業務多忙により、受入れを断る事例も多く発生しているが、人的資源が不足する中で、より多くの傷病者の処置等を行うため、努めて支援チーム・ボランティアは受け入れることとする。

救護本部、各救護所において、支援チーム・ボランティアと連携し、災害対応機能を向上させる。

なお、DMATやJMAT等、被災地からの要請に応じて派遣されるチームは、複数の職種でチームを編成して派遣されるため、受入れは容易だが、プッシュ型で派遣され

る団体や個人のボランティア等は、職種が限られていたり、単身で来られるため、被災地でのニーズとのマッチングが課題となっている。

主な外部支援チームの一覧は資料編P58「外部支援チーム一覧」参照

第3章

災害時の具体的な医療救護活動内容

第1
節

トリアージ

1 概要

短時間で最善の救命効果を得るため、傷病者の傷病程度の判定と選別により処置や搬送の優先度を判断する方法がトリアージで、救命の順序を決めるものである。

2 手順等

- (1) トリアージの判定基準は標準化されており、医療従事者は、トリアージタグに書かれた区分で診療を行う。
- (2) トリアージタグは、4色（黒・赤・黄・緑）のマーカー付カードである。必要事項を記入し、傷病者の右手首に取り付けるようゴムバンドが付いている。
- (3) トリアージタグ（1枚目）は、トリアージ実施場所で回収保管し、重症度と傷病名等を集計し、救護本部へ報告する。各救護所においては、1枚目を後日、市に送付し、市は、概ね1年間トリアージタグ（1枚目）を保管する。

3 参考

(1) トリアージの趣旨

トリアージは、限られた医療資源を最大限に活用するための決断である。

大規模災害発生時には、「一人ひとりへ最良の医療を行うこと（救急医療）」から、「できるだけ多くの方への最良の医療を提供すること（災害医療）」へ切り替えることが重要である。

また、トリアージは、その後の治療と搬送へ円滑につながっていることが必要である。

(2) 災害現場での医療支援

災害現場での医療支援は、次の3段階がある

第一段階：トリアージ（Triage）

第二段階：応急処置、治療（Treatment）

第三段階：後方医療機関へ搬送（Transport）

(3) 災害弱者の認識と医療支援

災害弱者として、幼小児、高齢者、妊婦、障害者、慢性基礎疾患の保有者、日本語のわからない旅行者が挙げられる。これらの傷病者はトリアージレベルを上げることとも考慮する。

(4) トリアージタグによる分類（優先順位の決定）

第一順位：赤色（Ⅰ）…重症。直ちに救命処置が必要な傷病者。

第二順位：黄色（Ⅱ）…中等症。数時間以内に治療を要する傷病者。（バイタルサインが安定している者）

第三順位：緑色（Ⅲ）…軽症。救急転送不要な軽症者。歩行可能。

第四順位：黒色（Ⅳ）…既に死亡している者または明らかに救命不能な状態の傷病者。

(5) トリアージを行う場所

傷病者の状態の変化に対応するため、トリアージは繰り返し行う。トリアージは、連続的な過程として捉え、傷病者の病状変化に気付き次第、再評価することとなる。

- ① 一次トリアージ → 災害現場、病院前救護所、学校救護所等（振り分け）
- ② 二次トリアージ → 現場救護所、病院前救護所、学校救護所等（精度向上、搬送順位付け）

（6）トリアージタグの（一次・二次）運用

トリアージタグは、3枚複写になっており、災害現場、救護所・搬送機関・医療機関それぞれの場所で記載する。

①一次トリアージ（振り分け）

- ア）トリアージは専任で行い、タグへの記入は補助者が行う。
- イ）タグへは、トリアージ実施者の氏名、実施時刻を記入する。
- ウ）トリアージは、傷病者に対する処置に優先して実施する。
- エ）トリアージは、生理学的評価に準じた、START法で実施する。傷病者が少ない場合は、PAT（生理学的解剖学的トリアージ）法で実施してよい。
- オ）タグが決定したら、判定色までを切り取る。
- カ）タグは、直接右手首に付け、衣類等には付けない。
- キ）再トリアージによって、優先順位を下げる場合は、新しいタグを使用し、古いタグに斜線を入れる。古いタグは捨てずにそのまま付けておく。
- ク）トリアージの結果は、本人と家族に説明する。
- ケ）タグの1枚目は一次トリアージ実施場所で保管する。
- コ）タグの色別で傷病者を誘導する。
 - 赤色 → 重症者スペース（赤）へ → 病院へ搬送
 - 黄色 → 中等症者スペース（黄）へ → 重傷者（赤）の次に病院へ搬送
 - 緑色 → 軽症者スペースへ
 - 黒色(救命不能状態) → 黒スペースへ
 - 黒色(医師が死亡確認後) → 遺体安置スペースへ

② 二次トリアージ（選別）

- ア）2回目のトリアージでは、PAT法で行い、詳細なバイタルサインをチェックし、身体診察をする。
- イ）タグの記入
 - a）氏名、年齢、受傷場所、連絡先（電話番号）等の確認
 - b）身体図に受傷部位をチェック
- ウ）二次トリアージの結果、緑となった傷病者には、適切な場所で応急処置等をする。

③ トリアージタグの受領・保管

「トリアージタグ3枚綴りの各受領・保管先」（38ページ）参照

（7）混乱の回避

現場の混乱を最小限にするため、まず、歩行可能な傷病者を安全な場所へ誘導することが重要である。

その後、個別の対応をするのではなく、役割を分担し、トリアージの流れに沿った対応を実施する。

（8）トリアージブースの従事者

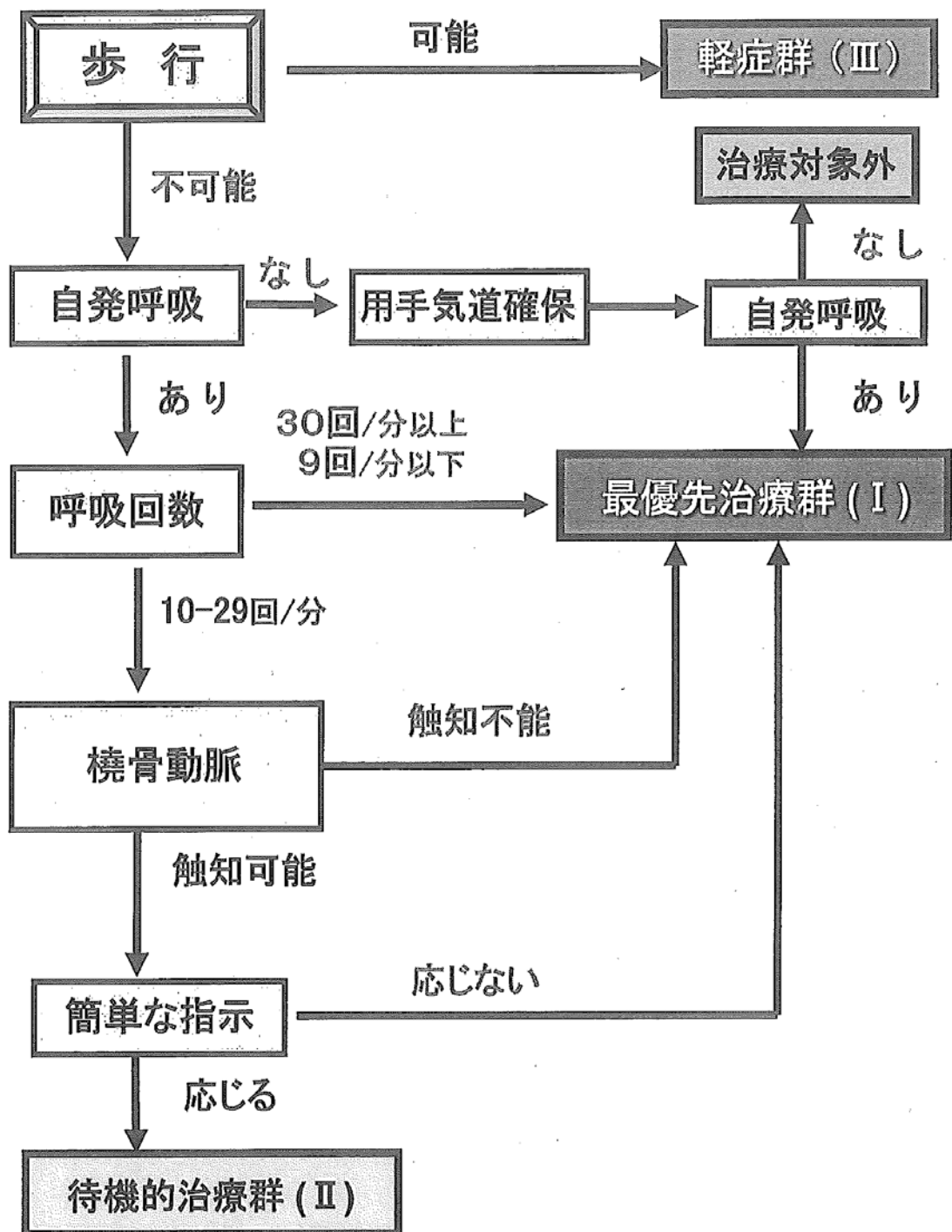
トリアージブースの1チームは、トリアージを行う医師とトリアージタグを記載する者の2名が必要となるため、最低2名で編成する。

その他、トリアージブースの手前にて、緑タグ患者（歩行可能な軽症者）とそれ以外の傷病者に分ける誘導を行う者、トリアージ後に傷病者をしかるべき場所へ誘

導する者が必要になる。

緑タグ患者（歩行可能な軽症者）の急激な体調変化に注意する。

<トリアージ START法> Ver.2.0



<第1段階(生理学的評価)>

<トリアージ PAT 法>

意識	呼びかけ反応なし、不穏	JCS2ケタ以上	
気道	舌根沈下、気道閉塞		
呼吸	浅い深い、速い遅い、失調性 胸郭挙上左右差、呼吸音左右差	呼吸数(／分) 10回未満、30回以上	SpO2 90%未満
循環	橈骨弱い、速い、触知不能 皮膚蒼白・冷感・湿潤、活動性出血	脈拍数(／分) 120回以上、50回未満	収縮期血圧(mmHg) 90未満、200以上
体温			35℃以下

<第2段階(解剖学的評価)>

< 身体所見 >	< 疑われる病態 >
頭部の開放創、変形	開放性頭蓋骨骨折、陥没骨折
髄液鼻漏、髄液耳漏	頭蓋底骨折
頭部皮下気腫、気管変形	気管損傷
外頸静脈の著しい怒張	心タンポナーデ、緊張性気胸
気管偏位	緊張性気胸、気管損傷
皮下気腫	気胸
呼吸音左右差	血気胸
胸郭動揺、奇異性呼吸	フレイルチェスト
胸部開放創より気泡混じりの出血	開放性気胸
腹壁緊張、腹部膨隆、腸管脱出	腹腔内出血・腹部臓器損傷
骨盤動揺・圧痛、下肢長差	骨盤骨折
大腿の変形・出血・腫脹・圧痛、下肢長差	両側大腿骨骨折
四肢麻痺	上位脊髄脊椎損傷
四肢軟部組織剥脱	デグロービング損傷
顔面の熱傷、鼻毛焼灼、口鼻腔内スス付着、嘔声	気道熱傷
重量物挟まれ・下敷き、ボートワイン尿	圧挫(クラッシュ)症候群
頭頸部・体幹部・そけい部への穿通性外傷	重要臓器損傷、大血管損傷
四肢の切断	
15%以上の熱傷を伴う外傷、顔面/気道熱傷	

<第3段階(受症機転)>

体幹部挟まれ、1肢以上の挟まれ(4時間以上)
高所墜落、爆発、異常温度環境
有毒ガス、NBC汚染

<第4段階(災害弱者)>

幼小児、高齢者、妊婦、障害者
慢性基礎疾患、旅行者

トリアージタグ3枚綴りの各受領・保管先

最初にトリアージタグを付ける場所	災害現場	学校救護所	病院（医療機関） 入口
1枚目	現場指揮所	各学校救護所	各病院前救護所
2枚目	公的搬送機関※ または現場救護所 （設置された場合のみ）	公的搬送機関※	公的搬送機関※ （他院に搬送する場合）
3枚目本体	最終医療機関	最終医療機関	最終医療機関

※公的搬送機関は、消防、警察、自衛隊、DMAT等を指し、その他の民間搬送機関は2枚をはがして保管しないこと。

- ・緑タグ患者は、医療機関受診を基本とするが、救護所でその必要がないと現場医師が判断した場合は、救護所を出る際に、救護所で3枚目本体を保管する。
- ・トリアージタグ3枚目本体は、最終医療機関または救護所担当医師会にて2年間保存すること。それまでは破棄しない。

（2015. 4. 1 松戸市災害医療コーディネーター作成）

第2節

軽症者の応急処置

1 概要

発災後、多数の傷病者が、一時的に病院、診療所、学校救護所等に集中する。そのため、出来る限り混乱を回避しながら、トリアージ後に行う応急処置が必要となる。

2 手順等

- (1) 応急処置スペースの確保
- (2) 指揮系統と役割分担の明確化
- (3) 外科的処置の留意点

基本的には止血、感染予防、疼痛の軽減の3点に留意して処置を行う。

- ① 応急処置に従事する者は、ゴム手袋やビニール袋を着用して感染対策を行う。
- ② 切り傷など活動性の出血がある場合は止血を優先する。止血法には創部を清潔なガーゼで圧迫する方法（直接圧迫止血法）と創部よりも心臓に近い動脈を圧迫する方法（間接圧迫止血法）がある。前記の方法で止血が困難な場合は30分間を限度に駆血を行う。その際には駆血を開始した時間を必ず明記する。
- ③ すり傷や刺し傷は、水道水等で洗浄し、可及的に表面についた異物を除去する。湿潤環境を保てる被覆材や絆創膏等を貼って、創部を密閉する。
- ④ 創の汚染が強い、刃物や金属片、ガラス等による深い創が疑われる場合は縫合や異物の除去はせずに、清潔なガーゼ・タオルを当てて固定する。
- ⑤ 熱傷の場合は水道水で患部を冷却し、清潔なガーゼ・タオルなどで覆う。
- ⑥ 骨折・脱臼・捻挫が疑われる場合は、副子や三角巾、包帯による簡易固定を行う。
- ⑦ 中等症・重症の傷病者、コンパートメント症候群⁷・クラッシュ症候群⁸が疑われる傷病者は生理食塩水の点滴を行いつつ、直ちに災害医療協力病院・災害拠点病院に搬送する。
- ⑧ 軽症の傷病者は帰宅可否の判断と処置後の継続診療が可能な近隣の医療機関を案内する。

3 留意事項

- (1) 災害の状況を判断しながら、現場で必要最小限の処置を行う。医療資源の消費を可能な限り抑える。
- (2) バイタルサインの不安定な場合は、応急処置に時間をかけず早期に搬送する。
- (3) 多数の傷病者を扱う場合でも、可能な限り診療録を作成する。しかし、その余裕がない場合は、トリアージタグをカルテの代用とする。
- (4) 医療者が不足する場合は、現場で臨機応変に援助者を募り、処置の協力を要請する。
- (5) 外科的処置を要しない患者（慢性疾患患者等も含む）については、薬剤師カウンターを設置することで、一般用医薬品の交付か受診が必要かどうかの振り分けや、服用薬等についての聞き取りを診察前に行え、医師の診療負担の軽減ができる。

⁷「コンパートメント症候群」とは、四肢の筋膜、筋間中隔や骨より区画された閉鎖腔（筋区画（コンパートメント）において、出血や浮腫のために組織内圧の上昇が起こり、その中の血管や神経が圧迫されることにより虚血に陥る症候群をいう。適切に処置が行われないと、筋肉壊死・四肢切断・急性腎不全を合併し、時に死に至ることがある。主な原因としてクラッシュ症候群、熱傷等がある。

⁸「クラッシュ症候群」とは、四肢などの長時間の圧迫をうけ骨格筋の壊死をきたし、同部の筋組織からミオグロビンやカリウムが全身に流れ、急性腎障害や致死性の不整脈などの重篤な病態を起こす

第3節

JMAT（JMAT要綱より抜粋）

1 概要

JMATは、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする災害医療チームである。

2 派遣に関する手順

- (1) 日本医師会対策本部によるJMATの派遣の決定
なお、これは被災地の都道府県医師会からの要請を原則とするが、被災地の都道府県医師会との連絡がとれない場合や被災地の状況の把握が困難な場合等においては、日本医師会の判断により、統括JMAT（先遣JMAT機能を含む）を派遣し、被災地の都道府県医師会を支援する。
- (2) 被災地の都道府県医師会との連絡調整を踏まえ、日本医師会JMAT本部による当該災害におけるJMATスキームの決定
- (3) 日本医師会から被災地内外の都道府県医師会に対するJMATの結成の要請
- (4) 被災地の都道府県医師会に対するJMATの派遣決定の通知
- (5) 都道府県医師会において、日本医師会からの要請を受け、JMATの派遣の決定
- (6) 当該都道府県医師会における規定に基づき、管下郡市区医師会、医療機関等より、JMATの結成。
- (7) 被災地の都道府県医師会との調整に基づき、日本医師会から該当都道府県医師会へのJMATの派遣の依頼
- (8) 派遣元都道府県医師会において、当該の被災地の都道府県医師会等との協議、調整により、具体的な派遣内容を決定、JMATを派遣
- (9) JMATの派遣、被災地の都道府県医師会や統括JMATによるコーディネート機能の下での活動、後継チームへの引継ぎ
- (10) 日本医師会、被災地の都道府県医師会による統括JMATの被災地の評価等を踏まえた被災地の医療ニーズの変化に関する協議、JMATの撤収の決定
- (11) JMATから被災地の医療機関への引継ぎ、移行
- (12) JMATの終了宣言（JMATⅡの派遣決定）
- (13) 事後処理（費用負担、活動報告その他）

3 活動内容

- (1) 医療支援と健康管理
 - ①被災地の救護所
 - ②被災地の医療施設（災害発生前からの医療の継続）
 - ③被災地の避難所
 - ④被災地の避難所以外への巡回診療（要配慮者対策、在宅医療、車中泊等を含む。医療支援が空白・不十分な地域の把握・対応）
 - ⑤被災地の社会福祉施設、介護施設等への医療支援
 - ⑥被災地の活動者（行政、学校関係者など）
- (2) 公衆衛生支援
 - ・被災地の避難所等における公衆衛生支援と管理
 - ・避難所等の水や食事など栄養状態の把握とその改善、避難者の健康状態チェック、要援護者の把握とその対策、感染症対策(感染制御)その他の公衆衛生対策

(3) 被災地医師会支援

- ①先遣JMAT・統括JMATによる被災地医師会の災害対策本部への支援と情報収集
- ②被災地医師会を中心とした現地調整本部や連絡会の設置・運営支援
- ③派遣先地域の医療ニーズの把握と評価
 - ・主な患者像
 - ・高齢者、難病患者や障害者その他特別に医療・介護支援を必要とする者（要配慮者）
 - ・感染症や他の疾病の発生状況
 - ・追加派遣の要否
 - ・被災者の流動化の有無、撤収時期

(4) 被災地行政支援

- ・被災地医師会とともに、統括JMATによる被災地の災害医療コーディネーターへの支援と情報収集・情報連携
- ・被災地の保健所、保健センター、保健師、民生委員等の行政関係者との連携

(5) 被災地での検視・検案支援（可能な場合のみ）

- ・警察医会との密な連携による活動を目指す。

(6) 現地の情報の収集・把握、及び日本医師会・都道府県医師会・JMAT関係者への情報の発信と共有

- ①被災地の医療関係者との連携（3日～1週間程度で交代するJMATに対し、被災地の患者の状況や地理的特性等を把握しているため。）
- ②交通ルート（被災地の空港・主要駅・主要道路から派遣先地域へのアクセス、帰路、燃料確保等）
- ③被災者の状況（性別・年齢別の避難者数、共同体意識の強弱、自治組織）、被災地までの地形・気象条件
- ④公衆衛生の状況（トイレ、瓦礫による粉塵飛散、ヘドロ・汚泥物質等含む）
- ⑤被災地の安全性（二次災害の危険性）
- ⑥医薬品等の不足物資
- ⑦必要な職種
- ⑧現地の災害医療コーディネーター・避難所等のリーダー、支援受入れ窓口等

(7) コーディネート機能

相応の経験や知識を持つチームや参加者においては、DMA T等からのコーディネート機能の引き継ぎや、その機能が確立しておらず混乱している地域での指揮命令、ロジスティックスが求められる。

(8) その他、被災地のニーズに合わせて支援

- ・様々なニーズが発生するため、内容と範囲を変えていく必要がある。
- ・最終的には、被災地の医師会・医療機関に円滑な引き継ぎ

4 チーム構成

JMATは、医師を含む職種により構成する。

(1) チーム構成例

- ① 医師1名、看護職員2名、事務職員（ロジスティックス担当者）1名
（事務職員の主な業務内容：運転、医療事務、活動の記録、情報収集、関係者との連絡調整、派遣元医師会等への報告等）
- ② ①に加え、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師、救急救命士、介護・福祉関係者、（管理）栄養士等

- ③ 統括JMAT（先遣JMAT機能を含む）においては、その役割について豊富な経験を有する者によって構成することが望ましい。また、JMAT研修 統括JMAT編を修了していることが望ましい。
- (2) チーム構成例の考え方
- ① (1)に掲げた構成例は、医師を必ず含むことを除き、あくまでも例であり、職種・員数は、派遣元都道府県医師会等の要員確保の状況や現地でのニーズなどに応じて柔軟に対応する。
- ② 1つのJMATの参加者が、同一の医療機関・団体に所属する者で構成される必要はない。
- ③ チームリーダーに就任する者は、日本医師会や都道府県医師会等が実施するJMAT研修（基本編、統括JMAT編）を修了していることが望ましい。

5 派遣期間

- (1) JMATの全体の派遣期間は、日本医師会から都道府県医師会に対してJMATの結成の要請を行ってから、JMATの派遣を終了したときまでとする。
- (2) 1つのJMATの派遣期間は、3日から1週間を目途とする。

第4節

DMAT（日本DMAT活動要領より抜粋）

1 概要

DMATとは、災害発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

専門的な訓練を受けた医療チームが被災地における急性期の医療体制を確立し、緊急治療や病院支援を行うことで、死亡や後遺症の減少が期待されている。

2 派遣要請

- (1) 以下の基準に基づき、千葉県は他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等にDMATの派遣を要請する。

災害の規模	要請先
震度6弱の地震又は死者数が2人以上50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる災害	千葉県内
震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満見込まれる災害	千葉県内、隣接する都道府県、関東ブロック
震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害	千葉県内、隣接する都道府県、関東ブロック、隣接するブロック
東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震	千葉県内、全国

- (2) 厚生労働省は、千葉県の要請に応じ、他の都道府県、文部科学省、国立病院機構等にDMATの派遣を要請する。
- ※厚生労働省は、緊急の必要があると認めるときは、千葉県の要請がない場合でもDMATの派遣の要請ができる。
- (3) DMAT指定医療機関は、都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等の派遣要請を受け、速やかにDMATを派遣する。

3 活動体制

【機関別DMA T運用の役割】

機関等	設置場所	役割
千葉県災害医療本部	千葉県庁	千葉県内で活動するすべてのDMA Tを統括する
DMA T調整本部	千葉県庁 (災害医療本部内)	千葉県内で活動するすべてのDMA Tの指揮・調整等
DMA T活動拠点本部	災害拠点病院	参集したDMA Tの指揮・調整等
DMA T病院支援指揮所・ DMA T現場活動指揮所	DMA Tが活動する 病院・災害現場等	病院や災害現場等のDMA Tの 指揮・調整等
DMA T・SCU本部	千葉県内の各SCU	SCUのDMA Tの指揮・調整等
DMA T・SCU指揮所	航空搬送拠点	航空搬送拠点のDMA Tの指揮・ 調整等
DMA T域外拠点本部	被災地外の搬送拠点 DMA T参集拠点	搬送拠点・DMA T参集拠点に参集 したDMA Tの指揮・調整等
厚生労働省医政局災害医 療対策室・DMA T事務局	厚生労働省	DMA Tの派遣要請等DMA Tの 活動全般の本部機能
DMA T指定医療機関	当該医療機関	派遣したDMA Tの活動把握・ 連絡・調整、EMI Sによる情報共有

※SCU・・・広域搬送拠点。大型のヘリ等が離着陸可能な場所に設置。

4 活動内容

- (1) 被災地域での活動
 - ① 病院支援
 - ② 地域医療搬送
 - ③ 現場活動
- (2) 広域医療搬送
 - ① 広域医療搬送拠点のSCU活動
 - ② 航空機内の医療活動
- (3) ロジスティクス（DMA Tの活動に関わる通信、移動手段、医薬品・衛生材料、生活手段等を確保すること）
- (4) ドクターヘリ及び災害医療調査ヘリの活用

5 松戸市におけるDMA Tの運用

派遣されるDMA Tは、2次保健医療圏毎に設置されるDMA T活動拠点本部（災害拠点病院）に配置される。その後、EMI S等からの被災情報に基づき、病院や救護所等に派遣され、病院・救護所支援、広域搬送等の対応にあたる。

松戸市を管轄する東葛北部2次保健医療圏では、東京慈恵医大附属柏病院、松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院が災害拠点病院に指定され、発災時にはいずれかが東葛北部DMA T活動拠点本部に指定され、千葉県DMA T調整本部を經由して派遣されるDMA Tを東葛北部内で運用する。

第5節

市内搬送拠点

重症者を被災地の外に搬送するための市内搬送拠点として、必要に応じて臨時ヘリポートを開設し、使用する。

開設は、都市部（街づくり部公園緑地課）が自衛隊と連携して開設する。

【市内臨時ヘリポート設置予定場所】

- | | |
|------------------|------------|
| ① 21世紀の森と広場 | ⑪ 県立小金高校 |
| ② 金ヶ作公園 | ⑫ 県立松戸国際高校 |
| ③ 六実中央公園 | ⑬ 県立松戸高校 |
| ④ 市立松戸高校 | ⑭ 県立松戸南高校 |
| ⑤ 東部スポーツパーク | ⑮ 県立松戸向陽高校 |
| ⑥ 県西部防災センター | ⑯ 県立松戸六実高校 |
| ⑦ 松戸運動公園 | |
| ⑧ 江戸川河川敷（上葛飾橋南側） | |
| ⑨ 江戸川河川敷（古ヶ崎野球場） | |
| ⑩ 県立松戸馬橋高校 | |

第6節

死体検視・検案等

1 概要

災害時の医療救護活動は、傷病者の救出・救護・搬送を最優先する。一方、死者が発生した場合には、充分な対応と配慮が求められる。

災害による死亡は、異常死として位置付けられるため、警察による検視の手続きが必要になる。また、医療救護活動に携わる医師は、その手続きを医学的側面から協力し、死体検案書等を作成する。

2 手順等

- (1) 災害現場等でのトリアージの結果、傷病者が黒色と判断された場合には、トリアージした時刻及び実施した者の氏名をトリアージタグに明記し、近くの黒スペースへ移動する。その後、医師による死亡確認が実施されれば、病院には搬送せずに遺体として扱う。
- (2) 遺体 **安置・収容**所（松戸市北山会館）への遺体の搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施する。困難な場合は、市有車両、自衛隊等の搬送可能な車両により実施する。この際、死者等の尊厳を損なうことのないよう、また、納体袋等により公衆から見えないよう充分に配慮して対応する。
- (3) 遺体 **安置・収容**所（松戸市北山会館）において、遺体の搬入・受付を行い、搬送した者から発見場所等の聞き取りを行う。遺体に受付番号をとり、受付票を遺体につける。
- (4) 警察による検視を行う。全身の状態を確認し、事件性の有無などを確認する。
- (5) 検視後、医師による検案を行う。警察から検視内容を聞きながら、死因等を確認する。
- (6) 警察による指紋とDNAの採取、歯科医による歯科所見を行う。身元確認後、遺体収容所へ遺体を移動し、遺族対策担当へ死因などを詳細に伝えて引き継ぐ。
- (7) 身元が判明している遺体と判明していない遺体に分けて、遺体を安置する。棺が

ある場合は、身元判明遺体から順次、棺にうつす。

- (8) 遺体 **安置-収容**所（松戸市北山会館）にきた行方不明者の家族等の対応（安否確認、身元確認、遺体引き渡し等）を行う。行方不明者の状況を聞き取り、聞き取った内容と一致する遺体がないかを確認する。遺体発見の状況、身体的特徴等から該当する遺体があった場合は、家族等に確認をお願いする。対応する職員は、明らかになっていることのみを伝え、遺族の気持ちに寄り添った対応を行う。遺族対応を行う職員は、心理的な負担が非常に大きくなるため、職員の心のケアを行う。

3 留意事項

(1) 遺体の **安置-収容**

- 遺体は、遺体 **安置-収容**所（松戸市北山会館）に安置し、腐敗等を防ぐ手立てを講じる。また、救護所や避難所等において適切な場所（可能な限り安全で清潔な場所）が確保できた場合には、その場所へ一時的に遺体を安置する。
- その場合、救護所や避難所等の管理者は、可能な限り、遺体の腐敗等を防ぐ手立てを講じる。
- 救護所や避難所等において一時的に遺体を安置した場合には、市が定める一元管理ができる様式により、必要な遺体情報を記録・整理して厳重に管理する。

(2) 遺体の検視

初診時に既に死亡している者及び災害に起因する外傷や疾患が原因で診療中に死亡した者は、検視の対象になる。

※松戸警察署又は松戸東警察署に届出を行い、検視を要請する。

→ 検察官又は司法警察員が出向いて検視が行われる。

(3) 遺体の洗浄

遺体 **安置-収容**所（松戸市北山会館）においては、遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒等を行う。なお、実施に当たっては、遺体洗浄等において生ずる廃水処理や必要に応じた設備の設置等について、関係機関と連携し、また、必要に応じて医療従事経験者等のボランティアを活用する。

(4) 死体検案書を作成する場合の留意点

- ① 「死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」（厚労省）に沿って記入すること。
- ② 必ず写しを保管すること。
- ③ 身体的特徴（ほくろの位置や瘢痕等）を記載し、可能な場合は、写真やビデオを用いて記録を残す。また、身元不明の遺体は、歯科医師によりデンタルチャートを作成し、併せて死体検案書の写しやカルテに指紋を押印させること。
- ④ 所持品は記録したうえで、ビニール袋にまとめて封印し、遺体と一緒に保管すること。
- ⑤ 死体検案が終了し、身元の確認が終了した遺体は、死体検案書とともに引取人に引き渡す。なお、引取人の氏名と連絡先を確認し、記録すること。

(5) 死亡の宣告

死亡を宣告する業務は、医師に限られる。死亡を宣告するには、無呼吸、心停止（脈拍触知不可）及び瞳孔の固定・散大を確認するための慣例的な検査が必要となる。

(6) 遺体の表示

遺体には、黒色のトリアーシタグを付け、死亡確認済みであることを記載して明示する。これは、医師が同じ遺体を何度も確認することを避けることにつながる。

(7) 遺体の保管

身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、遺体 **安置-収容**所（松戸市北山会館）において腐敗や腐臭並びに感染症対応について、関係機

関と連携し冷却保存等の必要な措置を実施する。

第4章

日頃の防災対策

第1節

救護本部等の環境整備

救護本部の事務局となる保健医療部は、災害発生時に迅速かつ円滑な対応が行えるよう、日頃から関係機関と協力し、救護本部や救護所の環境整備に努める。

1 救護本部

(1) 資機材等の整備

日頃から本部運営に必要な備品や資機材等を計画的に整備し、維持・管理に努める。

(2) 通信機器

災害発生時に重要な通信機器として整備している医師会無線機の適正な維持管理を支援し、併せてE M I S用のパソコンやM C A無線機を配備する。

また、千葉県防災行政無線（電話・F A X）やP H S、トランシーバーなど、その他の通信機器の整備についても検討する。

(3) 情報ツール

メディアからの災害情報を得るため、テレビ、ラジオ、インターネットを活用する。

(4) 発電装置、暖房器具、照明、その他食料、水、雨具、防寒具、ライト、ヘルメット、移動手段の確保に努める。

2 学校救護所

(1) 配置数及び配置場所の検討

学校救護所は、地域の状況、交通状況、災害医療協力病院、医療関係者の人員数等の状況を考慮して17か所に設置するが、必要に応じて検討を加え、市の状況に適した配置数・配置場所とする。

(2) 資機材等の整備

学校救護所の運営に必要な医薬品・衛生材料、また、応急処置に使用する医療資器材等を計画的に整備し、各施設管理者と協力して維持・管理に努める。

(3) 通信機器

災害発生時に重要な通信機器として、各学校の職員室等に設置されたM C A無線を活用する。

また、その他の通信機器についても、整備を検討する。

(4) 鍵の管理

災害発生時に、参集後、直ぐに活動が開始できるよう、各施設の鍵の管理について施設管理者と協議の上、適切に保管するよう検討する。

3 病院前救護所

(1) 配置数及び配置場所の検討

病院前救護所は、災害拠点病院及び災害医療協力病院計10箇所とするも、逐次、その他病院との協力関係の構築に努め、病院前救護所を拡充していく。

(2) 資機材等の整備

各病院は、救護所の運営に必要な医薬品・衛生材料、また、応急処置に使用する医療資器材等を計画的に整備する。

市は、状況により必要な資器材等を調達、配分する。

(3) 通信機器

災害発生時に重要な通信機器として、各病院に設置されたパソコンやMCA無線を活用する。

また、その他の通信機器についても、整備を検討する。

(4) 市職員及び三師会等との連携

事務担当者会議を定期的に行い、情報の共有や意見聴取を行う。

第2節

救護本部等における配置要員

各組織の責任において、あらかじめ救護本部や学校救護所・病院前救護所への派遣要員を指定し、必要に応じた研修を実施する。

また、各組織において、配置要員の連絡体制を整備する。

第3節

訓練

訓練は、本マニュアルに基づき、関係機関の連携により実施する。また、訓練を通じて本マニュアルを検証し、より実効性の高い災害医療体制の整備や災害発生時への即応体制の確立を図る。なお、訓練内容は関係者と協議し、決定する。

第4節

連携

「松戸市防災会議医療部会」を定期的に行い、平常時から各関係機関が災害医療について話し合い、認識の共有や、連携強化を図る。

<主な検討内容>

- 本マニュアルの見直し ○関係機関の連絡網（通信手段）の整備・更新等
- その他防災対策として必要とする事項

第5節

住民への啓発活動

1 概要

災害医療の充実を図る観点から、本マニュアルの仕組みや災害発生時に市民がとるべき行動等について、防災・救急・医療・保健・福祉が連携し、日頃からの危機管理意識の醸成や、防災訓練の大切さ、また、情報の周知・徹底等を図り、「自分の身は自分で守る（自助）」や「地域の住民同士で助け合う（共助）」を基本とし、市民と地域と行政が一体となり、災害に強い、安全で安心なまちづくりを進める。

2 手段等

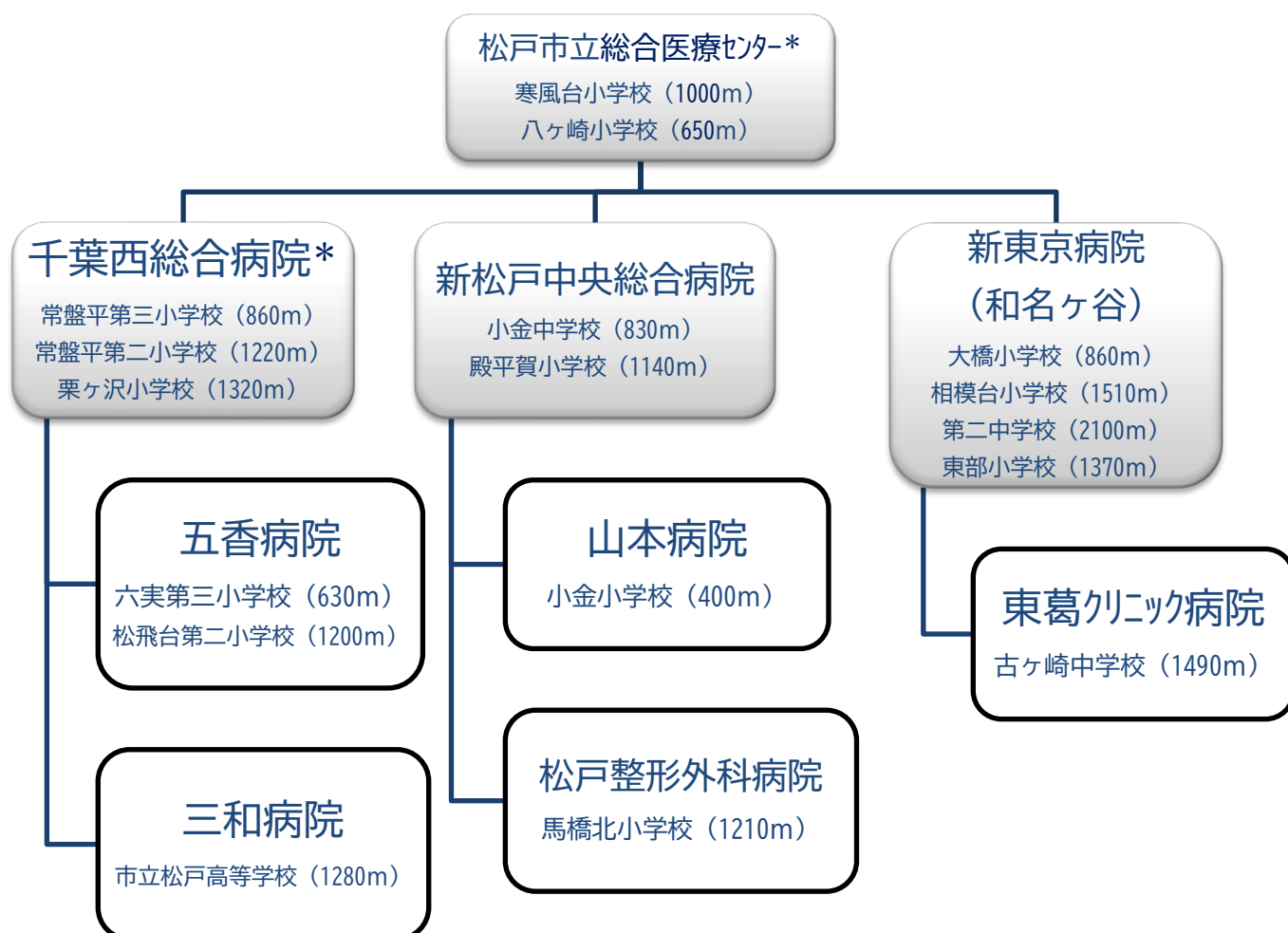
啓発活動は、概ね次の手段により実施するものとし、内容は関係者と協議をした上で決定する。

- (1) 広報・ホームページ等の活用
- (2) 出前講座、まちづくり会議、研修会等の活用
- (3) 自主防災組織との連携

第5章 | 資料編

1. 救護所の配置	49
2. 関係機関一覧	50
3. MCA無線網図	51
4. EMI S代行入力依頼書	53
5. 救護所の割当別一覧（医師会、歯科医師会、薬剤師会）	56
6. 松戸市救護本部・救護所体制	57
7. 外部支援チーム一覧	58
8. 医療救護所等出動時の装備等チェックシート	59
9. 学校救護所開設マニュアル	60
10. 学校救護所が保管する災害用医療資器材一覧	61
11. 支所が保管する災害用医療資器材一覧	63
12. 各種様式	
①医薬品・衛生材料 注文受払書	65
②災害時診療録	66
③傷病者一覧	67
④診療日誌	68
⑤業務日誌	69
13. 松戸市防災会議医療部会設置要綱	70
14. 災害医療に関する各種協定書（写し）	
①松戸市災害時医療救護活動についての協定書（松戸市医師会）	71
②松戸市災害時歯科医療活動に関する協定書（松戸歯科医師会）	80
③災害時における医療救護活動についての協定書（松戸市薬剤師会）	82

1. 救護所の配置



*印は、災害拠点病院を示す。
距離は、両施設間の直線距離を示す。

2. 関係機関一覧

区分	名称	MCA	住所
市	松戸市救護本部（健康医療部）	00212 00213	中央保健福祉センター 2 階集団指導室 （竹ヶ花 74-3）
	松戸市災害対策本部（危機管理課）	00007	市役所本庁舎別館 1 階（根本 387-5）
	松戸市消防局警防本部	00047 00048	松戸市消防局（松戸新田 114-5）
	健康医療部健康医療政策課	00037	京葉ガス F 松戸第 2 ビル 6 階（小根本 7-8） 衛生会館 1 階（竹ヶ花 45-53）
	健康医療部健康推進課	-	中央保健福祉センター 3 階
	健康医療部予防衛生課	-	中央保健福祉センター 3 階
	健康医療部国保年金課	-	市役所本庁舎本館 1 階
	総務部危機管理課	-	市役所本庁舎別館 1 階
	消防局救急課	-	松戸市消防局 1 階
医療関係 団体	松戸市医師会	00222	衛生会館 1 階
	松戸歯科医師会	00223	衛生会館 2 階
	松戸市薬剤師会	00224	衛生会館 2 階
	千葉県看護協会松戸地区部会	-	-
災害拠点 病院	松戸市立総合医療センター	00075	千駄堀 993-1
	千葉西総合病院	00214	金ヶ作 107-1
災害医療 協力病院	新松戸中央総合病院	00215	新松戸 1-380
	新東京病院	00216	和名ヶ谷 1271
	五香病院	00217	五香 8-40-1
	山本病院	00218	小金きよしヶ丘 2-7-10
	東葛クリニック病院	00219	樋野口 865-2
	三和病院	00220	日暮 7-379
	松戸整形外科病院	00221	旭町 1-161
学校 救護所	殿平賀小学校	00289	殿平賀 339-1
	小金小学校	00290	小金 355
	栗ヶ沢小学校	00291	小金原 7-16
	常盤平第二小学校	00292	常盤平 4-18
	常盤平第三小学校	00293	常盤平西窪町 25-1
	松飛台第二小学校	00294	松飛台 59
	六実第三小学校	00295	六高台 3-141
	市立松戸高等学校	00296	紙敷 2-7-5
	東部小学校	00297	高塚新田 382-1
	第二中学校	00298	小山 685
	大橋小学校	00299	二十世紀が丘梨元町 32
	相模台小学校	00300	岩瀬 434-2
	寒風台小学校	00301	松戸新田 316-25
	古ヶ崎中学校	00302	古ヶ崎 2515-1
	八ヶ崎小学校	00303	八ヶ崎 6-53-1
	馬橋北小学校	00304	新松戸南 2-1
	小金中学校	00305	新松戸北 2-16-11

3. MCA無線機 無線網図

無線網図(R6.5月1日 危機管理課)

災害対策本部02(00002)			
(グループ00001 本庁第1G) 統括:市民目覚醒01(00030)		(グループ00002 本庁第2G) 統括:市民目覚醒02(00031)	
1 相模合小学校	00119	1 中部小学校	00126
2 総合小学校	00120	2 北部小学校	00127
3 上本郷小学校	00121	3 南部小学校	00128
4 上本郷第二小学校	00122	4 古ヶ崎小学校	00129
5 松ヶ丘小学校	00123	5 旧古ヶ崎南小学校(みらい分校)	00130
6 寒風合小学校	00124	6 古ヶ崎中学校	00135
7 第一中学校	00165	7 日本大学松戸歯学部	00194
8 専修大学松戸高等学校	00193	8 古ヶ崎市民センター	00091
9 明市民センター	00089	9 青少年会館緑野口分館	00109
10 総合市民センター	00090	10 ゆまつど	00111
		11 勤労会館	00112
		12 市民会館	00274

災害対策本部03(00003)			
(グループ00003 常盤平支所G) 統括:常盤平支所(00051)		(グループ00004 小金支所G) 統括:小金支所(00052)	
1 常盤平第一小学校	00131	1 小金小学校	00143
2 常盤平第二小学校	00132	2 小金北小学校	00144
3 常盤平第三小学校	00133	3 常盤平小学校	00145
4 牧野原小学校	00134	4 小金南中学校	00178
5 金ヶ作小学校	00135	5 小金北中学校	00179
6 松原合小学校	00136	6 小金市民センター	00094
7 松原合第二小学校	00137	7 小金北市民センター	00095
8 高木小学校	00138		
9 第四中学校	00168		
10 第六中学校	00170		
11 常盤平中学校	00171		
12 牧野原中学校	00172		
13 金ヶ作中学校	00173		
14 松戸国際高等学校	00189		
15 八柱市民センター	00092		
16 常盤平市民センター	00093		
17 常盤平体育館	00116		

災害対策本部04(00004)			
(グループ00005 小金原支所G) 統括:小金原支所(00053)		(グループ00006 六実支所G) 統括:六実支所(00054)	
1 根本内小学校	00146	1 高木第二小学校	00139
2 栗ヶ沢小学校	00147	2 六実小学校	00140
3 貝の花小学校	00148	3 六実第二小学校	00141
4 栗ヶ沢中学校	00176	4 六実第三小学校	00142
5 根本内中学校	00177	5 六実中学校	00183
6 小金原市民センター	00096	6 松戸六実高等学校	00191
7 小金原体育館	00117	7 五香市民センター	00097
		8 松原合市民センター	00098
		9 六実市民センター	00099
		10 クリーンセンター(体育館)	00115

災害対策本部05(00005)			
(グループ00007 馬橋支所G) 統括:馬橋支所(00055)		(グループ00008 新松戸支所G) 統括:新松戸支所(00058)	
1 ハケ崎小学校	00149	1 旭町小学校	00152
2 ハケ崎第二小学校	00150	2 馬橋小学校	00153
3 幸谷小学校	00151	3 馬橋北小学校	00154
4 第三中学校	00167	4 馬橋南小学校	00155
5 県立松戸高等学校	00186	5 新松戸南小学校	00156
6 ハケ崎市民センター	00100	6 新松戸西小学校	00157
7 馬橋東市民センター	00101	7 小金中学校	00180
		8 新松戸南中学校	00181
		9 旭町中学校	00182
		10 小金高等学校	00187
		11 松戸馬橋高等学校	00188
		12 馬橋市民センター	00102
		13 新松戸市民センター	00103
		14 市民交流会館(文化施設)	00106
		15 市民交流会館(運動施設)	00107
		16 青少年会館	00108

災害対策本部06(00006)			
(グループ00009 矢切支所G) 統括:矢切支所(00057)		(グループ00010 東松戸支所G) 統括:東松戸支所(00058)	
1 矢切小学校	00156	1 和名ヶ谷小学校	00125
2 柿ノ木合小学校	00159	2 東部小学校	00161
3 大槻小学校	00160	3 梨香合小学校	00162
4 第二中学校	00166	4 河原塚小学校	00163
5 二十世紀が丘市民センター	00104	5 東松戸小学校	00164
6 総合福祉会館	00110	6 第五中学校	00169
7 柿ノ木合公園体育館	00118	7 和名ヶ谷中学校	00174
		8 河原塚中学校	00184
		9 市立松戸高等学校	00185
		10 松戸南高等学校	00190
		11 松戸向陽高等学校	00192
		12 東部市民センター	00105
		13 東部スポーツパーク	00113
		14 和名ヶ谷スポーツセンター	00201

災害対策本部07(00007)			
(グループ00011 医療対策G) 統括:医療本部01(00212)		(グループ00022 学校救護所G) 統括:救護本部02(00213)	
1 市立総合医療センター	00075	1 救)常盤平第一小学校	00289
2 千葉西総合病院	00214	2 救)小金小学校	00290
3 新松戸中央総合病院	00215	3 救)栗ヶ沢小学校	00291
4 新東京病院	00216	4 救)常盤平第二小学校	00292
5 五香病院	00217	5 救)常盤平第三小学校	00293
6 三和病院	00218	6 救)松原合第二小学校	00294
7 山本病院	00219	7 救)六実第三小学校	00295
8 松戸整形外科病院	00220	8 救)市立松戸高等学校	00296
9 東葛クリニック病院	00221	9 救)東部小学校	00297
10 医師会	00222	10 救)第二中学校	00298
11 歯科医師会	00223	11 救)大槻小学校	00299
12 薬剤師会	00224	12 救)相模合小学校	00300
13 柔道整復師会松戸支部	00225	13 救)寒風合小学校	00301
14 松戸保健所	00226	14 救)古ヶ崎中学校	00302
		15 救)ハケ崎小学校	00303
		16 救)馬橋北小学校	00304
		17 救)小金中学校	00305

災害対策本部08(00008)			
(グループ00013 ライフラインG) 統括:災害対策本部08(00008)		(グループ00014 建設部G) 統括:建設総務課01(00038)	
1 松戸警察署	00253	1 道路建設課01	00063
2 松戸東警察署	00254	2 道路建設課02	00064
3 陸上自衛隊松戸駐屯地	00255	3 道路維持課01	00065
4 江戸川河川事務所 松戸(出)	00256	4 道路維持課02	00066
5 東京臨海土庫事務所	00257	5 河川清流課01	00067
6 NTT東日本(松戸)	00258	6 河川清流課02	00068
7 東京電力パワーグリッド(東葛)	00260	7 下水道整備課01	00069
8 水道部総務課	00043	8 下水道整備課02	00070
9 建設総務課02	00040	9 下水道維持課01	00071
10 警防課	00048	10 下水道維持課02	00072
11 LPガス協会松戸支部	00261	11 用地課01	00025
12 石油商業協同組合松戸支部	00262	12 用地課02	00026

災害対策本部09(00009)			
(グループ00012 交通機関G) 統括:交通政策課01(00022)		(グループ00015 備用施設G) 統括:交通政策課02(00023)	
1 JR松戸駅	00263	1 東葛飾地域振興事務所	00258
2 JR新松戸駅	00264	2 松戸商工会議所	00285
3 八柱駅	00265	3 市民会館	00274
4 六実駅	00266	4 市民劇場	00275
5 流山駅	00267	5 西部図書館	00276
6 京成タクシー松戸東	00268	6 松戸競輪場	00286
7 ダブルユータクシー	00269	7 アトレ松戸店	00280
8 京成バス松戸営業所	00270	8 イトーヨーカドー松戸店	00281
9 松戸新京成バス松戸営業所	00271	9 ダイエー新松戸店	00282
10 東武バス沼南営業所	00272	10 コープみらい	00283
11 東武バス八潮営業所	00273	11 千葉大学園芸学部	00277
		12 聖徳大学	00278
		13 流通経済大学新松戸キャンパス	00279
		14 日本大学松戸歯学部	00194
		15 八柱書庫	00284

災害対策本部10(00010)

(グループ00017 特選協G)

経路:福祉政策課01(00034)	
1 陽光苑	00230
2 樟風園	00231
3 松寿園	00232
4 南花園	00233
5 マーシヒル	00234
6 やわら木苑	00235
7 ひまわりの丘	00236
8 松戸愛光園	00237
9 まんさくの里	00238
10 明恩苑	00239
11 秋桜	00240
12 あすなろ	00241
13 松峰苑	00242
14 美香園	00243
15 松戸陽だまり館	00244
16 なでしこ	00245
17 第二南花園	00246
18 リバーサイド・ヴィラ	00247
19 親愛の丘	00248
20 東松戸ヒルズ	00249
21 プレミア東松戸	00250
22 セイワ松戸	00251
23 アウル大金平	00252

(グループ00018 福祉避難所G)

経路:福祉政策課02(00035)	
1 松戸特別支援学校	00227
2 つくし特別支援学校	00228
3 矢切特別支援学校	00229
4 ふれあい22	00083
5 東部老人福祉センター	00084
6 六実高齢老人福祉センター	00085
7 常盤平老人福祉センター	00086
8 矢切老人福祉センター	00087
9 野崎野敬老ホーム	00088
10 小金原市民センター	00089

災害対策本部11(00011)

(グループ00018 物資物流G)

経路:商工振興課(00032)	
1 文化スポーツ政策課	00018
2 南部市場	00077
3 松戸運動公園	00078
4 森のホール21	00079
5 21世紀の森と広場	00080
6 コープみらい	00283
7 山崎製パン第一松戸工場	00287
8 トラック協会松戸支部	00288
9 ヤマト運輸流山主管支店	00019
10 佐川急便松戸営業所	00020

(グループ00019 保育所G)

経路:保育課(00080)	
1 北松戸保育所	00195
2 松ヶ丘保育所	00196
3 古ヶ崎保育所	00197
4 古ヶ崎第二保育所	00198
5 牧の原保育所	00199
6 八柱保育所	00200
7 松飛台保育所	00201
8 梨香台保育所	00202
9 小金原保育所	00203
10 コアラ保育所	00204
11 二十世紀ヶ丘保育所	00205
12 六実保育所	00206
13 馬橋西保育所	00207
14 新松戸中央保育所	00208
15 新松戸南部保育所	00209
16 新松戸北保育所	00210
17 小金北保育所	00211

経路:災害対策本部12(00012)

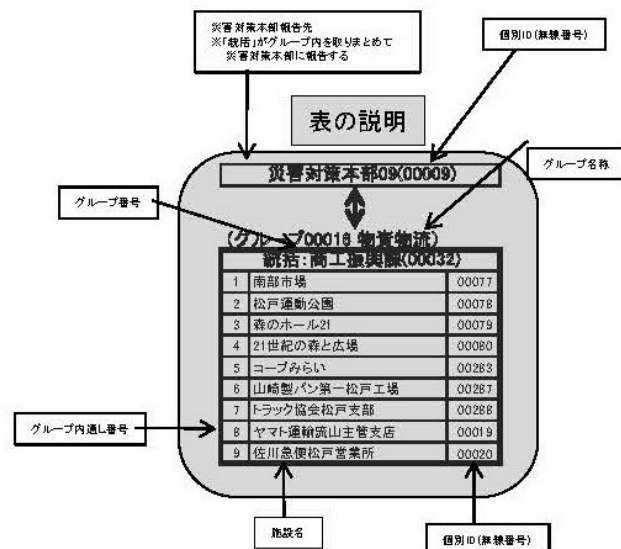
(グループ00020 市民センターG)

経路:市民自治課01(00030)	
1 明市民センター	00089
2 総合市民センター	00090
3 古ヶ崎市民センター	00091
4 八柱市民センター	00092
5 常盤平市民センター	00093
6 小金市民センター	00094
7 小金北市民センター	00095
8 小金原市民センター	00096
9 五香市民センター	00097
10 松飛台市民センター	00098
11 六実市民センター	00099
12 ハケ崎市民センター	00100
13 馬橋東市民センター	00101
14 馬橋市民センター	00102
15 新松戸市民センター	00103
16 二十世紀ヶ丘市民センター	00104
17 東部市民センター	00105
18 常盤平支所	00051
19 小金支所	00052
20 小金原支所	00053
21 六実支所	00054
22 馬橋支所	00055
23 新松戸支所	00056
24 矢切支所	00057
25 東松戸支所	00058

(グループ00021 災害統括課G)

経路:行政経営課(00027)	
1 政策推進課	00028
2 財政課	00029
3 市民自治課02	00031
4 商工振興課	00032
5 文化スポーツ政策課	00018
6 環境政策課	00033
7 福祉政策課02	00035
8 子ども政策課	00036
9 健康医療政策課	00037
10 都市計画課	00038
11 松戸駅周辺整備振興課	00024
12 施設総務課02	00040
13 教育総務課	00041
14 学校財務課	00042
15 水道部総務課	
16 病院政策課	00046
17 警防課	00048

災害対策本部用	
1 災害対策本部01(指令)	00001
2 災害対策本部13	00013
3 災害対策本部14	00014
4 災害対策本部15	00015
5 災害対策本部16	00016
6 災害対策本部17	00017



4. E M I S 代行入力依頼書

【様式2】

代行入力依頼書(緊急時入力)

※ EMISへの入力が出来なかった場合、入力可能な機関にFAX送付

※ FAX送付もできない場合には、下記内容を電話等で伝達

送信先	機関名	相手先担当者	
発信者	機関名	発信者 職・氏名	
送信日時	平成 年 月 日	時 分	

概況	チェック	
赤	☐	至急、支援が必要(大きな被害、重傷者殺到など)
黄	☐	支援が必要(自力での維持が困難)
緑	☐	通信以外の被害なし(又は軽微)
黒	☐	全壊(震災、津波、火災、土砂災害)…以下記載不要

緊急時入力項目

倒壊状況

該当項目チェック

入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
------------------	---	---

ライフライン・サプライ状況

※代替手段での使用時は、供給「無」または「不足」とする

電気の通常の供給	無	有
水の通常の供給	無	有
医療ガスの不足	不足	充足
医薬品・衛生資器材の不足	不足	充足

患者受診状況

多数患者の受診	有	無
---------	---	---

職員状況

職員の不足	不足	充足
-------	----	----

その他支援が必要な状況(200字以内で)

情報日時

情報取得日時	平成 年 月 日	時 分
--------	----------	-----

緊急連絡先

電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

【様式2】

代行入力依頼書(詳細情報第 報)

- ※ 緊急時入力の送付を優先する事
 ※ EMISへの入力が出来なかった場合、入力可能な機関にFAX送付
 ※ FAX送付もできない場合には、下記内容を電話等で伝達

送信先	機関名	相手先担当者	
発信者	機関名	発信者 職・氏名	
送信日時	平成 年 月 日	時 分	

詳細入力項目

施設の倒壊、または倒壊の恐れ

該当項目チェック

入院病棟	有	無
救急外来	有	無
一般外来	有	無
手術室	有	無

その他 上記以外の倒壊・破損(200字以内で)

ライフライン・サプライ状況

残日数

電気	停電	発電機	正常	半日・1日・2日超
水道	枯渇	井戸	貯給水	正常
医療ガス	枯渇	見込無	見込有	正常
配管破損	有	無		半日・1日・2日超
食糧	枯渇	備蓄	通常	半日・1日・2日超
医薬品	枯渇	備蓄	通常	半日・1日・2日超

具体的に不足している医薬品(200字以内で)

医療機関の機能

手術	不可	可
人工透析	不可	可

(次ページへ)

機関名 (前ページから)

現在の患者数状況

実働病床数				床
発災後受入患者数	重症		人 中等	人
在院患者数	重症		人 中等	人

今後、転送が必要な患者数

重症度別患者数	重症	人	中等	人
人工呼吸	人	酸素	人	
担送	人	護送	人	

今後、受入可能な患者数

災害時に受入している重症患者数			人
重症度別患者数	重症		人
	中等		人
人工呼吸		人	酸素
担送		人	護送

外来受付状況、および外来受付時間

外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記の通り
時間帯1	時 分	～	時 分
時間帯2	時 分	～	時 分
時間帯3	時 分	～	時 分

職員数

医師総数	人	DMAT医師	人	DMAT看護師	人	業務調整員	人
------	---	--------	---	---------	---	-------	---

出勤職員数

出勤医師数	人	内、DMAT隊員数	人
出勤看護師数	人	内、DMAT隊員数	人
その他出勤人数	人	内、DMAT隊員数	人

その他 特記事項など(200字以内で)

情報日時

情報取得日時	平成 年 月 日 時 分
--------	--------------

緊急連絡先

電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

5. 救護所割当別一覧

○医師会

○歯科医師会

○薬剤師会

6. 松戸市救護本部・救護所体制

松戸市救護本部・救護所体制

松戸市 救護本部	中央保健福祉 センター	医師会	歯科医師会	薬剤師会	災害医療コーディネーター	市職員

救護所	医師会		歯科医師会	薬剤師会	看護師	市職員

7. 外部支援チーム一覧（一部）

団体名	組織運営母体	支援内容
DMA T Disaster Medical Assistance Team	厚生労働省 都道府県	主に超急性期の病院支援・搬送支援等
JMA T Japan Medical Association Team	日本医師会 都道府県医師会	医療・公衆衛生に関する支援等
DWA T Disaster Welfare Assistance Team	都道府県	要配慮者に対する福祉支援等
DPAT Disaster Psychiatric Assistance Team	厚生労働省	精神科医療・精神保健活動の支援
日赤救護班	日本赤十字社	救護所の設置・避難所での診療の支援等
日赤こころのケアチーム	日本赤十字社	被災者の心的ケア
AMAT All Japan Hospital Medical Assistance Team	全日本病院協会	病院支援・避難所巡回等の支援
PCAT Primary Care for All Team	日本プライマリ・ケア連合学会	病院支援、被災者の心的ケア等
DHEAT Disaster Health Emergency Assistance Team	都道府県	被災地の保健医療調整本部・保健所の行っている指揮調整機能を支援
NHO初動医療班 NHO医療班	国立病院機構	避難所等における救護活動等
TMA T	NPO法人TMA T	避難所等における救護活動等
JDA-DAT The Japan Dietetic Association Disaster Assistance Team	日本栄養士会	緊急栄養補給物資の支援等
JRA T Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team	日本災害リハビリテーション支援協会	リハビリテーション支援、避難所生活環境改善支援等

8. 医療救護所等出動時の装備等チェックシート

1 医療救護班の装備

- ☐ 身分証明書（ネームカード）
- ☐ 作業服（活動しやすい服装）
- ☐ ヘルメット、帽子
- ☐ 厚底靴
- ☐ 厚手の手袋、軍手、手術用ゴム手袋
- ☐ 救護バッグ（医療救護班長）、往診用バッグ
- ☐ 事務用品（筆記用具、メモ用紙）

2 携帯物品

（1）出動時に必須な物品

- ☐ 非常持ち出し袋（背負い紐が带状）
- ☐ ホイッスル
- ☐ 懐中電灯（ラジオ、警報つき）
- ☐ ローソク・ライター
- ☐ 折りたたみ傘
- ☐ ペットボトル飲料・飲料水
- ☐ ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル
- ☐ お金（2万円程度）、小銭（100円および10円で500円程度）
- ☐ 缶入り乾パン等携帯食料

（2）出動時に便利な物品

- ☐ 高性能マスク（アスベスト塵埃対策）
- ☐ サバイバルナイフ、缶切り、栓抜き等
- ☐ ポリ袋 大・小（傘、濡れ物等用）
- ☐ レジャーシート（2畳）、毛布（1枚）
- ☐ サバイバルブランケット
- ☐ 布製ガムテープ
- ☐ 油性マジックペン

9. 学校救護所開設マニュアル

学校救護所開設マニュアル

手順

救護所

- ①施設管理者と協力して、救護所開設予定場所の安全確認をする。
- ②物品を調達する。
- ③各タグ対応スペースを決め、ビニールシートを敷き、カラ-ビニールテープ等で区切る。
- ④入り口に救護所の看板を設置。
- ⑤救護班班長の指示に従い、救護活動開始。

物品リスト

救急キット	
救護所BOX	
医師会無線セット	
長机	
椅子	
毛布	
担架	
ブルーシート	
ホワイトボード	

10. 学校救護所が保管する災害用医療資器材一覧

NO	区分	品名	規格	数量
1	診断用具	血圧計	メーター式 ケース入	1
2		聴診器	リットマン型 ケース入	1
3		体温計	デジタル式 LR41	2
4		ペンライト	携帯用 単4 2本	1
5		血中酸素飽和度測定器	単3 4本	1
6	蘇生用具	手動式蘇生器	手動式吸引器付	1
7		吸引用カテーテル	18Fr	1
8		経鼻用エアウェイ	6・7・8mm 各1	3
9	蘇生気管挿管用具	喉頭鏡	マッキントッシュ 大・中・小 単2 2本	1
10		気管内チューブ	Pカフ付 7・8・9 各1	3
11		スタイレット	中	1
12		マギル鉗子	大・小 各1	2
13		舌圧子	金属製 5枚	5
14	外科用具	パイトブロック	大・小 各1	2
15		救急外科セット	エマジン EM-100	5
16		止血鉗子	ペアン 14cm	2
17	衛生資材	外科剪刀	直 14cm	2
18		滅菌ガーゼ	尺角 5枚入	10
19		カット綿	容器入	2
20		綿球	容器入	2
21	創傷	紙絆創膏	12個入	1
22		包帯	4・5・6裂 反巻 各1	3
23		伸縮包帯	S 5cm 6巻、M 7.5cm 5巻、L 9cm 4巻 各1	3
24		伸縮絆創膏	テーピングテープ EL	6
25		縫合用ステープラー	レギュラー35針	3

NO	区分	品名	規格	数量
26	医療用資材	三角巾	105×105×150cm	5
27		雑剪刀	ステンレス 24cm	1
28		水桶	布製 6ℓ	1
29		タオル	白	5
30		医療用手袋	7/7.5 各5	10
31		膿盆	ステンレス 21cm	1
32		シーツ	白 ビニール 2m	5
33		デイスシート	500×600mm	5
34		救急シート	保温用	5
35		トリアージタグ	3枚複写・防水性ユボ紙 50枚/箱	1
36	医薬品	サインペン	赤・黒 各1	2
37		ラップフィルム	30cm×20cm	1
38		白色ワセリン	500g	1
39		消毒用エタノール	500ml	1
40		イソジンスクラブ	7.5% 500ml	1
41		ニトロール	舌下錠 100錠	1
42		キシロカインホリアン注	1% 5ml×10A	1
43		ボスミン注	0.1% 1ml×20A	1
44		ブドウ糖液	5% 500ml	2
45		生理食塩水	500ml	2
46	補液	乳液リンケル液	500ml	2
47		デイスボシリレンジ	2.5ml 22G 付	10
48		デイスボシリレンジ	5ml 22G 付	10
49		デイスボシリレンジ	10ml 22G 付	10
50		デイスボシリレンジ	20ml 針無	10
51		デイスボ注射針	18G	10
52	注射	デイスボ注射針	23G	10

※42・43 災害対策室(危機管理課隣)にて保管

NO	区分	品名	規格	数量
53	輸液	静脈留置針	18G	5
54		輸液セット	ディスボ	10
55		駆血帯	アメゴム	3
56		イルリガードル	アルミ製 折畳み式	1
57		救急箱 1・2・3 号	EM-5 型 各 1	3
救急外科セット EM-100				
1	外科用具	持針器	マッチュー 16cm	1
2		止血鉗子	コッヘル 有直 14.5cm	2
3		止血鉗子	ペアン 無直 14.5cm	2
4		止血鉗子	東大糸通し 14.5cm	1
5		外科剪刀	両鈍反 14cm	1
6		外科剪刀	片尖直 14cm	1
7		ピンセット	有鉤 13cm	2
8		ピンセット	無鉤 13cm	1
9		消息子	18cm	1
10		替刃メス	No.10 20 入	1
11		替刃メス	No.11 20 入	1
12		メス柄	柄 No.3	1
13		針付縫合糸	シルクブレード [®] 2-0 10 入	1
14		針付縫合糸	シルクブレード [®] 3-0 10 入	1
15		ディスボ注射器	針付 10cc	1
16		有鉤消息子	ローゼル氏	1
17		手術用手袋	7・7.5 号	2
18		カスト	専用アルミカストケース	1

11. 支所が保管する災害用医療資器材一覧

1号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
1	綿球 (トリコーム)	50 g × 10 袋	箱	1
2	紙バンソウコウ	マイクロアサージカルテープ 1 インチ (12 コ入) 2 インチ (6 コ入)	箱 〃	1 1
3	膿盆	ガーグルベース (ディスポ)	枚	5
4	手術衣	サイラスアサージカルガウン XL サイズ	枚	20

2号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
5	注射器	2.5 ml SS-02SZ	本	100
6	注射器	5 ml SS-05SZ	本	100
7	注射器	10 ml SS-10ESZ	本	100
8	注射器	20 ml SS-20ESZ	本	100
9	翼状針	セーフタッチ PSV セット 04-513 06-903 翼付静注針 D タイプ	本	25
10	注射針	18G Lg 1・1/2 インチ RB JS-NR1838SP(501862152)	本	100
11	注射針	22G Lg 1・1/4 インチ RB JS-NR2232SP(502252152)	本	100
12	サーフロ留置針	22G C 型 SR-FS2232 22G タイプ 1・1/4	本	25
13	バンドエイド (オーキューバンエコ)	M200 枚入り 039981(OQEM)	箱	1
14	ペーパーマスク	50 枚入 サージマスク TC グリーン	箱	2

3号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
15	弾力包帯 (ククロン)	No.4 7.5cm×4.5cm 6 巻	箱	5
16	三方活栓 (17-022)	3way ロック グリーン	箱	1
17	生理食塩水	1 リットル ヒカリ広口用	本	10

4号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
18	点滴セット	シュアプラグ AD 輸液セット SP-DW30P03	セット	25
19	手術用ゴム手袋	シグネチャーラテックスエッセンシャル MSG5965 6.5 MSG5970 7.0 MSG5975 7.5	双 〃 〃	50 50 50
20	万能壺	250 ミリットル (ステンレス)	個	5
21	覆布 (JMS シーツ)	ディスポ 小 穴ナシ JN-SG3 手術用シーツ 50×60	枚	50

5号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
22	ソフラチュール	10 cm×10 cm 10 枚入り	袋	1
23	キシロカイン静注	2% 5ミリリットル	アンプル	10
2423	ボルタレン錠 ロキソプロフェン Na 錠	25 mg 60 mg	錠	100
2524	イブプロフェン錠 NIG アセトアミノフェン錠	100 mg 200 mg	錠	100
2625	アルタット ファモチジン D 錠	75 mg 10 mg	カプセル	100
27	ブスコパン注	20 mg	アンプル	10
2826	ブスコパン錠	10 mg	錠	100
2927	センノシド錠	12 mg	錠	100
3028	PL 顆粒	1.0 g	包	100
3129	ヘモポリザン軟膏	2 g	個	70
32	セルシン錠	5 mg	錠	100
3330	フロセミド錠	40 mg	錠	100
3431	硝酸イソソルビドテープ	40 mg	枚	28
3532	ソルコーテフ注	100 mg	本	20
3633	ネオフィリン注	250 mg 2.5% 10 ミリリットル	アンプル	10
3734	メプチンエアー (喘息)	10 μg 100 回	キット	1
38	ジアゼパム注	5 mg 1 ミリリットル	アンプル	10
3935	セファゾリナトリウム注射 用	1 g	バイアル	10
4036	セファペンピホキシル塩酸塩	100 mg	錠	100
4137	オラスポア (ドライシロップ)	100 mg (1g ヒート入) 抗生物質(子ども)	包	120
4238	ケトプロフェンパップ		袋	20
4339	ぶどう糖	20% 20 ミリリットル	本	50
4440	ソルラクト輸液	500 ミリリットル	本	20

6号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
45	延長チューブ	Lg 2m 001503	本	50
46	ナースキャップ	100 枚入り Lサイズ 76171	箱	1
47	生理食塩水	100 ミリリットル	本	20

7号セット

No.	品 名	規 格	単 位	数 量
48	マルチテトラゼ (ガーゼ)	8 折ガーゼ 1 パックあた り 5 枚入り×20 パック =1 箱	箱	3

(災害時用)

医薬品・衛生材料 注文受払書

様

年	月	日
AM	・ PM	:

救護所 担当:
TEL:

No.	品名	規格	数量	製造番号	有効期限
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

受払	年 月 日 AM・PM :	
	払出者:	
	受領者:	
備考		

災害時診療録

No.				年	月	日	AM・PM	:
受診者記入欄	フリガナ 氏名		男 女	生年月日（明・大・昭・平・令） 年 月 日				
	住所							
	TEL							
	相談内容（自覚症状）							
	治療中の病気・飲んでいる薬							
	アレルギーの有無 ☐ 有（ ） ☐ 無							

所見(O): 意識: 呼吸数: /分 脈拍: /分 血圧: / mmHg	診断(A): 重症度 (○を付す) 黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑 処置・処方(投薬・注射)(P):
--	---

救護所名			
記載者名		所属	

※救護班長へ提出

傷 病 者 一 覧

救護所

No.	氏名	年齢	性別	住所	トリアージ区分	傷病部位・症状	搬送	搬送先
1			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
2			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
3			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
4			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
5			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
6			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
7			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
8			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
9			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
10			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
11			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
12			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
13			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
14			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			
15			男 ・ 女		黒 ・ 赤 ・ 黄 ・ 緑			

※救護班長へ提出

診療日誌

(医師用)

年 月 日 (曜日)	救護班長
-----------------------------	------

傷病者数	名
重症度別数	黒 名 ・赤 名 ・黄 名 ・緑 名
出勤者氏名	従事時間
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM
	AM ・ PM ～ AM ・ PM

搬送者

氏名	重症度(○を付す)	搬送先
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	
	赤 ・ 黄 ・ 緑	

業務日誌

(職種ごとに記入すること)

年 月 日 (曜日)	責任者
職種	歯科医師 ・ 薬剤師 ・ 看護師/保健師 ・ 事務職員

[illegible][illegible]

※救護班長へ提出

松戸市防災会議医療部会設置要綱

(設置)

第1条 松戸市防災会議条例（昭和38年松戸市条例第8号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、松戸市防災会議に松戸市防災会議医療部会（以下「医療部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 医療部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 医療救護活動マニュアルの策定に関すること。
- (3) 災害時の医療救護活動に係る関係機関との調整に関すること。

(部会長及び副部会長)

第3条 条例第5条第3項の規定により松戸市防災会議の会長が指名する部会長は、医師会長とする。

2 医療部会に副部会長1名を置き、健康福祉部長をもって充てる。

3 条例第5条第5項の規定により部会長があらかじめ指名する者は、副部会長とする。

(会議)

第4条 医療部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(松戸市災害医療コーディネータ)

第5条 医療部会に松戸市災害医療コーディネータを置き、防災会議の委員又は条例第4条第2項の規定により委嘱若しくは任命を受けた専門委員のうちから、部会長が指名する。

2 松戸市災害医療コーディネータは、災害時に松戸市災害医療対策本部と連携し、医療救護活動に係る関係機関との調整を行う。

(庶務)

第6条 医療部会の庶務は、保健医療を担当する課及び防災を担当する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

松戸市災害時医療救護活動についての協定書

松戸市を「甲」とし、一般社団法人松戸市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、松戸市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、松戸市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣、または医師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき、編成した医療救護班、または医師を救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班を編成する場合の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 医 師
- (2) 看 護 師
- (保 健 師) 若干名
- (3) そ の 他
- 補 助 事 務

（医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護班、または乙所属の医師は、甲が避難場、医療施設または災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 後方医療施設への転送の要否及び、転送順位の決定
- (4) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (5) 助 産
- (6) 死亡の確認（死体検案等）

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、乙所属の災害医療コーディネーターが行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の医療救護班、または医師の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の医療救護班、または医師は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第9条 救護所、または避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合、乙所属の医療救護班、または医師は、甲が指定する後方医療施設に対しその受入れを要請することができる。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償等）

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）医療救護班の編成・派遣、医師の派遣に伴うもの。

ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費。

イ 医療救護班、または医師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償。

ウ 乙所属の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費。

（2）合同訓練時における医療救護活動の前第1号に係る経費。

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定める「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」によるものとする。

（平時の情報共有等の連携について）

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、「松戸市防災会議」の専門部会である@松戸市防災会議医療部会」にて平時から情報共有等の連携を図ることとする。

（細 目）

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める「松戸市災害時医療救護活動実施細目」によるものとする。

（協定の期間）

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日1カ月前までに、甲または乙から解除の意思表示がないときは、更に1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定等）

第16条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議して定める。また、この協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が誠意をもって協議し、これを定める。

附 則

（旧協定書の破棄）

1 この協定の締結をもって、甲と乙の昭和56年8月1日付け松戸市災害時医療救護活動についての協定書は破棄することとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和5年2月1日

(甲) 松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 本郷谷 健次

(乙) 松戸市竹ヶ花45番地の53
一般社団法人松戸市医師会
会 長 川越 正平

松戸市災害時医療救護活動実施細目

令和5年2月1日付けをもって締結した「松戸市災害時医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第14条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の緊急活動）

- 第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第2条第1項の定めによる甲からの要請を待たずに医療救護活動を実施した場合は、初動後直ちに甲に報告するものとする。
- 2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動時において甲の要請があったものとみなす。

（費用弁償等）

- 第2条 前条により救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求・報告）

- 第3条 協定書第12条及び、前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後速やかに、乙が一括して次により、甲に請求・報告するものとする。
- (1) 医療救護班派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請求書（様式1）に医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿（様式1-1）及び医療救護診療記録（様式1-2）を添えて請求するものとする。
 - (2) 医療救護班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による費用弁償等請求書（様式1）に薬品・衛生材料使用報告書（様式2）を添えて請求するものとする。
 - (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書（様式3）に事故傷病者概要（様式3-1）を添えて報告するものとする。
 - (4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、前(1)から(3)の定めを準用する。
 - (5) 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は、前(1)による費用弁償等請求書（様式1）に物件損傷等報告書（様式4）を添えて請求するものとする。
 - (6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則（昭和23年規則第19号）で定める様式を準用するものとする。

（費用弁償等の支払）

- 第4条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適当と認めたときは、協定書第12条第2項による基準により算定した額を、速やかに乙に支払うものとする。

医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

松戸市（以下「甲」という。）と一般社団法人松戸市医師会（以下「乙」という。）との間において令和5年2月1日締結した「松戸市災害時医療救護活動についての協定書」及び「松戸市災害時医療救護活動実施細目」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第1条 医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、1回出動につき、次のとおりとする。

- | | | |
|-------|-----|-----------|
| (1) 医 | 師 | 金 45,000円 |
| (2) 看 | 護 師 | 金 10,000円 |
| (3) 事 | 務 | 金 8,600円 |

2 医療救護活動の時間が3時間を超える場合は、次の1時間単位に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

- | | | |
|-------|-----|-----------|
| (1) 医 | 師 | 金 15,000円 |
| (2) 看 | 護 師 | 金 3,340円 |
| (3) 事 | 務 | 金 2,870円 |

3 医療救護活動の従事時間が午後5時から同10時まで、及び午前5時から同9時までの場合は、それぞれの単価の100分の125を、また、午後10時から午前5時までの場合は100分の150により算出した額とする。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 医療救護班または医師が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の費用は、実費とする。

2 後方医療施設及び救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷に係る経費は実費とする。

（扶助費）

第3条 医療救護に従事した者が負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費については、「非常勤職員に係る災害補償に関する規則（平成10年松戸市規則第64号）」または、「千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）」による補償額等をもって補償する。

（合同訓練参加経費）

第4条 合同訓練参加者に対する実費弁償の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------|-----|-----------|
| (1) 医 | 師 | 金 28,000円 |
| (2) 看 | 護 師 | 金 5,200円 |
| (3) 事 | 務 | 金 3,070円 |

2 医薬品等の実費弁償及び扶助費については、第2条及び第3条の規定を準用する。

（実費弁償等の支払い）

第5条 甲は、乙の業務完了後、医療救護活動に従事した各医師等に対し、本覚書に規定された実費弁償等の金額を支払うものとする。ただし、源泉徴収を要するものについては、源泉徴収税額を控除のうえ支払うものとする。

（医事紛争の処理）

第6条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に維持紛争が発生した場合においては、甲は乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

(旧覚書の破棄)

- 1 本覚書の締結をもって、甲と乙の平成7年4月1日付け「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」は破棄することとする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各一通保有する。

令和5年2月1日

甲 松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 本郷谷 健次

乙 松戸市竹ヶ花45番地の53
一般社団法人松戸市医師会
会 長 川越 正平

松戸市災害時歯科医療活動に関する協定書

松戸市（以下「甲」という。）と社団法人松戸歯科医師会（以下「乙」という。）とは、甲乙間において松戸市地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療活動に対する乙の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

（歯科医療班の派遣）

第1条 甲は、災害が発生し、松戸市地域防災計画に基づき歯科医療活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の歯科医療班の派遣要請を受けた場合は、直ちに歯科医師、歯科衛生士及び歯科助手それぞれ若干名をもって歯科医療班を編成し、避難所、救護所等に派遣するものとする。

（災害歯科医療計画の策定及び提出）

第2条 乙は、本協定に基づく医療活動を実施するため、災害歯科医療計画を策定し、甲に提出するものとする。

（歯科医療班の業務）

第3条 歯科医療班は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する救護所において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 歯科医療に係る応急処置
- (2) 歯科診療記録等による被災者の身元確認
- (3) 病院又は診療所(以下「後方歯科医療施設」という。)への転送の可否及び転送順位の決定

（指揮命令）

第4条 歯科医療班に係る指揮命令及び歯科医療班の業務に係る連絡調整は、乙が行うものとする。

（歯科医療班の輸送等）

第5条 歯科医療班の避難所、救護所等への輸送は、原則として乙が行うものとする。

2 歯科医療班の医療活動に必要な医薬品等は、原則として、乙が調整し、避難所、救護所等に輸送するものとする。

3 歯科医療班の医療活動に必要な給水及び歯科医療班の職員に対する給食は、甲が行うものとする。

（後方歯科医療施設における医療）

第6条 甲は、救護所又は避難所等において、後方歯科医療施設における治療を必要とする患者があった場合は、第3条第3号の規定による歯科医療班の決定に従い、乙が指定する後方歯科医療施設に転送し、医療を行うものとする。

（医療費）

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 前条の規定により患者が転送された後方歯科医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（防災訓練への参加）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せて担当するものとする。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合及び前条の規定により防災訓練に参加した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

(1) 歯科医療班の編成、派遣に伴うもの

① 歯科医療班の派遣に要する経費

② 歯科医療班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

③ 歯科医療班の医師等が歯科医療活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の規定により、甲が負担することとなる費用の額等については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(補 則)

第10条 本協定書に定めるもののほか、歯科医療活動の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通保有する。

平成7年7月20日

甲 千葉県松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 川井 敏久

乙 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
社団法人松戸歯科医師会
会 長 高田 圭祐

松戸市災害時歯科医療活動実施細目

平成7年7月20日付けをもって締結した「松戸市災害時歯科医療活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第10条に基づく実施細目は、次のとおりとする。

（歯科医療の緊急活動）

第1条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断し、協定書第1条第1項の規定による甲の要請を待たずに歯科医療活動を実施した場合は、当該活動の開始後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の規定による報告があったものについては、当該歯科医療活動を開始するに当たり甲の要請があったものとみなす。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、避難所等に設置する救護所のほか必要と認めたときは、乙が指定した後方歯科医療施設に救護所を設置するものとする。

2 甲は、災害状況により必要と認めるときは、前項の規定による後方歯科医療施設のほか、歯科医療活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設等に救護所を設置するものとする。

（費用弁償等）

第3条 前条の規定により救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療活動による施設、設備の補修に要する費用は、甲が負担する。

（費用の請求）

第4条 甲は乙に対し、協定書第9条及び前条の規定による費用の請求をするときは、当該歯科医療活動終了後速やかに、次のとおり一括して行うものとする。

- (1) 歯科医療班の派遣に係る費用は、「費用弁償等請求書」（様式1）に各歯科医療護班ごとの「歯科医療班活動報告・歯科医療班員名簿」（様式1-1）及び「歯科医療診療記録」（様式1-2）を添付すること。
- (2) 歯科医療班が携行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、費用請求書に「薬品・衛生材料使用報告書」（様式2）を添付すること。
- (3) 歯科医療班の医師等が歯科医療活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は「事故報告書」（様式3）に「事故傷病者概要」（様式3-1）を添付すること。
- (4) 後方歯科医療施設及び救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療活動による施設、設備等の補修に要する費用は、費用請求書に「物件損傷等報告書」（様式4）を添付するものとする。

（費用弁償等の支払い）

第5条 甲は、前条により乙から費用の請求があった場合は、費用請求書及び報告書等の内容を審査のうえ、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

歯科医療活動に係る費用弁償等に関する覚書

松戸市（以下「甲」という。）と社団法人松戸市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、甲乙間において平成7年7月20日締結した松戸市災害時歯科医療活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第9条第1項の規定により甲が負担する費用について、同条第2項の規定により、次にとおり覚書を締結する。

（歯科医療従事者の派遣に要する費用）

第1条 歯科医療活動の従事者に対する派遣に要する費用の額は、1回出勤につき、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 歯 科 医 師 | 45,000円 |
| (2) 歯科衛生士 | 9,600円 |
| (3) 歯 科 助 手 | 8,600円 |

2 歯科医療活動の従事時間が3時間を超える場合は、前項の規定による額に次の1時間単価に当該超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 歯 科 医 師 | 15,000円 |
| (2) 歯科衛生士 | 2,400円 |
| (3) 歯 科 助 手 | 2,150円 |

3 歯科医療活動の従事時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの間である場合は、当該従事時間につき、前2項に規定する額の100分の125を、午後10時から午前5時までの間である場合は、当該従事時間につき、前2項に規定する額の100分の150を乗じて得た額を加算するものとする。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 協定書第9条第1項第2号の規定により甲が負担する費用は、医薬品、衛生材料及び歯科医療活動により施設、設備等の補償に要する費用とする。

（扶助費）

第3条 歯科医療活動に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年松戸市条例第29号）」に準じて算出した額に、天才危険担保特約付普通傷害保険による補償額等を加算した額とする。

2 前項の普通傷害保険の保険料は、甲の負担とする。

（防災訓練参加経費）

第4条 協定書第8条の規定により、防災訓練の参加者の費用は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 歯 科 医 師 | 28,000円 |
| (2) 歯科衛生士 | 5,200円 |
| (3) 歯 科 助 手 | 4,660円 |

2 医薬品等の実費弁償及び扶助費については、第2条及び第3条の規定を準用する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年7月20日

甲 千葉県松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 川 井 敏 久

乙 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
社団法人松戸歯科医師会
会 長 高 田 圭 祐

災害時における医療救護活動についての協定書

松戸市（以下「甲」という。）と社団法人松戸市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、松戸市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、甲の指定する応急救護所等に薬剤師を派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定）

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定しておくものとする。

（医療救護活動の内容）

第4条 乙が行う医療救護活動の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急救護所等における調剤業務
- (2) 医薬品の管理及び調達業務
- (3) その他医療救護活動に必要な業務

（指揮命令）

第5条 応急救護所等に派遣された薬剤師の指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、乙が行うものとする。

（医薬品等の輸送）

第6条 医療救護活動に必要となる医薬品等は、原則として、乙が本部に発注し、応急救護所等に輸送を依頼するものとする。

2 薬剤師の応急救護所等の交通手段は、原則として乙が確保するものとする。

（合同防災訓練）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同防災訓練に参加するとともに、当該訓練中、参加者のうちから傷病者が発生した場合の医療救護を行うものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合及び前条の規定により防災訓練に参加した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 薬剤師が医療救護活動において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項の規定により甲が負担する額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(薬事紛争発生の措置)

第9条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に薬事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(期 間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 甲又は乙が前項の協定期間の満了の日の1ヶ月前までに、相手方に対して更新しない旨の意思表示をしないときは、従前の協定と同一の条件で協定期間を1年間更新するものとする。以後期間満了となる場合も同様とする。

(協 議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通保有する。

平成22年4月1日

(甲) 松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 川 井 敏 久

(乙) 松戸市竹ヶ花45番地の53
社団法人松戸市薬剤師会
会 長 菅 原 玲 子

医療救護活動に係る費用負担に関する覚書

松戸市（以下「甲」という。）と社団法人松戸市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、甲乙間において平成22年4月1日締結した災害時における医療救護活動についての協定書（以下「協定書」という。）第8条第1項の規定により甲が負担する費用について、同条第2項の規定により、次のとおり覚書を締結する。

（薬剤師の派遣に要する費用）

第1条 医療救護活動に従事する薬剤師の派遣に要する費用の額は、1回の出動につき、23,000円とする。

2 医療救護活動の従事時間が3時間を超える場合は、1時間につき、7,600円を前項の規定による額に加算するものとする。

3 医療救護活動の従事時間が午後5時から午後10時まで又は午前5時から午前9時までの間にわたる場合は、当該従事時間につき、前2項の規定により算出した額に100分の125（午後10時から午前5時までの間については、100分の150）を乗じて得た額とする。

（医薬品等の費用弁償）

第2条 協定書第8条第1項第2号の規定により甲が負担する額は、医薬品及び衛生材料の実費とする。

（合同防災訓練参加経費）

第3条 乙が甲の要請に基づき合同防災訓練に参加した場合における甲の負担する額は、参加者1人につき14,300円とする。

（扶助費）

第4条 医療救護活動に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年松戸市条例第29号)の例により算出した額とする。

この覚書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年4月1日

(甲) 松戸市根本387番地の5
松戸市
松戸市長 川井 敏久

(乙) 松戸市竹ヶ花45番地の53
社団法人松戸市薬剤師会
会長 菅原 玲子

松戸市災害時保健医療救護活動マニュアル

平成28年5月

(令和●年●月一部改訂)

〔 検討・作成 事務局	松戸市防災会議医療部会	〕
	松戸市健康医療部健康医療政策課	
	松戸市総務部危機管理課	

松戸市災害時医療救護活動マニュアル(改訂案)

新旧対照表

(令和 7年5月)

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ	改訂前	改訂後																																								
なし	発災時の行動 <table><tr><th colspan="2">団体名</th><th>参集基準</th><th>参集場所</th><th>住所</th></tr><tr><td>医師会</td><td>医師会員</td><td>震度6弱 自動参集</td><td>災害拠点病院・協力病院</td><td>10か所の病院前救護所</td></tr><tr><td>歯科医師会</td><td>歯科医師会員</td><td>震度6弱 自動参集</td><td>災害拠点病院・協力病院</td><td>10か所の病院前救護所</td></tr><tr><td>薬剤師会</td><td>薬剤師会員</td><td>震度6弱 自動参集</td><td>災害拠点病院・協力病院</td><td>10か所の病院前救護所</td></tr></table>	団体名		参集基準	参集場所	住所	医師会	医師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	10か所の病院前救護所	歯科医師会	歯科医師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	10か所の病院前救護所	薬剤師会	薬剤師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	10か所の病院前救護所	発災時の行動 <table><tr><th colspan="2">団体名</th><th>参集基準</th><th>参集場所</th><th>住所</th></tr><tr><td>医師会</td><td>医師会員</td><td>震度6弱 自動参集</td><td>災害拠点病院・協力病院</td><td>9か所の病院前救護所</td></tr><tr><td>歯科医師会</td><td>歯科医師会員</td><td>震度6弱 自動参集</td><td>災害拠点病院・協力病院</td><td>9か所の病院前救護所</td></tr><tr><td>薬剤師会</td><td>薬剤師会員</td><td>震度6弱 自動参集</td><td>災害拠点病院・協力病院</td><td>9か所の病院前救護所</td></tr></table>	団体名		参集基準	参集場所	住所	医師会	医師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	9か所の病院前救護所	歯科医師会	歯科医師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	9か所の病院前救護所	薬剤師会	薬剤師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	9か所の病院前救護所
団体名		参集基準	参集場所	住所																																						
医師会	医師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	10か所の病院前救護所																																						
歯科医師会	歯科医師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	10か所の病院前救護所																																						
薬剤師会	薬剤師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	10か所の病院前救護所																																						
団体名		参集基準	参集場所	住所																																						
医師会	医師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	9か所の病院前救護所																																						
歯科医師会	歯科医師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	9か所の病院前救護所																																						
薬剤師会	薬剤師会員	震度6弱 自動参集	災害拠点病院・協力病院	9か所の病院前救護所																																						
7 10 11	第1章 災害時保健医療の体制 第3節 松戸市の災害時保健医療体制 3 指揮命令系統の体系及び関係機関・団体等の主な役割 (1)指揮命令系統 <図> (2)関係機関・団体等の主な業務 <略> ⑨ 病院前救護所 場所:災害拠点病院及び災害医療協力病院 計10箇所 <略> ⑪ 避難所 106箇所	第1章 災害時保健医療の体制 第3節 松戸市の災害時保健医療体制 3 指揮命令系統の体系及び関係機関・団体等の主な役割 (1)指揮命令系統 <図> 遺体収容所を追加 (2)関係機関・団体等の主な業務 <略> ⑨ 病院前救護所 場所:災害拠点病院及び災害医療協力病院 計9箇所 <略> ⑪ 避難所 <削除>																																								
17	第3節 松戸市救護本部の活動内容 <略> 5 活動事項 (12)遺体 安置 所の設置・運営	第3節 松戸市救護本部の活動内容 <略> 5 活動事項 (12)遺体 収容 所の設置・運営																																								

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ	改訂前	改訂後												
20	第5節 救護所の設置 <table border="1"> <tr> <td></td><td>病院前救護所</td><td>学校救護所</td></tr> <tr> <td>③設置場所</td><td>○市内災害拠点病院及び災害医療協力病院 全10病院</td><td>○市内小・中学校の一部 全17箇所</td></tr> </table> 〔救護所開設の流れイメージ図〕 <図>学校救護所 ※発災24時間以内に開設		病院前救護所	学校救護所	③設置場所	○市内災害拠点病院及び災害医療協力病院 全10病院	○市内小・中学校の一部 全17箇所	第5節 救護所の設置 <table border="1"> <tr> <td></td><td>病院前救護所</td><td>学校救護所</td></tr> <tr> <td>③設置場所</td><td>○市内災害拠点病院及び災害医療協力病院 全9病院</td><td>○市内小・中学校の一部 全17箇所</td></tr> </table> 〔救護所開設の流れイメージ図〕 <図>学校救護所 ※発災24時間後に開設		病院前救護所	学校救護所	③設置場所	○市内災害拠点病院及び災害医療協力病院 全9病院	○市内小・中学校の一部 全17箇所
	病院前救護所	学校救護所												
③設置場所	○市内災害拠点病院及び災害医療協力病院 全10病院	○市内小・中学校の一部 全17箇所												
	病院前救護所	学校救護所												
③設置場所	○市内災害拠点病院及び災害医療協力病院 全9病院	○市内小・中学校の一部 全17箇所												
26	2 病院前救護所の活動内容 <略> (3)要員の参集 ②参集人員の配分 <略> ○市職員は、救護所に直行して設営・トリアージ物品整備等に関与する者を予め設定しておき、発災時に適切に参集する。	2 病院前救護所の活動内容 <略> (3)要員の参集 ②参集人員の配分 <略> ○市職員は、一括集約ののち救護所に向かい設営・トリアージ物品整備等を行う。												
44	第3章 災害時の具体的な医療救護活動内容 <略> 第6節 死体検案・検視等 2 手順等 <略> (2)遺体安置所(松戸市北山会館)への遺体の搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施する。<略> (3)遺体安置所(松戸市北山会館)において、遺体の搬入・受付を行い、搬送した者から発見場所等の聞き取りを行う。<略> <略> (8)遺体安置所(松戸市北山会館)にきた行方不明者の家族等の対応(安否確認、身元確認、遺体引き渡し等)を行う。<略>	第3章 災害時の具体的な医療救護活動内容 <略> 第6節 死体検案・検視等 2 手順等 <略> (2)遺体収容所(松戸市北山会館)への遺体の搬送は、警察署、消防局、消防団、遺族又は自主防災組織等が協力して実施する。<略> (3)遺体収容所(松戸市北山会館)において、遺体の搬入・受付を行い、搬送した者から発見場所等の聞き取りを行う。<略> <略> (8)遺体収容所(松戸市北山会館)にきた行方不明者の家族等の対応(安否確認、身元確認、遺体引き渡し等)を行う。<略>												
45	3 留意事項 (1)遺体の安置	3 留意事項 (1)遺体の収容												

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ	改訂前	改訂後																				
	○遺体は、遺体安置所(松戸市北山会館)に安置し、腐敗等を防ぐ手立てを講じる。また、救護所や避難所等において適切な場所(可能な限り安全で清潔な場所)が確保できた場合には、その場所へ一時的に遺体を安置する。 <略> (3)遺体の洗浄 遺体安置所(松戸市北山会館)においては、遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒等を行う。 <略> (7)遺体の保管 身元が識別されない遺体又は、短期日の間に埋葬することが困難な場合には、遺体安置所(松戸市北山会館)において腐敗や腐臭並びに感染症対応について、関係機関と連携し冷却保存等の必要な措置を実施する。	○遺体は、遺体収容所(松戸市北山会館)に安置し、腐敗等を防ぐ手立てを講じる。また、救護所や避難所等において適切な場所(可能な限り安全で清潔な場所)が確保できた場合には、その場所へ一時的に遺体を安置する。 <略> (3)遺体の洗浄 遺体収容所(松戸市北山会館)においては、遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒等を行う。 <略> (7)遺体の保管 身元が識別されない遺体又は、短期日の間に埋葬することが困難な場合には、遺体収容所(松戸市北山会館)において腐敗や腐臭並びに感染症対応について、関係機関と連携し冷却保存等の必要な措置を実施する。																				
61	第5章 資料編 10. 学校救護所が保管する災害用医療資器材一覧 <図>	第5章 資料編 10. 学校救護所が保管する災害用医療資器材一覧 <図> ※42・43 災害対策室(危機管理課隣)にて保管																				
63	11. 支所が保管する災害用医療資器材一覧 2号セット	11. 支所が保管する災害用医療資器材一覧 2号セット																				
	<table><tr><th>No.</th><th>品名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th></tr><tr><td>9</td><td>翼状針</td><td>セーフタッチPSVセット04-513 翼付静注針Dタイプ</td><td>本</td><td>25</td></tr></table>	No.	品名	規格	単位	数量	9	翼状針	セーフタッチPSVセット 04-513 翼付静注針Dタイプ	本	25	<table><tr><th>No.</th><th>品名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th></tr><tr><td>9</td><td>翼状針</td><td>セーフタッチPSVセット06-903 翼付静注針Dタイプ</td><td>本</td><td>25</td></tr></table>	No.	品名	規格	単位	数量	9	翼状針	セーフタッチPSVセット 06-903 翼付静注針Dタイプ	本	25
No.	品名	規格	単位	数量																		
9	翼状針	セーフタッチPSVセット 04-513 翼付静注針Dタイプ	本	25																		
No.	品名	規格	単位	数量																		
9	翼状針	セーフタッチPSVセット 06-903 翼付静注針Dタイプ	本	25																		

松戸市災害時医療救護活動マニュアル改訂案 新旧対照表

改訂後ページ

改訂前

改訂後

64

5号セット

No.	品 名	規 格	単位	数量
23	キシロカイン静注	2% 5ミリリットル	アンプル	10
27	ブスコパン注	20mg	アンプル	10
32	セルシン錠	5mg	錠	100
38	ジアゼパム注	5mg 1ミリリットル	アンプル	10

No.	品 名	規 格	単位	数量
24	ボルタレン錠	25mg	錠	100
25	イブプロフェン錠NIG	100mg	錠	100
26	アルタット	75mg	カプセル	100

5号セット

<削除>23・27・32・38

<変更>

No.	品 名	規 格	単位	数量
23	ロキソプロフェンNa錠	60mg	錠	100
24	アセトアミノフェン錠	200mg	錠	100
25	ファモチジンD錠	10mg	カプセル	100

削除した薬品に伴い、NO.一部繰り上げ

報告事項 (1)

令和 6 年度災害対応について

【風水害】

No.	発生日	発生原因	気象情報	降雨量（mm）		瞬間 最大 風速 （m / s）	被害状況	対応体制等
			注意報	時間最大	観測署			
			警 報	総雨量				
1	8/13	台風 8 号	雷	19.0	五香	15	道路冠水 1件 側溝閉鎖 2件 街路樹倒木 2件 街路樹傾倒 1件	情報体制等強化
			暴風 大雨	85.0	常盤平			

報告事項 (2)

災害時応援協定の新規締結について

【概要】

下記のとおり 10 団体と 10 件の協定を締結しました。

○災害時等における物資の供給及び被災者への一時的な施設等の提供に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定	【1 団体 1 件】
○大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時における物資の供給に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時における無人航空機による支援活動に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時の法律相談等に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時における相互連携・協力に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	【1 団体 1 件】
○災害時におけるランドリー施設及び有償設備の利用に関する協定	【1 団体 1 件】

1 新たに締結した協定（令和 6 年 6 月 1 日～令和 7 年 4 月 1 日）

- (1) 災害時における物資の供給及び被災者への一時的な施設等の提供に関する協定
ロイヤルホームセンター(株)様 (令和 6 年 6 月 1 日締結)
- (2) 災害時における被災者への一時的な施設等の提供に関する協定
(株)遊楽様 (令和 6 年 6 月 1 日締結)
- (3) 大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定
イワブチ(株)様 (令和 6 年 10 月 1 日締結)
- (4) 災害時における物資の供給に関する協定
(株)新井商店様 (令和 6 年 11 月 1 日締結)
- (5) 災害時における無人航空機による支援活動に関する協定
(一社) ドローン減災士協会関東地区連合会千葉支部様
(令和 6 年 11 月 1 日締結)
- (6) 災害時の法律相談等に関する協定
千葉県弁護士会様 (令和 6 年 11 月 1 日締結)

- (7) 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定
松戸市福祉用具事業所協議会様 (令和7年1月17日締結)
- (8) 災害時における相互連携・協力に関する協定
京葉瓦斯(株)様 (令和7年1月17日締結)
- (9) 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定
(株)アクティオ様 (令和7年3月31日締結)
- (10) 災害時におけるランドリー施設及び有償設備の利用に関する協定
トリオマネジメント(株)様 (令和7年4月1日締結)

2 今後の予定

- (1) 松戸市災害ボランティアセンターの設置に関する協定
まつど NPO 協議会様
- (2) 災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定
松戸市特別養護老人ホーム連絡協議会様

特殊災害対応訓練について

【概要】

- 特殊災害とは大規模な災害により要救助者が多数発生し、救助、救急活動が極めて困難な災害、また、航空機や鉄道、化学災害や生物剤による事故及びテロにより多数の傷病者が発生した災害。
- 消防局と関係機関が協力して安全、確実、迅速に負傷者の救出、救護、搬送等の一連の活動について連携強化を図り、各機関の活動について共通の認識を持つとともに、災害活動に万全を期することを目的。

1 令和 7 年度特殊災害対応訓練（案）

(1) 目的

この訓練は、多数傷病者発生時の初動対応能力向上を目的とする。

(2) 訓練想定

松戸市域に大規模地震が発生し、市内で同時多発的に災害が発生しており、主要道路が損壊したことにより消火及び救出救護活動が困難な状況で中高層建物火災等の発生により多数の傷病者が発生したもの

(3) 実施日時

令和 7 年 11 月 8 日（土）10 時 00 分から 12 時 00 分まで

(4) 実施場所

千葉県松戸市八ヶ崎四丁目 50 番地の 2 松戸市消防訓練センター

(5) 訓練参加機関（※予定）

- ア 千葉県警察松戸警察署
- イ 千葉県警察松戸東警察署
- ウ 千葉県警察警備部第三機動隊
- エ 陸上自衛隊需品学校
- オ 松戸市立総合医療センター
- カ 千葉西総合病院
- キ 市立総合医療センター附属看護専門学校
- ク 松戸市危機管理課
- ケ 松戸市消防局（主催）

(6) 訓練内容

- ア 警察・消防・自衛隊による消火、救出、救助及び応急救護活動
- イ 関係機関合同による指揮本部運用
- ウ 多数傷病者発生時における傷病者管理

- エ 医療機関による傷病者の救護、病院搬送
- オ 危機管理課による関係機関連絡調整活動

2 訓練実績

(1) 令和6年度 (R6. 11. 9)

ア 訓練想定

松戸市の直下に大地震が発生し、多数の傷病者が発生したもの

イ 参加関係機関

千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署・第三機動隊）、市立総合医療センター、千葉西総合病院及び松戸市消防局 計182名

(2) 令和5年度 (R5. 10. 18)

ア 訓練想定

地震災害の影響により、多数の傷病者が発生したもの

イ 参加関係機関

千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署・第三機動隊）、市立総合医療センター、千葉西総合病院、市立総合医療センター附属看護学校、危機管理課及び松戸市消防局 計194名

(3) 令和4年度 (R4. 10. 12)

ア 訓練想定

千葉県北西部を震源とした直下型地震の影響により、多数の傷病者が発生したもの（ブラインド型訓練）

イ 千葉県警察（松戸警察署・松戸東警察署・第三機動隊）、市立総合医療センター、千葉西総合病院、危機管理課及び松戸市消防局 計170名